



市原の古文書研究*第4集

飯香岡八幡宮文書
八幡・満徳寺文書
勝間・深山家文書
畑木・高石家文書

秋葉 平
上田洋子
佐野 彪
高澤恒子
山岸弘明

市原の古文書研究会

市原の古文書研究

* 第4集

市原の古文書研究会

秋葉平 上田洋子 佐野彪 高澤恒子 山岸弘明

市原の古文書研究

＊第4集

市原の古文書研究会

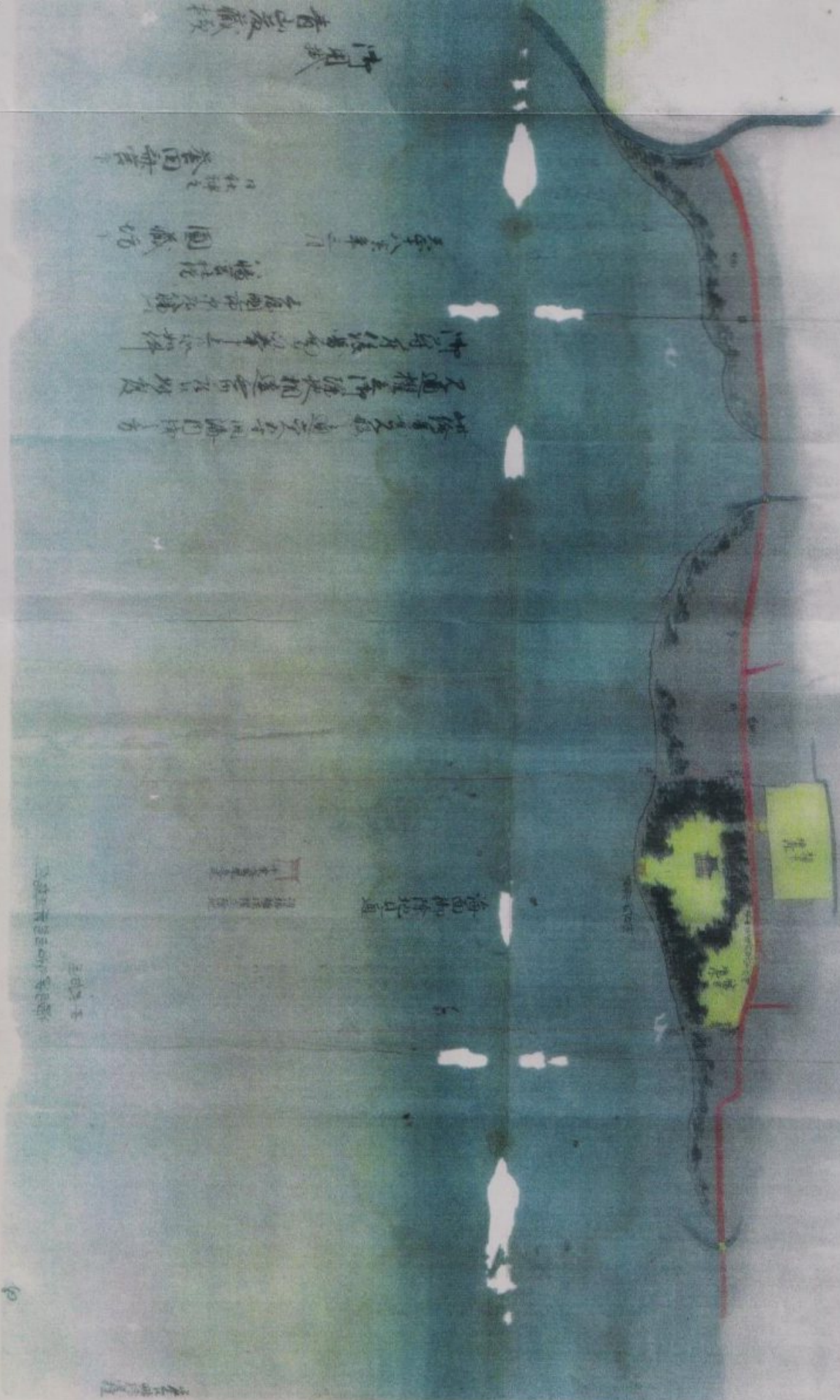
秋葉 平

上田洋子

佐野 彪

高澤恒子

山岸弘明



竹田

青山麓

谷田

天保八年三月

國藏坊

徳島院

左馬廐

中野

又通權

城守

御

海山

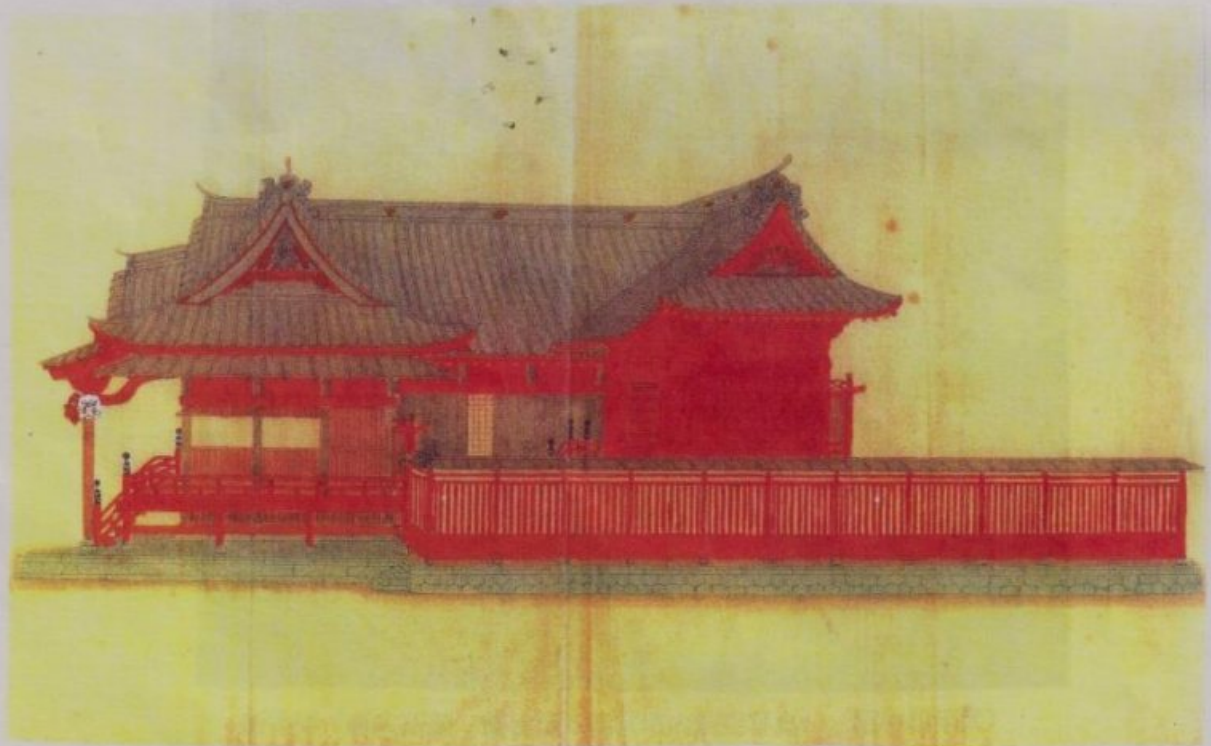
御

御

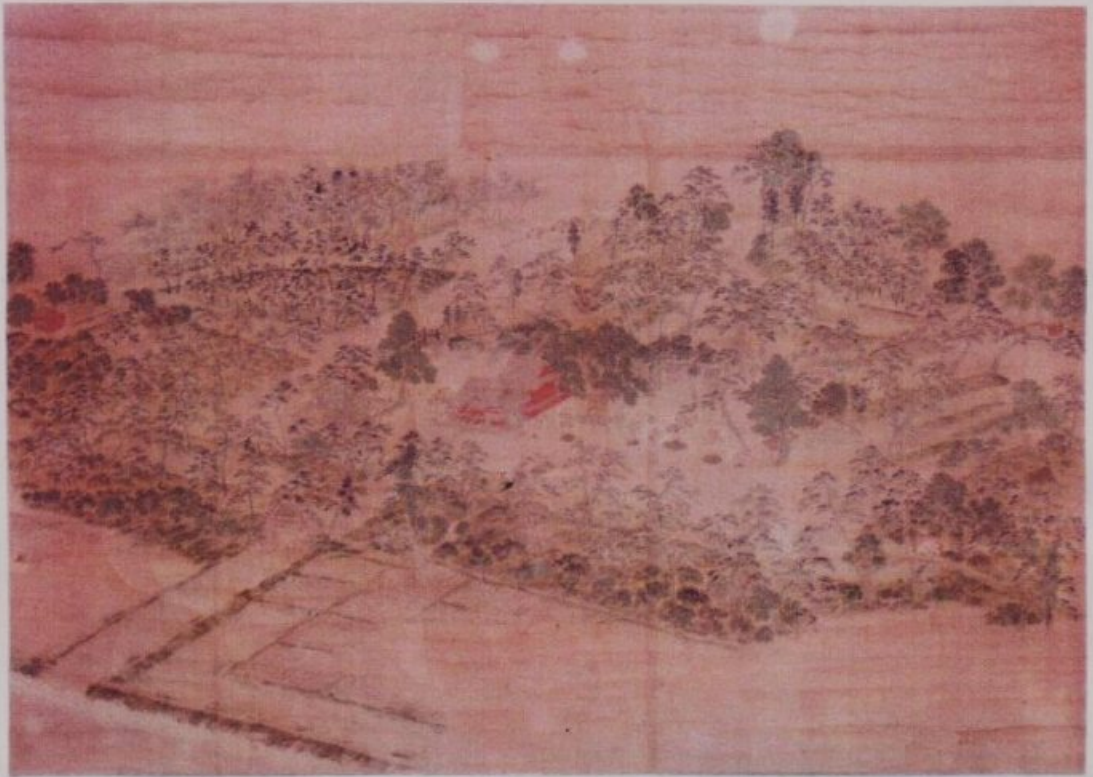
御

御

飯香岡八幡宮文書 4 3 「八幡村御書き上げ絵圖面控え写し」 (天正18年)



飯香岡八幡宮文書47、52「飯香岡八幡宮絵図」(江戸後期または明治はじめ)



飯香岡八幡宮掛け軸「飯香岡八幡宮境内図」(江戸後期または明治)



飯香岡八幡宮所蔵「飯香岡八幡宮境内航空写真」(昭和40年代)



現在の飯香岡八幡宮



飯香岡八幡宮秋の大祭



現在の満徳寺全景



満徳寺本堂



旧満徳寺本堂



満徳寺御墓堂



勝間・深山家



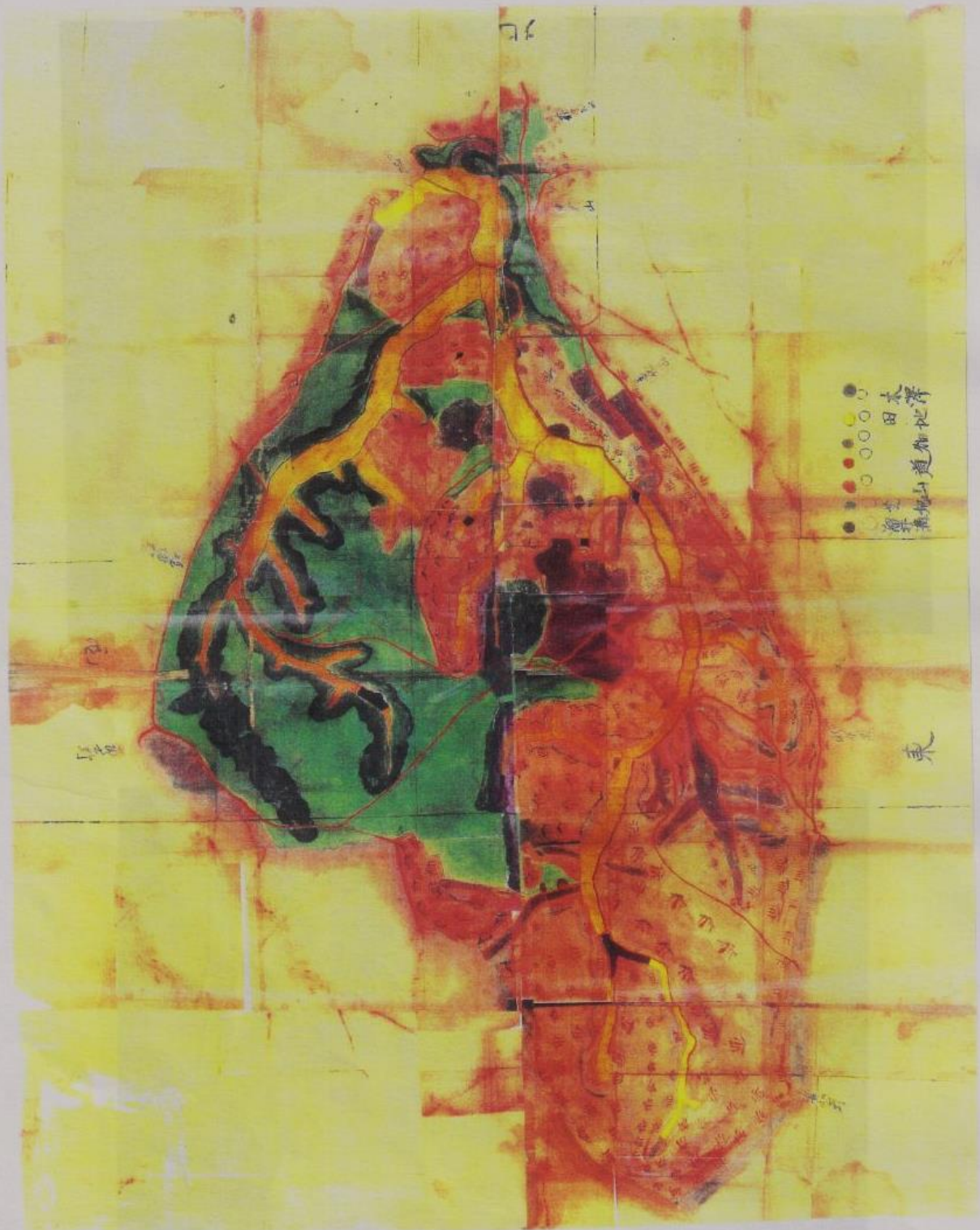
明治2年銘の役帳入れ



旗本曾根領を支配した小糸陣屋跡



勝間の桑山（かやま）用水堰（せき）



深山家文書「勝間村絵図」



畑木・高石家



畑木の明治維新義軍戦死者の碑



請西林藩真武根陣屋遺跡



林藩貝淵陣屋、貝淵地方役所跡

市原の古文書研究

* 第4集

表紙カバー

飯香岡八幡宮大絵馬、八幡村絵図

* 写真ページ

飯香岡八幡宮 八幡村、境内古絵図、社殿、大祭写真

満徳寺 現況、旧全景、本堂写真

勝間・深山家 深山家、用水せき、小糸陣屋跡写真

畑木・高石家 高石家、真武根、貝淵陣屋跡写真

凡例

* 古文書が語る勝間の歴史 佐野 彪 17

* 飯香岡八幡宮文書 考察と解読 25

* 八幡・満徳寺文書 考察と解読 137

* 勝間・深山家文書 考察と解読 153

* 畑木・高石家文書 考察と解読 255

* メンバー紹介、奥付け 324

市原の古文書研究会の主な刊行物

第1集 今関勘四郎・鶴舞井上藩仮藩邸御用留

第2集 金杉浜塩田資料集成

第3集 勝間、能満、君塚、八幡村文書

(以上既刊)

* 第5集 (平成21年刊行予定) 飯香岡八幡宮、深山家、高石家文書

(続き)

古都辺・秋葉家文書 (旧名主文書)

八幡・梅谷家文書

順次刊行予定 引き続き解読中の文書

八幡・市川家文書

勝間・佐野家文書

旧片町町有文書

八幡・寺島家文書 (旧名主文書)

金杉・今井家文書 (旧名主文書)

本書では難解な古文書が一般の人たちにも親しめるよう「読み下し文」で解読しました。

凡例

- ① 「旧仮名遣い」、「変体仮名」は現代仮名遣いに、「異体字」は正字とした。
- ② 漢字は原則として「常用漢字表」を用いた。表外文字は原文も記載したい場合、ワープロ内蔵範囲で表記し（ ）内に現代表記または読みを併記した。
- ③ 「常用音訓」外の読みは（ ）内に併記した。
- ④ 用字用語は主として「送り仮名の付け方」、「現代仮名遣い」に準拠した。表記は『現代国語表記辞典』の「標準的な現代表記」を参考にした。
- ⑤ 助詞の「てにをは」や接続詞のしかし、ただし、なお、またなどは原文漢字（ ）を省略した。
- ⑥ 敬語の「御」は領主など厳格な敬語に使用し、ぎよ、み、おんと読ませるときも漢字とした。通常仲間内の敬語は「お」とした。
- ⑦ 年号、干支（えと）の表外文字などは例外として「常用漢字表」に準じた。参考までに干支の読みを後記した。
- ⑧ 数字は解読は原文、その他は洋数字とした。洋数字は2桁の時半角で1桁および3桁以上を全角文字で表示した。解読以外の年号は平成20年または平成20年（2008）とした。
- ⑨ 読みやすいよう適宜、「」などを付した。原文以外での書名は「」とした。

⑩ 原文の誤記は（ママ）、誤記と思われる場合は（：カ）とした。あて字、脱字、旧地名などは（ ）内に正した。

⑪ 判読不能箇所は□、「」、「虫くい」などとした。

⑫ 原文の欠落は（表紙欠落）、（前半欠落）、（一部欠落）、（以下欠落）などとした。

⑬ 紙面の都合で全文を掲載できない場合、（原文の一部を省略）（原文の一部を2段組に）（以下省略）などとした。

参考 十千の読み方

甲 きのえ、カツ

乙 きのと、イツ

丙 ひのえ、ヘイ

丁 ひのと、テイ

戊 つちのえ、ポ

己 つちのと、キ

庚 かのえ、コウ

辛 かのと、シン

壬 みずのえ、ジン

癸 みずのと、キ

十二支の読み方

子 ね、シ

丑 うし、チュウ

寅 とら、イン

卯 う、ポウ

辰 たつ、シン

巳 み、シ

午 うま、ゴ

未 ひつじ、ビ

申 さる、シン

酉 とり、ユウ

戌 いぬ、ジュツ

亥 い、ガイ

古文書が語る勝間村の歴史

— 勝間郷から勝間村へ……発展の歴史を探る

佐野 彪

一、勝間村の概要

市原市と千葉市の境を村田川が東京湾へと注いでいる。この川の支流に発展した集落が「勝間村」である。

ゆるやかな川の流れが永い年月をかけて狭い谷を形成した。山々が周囲を巡らす谷間に人々が定着し、水田開発が進み台地は開墾され田畑となる。谷が北側に開ける地形のため冬の寒さが厳しく内陸性気候のようである。

近年、うぐいすラインが開通したが、以前は他からの人口移動もなく閉鎖性の強い地域であった。そのため昔からの伝統文化が色濃く伝わる純農村地域であった。江戸後期は相給で村高約283石である。現在は人口約410人、面積500haである。

二、村の起源と発展

集落を取り巻く山林や台地からは縄文・弥生時代の土器片をはじめ、土師器等が出土する。また、龍性院境内からは上総国分寺期以降のものと思われる布目瓦を筆者が発見している。このような文化の痕跡が見られることから、早い時期より人々が定着していたことが考えられる。しかし、確実な根拠となる資

料に乏しく、勝間のルーツを探るには困難性がある。

1) 勝間郷から勝間之村のころ

現在、勝間村について知り得る最も古い資料は「倉持文書」である。(市原市史に掲載)同資料によると、勝間村は足利氏の部下、倉持氏の所領であった。足利氏は74年間にわたり守護職として上総国市西郡等を支配した。正応5年(1292)には足利氏の被官、倉持忠行(浄園)が足利氏の認可を得て勝間村を支配していた。永仁4年(1296)には父倉持忠行から子の新左衛門尉家行に所領が譲与された。当時は「勝間郷」と記録されている。それから4年後、正安2年(1300)には北条泰時の仏寺用途として勝間郷は十貫文を負担する。乾元2年(1303)には倉持家行から師経へ譲与される。その所領は勝間郷の「小堤」という所の田畠であると記されている。

さらに延慶2年(1309)には乙若丸(養子)に譲与される。この時の内容は「市西郡勝間郷内小堤田屋敷」の記録がある。

このように勝間村は正応5年(1292)から延慶2年(1309)の17年間、倉持氏の支配下にあったことが裏付けられる。

さて、小堤と言う所の田や屋敷はどこであろうか。興味関心のあるところだが未だ確定されていない。

いずれにしても鎌倉政権下で守護の足利氏の被官「倉持氏」の所領となった「勝間郷」は次第に生産力を持つ村として発展して来たことが推測されるのである。

その後勝間村のことを考えるには285年間の空白がある。年月を経て文禄3年(1594)勝間村で検地が行われた。いわゆる太閤検地である。つい先ごろこの検地帳が発見され、「市原の古文書研究会」により解説出版された。

本検地帳は全3状からなり内1状が屋敷帳である。欠落部分があり正確には把握しがたいが、この当時における勝間村の土地所有状況を知ることができる。同資料によれば、水田面積25町6反5畝28歩、畑地面積11町4反7畝28歩、田畑合計37町1反3畝16歩である。

なお、石高の記載はなく不明である。検地帳に名前が確認できる農民は55名で、6人の有力農民が大半の土地を所有し、土地を持たない多くの農民に耕作させている。このような状況は中世における土地所有形態の特色であると言われる。

検地帳の記載内容に「ひらき」の表現が随所に見られる。この事は次第に新田の開発が進んできたことの証しではなからうか。勝間村(当時は「勝間之村」と記載)の発展を垣間見る思いである。

2) 勝間村のころ

江戸中期に入ると村の様子を探る資料がかなり存在するようになる。すなわち沢田家文書34点、深山家文書451点などである。これら資料の解説により未知の歴史的事実が数多く解明されてきた。

村の支配者(領主・名主の変遷)

房総は江戸に近いことから複雑な支配がされてきた。勝間村もその例外でなく三給地の一時期もあった。基本的には元禄10

年ころから二給地で推移してきた。

一方、地元の名主についてみると資料上の初見は享保20年(1735)である。以下代順に名主の名前を列挙してみる。享保20年(1735)甚之丞、延享3年(1746)重右衛門、宝暦6年(1756)勘之丞、安永4年(1775)仁右衛門、寛政10年(1798)久郎左衛門、文化7年(1810)五郎治、元治2年(1865)久左衛門である。なお、世襲の名主は「甚之丞」だけと思われる。名主を置かず組頭が代行した時代がかなり長かったようにも思われる。

名主は年貢の割り振り、助郷の配当、争論の解決、公文書の伝達整理等々行政の末端機関として苦勞も多かったことであろう。その代償は米一俵であった。

領主の変遷については、後出「勝間村を治めた代官等と村役人」のとおりである。

村の様子

① 勝間村明細帳

村差出明細帳(村鑑明細帳)は4点が確認されている。これは江戸時代、村方から領主、代官にその交代時などに提出した帳簿。村高、反別、年貢高、家数、人口、牛馬の数などを記した「村の要覧」である。これらの明細帳から勝間村の様子を拾い出してみる。

時代的には延享3年(1746)から安政2年(1855)までの間。村高は283石7斗4升2合5勺、家数60戸、人口296人(推定)である。以下か条書きにまとめた。

(1) 年貢米の津出しは八幡持ち船「長兵衛」方へ、それより船で江戸へ運ぶ。

(2) 助郷は長柄山村、六地藏村の二か村へ人馬助郷に出る。

(3) 鷹場については餌飼場(鷹の餌にする野鳥を捕る場所)であった。

(4) 蔵屋敷(1畝)は年貢が免除されていた。

(5) 用水堰（せき）が宝永6年（1709）に造られた。用地は中田、下田、新田の内5反29歩を潰してせきにした。

(6) 畑作物は麦、粟（あわ）、そば、大豆などである。

(7) 農業の間には男は薪を取り、女はのりて（のりを採るための枝木や竹）を取り、五井村や君塚村へ売りに行った。

(8) 正月から3月にかけて猪や鹿狩りをした。

(9) 高札場には4枚の札が建てられていた。（キリシタン御札、鉄砲の御札、強訴御札、放火の御札）

(10) 寺が3か所あった。龍性院、神照寺、正覚院（観音堂）

宮が6か所あった。山王大権現、日宮大権現、山神大六天、熊野権現、妙見尊、春日大明神

(11) 秣（まぐさ）場は、寒風、西原、かわらけ石、うなぎやつ、こうたいの五か所であった。

② 他村との争論

江戸期における村と村のもめごとは、まぐさ場、村境、水利などが多い。勝間の場合は残された資料で見ると限りまぐさ場争いである。

寛文6年（1666）勝間村と能満村のまぐさ場入会（いりあい）をめぐり、能満村、郡本村、海土村、新堀村、中谷村、有木村の6か村が勝間村を訴えた。結果は従来どおり勝間村も他の6か村と同様に「倉沢野」に入会を認めると言うものである。（まぐさ場争論裁許証文の写し）

享保9年（1724）勝間村と小田部、新堀村がまぐさ場をめぐる争う。裁定は小田部、新堀村の両村が勝間村に対し、まぐさ場代として粃（もみ）6石を支払う。勝間村は年貢として野永300文を納める、と言うものである。

宝暦6年（1756）小田部、新堀両村が勝間のまぐさ場である「中原野」へ入り込み騒動に発展した。そこで勝間村は訴え出た。享保9年の裁定は、こうたい野、かわらけ石野、西原野、うなぎ谷野、寒風野の5か所で、今回の争い場所である

「中原野」は別野であり、両村の出入りはいけないとする裁定であった。（恐れながら書付をもって御訴訟申し上げ候）

③ 村の信仰

人々が安住し集落が発展するにつれて、自然の脅威から身を守り健康安全や作物の豊作等を願う信仰心が生まれるのは極めて自然の成り行きであろう。

延享3年（1746）村差出明細帳によれば、当時社地6か所、寺院3か所が記録されている。社地は

(1) 山王権現宮（神照寺持ち）免田1反5畝6歩、下田

(2) 日宮権現宮（同上）

(3) 山神大六天（同上）

(4) 熊野権現宮（同上）

(5) 妙見菩薩宮（同上）

(6) 春日明神宮（龍性院持ち）

寺院は

(1) 龍性院（勝動山龍性院）屋敷3畝22歩

(2) 神照寺（日永山神照寺）屋敷3畝6歩

(3) 正覚院（観音堂）

このように6社3寺と多くの社寺が祀られた。村人たちがいに神仏を頼ったか理解できるのである。また、神社の祭りは村人の心を一つに結集する大きな力となった。

多くの社寺はやがて明治政府の方針で統廃合され数が減っていく。この他に石造物として建立され祀られたものは次のとおりである。

(1) 水神宮 建立明和9年（1772）、桑山堰に建立

(2) 子安大明神 寛政8年（1796）、現日枝神社境内

(3) 浅間社 文政3年（1820）、台の畑道路側

(4) 首無地藏 年代不詳、長柄山と勝間の村境

地元の神社寺院を信仰する他に、出羽三山、富士、大山等遠隔地信仰が行われてきた。

中でも、三山信仰は現在にも引き継がれる永続性を持った信仰である。山形県の正伝坊に伝わる『上総国旦那場祈禱(きとう)帳』によれば、勝間から登拝した人々の名前が代々に渡り記載されている。最古の登拝者は、同帳で見る限り元禄16年である。以来連綿として信仰が続き現在に至る。向坂の奥に三山供養塚が築かれている。山上には以下の石碑が建てられ合わせて363名の登拝数を数え、内286人については氏名が判明している。

(1)寛延2年(1749)大乗妙典六十六部供養塔

(2)天保15年(1844)湯殿山(中央)、月山、羽黒山供養塔

(3)大正3年(1914)三山神社、登拝者数77人の数を記す

(4)昭和19年(1944)月山(中央)、羽黒山、湯殿山神社

祭典執行氏名56人の氏名を記す

33年祭典執行氏名77人の氏名を記す

(5)昭和53年(1978)月山大神、羽黒山大神、湯殿山大神

登拝者数70人の氏名を記す

(6)平成2年(1990)月山大神、羽黒山大神、湯殿山大神

登拝者数83人の氏名を記す

登拝にともなう修行のため、行屋堂が作られていたが廃屋となり、梵天(ぼんてん)納めの祭りも現在では廃れてしまった。消え行く伝統文化は記録に残しておきたいものである。

④年貢の他に多くの負担

(1)鷹狩りについて

鷹狩りとは鷹を調教して獲物を捕らせ、その獲物を人が取るという間接的な狩猟法である。日本には5世紀のころアジアから伝来したと言われる。江戸時代になり盛んに行われたが、明治の時代には禁止とされ、吉宗により復興以後次第に制度化されていった。

江戸から5里四方を拳場(こぶしば)とし鳥見役を置いた。

さらに周辺を飼場とし、鷹匠頭役を置いた。鷹場は農民にとって大きな負担を強いられた。残された資料の中から様子を探って見たい。

*延享3年(1746)村差出銘(明)細帳(沢田家文書)

「御鷹餌飼(えかい)場にてござ候」の記載が見られる。勝間地区が鷹の餌になる野鳥を捕獲するための場所であったことがわかる。

*文政5年(1822)御鷹匠水夫人足ならびに六地藏、長柄山へ出御人足賃銭割付帳(沢田家文書)

残念ながら本資料は表紙のみで内容が欠落している。したがって人足として使役された氏名や人数は把握し得ない。勝間村からどれくらいの農民達が動員されて働かされたことだろうか。

*天保15年(1844)御触書諸廻状写(深山家文書)

・弘化3年(1846)5月21日

「去る二月御鷹匠様方御通行御止宿御村々霞賄い順番の廻状、御調印これあり候えども今もって御出これなく、もし御着、草

(早)々御出御勤め承知成られべく、かくのごとくにござ候。

以上 八幡村名主、清五郎」鷹匠が来村するにあたり宿泊の食事賄いの当番について廻状をまわしたところ、承知の印を得たが今もってこない。早々出て来てお勤めするように。

・弘化3年(1846)12月24日

「御鷹匠様方当村へ御移り遊ばされ候につき、その村々霞賄いの順番に相当たり候間、前々のとおりその御用意にて印形持参早々御出、御勤め成られべく候

山木村、潤井戸村、下野村、永吉村、宗角村、押沼村、番場村、中野村、高田村、国吉村、高倉村、金剛地村、犬成村、北村、奈良村、瀬又村、古都辺村、勝間村、葉地(木)村、滝口村、八幡村 問屋清兵衛」

鷹匠の来村に備え勝間村のほか20か村へ触を出している。迎える諸準備に多くの人手を必要としたことから大変な負担にな

ったことであろう。

(2) 勝間村にも来た浪人や僧等

幕末から明治初期における勝間の「村入用帳」がある。(深山家文書)現在の町会会計簿にあたるものである。資料は「天保14年勝間村村入用、組入用覚え帳」と「明治3年村入用覚え帳」の2点である。

支出項目の中に「浪人」「勸化(かんげ)」「こむそう」

「社人」などがしきりと村に入り、一宿一飯を要求していたことが記されている。村では名主を中心に各家に宿泊の割り当てをした。翌日は人足を付けて他村へ引き渡す等対応に苦慮している。これらに要した経費はすべて村の負担となり会計を圧迫した。また、宿泊を請け負った家では余分な労力を費やすこととなった。日常の農作業等にも影響を与えたことであろう。やがて社会問題となり幕府は取り締まりのため法令を出している。他方村々では組合村を組織して金銭や宿の提供をしないよう取り決める等の対応をした。しかし徹底は困難のようであった。重い年貢の負担に加えこうした浪人等のねだり行為は、一方で社会不安の増大となった。余分な経済負担を強いられた農民たちの悲鳴が聞こえてくるようである。

(3) 大変な助郷負担

助郷制度は江戸幕府が諸街道の宿場の継ぎ立てを援助するため宿場周辺の農村に課した夫役のことである。この「助郷制度」は元禄7年(1694)ころ東海道で確立された。そして明治5年(1872)に廃止され「相対人馬通伝の法」が定められた。

定助郷は周辺1〜2里ほど、大助郷(加助郷)は3〜5里ほどの範囲であったが、遠距離課役は事実上不可能であることから助郷役の金銭代納が一般化し一種の租税となった。

助郷負担の実態を明らかにする資料は、明治3年に記録されたとと思われる3冊のみである。少ない資料の中から拾い上げて

みる。

まず、諸負担の軽減願いについて3点に注目したい。

* (八幡村人馬継ぎ立て負担減し方につき) 恐れながら書付をもって願い上げ奉り候。弘化4年11月勝間村他3か村から奉行所へ

* (沼津宿助郷免除訴願につき) 議定書。明治3年(1870)七右衛門他63名から御役人中へ

* (沼津諸入用負担軽減願いにつき) 恐れながら書付をもって御嘆願申し上げ奉り候。明治3年福増村他9か村から菊間藩へ

以上すべて人馬継ぎ立て、助郷免除、諸入用負担の軽減願いであり、負担の重さに耐えかねた農民達の切なる声であろう。

六地藏村と長柄山村の名主からは再三にわたり人馬助郷の要請があった。

三、変わるものと変わらないもの

戸数100戸にも満たない勝間村。明治4年7月の地方制度改革で藩が廃止され府県が置かれた。封建社会から近代社会へと変化する。村人達はこれまでの長い歴史をあらゆる困難を乗り越えて逞しく生き抜いてきた。協力し合い、助け合い、叔知を出し合いしたたかに生きてきた。このことを古文書の行間から学びとった。社会は変化しているが、底流に変わらないものがある。変わってはいけけないものがある。それは人間関係の豊かさである。

以上、古文書等に裏付けられた内容について、鎌倉時代から江戸時代末までを見てきた。空白の間は今後資料の発見に期待したい。

年号	幕府直轄領	旗本曾根領	佐倉堀田藩領	備考
寛延2年1749 寛延4年1751 宝暦4年1754 宝暦6年1756 宝暦10年1756		里見甚助、村沢郷右衛門 勝間村=名主十右衛門 里見甚助、 村沢郷右衛門81石 青木友右衛門、 大沢弾平77石 曾根玄蕃頭守知行所 勝間村=名主甚之丞 組頭十郎左衛門 大沢弾平	堀田相模守領分 勝間村=名主十右衛門 百姓代六平	深山家文書
安永2年1773 安永4年1775 文化7年1810 文政3年1820 文政11年1828 文政12年1829 天保3年1832 天保8年1837 天保12年1841	(徳川清水領) 代官西村長右衛門 地方役桜井水右衛門、田中新右衛門 勝間村=名主十右衛門 組頭重郎右衛門 代官西村長右衛門、田村 勝間村=名主仁右衛門、重右衛門 組頭伝六、中次郎、重郎左衛門、 半蔵、五郎兵衛 (幕府直轄領) 代官鈴木伝市郎 勝間村=家数60軒、名主五郎治 組頭治郎右衛門、百姓代市兵衛 代官中村八太夫 (徳川清水領) 御領地 勝間村=組頭六左衛門、喜兵衛、 仁右衛門、百姓代清右衛門 清水様御領地 御領知分 201石 勝間村=組頭伊左衛門 水野剛三郎 勝間村=組頭市兵衛、直右衛門 百姓代喜右衛門 倉勇太郎	(旗本曾根領) 曾根日向守 81石 勝間村=組頭直助、市兵衛 百姓代喜右衛門		沢田家文書
天保14年1843 弘化元年1844	家数44軒	81石、家数16軒 勝間村=名主甚之丞、百姓代金右衛門 根岸又左衛門、河村喜平		深山家文書
安政2年1855	(幕府直轄領) 幕府領 202石	曾根内匠知行所 81石 勝間村=組頭仁右衛門		茂手木家文書
元治2年1865		根岸又三郎、根岸又左衛門 81石 勝間村=名主久左衛門		深山家文書

勝間村領主の変遷

天正18 元禄11 宝暦13 寛政7 文政6 安政元年 慶応4 明治元 4年

不詳	旗本酒井領 172	幕領	三卿清水領 202	幕領	三卿清水領 202	幕領	芝山	菊間 水野領	廃藩 置県
								283石	
元和5	享保10	延享3 佐倉堀田領 25							
		旗本杉浦領 102	幕領	旗本曾根領 81石					

村高推移＝天保5年283石、慶応4年283石

勝間村を治めた代官等と村役人

年号	幕府直轄領	旗本曾根領	佐倉堀田藩領	備考
文禄3年1594	文禄検地＝検地役人野口与兵衛、近藤弥吉、新井仁右衛門、藤城平六			沢田家文書
元禄10年1697 元禄12年1699 宝永2年1705 正徳2年1712 正徳4年1714 享保5年1720 享保9年1724	(旗本酒井領)	(旗本杉浦領) 杉浦忠左衛門 181俵＝池田安左衛門、村木新平 176俵＝池田安左衛門、村木新平 杉浦忠左衛門 102石＝池田安左衛門、村木新平 杉浦忠左衛門 102石＝村木新平、池田安左衛門 杉浦忠左衛門 102石＝村木新平、池田漢助 杉浦忠左衛門 102石＝池田勘助、村木新平 杉浦忠左衛門 102石＝村木新平		深山家文書
享保11年1726		(幕府直轄領) 池田三郎左衛門＝手代) 鷹野庄蔵、水口八兵衛		
享保18年1733		(旗本曾根領) 荻原郡平、嶋田久米右衛門、大橋丹右衛門、 高橋儀左衛門 勝間村＝名主甚之丞 原新六郎 27石 勝間村＝名主甚之丞、組頭重右衛門、利兵衛		
元文2年1737				
延享3年1746	酒井内膳 172石 代官井戸助左衛門 勝間村＝名主重右衛門 組頭金兵衛 百姓代庄左衛門	曾根玄蕃頭 77石	堀田相模守 25石 (家数5、人数21人)	沢田家文書

遺跡 名称	遺跡 所在地	山名	遺跡 番号	遺跡 名称	遺跡 番号	遺跡 名称	遺跡 番号	遺跡 名称	遺跡 番号	備考

京都市上京区 平安時代 寺社文 寺社遺

入道・入道・入道

寺名	遺跡 名称	遺跡 番号	遺跡 名称	備考
善文堂田所	六平院遺跡	1101	善文堂田所	1101年上京文
善文堂田所	(遺跡番号不明) 平安木料、門前法安田所、1101、門前法安田所 平安木料、門前法安田所、1101	1101	(遺跡番号不明) 平安木料、門前法安田所、1101、門前法安田所 門前法安田所、平安木料、1101、門前法安田所 遺跡田所、平安木料、1101、門前法安田所 平安木料、遺跡田所、1101、門前法安田所 平安木料、1101、門前法安田所	1101年上京文 1101年上京文 1101年上京文 1101年上京文 1101年上京文
	(遺跡番号不明) 遺跡田所、平安木料、1101、門前法安田所		1101	1101年上京文
	(遺跡番号不明) 門前法安田所、門前法安田所、平安木料、 門前法安田所 平安木料、1101、門前法安田所 遺跡田所、門前法安田所、平安木料、1101、門前法安田所		1101	1101年上京文
善文堂田所	1101 善文堂田所 (入道・入道・入道)	1101	善文堂田所	1101年上京文

飯香岡八幡宮文書

社伝による飯香岡八幡宮の創建は白鳳4年、天武天皇の命を受けた桜町中納言鎮座とする。白鳳は7世紀後半から8世紀はじめの天武、持統天皇時代、「大化の改新」以降のおよそ50年間をいう。天皇の權威が確立、律令が制定されて清新な「白鳳文化」を創造した。また「上総総社」「一國総社」も伝承する。総社は平安時代、数社の祭神を1か所にまとめた神社で14世紀後期、前身の市原八幡宮時代に祭祀や社殿建築資金を上総1國レベルで集めた記録も存在している。

一方「市原市史」「上総国府推定地歴史地理学的調査報告書」などの史書は創建を不詳とし、はじめ国府(市役所周辺)近く市原郷一帯の産土(うぶすな)神として成立して国守の崇敬を受けたこと、平安末期ころは岩清水八幡宮市原別宮であったこと、鎌倉時代後期から室町時代は市原(庄)八幡宮として朝武の尊崇が厚かったことなどを記している。現在地への移転時期は不詳、上限は鎌倉時代、下限は室町中期とされるが、市原別宮以来との考え方も否定できない。社伝と史実は文字どおり「車の両輪」であり、両立させながら飯香岡八幡宮の歴史を後世に伝承していく必要がある。

八幡宮は中世以降武家の信仰があつく源頼朝が神領150町石、室町幕府3代將軍足利義満はみこし4基、8代義政は社殿を新造営したとされ、徳川家康も150石の朱印地を寄進、朝鮮出兵の武運長久と戦勝を祈願して大太刀1振を奉納している。江戸時代、飯香岡八幡宮の名前は江戸にも知れ渡り、水戸黄門で有名な徳川光圀が『大日本史』編纂の資料収集の途中参詣したほか葛飾北斎や十辺舎一九もその作品に登場させている。

八幡の語源ともなった飯香岡八幡宮はいまでも八幡の人たちにとって心のよりどころといえる。うっそうとした緑の樹々に

囲まれた境内に一歩足を踏み入れると、権現造り総丹(に)塗り、銅板葺きの社殿が歴史の重みを感じさせる。

本殿は昭和29年に国の重要文化財に指定、42年から43年にかけて調査を兼ねた解体修理工事が行われた。本殿小屋組からは文禄3年(1594)、元禄4年(1691)などの棟札8枚、棟真束などから天文16年(1547)、慶長9年(1604)の墨書銘が発見されたが造立年代の決定的証拠はなく、建物の形式、技法や木鼻の渦文様を「由緒本記」と照らして室町中期の長禄3年(1459)または文明元年(1469)のいずれかの建立とされた。また修理にあたり基礎は旧礎石をそのままに埋め込んでコンクリート打ちしたこと、古材は可能な限り修復して再利用したこと、元禄期に後付けされた幣殿を本殿から切り離すため幣殿の屋根を低くしたこと、銅瓦棒屋根を銅板平葺きとしたことなどが「報告書」に記されている。

県内でも屈指とされる秋10月の例大祭は数千人の見物人でにぎわう。古式の白衣やみどり、青、ピンクなど宮地区ごとの祭りはっぴを身にまとった氏子たちが勇壮に駆けめぐり、みこしのかげ声が境内にこだまする。祭りはそのキックオフにあたる「柳楯神事」(県指定有形民俗文化財)に特徴がある。国府推定地である台地上の市原地区で作成された柳楯を五所地区へ届け、五所は八幡宮まで警固して一の宮のみこしへ供える。数百年間に渡って伝承された神事は八幡宮縁起とも符号し、前身市原八幡宮の創建と国府とのかかわりを示しているともいえる。八幡宮の宝物殿には貴重な文化財が多数収蔵されている。ガラス越し展示コーナーの中心に至徳元年(1452)に足利義満から寄進された一の宮のみこしが据えられている。屋根のてり、むくり、宝珠、こうざまなどに室町時代みこしの特徴がよく現れている。県の指定文化財だがみこし庫に保管されている残り3基の内のひとつ若宮はより原型に近く、修復復元されれば国の重要文化財クラスとの評価を受けている。そのほか徳川家康

大太刀、伝八幡公方足利義明寄進經典と経びつ、当世具足、大繪馬多数などを展示、本殿には貞享3年(1686)寄せ木造り金彩色こま犬1対、境内には県の天然記念物に指定された「夫婦いちちょう」と頼朝伝説の「逆さいちちょう」、寛文2年(1662)建立の手水鉢や正面鳥居上り龍下がり龍扁額、庚申塔兼道標や道祖神碑、石橋、三山信仰碑、富士信仰碑、句碑、歌碑など貴重な石造文化財が点在している。

昭和63年に市教育委員会が調査、編集した『市原市近世文書目録』には飯香岡八幡宮文書182点が登録された。うち八幡宮の由緒、縁起文書は『正八幡記』と『市東庄八幡宮縁起』

『八幡宮御記録写』『由緒書』の4点だが『正八幡記』は実物がなく、逆にリストにない『御伝記』を保管、また『市原市史、資料集(中世編)』は『上麻(総)』総社飯香岡八幡宮由緒本記(部分)を紹介している。『由緒本記』は八幡宮の「正史」ともいえる基本史料だが、コピーでおよそ1割ほどが保管されている。神職によると現物はみあたらないとのことであった。しかし幸いなことに江戸中期元文3年の写本「由緒本記」が旧八幡宮社家であった市内八幡の市川本店に保管されていることがわかり、お借りして解読を試みた。本文は長編で祝詞(のりと)文や古典的表現が多く、読み下しにはなお検討時間が必要なことから今回の掲載を見送った。「市原の古文書研究会」では現在、八幡宮のご好意で保管文書全文の解読を進めている。今回は先行編に続いて文書No.の1から30までと絵図面などを紹介する。

① A市東庄八幡宮縁起(寛文8年II 堅帳)

飯香岡八幡宮の「縁起」を記した「基本正史」で、A B 2点を所蔵している。Aは題名「市東庄八幡宮縁起」を記し、Bはこれに「御縁起写し、完」の表紙がある。本文は一部に言い回しなど微妙な違いがあるもののほぼ同文、題名どおりの「写本」

で、後半の一部が欠落している。ここではAの原文と解読を紹介する。

A本文の「つけたり」に「縁起」編集の経緯が次のように書かれている。「古来の伝記は足利義明の本社造宮(文明年間)までを記すが、紙面はむしばみ、文字の誤りも多いので、その後の記録を付して新たに校定した」作成日は江戸中期、4代将軍家綱時代の寛文8年で、作成者は別当寺・靈応寺、八幡宮神主、柳橋執事・神主院、神面守護職・中島、中村、浅野と、八幡宮と祭祀神事関係者一同が名前を連ねている。

題名の「市東庄」は市原郡を市東、市西などに分け、当時八幡宮は市東の鎮守であったことを示す。①F、②Aの「豊臣秀吉禁制」にある市原庄の八幡郷、総社、菊間、村上、山木、五井、府中(能満)、五所がこれにあたると思われる。

本文ははじめに祭神の八幡太神(おおかみ)は応神天皇の権化であることを記し、その誕生から生涯、神として崇められたいわれを説き起す。ついで白鳳年間、天武天皇の勅願で八幡に八幡宮を、その東方に若宮八幡宮を勧請したこと、天平年間行基僧正が全国巡行の途中に立ち寄ったとき広幡麻呂という神が現われ、村人たちは「柳橋」で立ち覆い麦食を接待、この時郡本八幡宮、市原八幡宮が勧請され、揚柳寺神主院が柳橋を司ることになった。300年後夜ごと八幡の海中から光あり、3人が小船でこぎ進むと船玉命の神面が浮かんでいた。この時天空から声あり、「汝らが昔宇佐宮へ参詣したおり奪った面なりいま縁あって漂着した、この地の太神の宮前に掲げよ」と、八幡宮の創建と「柳橋神事」にかかわる伝承として興味深い。以下、源頼朝、千葉常胤、足利義明の社領寄進などに触れる。とくに興味深いのは①諸郷勧進を奉った斎藤善七郎と、②花表(鳥居)寄付者にある菊間城主千葉源三、天正院源英兄弟だろ。当時の八幡は小田原後北条領の一部ではあったが、実質的には千葉家の重臣・原氏が領有していた。最後の段落「その後

当国残らず北条氏の領地になる……」の出典は天正4年であり、本来、北条氏は4代氏政、江戸城代・遠山政景、富永神四郎といえる。また斎藤善七郎胤次は小田原北条氏の被官とされ、上総、下総の中世史料に多く登場している。

③ 飯香岡八幡宮鐘銘（明暦元年＝大紙）

「神仏習合」の江戸時代、八幡宮にも梵鐘（ぼんしょう）が設置されたが、明治維新後の「神仏分離」で仏教の遺産として撤去。「由緒本記」にも「明暦元乙未年十月始めぼん鐘造立」がある。鐘銘と寸法が記載されている。

龍頭下たて長さ3尺8寸（115 cm）

胴の丸さ7尺9寸（239 cm）

龍頭の長さ1尺7分（52 cm）

口差し渡し2尺6寸5分（80 cm）

口の厚さ3寸2分（10 cm）

鐘銘は難解、漢詩で造立の趣旨を記し、別当と神主、4人の寄進者名、年号を刻んでいる。

④ A—徳川歴代將軍朱印、判物（後年の写し＝中紙）

⑤ 御判物写、御朱印写（天保8年ころ＝堅帳）

⑥ A 御判物写、御朱印写（江戸中期＝堅帳）

判物（はんもつ）は將軍が花押を付した公文書をいい、朱印は花押に代わり朱肉の印を押したものをいう。徳川幕府は全国の有力寺社に所領を与えたが、その証拠として將軍代替わりの都度朱印状を発行した。飯香岡八幡宮では徳川家康江戸入り直後の天正19年に150石の判物を拝領、以後秀忠、家光、家綱、綱吉、吉宗、家重、家治、家齊、家慶、家定、家茂の11將軍から朱印状を得ている。慶応4年、明治新政府は朱印状の回収を指示、集まった多くはその後の関東大震災などで消失したとされる。しかし、提出を拒み続けた寺社もあり多くが現存している。八幡宮は写しを保有、現物とされる徳川家康判物はほかの「飯香岡八幡宮」基本史料とともに変遷をへて姉崎・榊原家が

所有されている。

3点の内もとも古い写しは③A。後出同ブロックBの寛文6年と同筆で、虫くいも激しく江戸中期とみられる。家康から綱吉まで。書き出しの天正18年「権現様御添え状の写し」は、豊臣秀吉の「禁制」（後出）で家康の御添え状としている。

⑤の「御判物、御朱印」は11代將軍家齊まで。天保10年に行われた12代將軍家慶の「御朱印頂戴」のための「御朱印改」に提出した「御判物写、御朱印写」で、④は後年の写し。

⑥ 神事始末内済証文（寛政11年＝中紙）

八幡宮秋の大祭の時、浜本（一の宮）の若者たちが他の町のみこしを勝手に持ち出したとする騒動の取り交わし内済証文。「内済」は表ざたにしないで内々ですますことをいう。作成者は事件を仲介した五郷組合、菊間村の名主3人、高島村、大馬屋村、市原村、五所村各名主1名と当事村である八幡村の浜本町、中町、片町、南町、南新田、観音町の各世話人でそれぞれの捺印がある。騒動を問題にしている相手の名前はないが八幡村の名主衆だろう。みこしを預かる八幡宮をおもんばかったことであることはいうまでもない。

本文はまず関係者に御朱印、御公儀にもかかわる難儀をかけたことを詫び、五郷名主の仲介で正直な身分（本百姓か）の者と家持ちが集まって評議、村方（八幡村）役人へ厳しい一札を提出した上は末代まできつと守ります、としている。トラブルが起きた時、直接関係のない近隣村々が仲介して「内済」にこぎつけるという江戸時代の出入り解決の一例といえる。文中に「八幡五郷組合」の村名が明記されており、その意味での史料価値も高い。

⑦ 寺社奉行あて口上書（宝永4年＝中紙）

差し出し人の1人は宗徒年行事代官の大林坊、飯香岡八幡宮別当寺の子院で配当高8石余を受けている。もう1人は社家定代官の大塚助之丞であて先は寺社奉行の堀左京亮御内、越後村

松3万石直利の担当係御中ということになる。題名は「口上の覚」で、書き出しは宗徒、杜家の未進の儀としている。「未進」は年貢などの未納をいう。あるいは出訴に対する回答口上であろうか。

⑧五所村浦札改め帳(享保3年||縦帳)

浦札は漁業権者の持つ鑑札をいう。五所海岸への立ち入りを公認された証拠の木札を頒布したものでろう。はじめに八幡村500枚の内20枚を八幡村名主から、次いで外分21枚を五所村名主から受け取る。その代金は1枚20文ほどになる。鑑札の有効期間は10年間なのだろうか。10年後の享保13年にも同数を受け取っている。文末は八幡宮領の札持ち人別、売買や貸借は禁止されていることを記している。

⑨御朱印改め記録(延享2年||豎帳)

⑩若宮寺御朱印改め記録(延享3年||豎帳)

⑪八幡宮御朱印頂戴控(寛延元年||豎帳)

神社とそれを統括する別当寺との関係は、本来互いに協力しあつて社務を進めることにあるが、利害関係が相反するなどの事情もあつて対立する神社も多かったという。八幡宮と豊成寺(若宮寺)もときに自らの立場を主張して争っている。詳しくは「満徳寺」の章を参照されたい。將軍代替わりごとの「御朱印改め」と「御朱印頂戴」は朱印神社にとって最大の榮譽であつたが、延享3年11代將軍家齊の「御朱印改め」でも両者のいさかひがあつた。⑨は神社側の記録で、⑩は別当寺側の記録、⑪の結びは「後代のため詳しく書き記したので、今後はこの記録のとおり勤めるよう」神社側に命じている。

神社側の「御朱印改めの記録」が簡潔で判りやすい。本書によると、前年の12月幕府代官井戸助左衛門から明3年3月から5月までの間に、これまでの朱印状を神社奉行まで持参して「御朱印改め」を受けよう仰せ渡される。3月21日神社側神主・市川山城、別当側衆徒ら一行8人が出府、5月11日神社奉

行、田中藩4万石本多紀伊守正珍役宅において「御朱印改」を終える。長い待機期間は別当側が同宗派江戸触頭(親寺)で愛宕権現社の別当寺でもある真福寺へ調整を依頼したためで、本番の「朱印改め」は真福寺の指導を得た別当側のおもわくどおりになつた。

⑬はこれより2代逆上る寛延元年9代將軍家重の神社側「御朱印頂戴」の記録。当時八幡村は前橋15万石酒井雅楽頭家と旗本5家の相給で、酒井忠恭は老中の重職にあつた。「御朱印渡し」は10月23日、酒井家の久留里分領向郷役所で行われ、席上神主は「御朱印守護人」として正式に認められた。表紙右肩の「神主保管の一件」は、証拠の記録として特注を付したものでらう。八幡宮にはこのほか、⑮天明7年「御朱印御改諸控ならびに御触書の覚」、⑯寛政元年「御朱印頂戴記録」、⑰天明7年「御朱印御改記録」2冊などを保管している。

⑭八幡宮諸入目帳(天明元年||横帳)

「入目」は費用のこと、中みだして①上遷宮用、②い垣、③札場の入用、④木挽き薪割りと分類されている。遷宮は神社の造営修理の時神体を移すこと、い垣は神社の垣根、札場は高札場だらう。とくに記録はないがこの年行われたこれら工事の付属諸経費。とうふ、しょうゆ、梅干し、酒、ろうそくといった食品や日常雑貨の値段や購入先も見えて楽しい。

⑱A八幡宮年中神祭行事(文政2年||豎帳)

江戸後期に八幡宮で行われた年間神祭行事記録。正月元朝からはじまる神祭が延々と続く。すでに廃止された行事もあるとはいへ、多年に渡つて繰り返された神祭の余りの多さにまず驚かさせられる。とくに興味深い行事を拾うと

- (1)筒かゆの神事(1月15日) || 御供所で煮た筒かゆを開き、ねぎの穴の中に入ったかゆと大豆の数でその年の豊凶を占う。
- (2)十二座神楽(3月15日、8月15日) || 神楽殿で十二組の舞楽を奉納する。

(3) 大祭の準備（8月11日）
みこしを奥殿から幣殿に移動、手入れ、13日飾り立て、14日旗立て、ほこ、しゃく杖清め。

(4) 柳楯（8月14日）
柳沢で刈り取った柳で楯を組み、行道の行事、五所村で柳楯の行事、1の宮に供え神納の行事。

(5) 大祭（8月15日）の町渡り
太鼓、神、四神、柳楯、みこし四社、幣はく、神主、別当、衆徒の順に繰り出す。

(6) 付祭り（8月15日）
屋台、だし、万灯を捧げ町渡り。当初は毎年だが、文政2年から隔年になる。

(7) やぶさめ（8月16日）
馬上から矢継ぎ早に弓を射て的にあてる神事。

その他、田打ちの神事、香連行事、いなめ祭、豆まきなどを記載、しかし八幡宮最大の神事とされる「放生神事」には触れていない。本書にある神社奉行松平周防守は浜田6万石康任、登場する社家は大野宮内、市川主膳、今井藏之助、山下兵部、杉本宮内、宮吉長門、大塚跡（欠所中）、承仕長兵衛で、若宮寺子院は安養院、長寿院、円乗坊、本覚坊、花蔵坊、東泉坊であった。

⑩ B 欠所元社家跡職（嘉永6年 中紙）

天明度に欠所となった社家の後任に親戚助右衛門のせがれ常次郎が取り立てられ大井采女を称することになった、とする記録書。任命者は神社奉行、掛川5万石太田摂津守資始で、別当寺を知行所とする旗本2千石岩本大隅守正遠が付属（領主代行）して承認している。

⑪ C 八幡問屋廻状受け取り（嘉永6年 中紙）

発行者は問屋・徳太郎であて先は八幡宮領役人中、徳太郎の下に「上総八幡問屋」の押印がある。市原の問屋（伝馬所）機構についてはほとんど解明されていないので貴重な史料といえる。「白木箱入り廻状一通を受け取りました。即刻順違いたします」とある。前文と同じブロックに纏められているが関係は明確でない。

⑫ 御免許御助勢帳（文政8年 整帳）

帳名の免許は官許のことだが何を許されたかは記録されていない。主に南町と五所村が寄付し、柳楯組や世話人、筆子中せがれといった表記から祭事に関係がありそう。祝儀の鳥羽は会合で食用にされたのだろうか。五所村の3給名主は喜兵衛、彦右衛門、又七の3人で組頭が5人、村人の兼業職業や屋号が記されている。

⑬ 神前拝所絵図面（文政2年 中紙）

神社と別当寺が取り交わした神前拝所の祓席絵図。神主、社人側が別当寺に神料そのほか品々について申し入れ、協議落着両者が1枚ずつを保管している。

⑭ A S G 千葉常胤など神領寄進状など（近年の写し 整帳）

A 千葉常胤神領寄進状（安元2年）

B、C 源頼朝神領、宮殿寄進状（治承4年、建久3年）

D、E 原氏宮殿造営勸進、新市免許状（天正4年、9年）

F 豊臣秀吉禁制（天正18年）ほか

八幡宮が拝領した寄進状などの基本史料の写し。ほぼ「上総総社飯香岡八幡宮由緒本記」と同文、準拠して復元したものとみられる。Aの千葉常胤は室町前期の武將で、頼朝に従って軍功を立て下総守護に任じられた。上総権介広常の死後その遺領を継承、市原郡領内10町石を寄進したとしている。

源頼朝は治承4年に8庄11郡の内150町歩、建久3年に宮殿新造立を記している。「由緒本記」による内訳は八幡郷の内12町、菊間郷の内8町、市原村の内5町、府中村の内6町、郡本村の内7町、村上村の内6町、総社村の内5町、山木村の内5町、大馬屋村の内5町、神崎村の内5町、ほかに海上郡、あびる郡、夷隅郡あわせて150町歩となっている。

Dは八幡宮の造営の勸進許可書。「勸進」は杜寺の建立や修繕のため金品を集めること、領主にあてた伺いが許可されたのだろう。「諸郷勸進のことその意を得るものなり」、斉藤善七

郎（前出）と作成者、天正4年の年号を付けている。原文は戦後の八幡宮混乱期に散逸、変遷をへて現在、姉崎・榊原家が保管されている。参考資料として『千葉県の歴史』の原文解説を紹介した。同誌は「榊原家文書」の朱印、印文から下総千葉小弓（生実）と臼井城主であった「原胤栄力印判状」としている。原氏は千葉氏のわかれだが当時、その勢力は主家をしのいだ。胤栄は熱心な浄土宗信者で、千葉・大巖寺を開基、伝天正3年、八幡・稱念寺がその念仏道場として創建されている。（八幡・稱念寺の石造物と文化財参照）市原の沿岸部、少なくとも八幡周辺は原氏の領有下にあったことを示しているといえよう。

Eは「楽市」免許状、この原本も姉崎・榊原家が所有、『千葉県の歴史』所載の写真と解説も併せ示した。原文は「法度」ではじまるほか八幡宮の写しと若干異なるので注意が必要だ。「楽市」は城下や寺社門前町の集落形成のための誘致策で、織田信長の安土城以来各地で広く行われた。「守護不入」は守護の力も及ばない治外法権だということ。押し買い、ろうぜきを禁止して税金を免除、旧地での未納分もここで取り立ててはいけないなどとしている。

これまで本書の発行者は不明（あるいは北条家？）であったが、原文の朱印、印文から「原胤栄印半状」とわかり、またその意味も「八幡宮造営のために新市を作る」としたこれまでの見解について「八幡郷の商人から原胤栄に直接訴え（突き上げ）があったことをふまえて出されたものだったのであり、そしてここでの中心的課題は郷中の商人である。その商人達が中心となって市立てが企画され、それが原氏のもとに要求されたのであった」（千葉県の歴史）。このことはすでに八幡村には流通や運送によってもたらされた市場、村落があったことを物語っている。商人達がこれまで郷中への既得権を行使していた八幡宮に対して領主・原氏を通じて「守護不入」「諸役免除」の特権を獲得したもので、八幡の町域形成の歴史を考える上からも

重要な意味があるといえる。

Fの豊臣秀吉禁制は「小田原攻略」で上総に侵攻した豊臣軍の「軍制札」。天正18年北条氏政、氏直が籠城する小田原城を秀吉軍20万が包囲、武蔵、両総は木村重高、浅野長政らが侵攻した。本隊は本佐倉城を落として岩付方面に向かい、残りの一部が上総に入ったとみられる。上総の諸城は城主以下の主戦力を小田原に結集して、残留部隊は老人や女、こどもばかり、まったく抵抗できず1日で「いろは48城」が落城したとされる。八幡は5月10日ころ通過、制札はあらかじめ小田原の本陣から持参したもので、長南長福寿寺、松戸万徳寺などの現存例など高札とセットだったことがわかる。

②八幡宮由緒書（天保ころ、明治はじめ写し）

表題は「上（たてまつる）」、記録者は表紙が八幡宮神主市川伊賀で裏表紙は市川山城正写し控え。伊賀は天保年間の神主であり、寺社奉行か八幡村領主にあて差し出した文書の明治ころの写しとみられる。

内容は「由緒本記」や「御伝記」などから千葉常胤から徳川家康までの寄進関係書状を書き出したもので

- (1) 安元2年 千葉常胤神領10石寄進
- (2) 治承4年 源頼朝150町石寄進
- (3) 建久3年 源頼朝主殿造立、海面汐ごり場かい立て除地寄進
- (4) 応安2年 源義満主殿造営
- (5) 至徳元年 源義満みこし4社寄進、かい立て除地再定
- (6) 嘉慶元年 源義満汐ごり場大鳥居造立寄付
- (7) 文明元年 足利義明銅瓦屋根造営寄進
- (8) 長祿3年 太田左衛門佐当社幣殿、拝殿造営料寄進
- (9) 永祿2年 千葉富胤、親胤汐ごり場大鳥居再建寄進
- (10) 寛正6年 源義明汐ごり場大鳥居再建寄進
- (11) 元龜2年 織田家、治承度神領召し上げ、12町差し置き
- (12) 天正4年 北条治部少輔、12町石、汐ごり場免許

天正9年 北条刑部少輔、八幡宮造営、新市免許

(12) 天正18年 徳川家康(豊臣秀吉) 禁制

(13) 天正19年 徳川家康 150石寄進を記している。

②B 老中連署神官法度(寛文5年 豎帳)

寛文5年、幕府はそれまで各宗派ごとに出されていた寺院統制の法度を、共通の統制として「諸宗寺院法度」を制定、同時にその支配下にあった神社に対しても神官の守るべき「定書」を発令した。

差出人は大和守、美濃守、豊後守、雅楽頭、寛文5年の月日を記し、とくにあて先はない。作成者の官位は当時、4代將軍家綱中期の老中でいまの内閣、閑宿5万石久世広之、小田原8万石稻葉正則、忍8万石阿部忠秋、前橋15万石酒井忠清の4老中、原本には花押がある。1条でその職務を「もっぱら神祇道を学び、神事、祭礼を勤め」とし、怠慢は免職、以下全5条を記している。

②C 生実藩主森川出羽守様当社社参(万延元年 豎帳)

幕末の万延元年、八幡からわずか6kmほどへだてた下総国生実藩1万石第11代藩主森川俊徳が八幡宮を社参した時の記録。俊徳は龜山6万石藩主石川総知2男として誕生、安政5年森川家10代俊位の末期養子に迎えられて、家督を相続した。万延元年は数え16才、この年春日光祭礼奉行を勤め、8月に帰国、12月参府のサイクルで参勤交代した。

表紙は中央に「下総国千葉郡生実陣主森川出羽守様当社御参詣につき当家へ御休み巨細書の控」左右に年月日、作成者の記載はないが神主の市川伊賀亮。朝四つ(10時ころ)名主清五郎宅から「生実藩主が昼食かたがた参詣される」との連絡が入る。あたふたとした準備の中、九つ(正午ころ)藩主一行が到着、供廻りは家老氏家三之丞、京僧岩作以下、側役、近習、茶坊主、槍持ちなどおよそ35人、馬5頭。俊徳と重臣らは旧道片町側石

橋前で下馬、以下徒歩で社殿に進み、幣殿に昇殿して参拝、神酒、終わって神主宅座敷で持参の弁当で昼食、九つ八分時(13時半ころ)に退出している。記録は初穂、大御札、御札の品、返礼の品、その後の書状のやりとりなどが絵入りで記録されている。

森川家は藩主俊徳が翌々年10月、生実陣屋で病気のため急死、藩主たることわずか4年、19才のはかない運命に終わる。墓は駒型2・5m「玉心院殿前羽州太守真空静繁大居士神儀、源朝臣森川俊徳」を刻む。陣屋跡近くの森川山重俊寺に眠る。俊徳の後、酒井忠方の2男俊方を末期養子に迎えたが、明治4年廃藩置県になった。(文責・山岸弘明)

上徳園市原郡市東莊幡宮御縁起

恭惟八幡太神者人皇十六代應神天皇之權化也御父

帝者仲哀天皇御母后は神功皇后之神后三韓を征

給ひ御凱陣（陣）の牧田に生まれさせ給ふ（皇后産の時四邊の

八の幡を立（五）まとして守らしむ（時）小峯田の皇子と稱し奉る天

業と徳をせ給ふ神聖の御徳在（四海の外）迄も靡き従ひ

奉りま（大和國）輕島郡豊明の宮に崩御成らせ給ふ

百姓に喪考妣を思ひ奉りて欽明帝三十七年辛卯二月

十日（癸卯也）太神の祭外（日）を日（八）神と頭（あらわ）

の池の邊まで好く神と頭（八）幡太神と唱へ奉り給ふ也

人皇五十六代清和天皇貞觀元年四月十五日和州大安寺僧行教

神勅を蒙り奏問を行（小）同九月十九日勅使下向（山城園）

雄徳山に御宮所を定む宇佐の御廟に唯（好）六宇の寶殿

を立て崇（光）祭り給へり世々の帝王一代に一度の奉幣

（ほうへい）あり、実

寛文8年（1668） 飯香岡八幡宮文書1A
市東庄八幡宮縁起

上総園市原郡市東莊（庄）八幡宮御縁起

恭惟（うやうやしくおもうに）、八幡太神（おおかみ）は人皇

十六（十五）代応神天皇の權化なり。御父

帝は仲哀天皇、御母后は神功皇后なり。神后三韓を征し

給ひ御凱陣（陣）の後、筑紫の牧田に生まれさせ給う。八皇后

八（本）の幡（はた）を立て兵士をして守らしむ。後世八幡太

神と申し奉るはこの故なり。時に菅田の皇子と稱し奉る。天

業（あまつひつぎ）を継がせ給ひ、神聖の御徳在（おわ）し、

四海の外までも靡（なび）き従ひ

奉りき、大和國輕島郡豊明の宮にて崩御成らせ給う。

百姓考妣（こうひ）喪するがごとくと思ひ奉りぬ。欽明帝三

十七年辛卯二月

十日（癸卯なり）、太神の祭り卯の日を用いるは神と頭（あらわ）

れ給うの時、年月日皆卯なればなり。豊前國宇佐の郡菱形

の池の邊（ほとり）にて始めて神とあらわれ給う。これ八幡太

我が國二所の宗廟と仰奉るより國して八幡太神の尊靈

を祭らるるなり此時より國に太神の祠あり此を八幡と唱ふ 就中上総國市原郡市東

庄八幡太神は人皇四十代天武天皇白鳳二年壬申八月十日大

神降臨す我皇御臨す 我自今可度東海我慢偏執之民

と託宣あり其後勅命あり 所奉成勸請也大鶴鶴天皇

別子東方に祭る奉る此時若宮八幡宮を東方に勸請せし事あり

是に祭祀九天子の若宮を東方に奉る也 今菊間若宮八幡宮

月九日也 聖武帝天平年中僧正行基衆生化度つた久天

巡行の時此地を徑歴し偶某の寺に説法し給ふ道俗化を慕ひ

咸く來りて禮拜聽聞の時戴冠の異人あり來りて石上坐

給ふ僧正謹て君は何地なりと問ふ世修を問奉る異人答て

曰我を此より南幅八幡麻呂師の説法の殊勝なり

感じ正に如來の本誓に力を添えんがためなり」となん。ここ

に世修の急に柳樹を削りて楯のごとく成し給ひ神の御後ろ

に立ち覆ひ給へば異人莞爾(かんじ)と笑わせ給ひ須臾(しゅ

にわが國二所の宗廟と仰ぎ奉る。よって國として八幡太神の尊

靈を祭らざるはなし。この時より國々に太神の祠ある地を八

幡と唱え初(始)める。就中(なかな)なかんづく。上総國市原郡市東

庄八幡太神は人皇四十代天武天皇、白鳳二年壬申八月十二日太

神、降臨して青野原ヶ原にましましてわれ今より東海我慢偏執

(へんしゅう)の民を度(渡)すべし。

と託宣(たくせん)ありける。その後勸願により勸請(かんじ)

よう)成し奉るところなり、大さき(仁徳)天皇は

別に東方に祭り奉る。この時若宮八幡宮を東方に勸請なし奉

るものは、天子の若宮を東宮と申し奉るゆえなり。いま菊間若

宮八幡宮

これなり。祭祀九月九日なり。聖武帝、天平年中、僧正行基衆

生化度(教化)のため天下を

巡行の時、この地を徑(経)歴し、偶(たまたま)某(それが

し)の寺に説法し給う。道俗化を慕ひ

咸(あまね)く來りて禮拜、聽聞す。時に戴冠の異人あり、

來たりて石上に坐(ざ)し

給う。僧正謹みて「君は何地(いずち)より渡らせ給う」と問

い奉りけるに、異人答えて

曰く、「われはこのわたりなる広幡八幡麻呂なり、師の説法の

殊勝なるに

感じ、正に如來の本誓に力を添えんがためなり」となん。ここ

において僧正、驚

かせ給ひ、急に柳樹を削りて楯のごとく成し給ひ、神の御後ろ

を

立ち覆ひ給えば異人莞爾(かんじ)と笑わせ給ひ、須臾(しゅ

ゆ)にかき消すことく

災世倦了土人恭敬乃亦奉勸請此攝待少交の餉を供す

今郡本八幡宮市原八幡宮此時の安置今市原村僧正の柳楯を他
麦飯面の畑ある此の故也

献せしは太神の武を掌らせ給ふを以て也爾末谷犯小柳

楯を備ふは藤井村守公山揚柳も神主院司の寺号

堂不意此行基之本和泉國薬師寺僧也
故少後人安置於薬師堂者乎 其後三百餘年を經く後冷泉

院天喜年中手長の沖小當り毎夜光明あり直小八幡宮の本

社を照らす到當寺より神光山靈應寺号を内此也
といふ八幡宮若宮八幡宮を兼帶ふられらる也

聖人驚怖く夜に海濱に出る者あり三人の宿老也

代々八幡宮に給使奉り親族のくち八幡宮也
今中島中村浅野

或日共評議一夜小舟に乗じて海上に浮かびけるに

水陸とも朗らかに則り具わす望み棹すいり多し

忽ち消えぬ時一個の神面波上近く浮かばり

大に疑惑せるに虚空に声ありて曰わく皇基守護神船玉命

名を猿田彦命と申し奉るに汝は皇基守護神船玉命なり

失せ給えり。土人恭敬(きょうけい)し乃(すなわち)またこ
こに勸請(かんじょう)し奉り、楯(接)待に麦の餉(かれい)
を供す。

いま郡本八幡宮、市原八幡宮はこの時の安置なり。いま市原
村に麦飯面の畑あるはこの故なり。僧正の柳楯を作り
献せしは太神の武を掌(つかさど)らせ給うをもつてなり。爾

(自) 来祭祀に柳
楯を備えるを例とす。いま藤井村守公山揚柳寺神主院これを
司る、寺号その儀によつてなり。太神影向(ようこう)石、今
現に市原村薬師

堂前に在(あり)。意(おも)うに行基は本(もと)和泉國薬
師寺僧なり。ゆえに後人薬師堂に安置するものか。その後三百
余年を経て、後冷泉院、天喜年中、手長の沖にあたりて毎夜光

明あり、直(じき)に八幡宮の本
社を照らす。

別当寺号神光山靈應寺と号す、この儀によるなり。一に若宮
寺というものは菊間若宮八幡宮兼帶すればなり。愛
里人驚怖(きょうふ)して夜に至れば海濱に出る者なし。爰

(ここ)に三人の宿老あり、
代々八幡宮に給使(きゅうじ)し奉り、親族のごとくに暮ら
しぬ。今、中島、中村、浅野三党の祖なりという。V

ある日ともに評議し、一夜小舟に乗じつつ海上に浮かびけるに、
例のごとく光焰(こうえん)赫奕(かくえき)
として水陸ともに朗らかなり。すなわちその処(所)に望み棹
さし至りぬれば光り

忽然(こつぜん)として消えぬ。時にただ一個の神面波上近く
浮かべるあり。三翁

大いに疑惑せるうち虚空に声ありて曰く、「われは皇基守護神
船玉命なり。一名猿田彦命と申し奉るに汝(なんじ)ら往年
宇佐宮へ参籠(さんろう)せし時、広前に刻める

山合戦敗績し小船に乗じつ安房に着しこの国に逃る。則

書を献じ丹精を凝し給ふ不日して大敵を亡し天下(一)を統す

神祠を造營し神領數多寄附を給ふ其後後小松院至徳元年

甲子九月八日太政大臣源義満公神輿四個を献せらるる之より所

成就小依司也于時奉行く上杉中務入道禪助事と司る社家

執行善國大右衛門尉宗正法華堂下中小路造立之

せり應永以来戦争止む時なく四海騒動も故小祠官等八幡

宮古来の寶器等奪ひ去り人事を患し私小運船相列

鎌倉へ渡しぬ。その中洪鐘を今猶墓に谷法華宗の寺中小残

り。その後寛正年中、足利右兵衛佐義明公御所を八幡に築せ

る。先祖の氏神なるをもつて再び八幡宮造營成し給う。そもそも太

神鎮坐(ざ)の久遠なることを願わんには十圍におよぶの鴨脚(い

ちよう)樹あり、前は蒼海びようびようとして岸に望み、花表は富士山の白雪に對し、

後ろは古松森々(しんしん)として空に聳(そび)ゆる朱閣は筑波嶺の紫霞

を映す。宏麗壯觀勝

山合戦に敗績し小船に乗じつつ安房に着しこの国に逃る。則

(すなわち)神前に願書を献じ丹精を凝(こ)らし給う。不日にして大敵を亡ぼし

天下一統す。ここにおいて神祠を造營し、神領あまた寄付なし給う。その後、後小松院、

至徳元年甲子九月八日太政大臣源義満公、神輿(みこし)四個を献せら

る。これすなわち御願成就によりてなり。ときに奉行として上杉中務入道禪、助事を

司る。社家執行善國、大工右衛門尉宗正鎌倉において法華堂下中小路これ

を造立せり。應永以来戦争止む時なく四海騒動す。ゆえに祠官等八幡

宮古来の宝器等奪ひ去られんことを患(うれ)え、私(ひそか)に運船で相州

鎌倉へ渡しぬ。その中洪鐘(こうしょう)は今なお墓(比企)が谷、法華宗の寺中に残

り。その後寛正年中、足利右兵衛佐義明公御所を八幡に築せ

る。先祖の氏神なるをもつて再び八幡宮造營成し給う。そもそも太

神鎮坐(ざ)の久遠なることを願わんには十圍におよぶの鴨脚(い

ちよう)樹あり、前は蒼海びようびようとして岸に望み、花表は富士山の白雪に對し、

後ろは古松森々(しんしん)として空に聳(そび)ゆる朱閣は筑波嶺の紫霞

地へといふ所
足利義明公と鎌倉公方持氏公玄孫成氏を孫改
氏公次男古賀公方晴氏公伯父也後下総小弓に遷
り。是を小弓の公方と云後助里見氏向詰其軍敗し小弓を北条氏に取
八幡の所今別小弓所は呼ぶ其実を八幡の内なり

其後當國不殘北条氏の領地と成り天正年中武州江戸城主

北条氏直の城は遠山左衛門寄附文三通あり重

天正四年九月齋藤善七郎奉之一書を天正九年辛巳年七月

五日刑部少輔并谷澤丹後守奉之あり同天正十九年春

東照神君本多彌八郎正綱を以て御武運長久の爲に被獻

御太刀一振并御黒印禁制御書一通下賜之則神主市川氏

古来の神領御札之上新百五十石御朱印寄附之成り給り其後

天下御一統と相成りし誠小御仁徳深く在り社稷宗廟を崇む

給ふより此の御神天下泰平國家擁護の御言言空からん

蓋自白鳳三年至今星霜を歴り奉り九千餘年一日の事上

自天子王侯下庶人今迄此神の靈徳を尊信せらるる事

我日城二所の宗廟として日月と同一く天地と共に長久榮え

給うる

地なりといふべし。八足利義明公は鎌倉公方持氏公玄孫、成氏
公孫、政氏公次男古賀（河）公方晴氏公伯父なり。後下総小弓
に遷（うつ）らる。

これを小弓の公方という。後里見氏を助け鴻（国府）台に向け、
軍敗し小田原北条氏に滅せらる。八幡の御所、今別に御（五）
所村と呼ぶ。その実は八幡の内なり

その後当國残らず北条氏の領地となる。天正年中武州江戸城主
北条氏直の城代北条治部少輔ならびに遠山左衛門寄付文三通あ
り、一書は

天正四年九月齋藤善七郎これを奉る。一書は天正九年辛巳年七
月五日刑部少輔ならびに谷澤丹後守これを奉るとあり。同天正

十九年春（かたじけなく）も
東照神君、本多彌八郎正綱（純）をもつて御武運長久のため

御太刀一振を献じられ、ならびに御黒印禁制御書一通これを下
賜、すなわち神主市川氏へ

古来の神領御札の上、新たに百五十石御朱印これを寄付成し
給わる。その後

天下御一統と相成りしも誠に御仁徳深く在（おわ）して、社稷
（しゃしよく）宗廟を崇（あが）め

給うによつてなり。豈（あに）太神天下泰平、國家擁護の御誓
言空しからんや。

蓋（けだし）白鳳二年より今に至り星霜を歴（ふ）ることおよ
そ千余年一日のごとし。上（かみ）は

天子王侯より下（しも）は庶人に至るまで、この神の靈徳を尊
信せざるはなし。実に

わが日城二所の宗廟として日月と同じく天地とともに長久榮え
給うる

者也

謹白右八幡八幡宮御縁起古来傳書を足利義明公本社

御造営迄之事實止其間數百年を歴るも紙書文

字誤謬多し又考之稿以天正以来之記録附其後詳

而校定祀

寛文八年戊申二月日

八幡宮別當

神光山 靈應寺

神主

市川 伊賀守

祭禮柳楯執事

守公山揚柳寺神主院

船玉命神面守護役

中島氏

中村氏

浅野氏

天下泰平国土安穩
萬民快樂者也

ものなり。

謹白（謹しみて申す）、右八幡八幡宮御縁起、古来の伝書は

足利義明公本社

御造営までの事実止まる。その間數百年を歴（ふる）によ

り紙むしばみ、文

字誤謬（ごびゅう）少なからず「虫食い」いまたこれを考

え、なおもって天正以来の記録、附（つけたり）その後謹み

て校定し訖（おわんぬ）。

寛文八年戊申二月日

八幡宮別當

神光山 靈應寺

神主

市川伊賀守

祭禮柳楯執事

守公山揚柳寺神主院

船玉命神面守護役

中島氏

中村氏

浅野氏

天下泰平、国土安穩
萬民快樂を祈り奉る
ものなり

奉鐘造

上総國市原之郡八幡之宮

洪鐘銘

琴瑟鼓鐘蓋樂器類
堅壞不同其故何也
其為體也其為行也
和曰霜号鳴青雲号
早晨新眠晚來憩勞
一口使造者生天帝
一壞使獄音止降劍
佛脱一打四衆解迷也
神前九乳一天鳴太平

明曆元年（1655） 飯香岡八幡宮文書3
飯香岡八幡宮鐘銘

鐘造（しょうぞう）奉る

上総國市原の郡八幡の宮

洪鐘（こうしょう）銘

琴瑟鼓鐘蓋樂器類 琴瑟（しつ）鼓鐘、けだし樂器のたぐい
堅壞不同、そのゆえなんぞや 堅壞不同、そのゆえなんぞや
其為體也其為德也 それ體のためなり、それ德のためなり
和白霜号鳴青雲号 和して霜号白く、鳴りて雲号青し
早晨新眠晚來憩勞 早しん眠りを断ち、晚來勞を憩う
一口使造者生天帝 一口造者をして天帝を生ましむ
一壞使獄音止降劍 一壞獄しよをして降（魔）劍を止めしむ
佛脱一打四衆解迷也 仏時一打、四衆迷いを解くなり
神前九乳一天鳴太平 神前九乳、一天太平を鳴らす

斯是洪鐘益徳太平
皎寂千載何不賞之
亭寥万世勿弃量之
益得誰哉願施則是

神光山 靈應寺

法印權大僧都堯雄上人

神主市川伊賀守藤氏重義

社役奉行大塚介兵衛尉清次

寺中圓乘院住呂空円

鈴木善兵衛

今井長右衛門

北嶋仁兵衛

堀田四良兵衛

宇田河吉之丞

千疋明歴元 協洽 天 初冬七日

斯是洪鐘益徳太平
皎寂千載何不賞之
亭寥万世而棄量之
益得誰哉願施則是
ここにこの洪鐘、ますます太平を徳とす
皎寂千載、なんぞこれを賞せざらんや
亭りよう万世、これを棄量するなかれ
ますます誰哉をえて、これを施則する
を願う

神光山 靈應寺

法印權大僧都堯雄上人

神主市川伊賀守藤氏重義
社役奉行大塚介兵衛尉清次
寺中円乘院住呂空円

鈴木善兵衛
今井長右衛門

北嶋仁兵衛
堀田四良兵衛

鐘飾大工武蔵江戸神田鍋町
宇田河吉之丞

ときに明歴(曆)元施蒙(乙)協洽(未)天(年)
初冬(十月)七日

寄進

八幡宮

上総国市原郡八幡郷の内

百五拾事

右先規令寄附之儀守事

孫抽武運長久の精誠了

専祭祀之状の件

天正十九年辛卯十一月日大納言源朝臣御判物

天正19年(1591) 写し 飯香岡八幡宮文書4 A
徳川家蔵判物

寄進 八幡宮

上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと

右、先規のごとくこれを寄附せしめ訖(おわんぬ)。この旨を
守り、
いよいよ武運長久の精誠に抽(ぬきんで)、ことに
祭祀を専(もっぱら)にすべきの状、くだんのごとし。

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣御判物

写真 姉崎・榊原家所蔵(原文 市原市史)



八幡宮領上総国市原郡

内郷之内百五拾石俵

天正十九年十一月先判の旨を承

下りお送り状の件

元和三年五月十一日

元和3年(1617) 写し 飯香岡八幡宮文書4B
徳川秀忠朱印状

八幡宮領、上総国市原郡
八幡郷の内百五十石のこと、去る
天正十九年十一月先判の旨に任せ、永く
相違あるべからざるの状、くだんのごとし。

元和三年五月十一日

八幡宮領上総国市原郡

八幡宮領内百五十石之事 任

天正十九年六月元和三年

五月十一日両先判旨永く

相違者下抽國家泰平

精祈の状如件

寛永十三年六月九日朱印

寛永13年(1636) 写し 飯香岡八幡宮文書4C
徳川家光朱印状

八幡宮領、上総国市原郡
八幡郷の内百五十石のこと、
天正十九年十一月、元和三年
五月十一日両先判の旨に任せ、永く
相違あるべからざるもの、國家泰平の
精祈(せいき)に抽(ぬきんず)べきの状、
くだんのごとし。
寛永十三年十一月九日

八幡宮領上総国市原郡

八幡郷内百五拾石事一任

天正十九年十一月日元和三年

五月十一日寛永十三年十一月九日

先判より永く相違有申

国家安泰の爲に延新の如く御

寛文五年七月十一日

御朱印

寛文5年(1665) 写し 飯香岡八幡宮文書4D
徳川家綱朱印状

八幡宮領、上総国市原郡
八幡郷の内百五十石のこと、

天正十九年十一月日、元和三年

五月十一日、寛永十三年十一月九日、

先判の旨に任せ、永く相違あるべからざるもの、
国家安泰の熟祈にぬきんずべきものなり、よってくだんのこと
し。

寛文五年七月十一日

御朱印

八幡宮領上総国市原郡八幡郷白

百五拾石事任天正十九年十月日

元和二年六月十日寛永十三年

十一月九日寛文五年七月十日有先判書

永永丁有相違者丁抽國家安泰

熟祈に抽ぬきんずべきものなり、よってくだんのごとし。

貞享二年六月十一日

御朱印

貞享2年(1685) 写し 飯香岡八幡宮文書 4 E
徳川綱吉朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、天正十九年十一月日、

元和三年五月十一日、寛永十三年

十一月九日、寛文五年七月十一日、先判の旨に任せ

永く相違あるべからざるのもの、國家安泰の

熟祈に抽(ぬきんず)べきものなり、よってくだんのごとし。

貞享二年六月十一日

御朱印

八幡宮領上総國市原郡八幡郷内

百五十石の事依当家先判の例承

不_レ可_レ違_レ者_ニ抽_レ國_ニ家_ニ安_ニ泰_ニ之_ニ

迄_ニ行_ニ之_ニ状_ニ如_レ件

享保三年七月十一日

御朱印

享保3年(1718) 写し 飯香岡八幡宮文書4F
徳川綱吉朱印状

八幡宮領、上総國市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからざるのもの、國家安泰の
熟祈に抽(ぬきんず)べきの状、くだんのごとし。

享保三年七月十一日
御朱印

八幡宮領上総市原郡八幡郷内

百五十石之事依苗家先判之例

永く相違あるべからざるもの、国家安泰の

熟折に抽(ぬきんず)べきの状、くだんのごとし。

延享四年八月十一日

御朱印

延享4年(1747) 写し 飯香岡八幡宮文書 4 G
徳川家重朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、
永く相違あるべからざるもの、国家安泰の
熟折に抽(ぬきんず)べきの状、くだんのごとし。

延享四年八月十一日
御朱印

八幡宮領と総国市原郡八幡宮領

百五拾石奉儀苗家先判之例 永

不有相違者う抽國家安泰

此行之状此件

寶曆十二年八月廿日

御朱印

宝曆12年(1762) 写し 飯香岡八幡宮文書 4 H
徳川家治朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからざるのもの、國家安泰の
熟祈に抽(ぬきんず)べきの状、くだんのごとし。

宝曆十二年八月十一日
御朱印

八幡宮領上総国市原郡八幡郷内

百五拾石之事、他家先判の例に依りて

相違者、抽國家安泰、延新、状

如件

天明八年九月十一日

所奉下

天明8年(1788) 写し 飯香岡八幡宮文書4-1
徳川家齊朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、他家先判の例により、永く
相違あるべからざるのもの、國家安泰の熟祈に抽(ぬきんず)
べきの状、
くだんのごとし。

天明八年九月十一日
御朱印

御判物寫
御朱印寫

權現様御判物
寄進

八幡宮

上総国市原郡八幡郷の内

百五十石の事

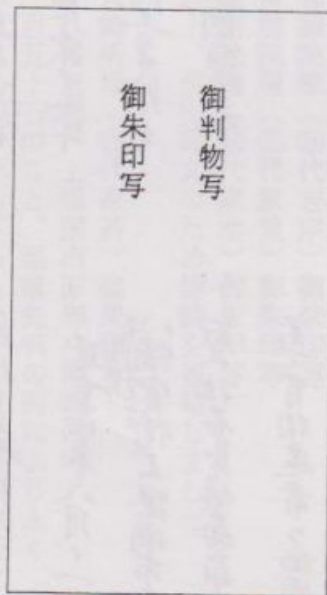
右、先規の令寄付令に守此旨

弥抽武運長久之精誠殊可

專祭祀之状也件

天正十九年辛卯五月十日大納言源朝臣御判

天保年間（1830） 飯香岡八幡宮縁起判物、朱印



御判物寫
御朱印寫

縦 帳

権現様（徳川家康）御判物

寄進

八幡宮

上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと

右、先規のごとくこれを寄付令（せしめ）訖（おわんぬ）。この旨を守り

弥（いよいよ）武運長久の精誠に抽（ぬき）んで殊（ことに）祭祀を専（もっぱ）らにすべきの状くだんのごとし。

天正十九年辛卯年十一月日 大納言源朝臣御判

台徳院様（②代秀忠）御朱印寫

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内百五十石のこと

去る天正十九年十一月先判の旨に任せ、永く相違あるべからざるの状、くだんのごとし。

元和三年五月十一日御朱印

寛政九年七月九日

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

享保二年七月十一日

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

八幡宮領上総國市原郡

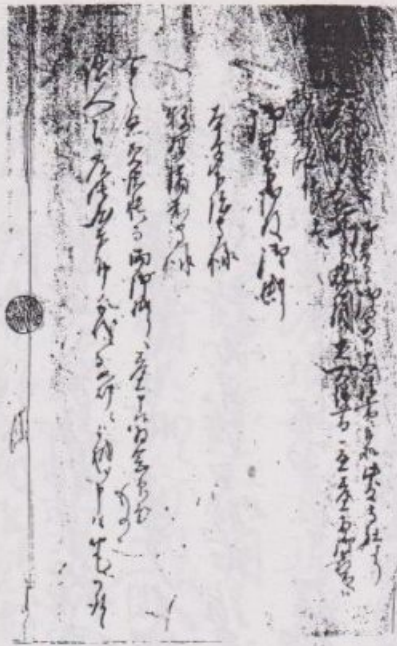
八幡宮領上総國市原郡

享保二年八月十一日

八幡宮領上総国市原郡八幡郷内
百五拾石奉儀為家先判御朱印
之相違者御國家安泰之祈

之状也

天明八年九月十一日
御朱印



大猷(ゆう)院様(③代家光)御朱印写
敵有院様(④代家綱)御朱印写
常憲院様(⑤代綱吉)御朱印写
有徳院様(⑧代吉宗)御朱印写
惇徳院様(⑨代家重)御朱印写
凌明院様(⑩代家治)御朱印写
以上、前出同文のため解読を省略しました

大御所様(⑪代家齊)御朱印写

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により永く

相違あるべからざるもの、國家安泰の熟祈に抽んずべき

の状、くだんのごとし。

天明八年九月十一日

御朱印

天明度の儀、御朱印御写しは右清書に候ところ、このたび寺社より御差(指)図、右公儀に候は先例のとおり右清書一通差し上げ、両御奉行所へは左のとおり認(したた)め、上(たてまつる)。

御朱印御改め御掛り(係)

本多下総守様

牧野備前守様

右のとおり美濃帳にて両御掛りへ差し上げ申し候、念のため印(しるし)置くものなり。

認人は常時□申し奉り、手代にてかくのごとくに御納め申し候、以上にごさ候。

取為替申請之事

八幡宮御神事之節御神樂濱中町
觀音町若者九中町若者人相加わり
尽に両町内へ持ち出し不埒(ふらち)至極(しごく)、右始
末につき
御別當様御神主様御社領一統御
職相相拍(かかわ)申す切(きり)御朱印
御公儀様右御所様申すに及ばず御社領
一同御身分相立ちがたく、村方御名主様方まで
御役筋にも相かかわり御双方御難渋につき
是非なく両町、中町にて一人相手取り已(すで)に御
公訴にも相成るべき儀、外町内まで一同申し訳相
立たず極々の仕合(幸)せにつき、これにより五郷御名主様
方たつて相頼み内済説諭(諭)請け言上
当所町内切に若者世話人まで五郷

寛政11年(1799) 飯香岡八幡宮文書6
神事始末内済証文

取り為替(かわせ)申す証文のこと

一八幡宮御神事の節、御神輿(みこし) 浜本町、
觀音町若者ども、中町にて一人相加わり理不
尽に両町内へ持ち出し不埒(ふらち)至極(しごく)、右始
末につき

御別當様、神主様ならびに御社領一統、神
職に相拘(かかわ)り第一御大切の御朱印、

御公儀様に対し右御両所様申すに及ばず御社領
一同御身分相立ちがたく、村方御名主様方まで

御役筋にも相かかわり御双方御難渋につき

是非なく両町、中町にて一人相手取り已(すで)に御
公訴にも相成るべき儀、外町内まで一同申し訳相

立たず極々の仕合(幸)せにつき、これにより五郷御名主様
方たつて相頼み内済説諭(諭)請け言上

当所町内切に若者世話人まで五郷

事名主中様御思召(おぼしめし)をもつて町内切に政(正)
 直成る身分の者、家持ち残らず立ち会い
 評議熟談の上、入札にて世話人取り極(決)め
 致させ、当所御名主様方へその段申し達し
 取り極(決)め)仕り候上は御社領ならび村方の御役
 人中様方へ厳敷(きびしく)一札差し入れ置き候、右内濟
 証文以来きつと相守るべく家持ち若者一同
 供(共)吟味政道致し、この末々に至るまで相互に神
 妙相慎み、きつと相守らせ申すべく候。然(しかる)上は
 御社領様方、御名主様方より町内世話人
 御用向きにつき参会致すべき旨、御申し触これある節は
 町々世話人ども早束(速)参上仕り御用の趣、御談
 申すべく候。しかるところ若者ども何々の町内へ入り込み、
 万一
 不埒(ふらち)法外これある節、その町内世話人にて嚴
 しく政道申しつけ候とも外町内世話人どもより彼

是の命家世傳不仕の相承何内地
 程原在後取付て致し不村中
 勘前内世話人中立ち会い候義出来
 何世話分事會觸れ出し候わば、
 惣と差別に相承は余方會う候
 大御世話人御承と申す候義
 并高御名主様御立ち会い候義
 極申し候上はきつと相守り申すべく候。若(もし)また
 世話人中よりその段申し達し候とも決して非
 世話人中より其段達し候とも決して非
 分申し候仕間敷(まじく)候。後日のため取りかわせ
 証文双方へ差し出し置き候ところ相違
 ござなく候。よって連印くだんのごとし。

菊間村

菊間村

扱人

日中町

日中町 名主 甚左衛門印

日中町 同 吉兵衛印

日中町 同 佐兵衛印

日中町 同 清助印

日中町 同 平右衛門印

日中町 同 弥惣治印

日中町 同 善八印

日中町 世話人 三次郎印

日中町 与平治印

日中町 多七印

日中町 栄次郎印

日中町 浅右衛門印

日中町 甚三郎印

日中町 佐平治印

扱人

高島村 名主 甚左衛門印

大馬屋村 同 吉兵衛印

市原村 同 佐兵衛印

五所村 同 清助印

当所浜本町 同 平右衛門印

同中町 同 弥惣治印

同片町 同 善八印

同南町 世話人 三次郎印

同南新田 与平治印

同観音町 多七印

同 栄次郎印

同 浅右衛門印

同 甚三郎印

同 佐平治印

寛政十一年未八月二十日

高島村

大馬屋村

市原村

五所村

当所浜本町

同中町

同片町

同南町

同南新田

同観音町

同 清次郎印

同 久五郎印

寛政十一年 未八月廿日

口上之覚

寶永四年 四月朔日
堀左京(亮) 様御内
宝永四年 亥四月朔日
堀左京(亮) 様御内

寶永四年(1707) 飯香岡八幡宮文書7
寺社奉行あて口上

口上の覚

衆徒、社家未進の儀、前々より代官の帳面に判形
取り候ことござなく候。相濟し候者へ年々代官の請
け取り
手形相渡し置き申すことに候、帳面に相違ござ候と
未進の者ども申し上げ候わば私ども罷(まかり)出、
帳面をもって申し争わ
ざるように仕るべく候。以上

衆徒年行事代官

大林坊

社家定代官

大塚助之丞

寶永四年

亥四月朔日

堀左京(亮) 様御内

戊 享保三年

五所村浦札改帳

戊 四月吉日

覚

傳村五百枚の内

札二十枚 名主与惣次殿より

戊四月十五日請(受け)取り

札代四百十六文右仁へ渡す

亦五百枚の内五所村

名主方より

札二十枚 名主与惣次殿より

戊四月十五日請(受け)取り

札代四百十六文右仁へ渡す

五所村名主七平

享保三年申の改

札二十枚

五所村名主七平(殿か)宅に渡す

夫 長太夫

享保3年(1718) 飯香岡八幡宮文書8
五所村浦札改め帳

戊 享保三年
五所村浦札改め帳
戊 四月吉日

横 帳

覚

八幡村五百枚の内

札二十枚 名主与惣次殿より

戊四月十五日請(受け)取り

札代四百十六文右仁へ渡す

夫 庄兵衛

また五百枚の外五所村

名主方より

札二十一枚請け取り

この札代四百三十六文

五所村名主七平(殿か)宅に渡す

夫 長太夫

享保十三年戊申の改め

札二十枚

札二十一枚

右は五所村より請け取り

名主衆

弥市兵衛

武兵衛

又左衛門

儀禮類聚札持之別

一札	一札	一札	一札	一札	一札	一札	一札	一札	一札
神主	奉行	二間	二間	三間	三間	三間	三間	三間	三間

札持之別

一札	一札	一札	一札	一札	一札	一札	一札	一札	一札
別當	百部	八	八	八	八	八	八	八	八

札持之別

- 八幡宮領札持ち主人別
- 五枚 神主
- 四枚 奉行
- 二枚 二の間
- 二枚 三の間
- 二枚 内蔵之助
- 二枚 三太夫
- 二枚 刑部
- 二枚 与五右衛門
- 二枚 長太夫
- 二枚 三郎右衛門
- 一枚 丸次郎左衛門
- (縮め) 札二十六枚 社家衆
- 二枚 別當
- 一枚 万(満) 徳寺
- 二枚 長兵衛
- 二枚 源八
- 二枚 吉兵衛
- 二枚 亦右衛門
- 一枚 別当社地 庄右衛門
- 一枚 同断 助右衛門
- 一枚 花立 嘉右衛門
- 一枚 万徳寺分預かり
- 縮め札十五枚

都合

札四張毛取

社役奉行

大塚助之丞

享保三年

戊辰月五日

右浦札より壹札

備札出書用

六所村役人方より

毛取札解

七所村札人別

後七所村札

七所村札

七所村札

上

一六枚

一五枚

一四枚

一三枚

一二枚

一一枚

一〇枚

九枚

八枚

七枚

六枚

五枚

四枚

三枚

二枚

一枚

一枚

一枚

一枚

一枚

神主

三右衛門

三郎右衛門

吉兵衛

宮内

若宮寺

又左衛門

長兵衛

源八郎

宝蔵院

神王院

都合で札四十一枚の高

社役奉行 大塚助之丞

享保三年戊辰四月十五日

右浦札のこと売り札、

借し札堅く無用致されべく候、

五所村役人方よりも

そのとおりに相触申すよう承知申し候。

それゆえ札人別の名

銘々書印し持ち札の数

まで印し相渡し遣して

そのとおりに相守り申すべく候。

以上

- 一 五枚 代九十五文 神主
- 一 二枚 代三十八文 三右衛門
- 一 二枚 代三十八文 三郎右衛門
- 一 二枚 代三十八文 吉兵衛
- 一 二枚 代三十八文 刑部
- 一 二枚 代三十八文 宮内
- 一 二枚 代三十八文 若宮寺
- 一 二枚 代三十八文 又左衛門
- 一 二枚 代三十八文 長兵衛
- 一 二枚 代三十八文 取 源八郎
- 一 一枚 代十九文 取 宝蔵院
- 一 一枚 代十九文 取 神王院

延享貳丑年三月

御朱印改め控写

神主

御朱印改め控

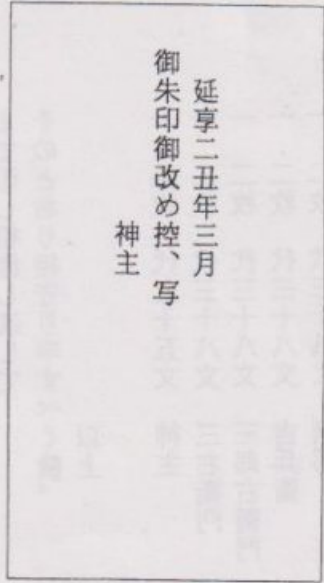
一 延享貳丑年十二月

御朱印改め

御公儀様より仰せ出され候御書之趣、御支配所

井戸助左衛門殿より相渡され候趣、左に記す。

延享2年(1745) 飯香岡八幡宮文書9
御朱印改め



縦 帳

御朱印御改めの記録

一 延享二丑年十二月

御朱印御改め

御公儀様より仰せ出され候御書之趣、御支配所
井戸助左衛門殿より相渡され候趣、左に記す。

覚

河津市頂戴寺社主を依り社領とす
後内斗と辨為 河津市下下山中科
私領、有りと社領、河津市家老
永三月六日迄の内江戸持参す

秋元撰津守も多紀行所にお違はす
相觸す候と

十二月

右の通り作候に越事違候とや

右部書も申付候に越候は有則

御書差し出候に越候は有則

御書覚

同三年寅二月廿

河津市下江月社

主代子息丹次、社家一人、別当衆徒一人、供

足八人、左衛門、深川大島町四郎

左衛門宅に旅宿、翌日、御支配所着府の御届け

御書差し出候に越候は有則

覚

御朱印頂戴寺社の輩（やから）、寺社領の多少
によらず境内斗（ばかり）の御朱印たるといえども、これを下
されべくの間、御料、
私領にこれある寺社領の御朱印に写しを差し添え、来る三月よ
り五月までの内江戸へ持参いたし、
秋元撰津守、本多紀伊守所へ相達し候よう相触べく候。以上

十二月

右のとおり仰せ渡され候趣、相達し候ものなり。

右触書、井戸助左衛門殿より相渡され候につき、則（すなわ
ち）
請書差し出し候こと。ただし神主、別当両人の名前にて差し
上ぐ。

出府の覚え

同三年寅三月二十一日、御朱印御改めにつき神
主代、子息丹次、社家一人、別当衆徒一人、供
四人、（締め）八人出府いたし、江戸宿、深川大島町四郎
左衛門宅に旅宿、翌日、御支配所着府の御届け
いたし、それより御掛かり寺社御奉行、秋元撰津守殿、

本多紀伊守殿御両家へ着府御届け申し上げ候節、
御門番ならび玄関へ手札差し出す。左に記す。

清康少将 在御
清康少将 在御
清康少将 在御
清康少将 在御
清康少将 在御
清康少将 在御
清康少将 在御
清康少将 在御
清康少将 在御
清康少将 在御

本多紀伊守殿御両家へ着府御届け申し上げ候節、

御門番ならび玄関へ手札差し出す。左に記す。

御門番ならび玄関へ手札差し出す。左に記す。

御門番ならび玄関へ手札差し出す。左に記す。

本多紀伊守殿御両家へ着府御届け申し上げ候節、
御門番ならび玄関へ手札差し出す。左に記す。

御朱印御改めにつき 上総国市原郡八幡郷

着府御届け 八幡宮別当 若宮寺

申し上げ奉り候 同社神主 市川山城

右手札、御奉行所へ罷(まかり)出候節、たびたび御門御玄関

差し出し御玄関前にて供へ刀を相渡し、脇差斗(ばかり)にて
上がる。着届け双方相済み罷(まかり)り帰る。

翌日宿にて書類相認(したた)め待ち候ところ、若宮寺何
方(いずかた)

へ参り候哉(や)四、五日まかり過ぎ候ところ、漸々(ようよ
う)若宮寺ならびに

役僧同道にて参られ候につき着帳願いの儀、相談致し
候ところ真福寺より御朱印の御写し拝見

いたしたき由申され候えども、先規これなき由申し遣わし候
ところ、またまた同僧参り候て定例には致さず候間、せひ

せひ御写し拝見仕りたき由申し来たり候えども、この方不承知
のところ若宮寺何か迷惑の由申すにつき、余儀なく同

僧兩人へ御写し相渡し、それにつき、かれこれ手間取り候こと、
あわせて右の一条後例に相成り申さず候こと。

四月十三日両人着帳御願、御奉行所へまかり出、
右着帳相済み、尤（もつとも）御定日限前日伺い出べき由
仰せ渡され候、ただし御奉行所より切手御渡し下され候、それ
より帰宅いたし候こと。

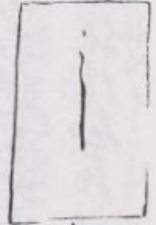
前日伺いの覚え

五月十一日前日伺いにまかり出相済み、翌十二日両人同道にて
本多紀伊守殿御屋敷にて、御同役秋元振津守殿
御両所にて御改め相済み、御本書は直様（すぐさま）御返し
なされ候こと。

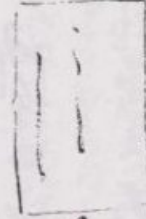
御本書の写し、認めようのこと

御朱印御写紙は大奉書にて認め、上包みの儀は
同紙にて相認め、上包書き付けの儀は切紙にいたし、
上下へ張り札、もつとも左のとおり。

御本書の写し、認めようのこと
御朱印御写紙は大奉書にて認め、上包みの儀は
同紙にて相認め、上包書き付けの儀は切紙にいたし、
上下へ張り札、もつとも左のとおり。



上張り札
権現様御判物御写と書
但し何様御朱印御写



下張り札

上総国市原郡八幡郷
権現様御判物
若宮寺
同社神主
市川山城

手目録認紙之事



大奉書横に二つ切り
半切のごとくにして
認紙上包み紙

上包み紙

上総国市原郡八幡郷

権現様御判物

若宮寺

同社神主

市川山城

右手目録別紙あり候

上張り札
権現様御判物御写しと書く
ただし何様御朱印御写し
下張り札
上総国市原郡八幡郷
八幡宮別当
若宮寺
同社神主
市川山城

手目録、認めようのこと
大奉書横に二つ切り、半切のごとくにして
これを認め、上包み同紙
上包み認め方

上総国市原郡八幡郷
八幡宮別当
若宮寺
同社神主
市川山城

右手目録別紙これあり候。

抄三山若宮寺

延享三年 寅 寅 寅 寅 寅
若山代

八幡宮御朱印改め記録

兼御巡見の記録

三月二十一日

記

延享三年三月より五月まで御朱印御改め
御公儀より仰せ出さる、これにより三月二十一日出府仕り、
別当、神主出入りにも
罷(まか)りなるべきゆえ、御触頭田福寺様へまかり出、だ
んだん御願い申し
記録後代のため旧記。
一月二十二日出府の御届け両御奉行所秋元撰津守、
本多紀伊守様御両所に御届けまかり出相済む。

延享3年(1746) 飯香岡八幡宮文書10
若宮寺朱印改め記録

神光山若宮寺
延享三丙寅歳(年)
八幡宮御朱印御改めの記録
ならびに御巡見の記録ともに
三月二十一日
栄山代

記

一延享三丙寅三月より五月まで御朱印御改め
御公儀より仰せ出さる、これにより三月二十一日出府仕り、
別当、神主出入りにも
罷(まか)りなるべきゆえ、御触頭田福寺様へまかり出、だ
んだん御願い申し
記録後代のため旧記。
一月二十二日出府の御届け両御奉行所秋元撰津守、
本多紀伊守様御両所に御届けまかり出相済む。

近江使僧下さるべく候由、仰せ下され候。よってその
段神主方へ
申し入れべき由、仰せ付けらるゆえ、申し聞け候ところにま
たぞろ神主方にて申し候は、先
年千(選)別に不調法ゆえその義に任せ、一覽申し入れ候、
この節さようには致しがたき由申し候、後例にだんだんま
り成り候間、持参まかり成りまじき
由申し候、これによりさよう申され候ては若宮寺へ円福寺様
より
御添簡遊ばされがたく候、御添簡これなく候ては
御公儀相済み申さず候申し候えは、神主方申され候は、ぜひ
さよう候ても悪例にまかり成り候ゆえ、成りがたき由にて二
十二日
より四月四日まで相延べ相談相究らず、すでに出入りに及ぶ
ように
相成り候、とかくさよう思い替りは疾(とく)と御思案成ら
れべく候由、申し候ところに
神主申され候由、御奉行所へ御窺(うかがい)申し候て、と
もかくも
致すべし由申され候、よってその段御触頭へ拙僧御断り申し
候ところに
御触頭仰せられ候は、近ごろ不届きに思われ候、左様(さよ
う)候は此方(こなた)よりも
その訳うかがい申すべきと仰せられ、すなわち直ちに円福寺
様御奉行所へ

若林少左衛門忠尚、近江使僧下さるべく候由、仰せ下され候。よってその
段神主方へ
申し入れべき由、仰せ付けらるゆえ、申し聞け候ところにま
たぞろ神主方にて申し候は、先
年千(選)別に不調法ゆえその義に任せ、一覽申し入れ候、
この節さようには致しがたき由申し候、後例にだんだんま
り成り候間、持参まかり成りまじき
由申し候、これによりさよう申され候ては若宮寺へ円福寺様
より
御添簡遊ばされがたく候、御添簡これなく候ては
御公儀相済み申さず候申し候えは、神主方申され候は、ぜひ
さよう候ても悪例にまかり成り候ゆえ、成りがたき由にて二
十二日
より四月四日まで相延べ相談相究らず、すでに出入りに及ぶ
ように
相成り候、とかくさよう思い替りは疾(とく)と御思案成ら
れべく候由、申し候ところに
神主申され候由、御奉行所へ御窺(うかがい)申し候て、と
もかくも
致すべし由申され候、よってその段御触頭へ拙僧御断り申し
候ところに
御触頭仰せられ候は、近ごろ不届きに思われ候、左様(さよ
う)候は此方(こなた)よりも
その訳うかがい申すべきと仰せられ、すなわち直ちに円福寺
様御奉行所へ

申すところにて御触頭にても、ごもつとも仰せられ左のとおり
に御奉行所
に仰せられ候まで仰せ上げられきつとその訳神主へ申し渡す
べき由、
御奉行所において仰せ渡され候、その席拙寺御奉行所へ
神主兩人まかり出、承知畏み奉り候由神主申し候、手目録
など認めよう後代のため委（くわし）く別紙に認め置き候、
後代のため
かくのごとく印（記し）置き候間、永々御改めの節相違なく
相したため成られべく候。万一重ねて御改めの節またぞろ前
後の巧（たくらみ）仕り候わば何分にも
円福寺様へ相頼み相違これなきよう成されべく候、もつとも
この儀御触頭にも御記録に留め置かれ遊ばされ候間、とくと
御吟味下されべく候由、相願い成られべく候。

一 御改めの節、神主儀病氣と申し立て名代子息
丹次相勤めさせ申し候、名代願書も別当印形
致し願書差し上げ申し候、同十三日に御着帳ゆえ御取り
込みゆえ御取り上げ遊ばされず候、よつて拙寺は神主に
相構わず御奉行所へ着帳願いまかり出候えは、相違なく来る
五月十二
日に御うかがいにまかり出べき由、拙寺へ仰せ付けられ候、
同十四日右名代
願書紀伊守様へ兩人持参申し候えは御役人木村郷助
殿と申す仁（人）対面申され候は早速取り上げがたき由仰せ
られ同日七つ

時分、またまたうかがいまかり出ずべく由仰せ付けられ候、
七つ時分兩人まかり出候えは、
右目録したためよう写しなど上書、江戸宿につき別宿御改め
など御尋ね候段、神主所存下心もこれあるように相見え宜し
からざる思召（おぼしめし）

申すところにて御触頭にても、ごもつとも仰せられ左のとおり
に御奉行所
に仰せられ候まで仰せ上げられきつとその訳神主へ申し渡す
べき由、
御奉行所において仰せ渡され候、その席拙寺御奉行所へ
神主兩人まかり出、承知畏み奉り候由神主申し候、手目録
など認めよう後代のため委（くわし）く別紙に認め置き候、
後代のため
かくのごとく印（記し）置き候間、永々御改めの節相違なく
相したため成られべく候。万一重ねて御改めの節またぞろ前
後の巧（たくらみ）仕り候わば何分にも
円福寺様へ相頼み相違これなきよう成されべく候、もつとも
この儀御触頭にも御記録に留め置かれ遊ばされ候間、とくと
御吟味下されべく候由、相願い成られべく候。

一、この任を承りて、神主御朱印所持仕るに相認め申し候ことよろしからず、訳は神主よく聞き届け申すべき候由仰せ渡され候儀、この御朱印は八幡宮へ社領下し置かれ候えは別当、神主兩人へ御預け分に候間、とくと心得違ひ致すまじく候、よりて神主所持と相認め申すまじく候、後代までこの段失念なく心得申すべき由仰せ付けられ候、別当、神主前後の書きよふのことよろしからず、畢竟(ひっきょう)常々相唱え申し候も別当、神主と次第に相唱え候えは、重ねて神主は互いに書き印(記し)申すべく候仰せ付けられ候。

一、宿の儀、別宅に致すことよろしからず、重ねて同宿に致すべき由、この節はせひなく候、宿書おのおの別居申し候は訳、この節は書き上げ致すべく候由仰せ渡され候。

一、御書判のところに御黒印と相したため候こと心得違ひ、権現様御本書御書判に候上は重ねて御黒印申すべきことよろしからず、きつとこの儀相心得べきこと仰せ渡され候。

宿書き付けの儀相認め明日持参申すべき由仰せ付けられ候、委細の儀とくと聞き届け申すやと尋ねられ、神主委細長(かしこまり)奉る由申し上げ候、同十五日本多紀伊守様へ
まかり出、右役人木村郷助殿写し目録など相渡し、十六日愛宕へ本書写し持参、右紀伊守様首尾よく相済み御届け申し上げ候、前申し候とお十一日に御改めの伺いにまかり出べく仰せられ候、その節円福寺様へもうかがい届け仕るべしと仰せ渡され候、

その上木村は仰せられ候は右本書の写し円
福寺へきつと再見に預かるべき由神主方へ仰せ付けられ、こ
の儀も
畏み奉りさよう致さず候ては相済み申さざる由、きつと仰せ
付けられ候、よつて拙寺写し持参仕り御触頭御一覽遊ばされ
相済み申し候。
一五月十二日御改めの儀、本多紀伊守様、秋元撰津守
両御奉行所へ両人まかり出、本多様にて御改め遊ばされ候、
その格式は御朱印拙寺御両所へただちに差し上げ
万事仰せられ候趣、拙寺方へ申し付けられ遊ばされ候。神主
は

事申すに候は御書より、御書より候は
あはれ、御書より候は、御書より候は
上座格式御書より候は、御書より候は
多度ある事、御書より候は
今度御改めの儀、御触頭円福寺住覚遠様
申し候、もしさようもこれなく候ては、神主申し分のように
まかり成り候えば別当、衆徒は相つぶれに成り、神主の
支配に成り候ゆえ御触頭にも御苦勞遊ばされ、この後
きつと今度の訳け記録に致し置き、後代相残し
置き衆徒の者どもへ疾（とく）と聞かせ置き申すべく候由仰
せ

御書より候は、御書より候は、御書より候は
あはれ、御書より候は、御書より候は
上座格式御書より候は、御書より候は
多度ある事、御書より候は
今度御改めの儀、御触頭円福寺住覚遠様
申し候、もしさようもこれなく候ては、神主申し分のように
まかり成り候えば別当、衆徒は相つぶれに成り、神主の
支配に成り候ゆえ御触頭にも御苦勞遊ばされ、この後
きつと今度の訳け記録に致し置き、後代相残し
置き衆徒の者どもへ疾（とく）と聞かせ置き申すべく候由仰
せ

その上木村郷助殿仰せられ候は右本書の写し円
福寺へきつと再見に預かるべき由神主方へ仰せ付けられ、こ
の儀も
畏み奉りさよう致さず候ては相済み申さざる由、きつと仰せ
付けられ候、よつて拙寺写し持参仕り御触頭御一覽遊ばされ
相済み申し候。
一五月十二日御改めの儀、本多紀伊守様、秋元撰津守
両御奉行所へ両人まかり出、本多様にて御改め遊ばされ候、
その格式は御朱印拙寺御両所へただちに差し上げ
万事仰せられ候趣、拙寺方へ申し付けられ遊ばされ候。神主
は
末座へ居（お）り申し候、着座の儀御役人中より仰せ付けら
れ候、別当
上座格式、御朱印差し上げ格式の儀、後代
きつと相心得こと肝要に候。
一今度御改めの儀、御触頭円福寺住覚遠様
ことのほか御苦勞遊ばされ、万事首尾よく相済み
申し候、もしさようもこれなく候ては、神主申し分のように
まかり成り候えば別当、衆徒は相つぶれに成り、神主の
支配に成り候ゆえ御触頭にも御苦勞遊ばされ、この後
きつと今度の訳け記録に致し置き、後代相残し
置き衆徒の者どもへ疾（とく）と聞かせ置き申すべく候由仰
せ
渡され候、惣（総）四か寺廻り仕り候節直（じき）に御対面
下され候て
仰せ渡され候、この節の儀近ごろ触頭御働きその方にて
よく打ち揃い、由緒そのところゆえ万事首尾よく相済み

在後三尸也... 惣口園と標

右の此法... 能々(よくよく) 相聞かせ置き、記録委

相認め、後代のため致すべき由仰せ付けられ候、これにより

かくのごとく書き印し

置き候、おのおの後代随分御改めこれある節、この記

録をもって万事相勤め申すべく候。

御本書写し手目録したためようのこと

一御本書は大奉書にて同紙にて上包み

上は書の認めよう

国郡所、真言新義、別当若宮寺

同所 神主 山城

御代官所 井戸助左衛門御代官

愛宕円福寺触下

醍醐三宝院末寺

手目録したためよう

一権現様 御書判 年号月日 一通

一大猷院様 御朱印 年号月日 一通

一台徳院様 御朱印 年号月日 一通

一徹有院様 御朱印 年号月日 一通

一常憲院様 御朱印 年号月日 一通

一文昭院様 御朱印 年号月日 一通

一有章院様 御朱印 年号月日 一通

一大御所様 御朱印 年号月日 一通

一通 一通 一通 一通 一通

権現様 大猷院様 台徳院様 徹有院様 常憲院様 文昭院様 有章院様 大御所様 以上

朱印状 神主保管の一件

寛延元年

清朱印頂戴之拍写

辰十月

神主

清朱印頂戴之控

一寛延元年十月廿三日、向郷清役所より仰せ
越され候儀、今般御領主より御朱印御渡しの儀、
明後二十五日神主、別当まかり出べき趣の御沙汰
これあり候につき、御同所へ着届いたし、玄関へ手札
し、山内新に送付申し、玄関へ手札

寛延元年(1748) 八幡宮朱印頂戴 Ⅱ 飯香岡八幡宮文書11

朱印状神主保管の一件
寛延元年 写書
御朱印頂戴の控写
辰十月
神主

縦 帳

御朱印頂戴の控え

一寛延元年十月二十三日、向郷御役所より仰せ
越され候儀、今般御領主より御朱印御渡しの儀、
明後二十五日神主、別当まかり出べき趣の御沙汰
これあり候につき、御同所へ着届いたし、玄関へ手札

差し出す

御領分
八幡宮
市川山城
若宮寺

御役人御陣代浦野仲右衛門殿、御代官上野
左源太殿ならびに上御屋敷より、御朱印率領頭
熊倉十郎左衛門殿御出ありて仰せられ候儀は、
御朱印頂戴のみぎりは先格の儀いか候やの旨
御尋ねござ候ところ、その時若宮寺申す儀は先年より私
方にて頂戴仕り候儀にござ候、このたびも拙僧頂戴仕り
たき趣申し上げ候えども、拙者申し上げ候儀は若宮寺申し

左源太殿ならびに上御屋敷より、御朱印率領頭

熊倉十郎左衛門殿御出ありて仰せられ候儀は、

御朱印頂戴のみぎりは先格の儀いか候やの旨

御尋ねござ候ところ、その時若宮寺申す儀は先年より私

方にて頂戴仕り候儀にござ候、このたびも拙僧頂戴仕り

たき趣申し上げ候えども、拙者申し上げ候儀は若宮寺申し

差し出す。

御領分八幡郷
八幡宮神主
市川山城
同 別当
若宮寺

それより案内役人これある席へ通り、差し控え居（お）り候と
ころ、御掛かり

御役人御陣代浦野仲右衛門殿、御代官上野
左源太殿ならびに上御屋敷より、御朱印率領頭
熊倉十郎左衛門殿御出ありて仰せられ候儀は、
御朱印頂戴のみぎりは先格の儀いか候やの旨
御尋ねござ候ところ、その時若宮寺申す儀は先年より私
方にて頂戴仕り候儀にござ候、このたびも拙僧頂戴仕り
たき趣申し上げ候えども、拙者申し上げ候儀は若宮寺申し

之儀は神主方へ相渡し候儀しかるべき旨、御利(理)
解仰せ聞かされ承伏仕り、それより浦野仲右衛門殿ただちに
御朱印三方へ載せ、御渡しの儀神主へ御言葉
これあり、すなわち拙者一座相進みありがたく頂戴仕り御請け
差し上げ候ところ、左のとおり。

差し上げ申す一札のこと

今度 御朱印一通御渡し遊ばされ、頂

戴奉りありがたく存じ奉り候、後証のためよってくだんのごと

寛延元辰年 十月二十五日
酒井雅楽頭様
上総国向郷
御役所

市川山城

酒井雅楽頭様
上総国向郷
御役所

右は御朱印頂戴の請書、紙の儀は
奉書包み紙ともに同紙なり。

右々 御朱印頂戴の請書紙の儀は
奉書包み紙と同紙なり
但し包紙の上上の字を書き

下は各名中書と通

万葉集卷之八

一上総国市原郡八幡村八幡宮社公海邊りを申上り

高社公海邊り至三月十日

松平對馬守様往還し御返事申上り

御奉行所 御引渡し候則別御返事申上り

此御返事申上り候味申上り候御返事

御返事申上り候味申上り候御返事

御返事申上り候味申上り候御返事

御返事申上り候味申上り候御返事

御返事申上り候味申上り候御返事

御返事申上り候味申上り候御返事

御返事申上り候味申上り候御返事

御返事申上り候味申上り候御返事

御返事申上り候味申上り候御返事

上総国市原郡八幡村

八幡宮社

天明五年三月五日

御奉行所

大塚伊勢

天明5年(1785) 飯香岡八幡宮文書13
神社奉行あて願い書

恐れながら書付をもって願い上げ奉り候

一上総国市原郡八幡村八幡宮社人、大塚伊勢申し上げ奉り候。

当社役の儀につき去る十二月中、大御目付

松平對馬守様へ駆け込み御訴訟申し上げ奉り候ところ、当

御奉行所へ御引き渡しに相成り、すなわち相手方別当靈応寺

召し出され、右一件御吟味請け奉り候筋に候わば添翰(簡)

差し出し候よう

仰せ渡され双方一先(ひとまず)帰村仕り候ところ、唯今

(ただいま)まで国元において何の掛け合い

もござなく候につき、添簡の儀たびたび掛け合い候ところ、

この節いよいよ添簡

差し出し申すべき旨これを申し候間、私儀、先月二十八日江

戸着仕り日々相待ち

靈応寺宿紺屋平蔵方へたびたび相尋ね候えども未だ出府仕ら

ず、

対談仕り候日限だんだん延引に及び等閑(なおざり)に差し

置き難渋仕り候間

この段御願ひ申し上げ奉り候。なにとぞ御慈悲をもって先だ

って御下知のとおり、

早々添簡差し出し候よう靈応寺召し出され仰せ付けられ

下し置かれ候わばありがたき仕合(幸せ)に存じ奉り候。以

上

上総国市原郡八幡村
八幡宮社人
大塚伊勢(印)

天明五巳年三月五日

天明五年
 八幡宮諸入目帳
 十月吉日

上遷宮入用
 一、^杉 五十二文
 一、^酒 五十六文
 一、^{豆腐} 四十四文
 一、^{杉はし} 四文
 一、^{水油} 五十六文
 一、^{ろうそく} 三十二文
 一、^{水油} 二十七文
 一、^{半紙} 二十六文
 一、^{あめや} 百十六文
 一、^{升屋} 百五十文
 一、^{半紙} 二十六文
 一、^{ひしゃく} 二十八文

一、^{からむし} 二十四文
 一、^{あめや} 五十六文
 一、^{豆腐} 四十四文
 一、^{杉はし} 四文
 一、^{水油} 五十六文
 一、^{ろうそく} 三十二文
 一、^{水油} 二十七文
 一、^{半紙} 二十六文
 一、^{あめや} 百十六文
 一、^{升屋} 百五十文
 一、^{半紙} 二十六文
 一、^{ひしゃく} 二十八文

天明5年(1785) 飯香岡八幡宮文書14
 八幡宮諸入目帳

天明五年
 八幡宮諸入目帳
 十月吉日

横帳

上遷宮入用
 極月十六日
 一、五十二文 半紙二状
 (以降、一と日付の 同を省略しました)
 二十四文 からむし
 五十六文 あめやにて酒五合、代済ます
 四十四文 豆腐一丁
 四文 杉はし
 五十六文 水油一合
 三十二文 ろうそく二丁
 二十七文 水油
 二十六文 半紙
 百十六文 あめやにて酒一升、代済ます
 百五十文 升屋にて、ろうそく九丁
 二十六文 半紙
 二十八文 ひしゃく、立て替え

一、酒
 二、酒
 三、酒
 四、酒
 五、酒
 六、酒
 七、酒
 八、酒
 九、酒
 十、酒
 十一、酒
 十二、酒
 十三、酒
 十四、酒
 十五、酒
 十六、酒
 十七、酒
 十八、酒
 十九、酒
 二十、酒
 二十一、酒
 二十二、酒
 二十三、酒
 二十四、酒
 二十五、酒
 二十六、酒
 二十七、酒
 二十八、酒
 二十九、酒
 三十、酒
 三十一、酒
 三十二、酒
 三十三、酒
 三十四、酒
 三十五、酒
 三十六、酒
 三十七、酒
 三十八、酒
 三十九、酒
 四十、酒
 四十一、酒
 四十二、酒
 四十三、酒
 四十四、酒
 四十五、酒
 四十六、酒
 四十七、酒
 四十八、酒
 四十九、酒
 五十、酒
 五十一、酒
 五十二、酒
 五十三、酒
 五十四、酒
 五十五、酒
 五十六、酒
 五十七、酒
 五十八、酒
 五十九、酒
 六十、酒
 六十一、酒
 六十二、酒
 六十三、酒
 六十四、酒
 六十五、酒
 六十六、酒
 六十七、酒
 六十八、酒
 六十九、酒
 七十、酒
 七十一、酒
 七十二、酒
 七十三、酒
 七十四、酒
 七十五、酒
 七十六、酒
 七十七、酒
 七十八、酒
 七十九、酒
 八十、酒
 八十一、酒
 八十二、酒
 八十三、酒
 八十四、酒
 八十五、酒
 八十六、酒
 八十七、酒
 八十八、酒
 八十九、酒
 九十、酒
 九十一、酒
 九十二、酒
 九十三、酒
 九十四、酒
 九十五、酒
 九十六、酒
 九十七、酒
 九十八、酒
 九十九、酒
 一百、酒

一、酒
 二、酒
 三、酒
 四、酒
 五、酒
 六、酒
 七、酒
 八、酒
 九、酒
 十、酒
 十一、酒
 十二、酒
 十三、酒
 十四、酒
 十五、酒
 十六、酒
 十七、酒
 十八、酒
 十九、酒
 二十、酒
 二十一、酒
 二十二、酒
 二十三、酒
 二十四、酒
 二十五、酒
 二十六、酒
 二十七、酒
 二十八、酒
 二十九、酒
 三十、酒
 三十一、酒
 三十二、酒
 三十三、酒
 三十四、酒
 三十五、酒
 三十六、酒
 三十七、酒
 三十八、酒
 三十九、酒
 四十、酒
 四十一、酒
 四十二、酒
 四十三、酒
 四十四、酒
 四十五、酒
 四十六、酒
 四十七、酒
 四十八、酒
 四十九、酒
 五十、酒
 五十一、酒
 五十二、酒
 五十三、酒
 五十四、酒
 五十五、酒
 五十六、酒
 五十七、酒
 五十八、酒
 五十九、酒
 六十、酒
 六十一、酒
 六十二、酒
 六十三、酒
 六十四、酒
 六十五、酒
 六十六、酒
 六十七、酒
 六十八、酒
 六十九、酒
 七十、酒
 七十一、酒
 七十二、酒
 七十三、酒
 七十四、酒
 七十五、酒
 七十六、酒
 七十七、酒
 七十八、酒
 七十九、酒
 八十、酒
 八十一、酒
 八十二、酒
 八十三、酒
 八十四、酒
 八十五、酒
 八十六、酒
 八十七、酒
 八十八、酒
 八十九、酒
 九十、酒
 九十一、酒
 九十二、酒
 九十三、酒
 九十四、酒
 九十五、酒
 九十六、酒
 九十七、酒
 九十八、酒
 九十九、酒
 一百、酒

十六日
 十口文 酒
 百八十八文 大坂屋にて干物代、代済まず
 (締め) 七百七十八文、外に白米二升、代二百文
 惣(総) しめ九百七十八文
 八月二十五日
 五十文 牛蒡(ごぼう)
 二十八文 肴(さかな)の代
 四百文 下田にて 酒の代、代済まず
 三十二文 かき(柿) 四十文 真木(薪)
 二十文 白箸(はし) 四十文 豆腐
 十文 かいしくし(貝しゃくしか)
 締め六百二十六文立て替え、右は御神前にて参会の節
 八月二十七日
 二十文 とうふ 三文 はしの代
 五十二文 水油 十六文 ろうそく
 三百二十四文 川上平十郎より杉五寸板、代済まず
 二升 白米、この代百八十六文、立て替え
 六十八文 三寸釘(くぎ) 百本
 十文 しょうふ 二百二十八文 半紙
 百八十八文 酒の代

居(齋)垣(いがき)
 極月六日
 大五寸 百本
 次五寸 百本、升屋にて取る、代済まず
 百六十四文 次五寸百本
 七日
 四寸くぎ 四百本
 十日
 同 三百本
 同 三百本
 四寸 六百本
 十一日
 十二文 酒、しぶへ入れる
 十八文 はけ一枚
 十二日 三百本 升屋、はけ四枚
 四寸 三百本
 十二文 酒
 十五日 いせや市兵衛殿より二寸くぎ三百本
 三寸くぎ二百本、代済まず
 金二朱 平右衛門にて杉板二間、代済まず
 百文 しぶ一升、これは旦那より払い申し候
 十三日より十五日まで
 十二文 酒
 十六日 同
 三十六文 大坂屋にて弁柄一袋、代済まず
 二匁
 十二文 酒
 二匁六分六厘 弁がら七十匁、代済まず
 内締め二百九文、神主にて立て替え

當社年中神祭行事

所奉地

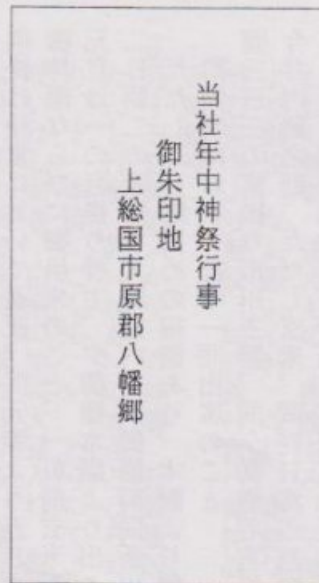
上総國市原郡

八幡郷

當社務式法記録

一 毎年三月八月兩度の祭事はもちろん、正月七日之間并月並式日霜月初卯年々六十年余度、神主は幣殿、社家の面々は、於神殿に、所武運長久、國家安穩、五穀成就、郷中安全、御祈禱(きとう)に抽(ぬきんで)丹精に別當者於神前上拜、枝(えだ)者(もの)経堂にて

文政2年(1819) 八幡宮年中神祭行事 飯香岡八幡宮文書18A



縦 帳

当社務式法記録

一 毎年三月、八月兩度の祭事はもちろん、正月七日の間ならびに月並み式日、霜月初卯、年々六十年余度の神事、神主は幣殿、社家の面々は、於神殿において御武運長久、國家安穩、五穀成就、郷中安全、御祈禱(きとう)に抽(ぬきんで)丹精に別當は神前において一拝を致し、余は経堂にて

元後一同文く經文讀誦神變法式也
膳修行仕公後恒例累代の司役宮大
略す

一 正月元朝ヨリ七日迄中祀之神長朝夕兩度之

被修行傳云七日兩度一被席之者春日神に依り修す旧冬大晦日ヨリ通夜別當

之座徒者於經堂大通夜同元朝ヨリ廿日迄定式

所神酒所信米之事之行前玄米五升鬼

元旦者一之宮裁利神主夕所膳本乳出信米

二日朝二之宮裁大野宮内夕所膳前同乳也

傳云二日謡初之祝後有本乳所神酒在傳
於所信所大社中一同出席也

同日三之宮裁市川主膳同夕所膳若宮裁

今井内蔵御徒玄米同四日海邊宮裁大塚跡

前人助在馬同五日高良宮裁山下兵部搦餅

所信餅捧

衆徒一同それぞれ經文讀誦（どくじゆ）、神事法式怠惰（た
いだ）なく

修行仕り候儀、恒例累代の司役ここに略す。

一 正月元朝より七日まで、中祀の神事朝夕兩度の
被修行、ただし六日、七日兩日朝務めばかり、被席の義
（儀）は前

同様神主、社家御供所において
旧冬大晦日より通夜（つうや）、別當

衆徒は經堂において通夜、同元朝より五日まで定式
御神酒ならびに御供米のこと、一軒前玄米五升ぎめ

元旦は一の宮掛り神主、夕御膳本願より出る。ただし白米、
二日朝二の宮掛り大野宮内、夕御膳前同断出る。

ただし二日謡初めの祝儀あり、本願より御神酒備え奉る
御供所において社中一同出席のこと

同三日三の宮掛り市川主膳、同夕御膳若宮掛り

今井内蔵之助、ただし玄米、同四日海邊宮掛り大塚跡
賄い人助右衛門、同五日高良宮掛り山下兵部、なお面々より

御備餅捧げる。

一同十日 別当、衆徒方も右同断、順番にて承仕等にいたる
まで年番へ当日早朝より出席の上行事、以上十二品

一同十四日 中祀、通夜社務、月並み同様、神主、社家神前、
別当、衆徒は経堂へ詰める。祓修行

一同十五日 大祭、朝夕両度の祓修行

早旦式例、神主、社家は神前において修行、別当、衆徒は
経堂において法楽修行、御神前備えもの左のとおり

一御神酒 コウレン、掛魚一台、奉備定式、ただし神前へ備え
役、社家二人にて勤め

一御供物備え奉る、神主、宮内、主膳より勤役

一御神酒、御菱餅備え奉る、別当より勤役、ただし神前へ社家
二人にて備える

一御神酒、御供物備え奉る、旗役人より隔年に勤役社家二人
にて、ただし神前の式米あり

ただし当日前後三日の内、御旗の儀、旗役人に相渡す。こ
れより同役二人にて神前へこれを建てること

一当日御神楽殿において十二座御神楽、神主、社家、承仕、旗
役人などにて修行、ただし行事秘法、その後行道修行、神主、
別当、社家、衆徒、承仕、旗役一同出勤、警固村役人、なお
行方別紙のこと。

ただし行道の儀は衆徒人少しにつき、今文政二卯年より略
務に行方致すべき趣、寺社御奉行松平周防守様より仰せ渡
され候につき念のためこれを記すなり

右修行終わりにて神主、社家は神前別当衆徒は経堂にて定式祓
経修行これあること。

一同十六日 月次同様朝務めばかりの修行

一同十七日 月次、祓修行

一同二十八日 月次、右同断

一四日一日 月次、右同断
一同十五日 月次、右同断

一同十七日 朝夕両度、右同断

ただし御神酒、供物の儀は月並み、ついたち、十五日のと
おり備え奉る、社家二人

一同二十八日 月次、右同断

一同五日 式日、右同断

ただし御神酒、供物備え奉る、ならびに粽(ちまき)餅三
連備え奉る、安養院より勤役、御神前に備え役社家二人

一同十五日 月次、右同断

一同二十七日 新箸(はし)祭事、右同断

一同二十八日 月次、右同断

一 六月晦日(みそか)より七月一日両日、夏越(なごし)祭
神事御神前において神主、社家御祓修行、朝夕両度行事
秘法別紙あり

ただし八郷ならびに近村へその村々の家数を見積もりにて
雛(ひな)形をもって廻文配ること、諸入用の儀は右村々
よりの御初穂をもって払い方すべし、かつ経堂にては衆徒
方、行事有無相分ならず旧記に相見え申さざること

一 七月ついたち 月次、祓修行

一同 七日 式日、右同断

一同十五日 月次、右同断

一同二十二日夜 干満両珠捧げる、神事祓修行

ただし御神酒、供物、御詠備え奉る

西海やおく原の潮路よりあらわれいでし住吉の神
神主、社家、別当、衆徒御神前、経堂において前同断、社
務所のこと

一同二十八日 月次、祓修行

一同二百十日 月次、右同断

一 八月ついたち 月次、式日兼ねる、右同断
一同十一日 神主、社家の面々にて奥殿より、御神輿(しんよ)

幣殿に移し奉る、大工を招き手入れの廉を拝し、同十三日御飾り立て、同十四日旗役出勤、三月同様旗を建てる。

(張り紙) 別当、衆徒、経堂、護摩殿において飴(かざり)立て、鉾(ほこ) 錫杖(しゃくじょう) 清め行事あり)

一 同十四日、社家、刑部、五所村年番へ出役の上柳楯の行事終わりて同村柳楯掛り、中村孫四郎、浅野清次郎、内出弥惣八敬(警) 固、宰領として神前まで来る。右柳楯、御神酒一荷、一の宮へ備え奉る、次に神納の行事、刑部勤役。

ただしこの柳楯の儀はそもそも氏子市原村にて組み建て、たしそれより行道の行事、古例これあり候えどもここに略す

(張り紙) そもそも柳楯は氏子市原庄市原村定役五兵衛、左次兵衛兩人勤役、遊海山麓字柳沢にて刈り取り、右を組み建て、藤井村社官警固致し、五所村年番へ十三日に渡す右行道の古例これあり。ここに略す)

一 同十四日夜、中祀、通夜幣開の行事、神主祝詞捧げ奉り終わりて社家一同御祓修行、同別当衆徒は経堂に中祀、通夜神事の法衆修行

ただし当日申の上刻、御神前より花表の間中央において湯立て修行あり、勤役、神主、社家中隔番秘法

一 同十五日大祭礼行事、神主、別当、社家、衆徒、早朝より御本社ならびに経堂にて月並みのごとく祓い経修行、御備え物左のとおり。

一 掛魚一台定式、ただし神前へ備え役社家

一 御神酒四組、御供物一膳、神主動役

一同 三膳、宮内、主膳、内蔵之助勤役

一同 辰上刻町渡り、一番に大太鼓、村人足三人先乗り役人杉本刑部徒士二人、草履とり一人、社領人足、ただし神前より出役、浜本町石橋より馬乗り、ただし市原村より役馬出る。

一同 巳上刻、御しんよ、御幸のこと

一 第一番 太鼓、村人足三人

一 第二番 禰、右同断四人

一 第三番 四神、右同断十六人

右宰領、旗役二人、麻上下(かみしも)、大小にて出役、この間杖払い二人、村人足

一 第四番 柳楯、(市) 原村、氏子人足二人

右宰領、市原村役人二人、麻上下、コクモチ(石持ちか) 脇差しにて出役

ただし宰領ならびに人足、松本刑部掛り

一 第五番 御しんよ四社、八幡、五所、菊間村人足浄衣十六人

持ち

ただし御神輿四社の前後、両村名主、村役人警固、麻上下、コクモチ出役のこと、ならびに百姓代、右菊間村人足の内

四人、別当方にて時分支度、同四人出る。

内蔵之助方にて右同断、菊間村人足都合八人

一 第六番 御しんよ幣帛(はく) 勤役、承仕出役のこと

一 第七番 神主出役、駕(かこ)

ただし警固村役人の内二人徒士、若徒手人、道具持ち、供

回り私領百姓の役

一 第八番 社家馬乗

ただし二の宮、三の宮、若宮掛りより順に繰り出し、道具

持手人草履取り、社領百姓役

一 第九番 別当出役、かこ

ただし警固村役人の内二人徒士、若徒供廻りの儀は前神主

同様

一 第十番 衆徒、馬乗

ただし四乗坊、本覚坊、花蔵坊より順に繰り出し、道具持

ち、草履とり前社家同様

右行列かのごとく神主、社家、旗役、承仕は神前より

本神前奉役社家一人神主は神代御供物、祝詞
 修行、終りて東泉坊拜殿において神歌三慶捧げ奉る。
 又、神主社家奉役社家二人、神主御供物、祝詞
 修行、終りて東泉坊拜殿において神歌三慶捧げ奉る。
 又、神主社家奉役社家二人、神主御供物、祝詞
 修行、終りて東泉坊拜殿において神歌三慶捧げ奉る。

- 一同十五日 月次、祓修行
- 一同十八日 月次、右同断
- 一同廿五日 月次、右同断
- 一同廿八日 月次、右同断
- 一同十五日 月次、右同断
- 一同十五日 月次、右同断
- 一同十五日 月次、右同断

延し神代御供物、祝詞
 官長門部役社家二人、神主御供物、祝詞
 修行、終りて東泉坊拜殿において神歌三慶捧げ奉る。

右の條々丹精に抽(ぬき)んで怠惰(たいだ)なく勤行(きん
 ぎょう)、元和三巳年
 寛保元酉年の旧記、なお今文政二卯年
 寺社御奉行松平周防守より御裁許
 の御趣意相守り、これを記し置くものなり。
 文政二巳卯年八月

文政二巳卯年八月

右神前へ奉備役社家二人、神主御供物、祝詞
 修行、終りて東泉坊拜殿において神歌三慶捧げ奉る。
 それより神主、社家、衆徒の内、右東泉坊立ち入り、行道の
 修行これあり、行事別紙のこと終りて神前は
 神主、社家、経堂は別当、衆徒、式礼のとおり修行
 これあること。

- 一同十五日 月次、祓修行
 - 一同二十八日 月次、右同断
 - 一同十二月ついたち 月次、右同断
 - 一同十五日 月次、右同断
 - 一同十五年越し 同夜式礼、祓修行
- ただし神前において豆蒔(まき)の行事ある。社家、宮吉
 長門勤役、衆徒方は経堂において長寿院勤役のこと

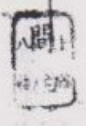
右の條々丹精に抽(ぬき)んで怠惰(たいだ)なく勤行(きん
 ぎょう)、元和三巳年
 寛保元酉年の旧記、なお今文政二卯年
 寺社御奉行松平周防守より御裁許
 の御趣意相守り、これを記し置くものなり。
 文政二巳卯年八月

一 八幡宮元社家大塚伊勢義
 右取箇、田畑、掃除爲任科。親類助也。此在
 此、嘉永六丑年七月、社、御奉行、太田撰津守様
 右伊勢跡職、新規社取、此
 此、御奉行、太田撰津守様、大井采女と名前
 書き上げ仕り候ところ、御聞き済みに相成り候、念のためこ
 れを記す。

一 御廻状 一通
 但白木御箱入り

右のとおり、御奉行、太田撰津守様、大井采女と名前
 書き上げ仕り候ところ、御聞き済みに相成り候、念のためこ
 れを記す。

御神領
 御役人中様



嘉永6年(1853) 飯香岡八幡宮文書18B
 欠所元社家跡職

一 八幡宮元社家大塚伊勢義(儀)、天明度欠所仰せ付けられ、
 その後右配当の田畑、八幡宮掃除役料として親類助右衛門へ
 遣わし置き
 候ところ、嘉永六丑年七月、社御奉行太田撰津守様より
 右伊勢跡職の儀、助右衛門伴(せがれ)常次郎へ新規社家御
 取り立て
 仰せ付けられ、その節附属岩本大隅守様へ大井采女と名前
 書き上げ仕り候ところ、御聞き済みに相成り候、念のためこ
 れを記す。

嘉永6年(1853) 飯香岡八幡宮文書18C
 八幡問屋廻状受け取り

一 御廻状 一通
 覚

ただし白木御箱入り
 右のとおり、御奉行、太田撰津守様、大井采女と名前
 書き上げ仕り候ところ、御聞き済みに相成り候、念のためこ
 れを記す。

丑四月一日 問屋
 徳太郎(上総八幡問屋印)

御神領
 御役人中様

文政八乙酉歲
二月吉日
御免許

御助勢帳

宮司内

南町
 一朱、中村清右衛門
 一朱、万屋与兵衛
 一分二朱、升屋清藏
 二朱、角屋次兵衛
 二朱、□屋善兵衛
 (以降の原文は次ページにあります)
 二朱、大橋や鉄藏
 小二朱、仕立てや安五郎
 二朱、左官佐平次
 三百文、弥兵衛
 五百文、桶や茂八
 三百文、かしや昌次郎
 三百文、源七
 三百文、髪結吉五郎
 三百文、平六
 二朱、川上平右衛門
 二分、半次郎
 二分、榎屋清藏
 二朱、酒屋半太
 二朱、ひものや清五郎
 二朱、ひものや五郎兵衛
 三百文、湯屋辰五郎
 三百文、とうふや文内
 三百文、元二郎
 五百文、菊間屋久次郎
 二朱、かしわや三郎右衛門
 五百文、足袋(たび)や友吉
 二百文、次郎吉
 三百文、寅右衛門

文政八乙酉歲(年)
御免許
御助勢帳
二月吉日
宮司(印)内

縦 帳

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

市原村

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

一斗 一斗 一斗

三百文、金藏

三百文、忠藏

二百文、次郎右衛門

百文、文平

三百文、惣兵衛

二百文、十右衛門

三百文、熊五郎

三百文、文次郎

三百文、甚太郎

二百文、藤右衛門

二百文、源右衛門

三百文、新左衛門

二百文、清藏

二百文、甚藏

二百文、新藏

二百文、甚兵衛

三百文、七五郎

百文、幸吉

百文、熊藏

二百文、万

二百文、定右衛門

百文、藤七

百文、弥右衛門

百文、伝五郎

六百文、喜兵衛

四十文、清兵衛

百文、彦右衛門

四百三十四文、子之助

二百文、菊太郎

二百文、六助

二百文、久右衛門

三百文、西藏

百文、弥五郎、隠居

百文、初五郎

二百文、重之助

四百文、次郎助

三百文、平五郎

四百文、北三次郎

百文、勤七

百文、五郎

四百文、善太郎

右締め金二両二朱と銭十八貫文

市原村

二朱、弥惣次、隠居

一分、名主弥惣次

二朱、茂右衛門

与右衛門、長兵衛、儀助、吉平、新五郎

新右衛門、小右衛門、新兵衛、三郎右衛門、重右衛門

一金一分二朱、市原村若者中、十九人

右締め一両二分

一兩二朱

三朱

市原村、市川三太夫、市川三太夫、市川三太夫

一五朱

市川三太夫、市川三太夫、市川三太夫

一沙

村田市兵衛

一沙

清五郎

市川三太夫

一五

市川三太夫

一沙

市川三太夫

一沙

市川三太夫

一沙

市川三太夫

紙

二百足、别当若宮寺
一分、承仕長兵衛
二朱、同 市三郎

百足、万(満) 徳寺
二朱、承仕吉兵衛

右締め一両一分

三分二朱、杜家 大野宮内、市川主膳、市川三太夫

山下兵部、大塚助右衛門、宮吉長門
市川主膳、宮吉長門、市川三太夫

一分と小二朱、
右締め一両二朱小二朱

大塚助右衛門、山下兵部

二百文、内蔵之介

二朱、村田市兵衛

二朱、片町 清五郎

御免許頂戴(ちようだい) □村御祝儀

鳥一羽、五所村中

西の内二状 市原村

扇二本 名主孫平

〃 弥惣次

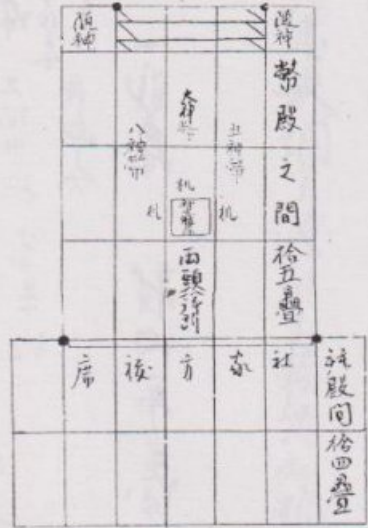
二朱小二朱、市原村中
二分、浜本町筆子中

二朱、筆子仲町さき、牛太郎
小二朱、横町清次郎

右締め三分二朱

一神主、社人惣（総）代として社人行司山下兵部より別当
 今般落着に若宮寺白純ならびに承仕四人相手取り神拝そのほかの品
 々出入り、
 今般落着につき神主、別当拝礼所、後日争論これなきた
 め絵図面をもって双方へ一枚ずつ取り替わしおき候こと
 （絵図中文字）
 本社、隨神（ずいしん）、幣殿の間十五疊、大神幣、
 五神幣、八神幣、机、神主祓席、両頭拝所、
 拝殿の間十四疊、社家方祓席、写

本社



写

文政二年三月

山下兵部印

若宮寺印

右本書は神主方へ預けおき候

文政2年（1819） 飯香岡八幡宮文書20
 神前拝所絵図面

文政二卯年三月 山下兵部印

右本書は神主方へ預けおき候

八幡宮領 寄附

上総國市原郡領内十町石之事

永く相違者武運長久子孫繁昌為願

祈精令(せしむ)べきの状、よ

安元二丙申年七月日 于葉介平常胤

頼朝親為源家將種未開天運弗枉
左神(希)速(早)速(早)速(早)速(早)速(早)
為(希)速(早)速(早)速(早)速(早)速(早)

治承四子年九月日御判

八幡宮
八幡宮
神主
社家中

安元2年(1176) 写し 飯香岡八幡宮文書21A
千葉常胤寄進状

八幡宮領 寄附

上総國市原郡領内十町石のこと

永く相違あるべからざるもの、武運長久、子孫繁昌の旨趣、
いよいよ丹精に抽(ぬきんで)祈精令(せしむ)べきの状、よ
つてくだんのごとし。

安元二丙申年七月日 千葉介平常胤

治承4年(1180) 写し 飯香岡八幡宮文書21B
源頼朝寄進状

頼朝源家將種たりといえどもまだ天運開けず、
大神の加護を希頼、早速凱陣においては八庄十一郡の内
御供田として百五十町歩、永く寄進奉るものなり。
治承四子年九月日 御判

八幡郷
八幡宮
神主
社家中

上総國市原郡八幡宮八幡宮依宜助早返

凱陣一天掌握因茲為報實令改新造
軍控武運長久國家安泰旨精祈に抽(ぬき
可為奉祀之由如件

建久三年八月 大納言源朝臣頼朝御判

上総國八幡宮可造當趣肝要領依之

諸卿勸進一更得長壽之由

天正四年九月 齊藤善七郎奉之

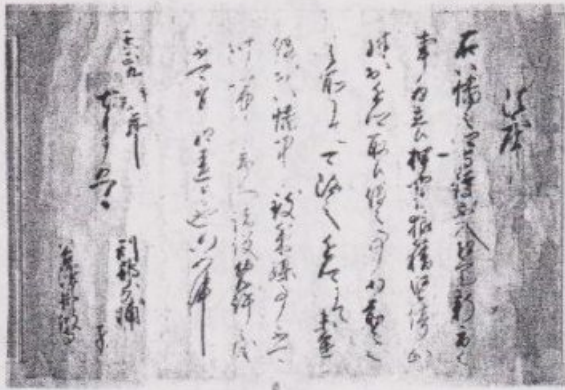
建久3年(1192) 写し 飯香岡八幡宮文書21C
源頼朝寄進状

上総國市原郡八幡郷八幡宮、冥助により早速
凱陣、一天掌握、よってここに報賽として宮殿新造立せしめ
畢(おわんぬ)、なお武運長久、國家安泰の旨精祈に抽(ぬき
んで)ことに
もっぱら祭祀すべきの状、くだんのごとし。
建久三年八月 大納言源朝臣頼朝御判

天正4年(1576) 写し 飯香岡八幡宮文書21D
北条氏八幡宮造當勸進帳

上総國八幡宮造當すべき趣肝要に候。これにより
諸卿勸進のこと、その意を得るものなり。
天正四年九月 齊藤善七郎これを捧ぐ

参考 姉崎・榊原家所藏文書(千葉県歴史から)
原胤栄力印判状
上総州八幡宮可有造當肝要候、依之諸卿勸進之事、得其意者也、
よってくだんのごとし。
天正四年九月吉日(朱印、印文「栄」)
齊藤善七郎奉之



参考資料=榊原家文書

八幡郷守護不入
相立新市之事、為立候押買狼藉免許儀、
雖於近郷候儀、一事
如前、為忠、事の致し、近郷、未進役、
於八幡中致策謀、免許不可叶、中、
諸役免許儀、不可有、近郷、
天正九年七月五日、
刑部少輔 奉之

天正9年(1581) 写し||飯香岡八幡宮文書21E
北条氏新市免許状

八幡郷守護不入

相定め、新市のこと立たせ候、押し買、狼藉(ろうぜき)堅く停止(ちようじ)、

ことに近郷において取り候役のこと、

前々のごとくそのところにてこれを改めべく近郷にて未進役、

八幡中において策謀致すこと叶うべからず、郷中商人

諸役免許の儀、相違あるべからざるものなり。よってくだんのごとし。

天正九辛巳年七月 刑部少輔

谷沢丹後守これを奉る

参考||姉崎・榊原家所蔵文書(千葉県歴史から)

原胤栄印判状

法度

右、八幡之郷守護不入相定、新市之事為立候、押買狼藉(藉)

堅停止、殊於近郷取締役之事、如前々之其所にて可改之、近郷

にて未進役、当八幡中致策謀事不可叶、郷中商人諸役免許之儀、不可有相違者也、よってくだんのごとし。

天正九辛巳年七月五日(朱印、印文「大吉宝久」)

刑部少輔(原力)

谷沢丹波守(貞儀) 奉之

上総国市原庄 八幡宮
禁制
一軍勢甲乙人等乱妨狼藉事
一放火事
一對地下人百姓非分之儀申懸事
右之儀令停止訖表於遠祀之輩
忽可致為凶寇科者也

天正十八年五月日

寄進 八幡宮

上総国市原郡八幡宮内

百五拾石事

右先規令寄附之儀申懸

御社式運長久之精誠

再祭祀之状め付

天正十九年五月日 大納言源朝臣 花押

天正18年(1590) 写し 飯香岡八幡宮文書21F
豊臣秀吉禁制

上総国市原庄

八幡郷、そうじゃ、村上、
きくま、やまき、府中、
ごい、ごしよ

禁制

一軍勢甲乙人等乱妨(らんぼう)、狼藉(ろうぜき)のこと
一放火のこと
一地下人(じげにん)百姓に対し非分の儀申し懸(か)くること

右の条々堅く停止せしめ訖(おわんぬ)。もし違犯(反)の輩
においては、たちまち嚴科に為(処か)せらるべきものなり。
天正十八年五月日

天正19年(1591) 写し 飯香岡八幡宮文書21G
徳川家康判物

寄進 八幡宮

上総国市原郡八幡郷内

百五拾石のこと

右、先規のごとくこれを寄附(付)せしめ訖(おわんぬ)。こ
の旨を守り、
いよいよ武運長久の精誠にぬきんで、ことに
もっぱら祭祀すべきの状、くだんのごとし。
天正十九年辛卯十一月日、大納言源朝臣(花押)

上

上総国市原郡八幡郷
八幡宮神主
市川伊賀

人皇八十代 高倉院安元二丙申年七月千葉久年常胤
流為社所祈願所 被為成儀之為武運長久子孫繁榮
神領十町石所寄附有之儀

治承四年九月右兵衛佐源頼朝公当社御信仰厚く
有祈願早速御冥助神明不測重劍之儀為所借因
八庄十一郡の内百五十町石所寄附被為之儀

建久三年八月源頼朝公当社厚く御信仰被為有冥助

年代不詳（明治はじめ写し力） 飯香岡八幡宮文書 22
飯香岡八幡宮由緒書

上総国市原郡八幡郷
上（たてまつる） 八幡宮神主
市川伊賀

縦 帳

人皇八十代高倉院安元二丙申年七月、千葉介平常胤
当社御祈願所になさせられ、これにより武運長久、子孫繁榮の
ため
神領十町石御寄進これあり候。

治承四年九月、右兵衛佐源頼朝公当社御信仰厚く
御祈願あらせられ、早速御冥助、神明測らざる重劍（験）によ
りて御供田として
八庄十一郡の内百五十町石御寄附（付）あらせられ候。

建久三年八月、源頼朝公当社厚く御信仰あらせられ冥助

報賽之教者、中道之祀、有海名代、掃部頭藤原親能、奉行左京進、左衛門尉御三侯御出役、ことに当社格式ならびに海面御行汐垢離（ごり）場汐干權（かい）立て御除地に御定め置かれ候。

當神領の内神事、節、流鑓馬（やぶさめ）役相勤めおり候。円藏と申す者、老衰に及び、社僧に相成りたき志願につき、その後延文三年十一月、一坊取り立て円藏坊源明と申し唱えおり候。

嘉慶二年、將軍源義満公当社御信仰これあり、宮殿御造営これあり奉行として上杉中務殿御出役これあり候。

至徳元子年九月、將軍源義満公当社御祈願によりて神輿（しんよ）四社寄進奉る。御名代上杉中務入道禪助殿御出役、これにより社格ならびに海面御行汐ごり場汐干かい立て御除地御再定これあり候。

嘉慶元年九月、將軍源義満公御祈願によりて海面御行汐ごり場、大鳥居御造立御寄付あらせられ候。

文明元年八月、足利右兵衛佐源義明公御祈願によりて、当社屋根古来檜皮（ひわだ）葺きのところ銅葺きに御造営御寄進、奉行真里谷原式部入道恕鑑御出役これあり候。

長祿三卯年三月、当社幣殿、拝殿新たに再造立につき太田左衛門佐殿へ出願、御見分として小笠原源左衛門殿御出役すなわち御造営料、金千両御寄付あらせられ候。

報賽として宮殿嚴重の御造立あらせられ、御名代掃部頭藤原親能、奉行左京進、左衛門尉御三侯御出役、ことに当社格式ならびに海面御行汐垢離（ごり）場汐干權（かい）立て御除地に御定め置かれ候。

當神領の内神事、節、流鑓馬（やぶさめ）役相勤めおり候。円藏と申す者、老衰に及び、社僧に相成りたき志願につき、その後延文三年十一月、一坊取り立て円藏坊源明と申し唱えおり候。

嘉慶二年、將軍源義満公当社御信仰これあり、宮殿御造営これあり奉行として上杉中務殿御出役これあり候。

至徳元子年九月、將軍源義満公当社御祈願によりて神輿（しんよ）四社寄進奉る。御名代上杉中務入道禪助殿御出役、これにより社格ならびに海面御行汐ごり場汐干かい立て御除地御再定これあり候。

嘉慶元年九月、將軍源義満公御祈願によりて海面御行汐ごり場、大鳥居御造立御寄付あらせられ候。

文明元年八月、足利右兵衛佐源義明公御祈願によりて、当社屋根古来檜皮（ひわだ）葺きのところ銅葺きに御造営御寄進、奉行真里谷原式部入道恕鑑御出役これあり候。

長祿三卯年三月、当社幣殿、拝殿新たに再造立につき太田左衛門佐殿へ出願、御見分として小笠原源左衛門殿御出役すなわち御造営料、金千両御寄付あらせられ候。

永祿二未年三月千葉公富胤同源之親胤湯高候
御祈願、依之当社海面汐こり場、大鳥居再建御寄進
有之、其後寛正三年右兵衛佐源義明公右同所大鳥
居御再造御寄進有之候

其後元龜二年為織田家、當神領治承度上総國
八庄十一郡の内神領召し上げられ境内ならびに往古よりの神領
八幡郷の内十二町石そのまま御差し置きに相成り候

天正四年八月、当社造営の諸郷勸進のため御免願い出候ところ
御城代北条治部少輔、遠山左衛門殿、当社の由緒、神
領除地など御尋ねの上、諸郷勸進御免許これあり候、書き上げ
ならびに御免許左に
差し上げ申す書き上げのこと
勅願所

差し申す書之之事

勅願所
一 八幡宮領 八幡郷の内十二町石

当社在海面中或同
一 同海面除地 戊辰方沖見通し汐干相立除地

一 同境内

境内西表海邊通西北上百九十七間
同東裏通南へ東へ二百二十二間
北へ妻通り七十六間、南妻通り五十五間半
各々同六尺五寸間なり

右は御尋ね申す書付申す以上

天正四丙子年八月

上総國市原庄八幡郷
八幡宮神主社家社僧
宗(総)代 神主菅田齊宮

永祿二未年三月、千葉公富胤、同源三親胤御両候
御祈願によりて当社海面汐こり場、大鳥居再建御寄進
これあり、その後寛正六年、右兵衛佐源義明公右同所大鳥
居御再造御寄進これあり候。

その後元龜二年、織田家の当神領として治承度、上総國
八庄十一郡の内神領召し上げられ境内ならびに往古よりの神領
八幡郷の内十二町石そのまま御差し置きに相成り候。

天正四年八月、当社造営の諸郷勸進のため御免願い出候ところ
御城代北条治部少輔、遠山左衛門殿、当社の由緒、神
領除地など御尋ねの上、諸郷勸進御免許これあり候、書き上げ
ならびに御免許左に
差し上げ申す書き上げのこと
勅願所

勅願所

一 八幡宮領 八幡郷の内十二町石

しんよ御行汐こり場
一 同海面除地 当社前海面幅二百間
戊辰の方沖見通し汐干かい立て除地

一 同境内

境内西表海邊通西より北へ百九十七間
同東裏通り南より東へ二百二十二間
北の妻通り七十六間、南妻通り五十五間半
おのおの一間六尺五寸間なり

右はお尋ねにつき、書付をもって申し上げ奉り候。以上

天正四丙子年八月

上総國市原庄八幡郷
八幡宮神主社家社僧
宗(総)代 神主菅田齊宮

北條治部少輔様
遠山左衛門尉様

奉書通り書面差し候所早速御聞き濟みの上、勸進御免許下し置かれ候、その文左に。

上総国八幡宮可造營板行要儀依之

諸郷勸進之宜得共之者也

天正四年九月
御朱印
每度長七郎捧之

其後天正九年六月當社御造營のため領内新市御免願
候ところ、刑部少輔殿、谷澤丹波守殿これを奉り御免許頂戴
儀御判初も猶及谷澤丹波守殿奉之申之御免許頂戴
儀御文左に

八幡郷守護不入

相違新市之事為立候押置狼藉堅止

瑞後道に取儀後之本

如前之書面差し可改之通扉を未進後

於八幡中致策謀致すこと叶うべからず、郷中商人

儀後免許之儀不可有申違意仍共併

天正九年己未七月

刑部少輔

谷澤丹波守 奉之

北条治部少輔様
遠山左衛門尉様

前書のとおり書面差し上げ候ところ早速御聞き濟みの上、勸進御免許下し置かれ候、その文左に。

上総国八幡宮造營すべきの趣肝要に候。これにより

諸郷勸進のこと、その意を得るものなり。

天正四年九月 齊藤善七郎これを捧ぐ

御朱印

その後天正九年六月、当社御造營のため領内新市御免願
候ところ、刑部少輔殿、谷澤丹波守殿これを奉り御免許頂戴
(ちようだい) 仕り候、御文左に。

八幡郷守護不入

相定め、新市のこと立たせ候、押し買い、狼藉(ろうぜき)
堅く停止(ちようじ)、

ことに近郷において取り候役のこと、

前々のごとく、そのところにてこれを改むべし、近郷にて未
進役、

八幡中において策謀致すこと叶うべからず、郷中商人
諸役免許の儀、相違あるべからざるものなり。よってくだん
のことし。

天正九年己未七月

刑部少輔

谷澤丹波守これを奉る

天正十八庚寅年三月、東照神君當社御信仰厚く
在所用所青山藤藏殿命をこうむり、当社由緒、神
領除地等委細御尋ねあらせられ、これにより先規ありきたりの
畧絵図相添え差し上げ奉り候、文面左に。

差し上げ申す書き上げのこと

一 八幡宮寶殿

天武天皇勅願所
神興四社

一 同 神 領

八幡佛之門十二町石

一 同 境 内

境内西表海辺通り西より北へ百九十七間
同東裏通り南より東へ二百二十二間
北方妻通り七十六間、南方妻通り五十五間半

一 同 海 面 除 地

當社海面幅二百間成の方沖見通し
汐干かい立て除地、おのおの一間六尺五寸間な
り

右之通先規有未、汐干かい立て今度御尋ねにつき、別紙畧
絵図相添え差し上げ奉り候、文面左に。

天正十八寅年三月

八幡宮

社僧 円藏坊

同 宮

神主 菅田齊宮

御用掛

青山藤藏様

天正十八年庚寅年三月、東照神君当社御信仰厚く
あらせられ、御用所青山藤藏殿命をこうむり、当社由緒、神
領除地等委細御尋ねあらせられ、これにより先規ありきたりの
とおり書き上げならびに
略絵図相添え差し上げ奉り候、文面左に。

差し上げ申す書き上げのこと

天武天皇勅願所

一 八幡宮寶殿 征夷大將軍源朝臣義満公御寄進

しんよ四社

一 同 神 領 八幡郷の内十二町石

一 同 境 内

境内西表海辺通り西より北へ百九十七間
同東裏通り南より東へ二百二十二間

北の方妻通り七十六間、南方妻通り五十五間半

しんよ御行汐こり所

一 同 海 面 除 地 当社前海面幅二百間成の方沖見通し

汐干かい立て除地、おのおの一間六尺五寸間な
り

右のとおり先規ありきたりにござ候。今度御尋ねにつき、別紙
略絵図相添え差し上げ奉り候。以上

天正十八寅年三月

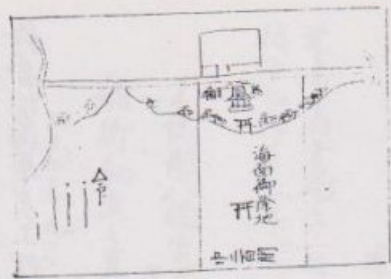
上総国市原郡八幡郷
八幡宮

社僧 円藏坊

同 宮

神主 菅田齊宮

御用掛 青山藤藏様



繪圖面之内△印書上之文

此繪圖先般之通令寺間海内戌の方
見之通權之御除地相違官度以此度
仍月餘意面より申上り候件

天正十八年三月

上総国市原庄八幡郷

八幡宮社務

藤藏坊

月社 神主

荻田亦文

御用掛

青山藤藏様

天正十八年三月東照神君当社御信仰につき青山藤藏様
御出役当社由緒神領御除地等御尋ねにつき先規のとお
り書面ならびに略繪図相添え差し上げ候。しかるところ同年五月相州
小田原へ召し出され御目見えの上、諸事先規のとおりに仰せ渡され、なお
御祈願所に御取り立てに相成り、御禁制御証文ちようだい仕り候、御文左
に。

禁制

上総国市原庄八幡郷

そうしや、きくま、
やまき、村上、
ごい、府中、
ごしよ、以上

ごしよ、以上

(繪圖面省略) 海面御除地、中二百間

繪圖面之内△印書上げの文

この繪圖面、先般のとおり六尺五寸間海内戌の方
見通し、かい立て御除地相違ござなく候。このたび御
尋ねにつき繪圖面をもって申し上げ奉り候、くだんのご
とし。

天正十八年三月

上総国市原郡八幡郷

八幡宮 社僧 円藏坊

同社 神主 菅田齊宮

御用掛 青山藤藏様

天正十八年三月、東照神君当社御信仰につき、青山藤藏殿

御出役、当社由緒、神領、御除地等御尋ねにつき、先規のとお
り書面

ならびに略繪図相添え差し上げ候。しかるところ同年五月相州
小田原へ

召し出され御目見えの上、諸事先規のとおりに仰せ渡され、なお
御祈願所に

御取り立てに相成り、御禁制御証文ちようだい仕り候、御文左
に。

禁制

上総国市原庄八幡郷

そうしや、きくま、
やまき、村上、

ごい、府中、
ごしよ、以上

一 軍勢甲乙人等乱妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人百姓非分之儀中撤事

右之條々堅く停止せしめ訖(おわんぬ)。もし違犯(反)

忽(たちまち)嚴科に処せらるべきものなり。

天正十八年五月日御判

天正十九年十一月東照神君当社御信仰あらせられ、これにより
領十二町石をもって高百五十石と御改め、御墨印ちようだい仕
一流相立守護不入、諸役御免、旧幕府より御代々御朱印ち
うだい、御年礼御目見え、御祓い、大麻献上、御時服拝領
仕り候もござ候。すなわち御高御証文、左に。

寄進

八幡宮

上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと

右、先規のごとくこれを寄附せしめおわんぬ。この旨を守り、
いよいよ武運長久の精誠に抽(ぬきんで)、ことに
専(もっぱら)祭祀をすべきの状、くだんのごとし。
天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣御墨印

天正十九年辛卯十一月日大納言源朝臣御墨印

一 軍勢甲乙人等乱妨(らんぼう)、狼藉(ろうぜき)のこと
一 放火のこと
一 地下人(じげにん)、百姓に對し非分の儀申し掛くること
右の條(条)々堅く停止せしめ訖(おわんぬ)。もし違犯(反)
の輩(やから)においては
忽(たちまち)嚴科に処せらるべきものなり。
天正十八年五月日御判

天正十九年十一月東照神君当社御信仰あらせられ、これにより
古神
領十二町石をもって高百五十石と御改め、御墨印ちようだい仕
り神領
一流相立守護不入、諸役御免、旧幕府より御代々御朱印ち
うだい、御年礼御目見え、御祓い、大麻献上、御時服拝領
仕り候もござ候。すなわち御高御証文、左に。

寄進

八幡宮

上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと

右、先規のごとくこれを寄附せしめおわんぬ。この旨を守り、
いよいよ武運長久の精誠に抽(ぬきんで)、ことに
専(もっぱら)祭祀をすべきの状、くだんのごとし。
天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣御墨印

權現様河津状之寫

禁制

八幡宮
きくま、村上
やまき、こい
府中、ごしよ

一 軍勢甲乙人等乱妨撥蕪之事

一 放火之事

一 射地中人等罷止儀申懸

右の條々堅く停止(ちようじ)せしめ訖(おわんぬ)。
もし違犯(反)の輩(やから)においては
忽(たちまち)嚴科に処せらるべきものなり。

天正十八年八月日

寄進

八幡宮

上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと

右、先規のごとくこれを寄附せしめ訖(おわんぬ)。この旨を
守り、いよいよ武運
長久の精誠に抽(ぬきんで)、ことに専(もっぱら)祭祀をす
べきの状、くだんのごとし。

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣御(虫くい)

天正18年(1590)ほかII飯香岡八幡宮文書23A
豊臣秀吉禁制、徳川3代判物、朱印写し

權現様(ママ)御添え状(禁制)の写し

禁制

八幡郷、そうじや
きくま、村上
やまき、こい
府中、ごしよ

一 軍勢甲乙人等乱妨(らんぼう)、狼藉(ろうぜき)のこと

一 放火のこと

一 地下人(じげにん)、百姓に對し非分の儀申し懸(か)くる
こと

右の條(条)々堅く停止(ちようじ)せしめ訖(おわんぬ)。
もし違犯(反)の輩(やから)においては
忽(たちまち)嚴科に処せらるべきものなり。

天正十八年五月日

寄進

八幡宮

上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと

右、先規のごとくこれを寄附せしめ訖(おわんぬ)。この旨を
守り、いよいよ武運
長久の精誠に抽(ぬきんで)、ことに専(もっぱら)祭祀をす
べきの状、くだんのごとし。

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣御(虫くい)

八幡宮領 上総市原郡

八幡郷の内百五十石のこと、去る

天正十九年十一月先判の旨に任せ、永

く相違あるべからざるの状、くだんのごとし。

元和三年五月十一日

八幡宮領 上総市原郡

八幡郷の内百五十石のこと、去る

天正十九年十一月先判の旨に任せ、永

く相違あるべからざるの状、くだんのごとし。

寛永十三年十一月九日

寛永十三年十一月九日

八幡宮領、上総市原郡

八幡郷の内百五十石のこと、去る

天正十九年十一月先判の旨に任せ、永

く相違あるべからざるの状、くだんのごとし。

元和三年五月十一日

八幡宮領、上総市原郡

八幡郷の内百五十石のこと

天正十九年十一月、元和三年

五月十一日先判の旨に任せ、永

く相違あるべからざるもの、国家泰平の

精析にぬきんずべきの状、くだんのごとし。

寛永十三年十一月九日

八幡宮領上総国市原郡

八幡宮領内百五十石之事

天正十九年五月、元和三年

六月、寛永十三年七月九日

先判の旨、永永可相違

國家安泰の熟祈にぬきんずべきものなり、よってくだんのごと

寛永五年七月十一日

八幡宮領上総国市原郡八幡宮領内

百五十石のこと、天正十九年十一月九日

元和三年五月十一日、寛永十三年

七月九日、寛文五年七月十一日

先判の旨に任せ、永く相違あるべからざるもの、

國家安泰の熟祈にぬきんずべきものなり、よってくだんのごと

貞享二年五月十一日

八幡宮領、上総国市原郡

八幡郷の内百五十石のこと

天正十九年十一月、元和三年

五月十一日、寛永十三年十一月九日、

先判の旨に任せ、永く相違あるべからず、

國家安泰の熟祈にぬきんずべきものなり、よってくだんのごと

寛永(文)五年七月十一日

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、天正十九年十一月九日、

元和三年五月十一日、寛永十三年

十一月九日、寛文五年七月十一日、

先判の旨に任せ、永く相違あるべからざるもの、

國家安泰の熟祈にぬきんずべきものなり、よってくだんのごと

貞享二年五月十一日

定

一諸社に神宣神事専ら神祇道に

為基山家敬神祇道可存智可奉
神事奉事礼了勤向後令怠慢可

百叙神祇事

一社家位階位前より伝奏を遂げ

業著了事為事速事

一白位社人白張子卯時表事

神状事

一神領一切可賣買事

附入事

一神社小破時其相違事加改修

附神社怠慢掃除付

右修事若違犯也

一赤邊科神事今由也

寛文五年

七月十日

大和守
美濃守
豊後守
雅楽頭

寛文5年(1665) 飯香岡八幡宮文書23 B
老中連署神官定書

定

一諸社の彌宣(ねぎ)神主等専ら神祇道に学び「虫くい」
そのため崇敬の神体彌(いよいよ)これを存智(知)すべし。
有り来たり

神事、祭礼これを勤むべし。向後怠慢せしむるは神職を取り
放すべきこと。

一社家位階前々より伝奏をもって昇進を遂げる
輩(やから)の者いよいよそのとおりたるべきこと。

一無位の社人、白張りを着すべし。そのほかの装束は
吉田の許状をもってこれを着すべきこと。

一神領一切売買すべからざること。
附(つけた)り、質物に入れるべからざること。

一神社小破の時、その堂々に相応し修理を加えべきこと。
附り、神社怠慢なく掃除申し付くべきこと。

右の条々堅くこれを守るべし。もし違犯(反)のやから
の者は科(とが)の軽重に隨(したが)い沙汰(さた)せし
むべきものなり。

寛文五年
大和守(久世広之)
美濃守(稲葉正則)

已七月十一日
豊後守(阿部忠秋)
雅楽頭(酒井忠清)

奉書一札

御朱印
一長持

三棹

右に上総国市原郡八幡村 八幡宮

市川伊賀亮より江戸日本橋佐内町常陸屋
東助方まで積み送り申し候間、御関所相違なく
御通り遊ばされ下されべく候。後証のため一札差し上げ申すと
ころ、よって

くだんのごとし。
下総国葛飾郡
本行徳村
右宿
九左衛門判

中川
御関所
御役人衆中様

右のとおり一札差し上げ候ところ、とくと披見の上役人、
船頭へ申され候は、さあよいと申す口上にて候。
それより罷(まかり)通り候。以上

天保9年(1838) 飯香岡八幡宮文書24B
朱印改め、中川関所通行一札

差し上げ申す一札のこと

御朱印

一長持 一棹(さお)

右は上総国市原郡八幡村八幡宮神主、
市川伊賀亮より江戸日本橋佐内町常陸屋

東助方まで積み送り申し候間、御関所相違なく
御通り遊ばされ下されべく候。後証のため一札差し上げ申すと

ころ、よって
くだんのごとし。

天保九戌年四月二十六日

下総国葛飾郡
本行徳村
右宿
九左衛門判

中川

御関所
御役人衆中様

右のとおり一札差し上げ候ところ、とくと披見の上役人、
船頭へ申され候は、さあよいと申す口上にて候。
それより罷(まかり)通り候。以上

九之七 雅楽 采女 彦兵衛 三人 呼び寄り 所々 掃除 致させ 右 雅楽 采女

儀は 惣兵衛 彦兵衛 三人 呼び寄せ 所々 掃除 致させ 右 雅楽 采女

儀は 惣兵衛 彦兵衛 三人 呼び寄せ 所々 掃除 致させ 右 雅楽 采女

右 彦太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ

右 彦太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ

右 彦太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ

右 彦太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ

右 彦太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ

右 彦太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ

右 彦太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ

右 彦太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ 右 徳太郎 同様 掃除 致させ

二拜 上拜 殿北 此 彦太郎 上拜 是 彦太郎 上拜

彦太郎 上拜 殿北 此 彦太郎 上拜 是 彦太郎 上拜

彦太郎 上拜 殿北 此 彦太郎 上拜 是 彦太郎 上拜

彦太郎 上拜 殿北 此 彦太郎 上拜 是 彦太郎 上拜

彦太郎 上拜 殿北 此 彦太郎 上拜 是 彦太郎 上拜

どもこれあり候間、雅楽ならびに采女当家へ参り、外に承仕三人、文治郎、

惣兵衛、彦兵衛三人呼び寄せ、所々掃除致させ、右雅楽、采女儀は

当家門前掃除、右徳太郎も同様掃除のこと、それより四つ半時右御役人兩人まかり出、ただいまわれら主人出羽守右御聞き済みの趣申し聞け

候ところ大慶に存じ候、それよりただいま当御神前へ御参詣これあり候間

ほどなく此方(こなた)へ御出これあるべき趣御役人これあり、それより神前太鼓を打ち

もつとも前々単人、本願要蔵呼び寄せ、神前使向きその外致させ、御宮前へ御

神水手桶二つ置き、掃除の上単人控えおり候ところ御出これあり、もつとも御馬

にこれあり候えども、片町石橋前にて下馬御出これあり、すぐさま神前の

幣殿、拙者御被い席の二重台手前にて一拝の上心願遊ばされ、それより

また一拝の上拝殿北の方へ座し候間、単人まかり出、御神酒三方(宝)へ

乗(載)せ御神酒差し上げ申すべしと前へ差し上げ候ところ、御側京僧岩作殿申すよう

御酒ゆえ頂戴致すべき趣御挨拶あり、すぐさま戴きそれぞれ銘々御側ならびに

御近所衆御役人方銘々頂戴いたし、かつ単人儀は指貫(さしぬき)羽織着

用いたしおり候こと、それよりすぐさま御帰りがけ神主様へ御立ち寄り

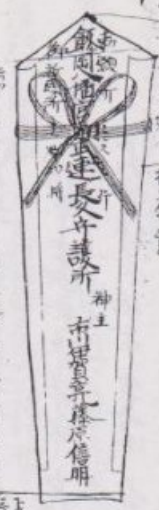
此の御近所より隼人へ御挨拶これあり、その内当家より彦兵衛、羽織袴着用致させ、神前まで道案内かたがた出迎えの趣
 拙者申し付け遣わし候ところ、ほどなく同彦兵衛、名主徳太郎道案内にて御出
 これあり、もつとも当家玄関前ならびに門前へ森（盛り）砂致しおき、すぐさま出羽守様
 それぞれ御供久部相添え御玄関より下げ刀にて割羽織、太刀附（付）着

のまま座敷へまかり通り、もつとも門前まで鎗（やり）三本ばかり持たせ候、かつ、この時御出
 これあり候、重役ならびに供廻り人数、左に、

御家老 御側役 御近所御つき役兼
 氏家三之丞殿 石橋財治郎殿 大橋又兵衛殿
 同役御側兼 同 御用人兼 御近所
 京僧岩作殿 日向銀四郎殿 梅岡政之進殿
 御側 同 供頭兼
 大野於兔吉殿 小此木宗助殿
 外に御茶防（坊）主一人、殿様付き侍四人
 下供鎗（やり）持ちとも十三人、御馬五匹
 右御着九つ時、それより大橋又兵衛殿申すよう御当主へ御意を得たき趣
 徳太郎へ申し遣わし候間、拙者上下（かみしも）、脇差しを帯び大橋殿と対面のこと
 それより申すよう、出羽守心願につき御初穂として軽少ながら遣わされ候間、よろしく
 と申すにつき拙者慥（たしか）に神納申し候趣、挨拶申し候て引き取り申し候、その趣左に。

これある趣、御近所より隼人へ御挨拶これあり、その内当家より彦兵衛、羽織袴着用致させ、神前まで道案内かたがた出迎えの趣
 拙者申し付け遣わし候ところ、ほどなく同彦兵衛、名主徳太郎道案内にて御出
 これあり、もつとも当家玄関前ならびに門前へ森（盛り）砂致しおき、すぐさま出羽守様
 それぞれ御供久部相添え御玄関より下げ刀にて割羽織、太刀附（付）着
 のまま座敷へまかり通り、もつとも門前まで鎗（やり）三本ばかり持たせ候、かつ、この時御出
 これあり候、重役ならびに供廻り人数、左に、

右の厚さ三分なり



板の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

右の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

右の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

右の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

右の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明



金百文
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

右の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

右の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

右の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

右の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

右の厚さ三分なり
上下長さ一尺六寸なり
武運長久守護所
市川伊賀亮藤原信明

左に。

上下長さ一尺六寸なり 板の厚さ三分なり

勅願所 三元三行 神主

飯ヶ(香)岡八幡宮 武運長久守護所 市川伊賀亮藤原信明

御祈願所 三妙加持

上の巾四寸なり 下の巾三寸五分

ただしもみの木まさ目板なり、この札古来百々(もも)代建

具や林蔵へ払う

ただし上封包紙の上、糊入紙に致し候、水引きは赤(紅)白

三尺水引き二把、赤ばかりにてむすび申し候こと

右のとおりに致し出羽守様へ三方へ乗せ拙者より差し上げ申し

候ところ早速拝致し、

それより御側石橋財治郎殿へ相渡し、右の三方拙者へ返却につ

いて

座敷引き取り申し候、同九つ半時出羽守様拙者召し出し候につ

きまかり出候ところ御自身、当日精急混雑致され候につき、御

手当てとして目録頂戴のこと、左に。

赤白水引き一把、糊入り紙、金百足

かくのごとくに致し頂戴につき仰せに任せすぐさま礼儀申し

述べの上、請け取り申し候、じたい(辞退)にてはかえって

失敬につき戴き申し候

右目録拙者へ相渡し候上、同九つ八分時それぞれ支度致し御玄

関より

出羽守様、羽織、太刀付きにて帰り、それより拙者上下にて草

り取り伊勢松召し

連れ門まで見送り候ところ門内にて出羽守様、たつて御引き取

り下さるべき旨

申され候につき同様に礼儀申し合わせ、それより銘々御役人衆

へ同様礼儀申し述べ引き取り申し候、かつ配家大炊ならびに承

仕文治郎、彦兵衛、三人拙家門前

馬車也又馬車出羽守様へ馬車より馬車乗る

同馬車乗る字に御座り之馬車乗る事

あり海村新也出羽守様より出羽守様へ馬車

御座り之馬車乗る事

より之馬車乗る事

御座り之馬車乗る事

御座り之馬車乗る事

御座り之馬車乗る事

御座り之馬車乗る事

御座り之馬車乗る事

有願用

錢四百四十八文葉子代、百姓長吉へ払う

二百文上茶、仲町茂兵衛へ払う

三百文御酒一升御宮へ上る代、三太夫へ払う

三十二文半紙一状、百姓元治郎へ払う

二十四文糊入代、同人へ払う

二百四十八文酒一升三太夫へ払う

笠木まで見送り出羽守様は門前より馬乗り、御家来衆は

同笠木のところにて馬乗り、ただし殿様とも五人馬乗りのこと、

それより隣村五所まで出羽守様御出これあり、すぐさま引き取

り申し候、かつ下供

侍ども御坊主四人拙宅に待居、門前笠木まで御馬にて御帰り

候より出立、生実へ総御帰りのこと。かつ神前へ百姓

の者遣わし宮番単人、采女、雅楽三人をも呼び寄せ一同め

でたく相済み候につき御神酒頂戴致させ申し候、それより御初

穂それぞれ拙者より

配分致させ申し候左に。御初穂御手当て金とも二分のところ

入用引き、一人前二百六十文ずつ、拙者はほかに御札料二百文

請け取り申し候、外に百姓どもへ夕刻御神酒、手当て二百四十

八文請け取る。

この時入用左に

錢四百四十八文葉子代、百姓長吉へ払う

四百四十八文炭一俵薪代、炭屋へ払う

二百文上茶、仲町茂兵衛へ払う

三百文御酒一升御宮へ上る代、三太夫へ払う

石一多敷重丸姓代骨所に非ぬ事云ふこと上

御代手桶之 鹽物物之元御代手桶之

御代手桶之 御代手桶之

此の事より刻也是を姓代手桶之

要蔵、伊勢松、徳蔵、熊五郎倅、常吉、時習しめ五人

此月中御代手桶之元御代手桶之

御代手桶之元御代手桶之

御代手桶之元御代手桶之

御代手桶之元御代手桶之

御代手桶之元御代手桶之

御代手桶之元御代手桶之

御代手桶之元御代手桶之

御代手桶之元御代手桶之

御代手桶之元御代手桶之

御代手桶之元御代手桶之

右二た品の儀は百姓ども骨折り、御神酒、手当て入用なり。

かつ神前にて手桶一つならびに鹽（たらい）小物一つ、元次郎

ところにて取り置き候えどもこれは

御修復料より出る。右のとおり百姓伊勢松をもって諸々に払い

方致し

候こと、それより夕刻拙宅にて百姓ども呼び寄せ、人数左に。

要蔵、伊勢松、徳蔵、熊五郎倅（せがれ）常吉、時習しめ五人

かつ日中まかり出候百姓ども内ならびに承仕どもへ骨折り

御酒載かせべきの

趣をもつてそれぞれ迎いに遣わし候えどもそれぞれ浜商売致し

候者どもにて

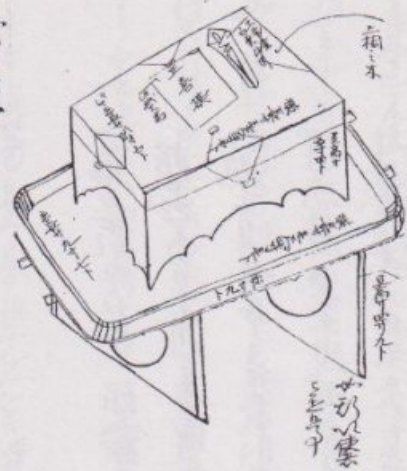
まかり出申さず候、それより夕六つ時拙者羽織袴にて草り取り

要蔵召し連れ

生実陣屋へまかり出候ところ、夜中につき御家老京僧岩作

殿へまかり出候ところ、御出これあり候につき今日精急出羽守

様御参来候ところ
存外無礼仕り候趣をもつて銀六匁上菓子折一つ、御殿へ差し上
げる
銀二匁に同菓子折一つ、京僧岩作殿へ遣わし候ところ早刻 御
殿その外御手厚の御口上これあり候につき拙者まかり帰る。そ
れより翌日
四日夕、御使いをもつて御上茶折一つ台付きにて遣わされ候こ
と左に、ただし草り
取り一人召し連れ、御使者まかり出申し候こと。



市伊賀亮候
京備岩作
小此木宗助

右中の文言に

裏に森川出羽守内

上封

かこのごとくにござ候

以て、貴殿の御書に、
 御神務珍重に存せられ候、
 昨夜はわざわざ御來臨
 候一事、御意を申上り候、
 御念を入れられ候儀、
 御挨拶として粗末の一種御贈り

御書状の趣、左に
 上桐の木、大奉書、白熨斗(のし)、正喜撰、この紙大高、
 この縦長さ八寸五分、横長さ一尺二寸五分、足高さ五寸四分、
 縦長さ九寸七分、横長さ一尺四寸一分、深さ九分
 足高さ四寸九分、かくのごとく使者をもって遣わされ候こと

裏に森川出羽守内

八幡郷

市川伊賀亮様

石橋財治郎
京僧岩作
小此木宗助

上封

かこのごとくにござ候

右中の文言左に

手紙をもって啓上いたし候、追って寒冷にまかり成り候えども
 いよいよ御堅固に成られ
 御神務珍重に存せられ候、しからば昨日は主人参詣致され候節
 は
 かれこれ御世話に預かりかたじけなき次第致され候、かつまた
 昨夜はわざわざ御來臨
 ことに一種御意を申上られ仰せおかれ候趣、委細申し候ところ
 段々
 御念を入れられ候儀、かたじけなく存せられ候、これにより御
 挨拶として粗末の一種御贈り

正倉院と別々 所屬物を奉送候に後
 長生堂に御持申上候御物に御細相添え
 方送付申上候御物有御物に御細相
 正倉院御物に奉送候御物に御細相
 正倉院御物に奉送候御物に御細相

市川伊賀亮

石橋財治郎様
 京僧岩作様
 小此木宗助様

正倉院御物に奉送候御物に御細相
 正倉院御物に奉送候御物に御細相
 正倉院御物に奉送候御物に御細相

右の御物に御持申上候御物に御細相
 又、御物に御持申上候御物に御細相



に存じ奉り候、はたまた今刻は御殿様より高茶一種御使者をも
 御意仰せ下され候段、ことに貴所様方より御細輪相添え
 送らせられ御同恐仰せにしたがい、いくひさしくありがたく頂
 戴仕り、何とぞ恐れながらこの段幾重にもよろしきよう御執り
 成しの御許容
 願い上げ奉り候、右御趣まで書外貴顔の節を期し候。恐々頓首
 十月四日夕
 市川伊賀亮拜
 石橋財治郎様
 京僧岩作様
 小此木宗助様 貴酬
 尚々お礼として貴所様方へ次日参会申すべく候、かつ本文御役
 向へ失
 敬ながら、よろしきよう御執り成しのほど希いねがい奉り候、
 かつ季候折角御慈愛專一に存じ奉り候。以上
 右のとおりに致し御使者へすぐさま返輪申し候こと
 それより翌五日拙家使者をもって生実まで差し向け申し候こと、
 左に。
 この上へ糊入れ二枚包み、赤白水引きを掛け鶏卵と印し差し
 出し候、かつ御役人御書面の御名あて三人に遣わし候。
 鶏卵、この木もみなり、玉子三十七入り
 かつ台の儀は先方にて借用差し出し候こと、図のごとくなり

当家使者より此書状の封箱にりて七時より参上

石橋財治郎様
京僧岩作様
小此木宗助様
市川伊賀亮
森川出羽守様御内
八幡郷
石橋財治郎
京僧岩作様
小此木宗助様
市川伊賀亮

封入封印時

美札のしるし進上之儀を以て奉り候

所屬様より御書状の御返候に候

御書状の御返候に候

一種御返候に候

右の札に別紙の御書状を以て

右の札に別紙の御書状を以て

聖の使者右の書状相返しに候



石橋財治郎様御内

小此木宗助様
石橋財治郎様
京僧岩作様
市川伊賀亮様

当家使者は百姓富永時習なり、同日七つ時より差し出す。

森川出羽守様御内

石橋財治郎様

京僧岩作様

小此木宗助様

八幡郷

市川伊賀亮

大美濃にて上包み致し遣わし候

中の紙糊入りにて二つ折りに致し候

裏白なり、左に、ただし状箱に入れ封印付き

糊入り二つ折り、右中の文言左に

愚札をもって貴意を得候、追って寒冷相成り候ところ、尊前様

方ますます

御勇健御揃いござ入らせられ候条恐悦に存じ奉り候、しからば昨

夜御殿様より御使者等格別の御高恩を以て結構なる御茶

一種拝領の仰せ下げられ、千万ありがたく重畳仕合(幸せ)に

存じ奉り候。

右御札として早刻参上仕るべく候ところ、右刻御貴翰かたがた、

いかがに存じ奉り候につき恐れながら書中をもって申し上げ、

何とぞ失敬ながら尊前様方より

翌六日使者をもって右書状箱相返しにまかり出られ候、書状の

次第左に

八幡郷

市川伊賀亮様

森川出羽守内

石橋財治郎

小此木宗助

昨五日、時習をもって差し遣わし候状箱、今日使者をもって

わざわざ御礼返書差し送りかたがた持参のこと

右開封、書状の次第左に

備所
 市川伊賀元標 京橋若 此
 小本宗助
 工封美濃紙にてかくのごとくにござ候
 封印付き

石中言左に、ただし半切紙なり

昨夕は御紙面下され拝見いたし候、仰せのごとく追日寒冷まかり成り候えども

右の段幾重にもよろしきよう御執り成しの程願い上げ奉りたく愚札を捧げ候。猶（なお）委細面拝の節を期し候。恐惶（きょうこう）謹言

石中言左に、ただし半切紙なり

申十月五日 市川伊賀元

京橋若元標
 京僧若元標
 小本宗助標

右のとおり時習をもって生実御陣屋まで差し遣わし申し候こと

かつ同人儀夕六つ時帰宅候。ただし状箱の儀、京僧様来る明六日まで慥（たしか）にお預かり申したき旨御同人申され候こと。

此の如きと申す御紙面下され
 申十月五日 市川伊賀元

封印付き

八幡郷
 市川伊賀亮様
 御請
 小此木宗助

上封美濃紙にてかくのごとくにござ候

右中の文言左に、ただし半切紙なり

昨夕は御紙面下され拝見いたし候、仰せのごとく追日寒冷まかり成り候えども

右の段幾重にもよろしきよう御執り成しの程願い上げ奉りたく愚札を捧げ候。猶（なお）委細面拝の節を期し候。恐惶（きょうこう）謹言

申十月五日 市川伊賀元

石橋財治郎様
 京僧岩作様

小此木宗助様 尊下

なおこの品もって甚だ麓（粗）末ながら尊前様方へお目にかけて存じ候につき

よろしく御請納成し下されべく候、なお季候折角お厭（いと）い遊ばされ候よう願ひ奉り候。以上

右のとおり時習をもって生実御陣屋まで差し遣わし申し候こと
 かつ同人儀夕六つ時帰宅候。ただし状箱の儀、京僧様来る明六日まで慥（たしか）にお預かり申したき旨御同人申され候こと。

無事の儀は成程重くも成程も御慰
 安なりと云々折々と云々之を御慰安
 下さり候下候儀に御座り申す
 儀に御座り候御座り申す
 御座り候御座り申す

御精進礼等申上り申す

十月六日

石橋財治郎
 京僧岩作
 小此木宗助

市川伊賀亮

念書之儀に御座り候御座り申す
 御座り候御座り申す

右のとおりに御座り候御座り申す
 御座り候御座り申す
 御座り候御座り申す
 御座り候御座り申す

申す文三行の内

いよいよ御勇健ござ成られ珍重の御儀に存じ奉り候、将又（は
 たまた）その節は
 みことの御一折御意浅からずかけられかたじけなき次第に存じ奉
 り候、さて

過日かねて主人より鳥渡（ちよっと）お断り申し入れ候とお
 拙者どもにおいても同様の儀にござ候えども、折角の思し召し
 のことゆえ、このたびのところ仰せに任せ頂戴致し候、以後ご
 心配の儀はお断り申し上げたく、まずは昨日の
 御精進礼かたがた、かくのごとくにござ候。以上

十月六日

石橋財治郎
 京僧岩作
 小此木宗助

市川伊賀亮様 御請
 なおもって次第寒冷相増し候間、折角御自愛專要に存じ奉り候。
 以上

右のとおり差し送られ候こと、かつ拙者より請書の趣左に。

森川出羽守様御内

八幡郷

石橋財治郎様

市川伊賀亮

京僧岩作様

小此木宗助様 御請

かくのごとく大美濃に上封致し中半切に相認め申し候こと

中の文言左のとおり。

八幡・満徳寺文書

明治維新の「廃仏毀釈」で廃寺となった霊応寺とその塔頭首座で現在無住寺の満徳寺の歴史はかつて飯香岡八幡宮の別当寺であったこと以外ほとんど解明されていないといってもよいだろう。別当寺は神仏混交時代、社務を統括管理する寺院で、神宮寺、神願寺、宮寺ともいい、その僧を社僧あるいは別当と呼んだ。『市原市史』などによると、市原八幡宮時代の別当寺は少なくとも観応元年（1350）から応安4年（1371）まで京都醍醐寺の地藏院で、以後同じ醍醐寺の清浄光院、三宝院と移り変わっている。

一方『飯香岡八幡宮由緒本記』は延文3年（1358）、「当神領のうちに神事の節、やぶさめ役相務めおる肥後国産にて円蔵と申すもの、右役実体に相務めまかりあり、しかるところ身弱に相なり剃髮致し、心願にて社僧に相なり、掃除などいたしたき旨願いにつきそのまま差し置き、なお意失なく相務めよってその後人皇九十九代後光厳院御宇延文三戊戌年十一月十一日一坊建立致し、これにより御神領の内字池尻という所屋敷地拝領致し、すなわち円蔵坊源明と改む」という。ことさらさりげなさをよそおう書きようは、その後の神社と別当寺との対抗意識を反映しているようにみえる。霊応寺と満徳寺は新義真言宗、本山醍醐三宝院の本寺（直末）であり、市原八幡宮以来の関係否定することはできないだろう。

「由緒本記」からその後の関係記事を拾うと
天正18年 社僧円蔵坊が神主と連名で徳川家康に由緒、神領、略絵図などを提出
天正20年 円蔵坊が天正坊と改め、寂光坊、円乗坊、本覚坊と4坊で社僧を勤める
慶長2年 社僧は4坊年番に務め、当番が神光山天正院霊応寺

を名乗る。ただし寂光坊は菊間村若宮の社務にて若宮寺を号す。これまで大日堂で社務を務めてきたが僧多くなったので社僧務所として護摩堂（経堂）を新造立
元和元年 衆徒（寺僧衆）方敷地は南北71間（後ろ82間）東西52間。満徳寺は南北30間（後ろ20間）東西30間
天和3年 円蔵坊は数年来無住で寂光坊が社務代役を勤める
元禄4年 寂光坊貞雄自社務兼帯、若宮八幡宮の別当を務め若宮寺と号す。
などがある。

しかし一方、寛永10年（1633）に円福寺、真福寺ら江戸触頭4か寺が幕府寺社奉行に提出した『関東真言宗新義本末寺帳』は

- 一 八幡村、本寺三宝院、満徳寺
- 末寺、八幡村東学院、同所光徳院、同所安養院、同所親王院、同所円寿院、同所法蔵院、同所円通寺、同所法福院
- 一 八幡村、本寺三宝院、若宮寺 寺領八十七石
- この内六十九石門徒支配なり
- 寛政7年（1795）の『上総国新義真言宗本末帳』は
- 一 市原郡八幡村 若宮寺
- 本寺醍醐三宝院、御朱印十八石社領配分
- 同所 満徳寺
- 本寺醍醐三宝院、御朱印六石社領配分
- 右の若宮寺末寺
- 市原郡菊間村 福寿院
- 右の若宮寺門徒
- 市原郡八幡村 長寿院 御朱印六石六斗八升六合社領配分
- 同所 宝珠院 御朱印二石七斗五升七合社領配分
- 同郡菊間村 徳性院 御朱印二石二斗社領配分
- 同所 東漸院 御朱印四石社領配分
- 右の若宮寺、満徳寺両寺支配寺

市原郡八幡村 円寿院 御朱印十四石二斗四升四合三勺

社領配分

同所 広徳院 御朱印八石五斗九升九合社領配分

同所 東覚院 御朱印七石二斗八升八合社領配分

同所 神王院 御朱印十一石三斗八升二合社領配分

同所 宝蔵院 御朱印六石四斗四合社領配分

同所 安養院 御朱印十石二斗四合社領配分

同郡菊間村 戒誓院

以上本末門徒支配寺とも若宮寺、万(満)徳寺分

また、飯香岡八幡宮文書31の幕末万延元年(1860)江戸城本丸普請『冥加献金願写』は

上総国市原郡八幡村八幡宮別当

新義真言宗、若宮寺 高十八石配当

同村 宝乗坊 満徳寺 高六石配当

右両寺門徒 同村円乗院 高十四石二斗四升余配当

同村 神王院 高十一石三斗八升余配当

同村 一乗坊 高七石二斗八升余配当

同村 西林坊 高六石六斗八升余同断

同村 大林坊 高八石五斗九升余同断

同村 花蔵坊 高十石二斗余同断

以上 若宮寺、満徳寺両門徒にござ候

同村 恵鏡坊 高六石四升余配当

同 東泉坊 高二石七升五升余配当

菊間村 八幡宮御朱印二十石の内

同郡菊間村 東漸院 高四石配当

同村 徳性院 高二石六斗配当

同村 戒誓院

以上 若宮寺門徒にござ候

同村 福寿院

右、若宮寺末寺にござ候

とし、江戸初期の段階で靈応寺が若宮寺を兼名したこと、若宮寺と満徳寺が末寺数か院を支配したこと、別当方が飯香岡八幡宮所領のおよそ60%をえていたことがわかる。また別表に各種資料による末寺とその配当推移をまとめた。表上に大きな変化はないが、子院の大半は無住、破院で、権利だけが継承された。靈応寺住職の任免は江戸愛宕山の触頭・円福寺で、將軍代交わりの朱印頂戴、社領配当などにも関与している。

朱印所領配当をめぐる八幡宮と別当寺との争論は文政年間と天保年間にあった。文政2年、13年の寺社奉行裁許は、破院の配当を独占しながら子院の再建も行わないなど、住職・白純を僧籍剝奪、江戸10里四方追放に、天保9、10年は処分を恐れた住職代理の通栄が吟味中にかげ落ち、現存する「済口議定」は積金不正などに触れた後、今後10年間、子院8か院配当を靈応寺と破院の修築と再興、八幡宮修理料などにあてるとしている。この時期、僧侶の頽廃した一面も露呈するが神社と別当寺の根強い対立も見逃すことはできない。

靈応寺(若宮寺)は菊間若宮八幡宮とも正徳3年と文化11年の2度、別当寺としての正当性を争って勝訴している。『八幡神社修理工事に関する覚え書(市原地方史研究⑩)』によれば、文化7年、当時若宮寺は無住で満徳寺が兼帯、若宮八幡宮神主を訴え、内済の「済口証文」をもって飯香岡八幡宮、若宮八幡宮両社の別当寺であることを証明している。

靈応寺の最後について、『市原のあゆみ』は「明治3年全国的に起こった廃仏毀釈運動のため靈応寺は廃寺となりました」と記している。『飯香岡八幡宮文書』の明治3年「菊間藩届け出控」によると「当社僧靈応寺住職の儀、去々辰年(明治元年)八月中病死後隣(隣か)村の僧、右寺院住職これなきところ同十月中取り巧(たくら)み復飾願いがたく申し来たり候につき一社中差し縫れ出訴におよび未だ御取り調べ中にござ候ところ、当午の二月中扱い人立ち入り、未だ扱い中にござ候」。

明治8年「八幡大神領元墨印地旧神宮外元配当録」は「同年（明治元年）十月より同寺復飾正邪の儀につき、明治四未年十二月中まで旧宮谷県よりなお旧菊間県において御吟味中、扱い人立ち入り事実和解におよび、右復飾人市原武雄儀、同年同月隠居退身致し」とある。

明治元年3月、新政府は天皇を神格化する国家神道と祭政一致のため「神仏判然令」を発令、新法は神仏の分離、別当寺の廃止と社僧の還俗、権現など仏教にちなんだ社号の廃止などを命じたものであった。飯香岡八幡宮らの神社はこうして仏教の支配を離れることになるが、一方でこの時期、法令の施行者に廃仏論者が多く神仏分離令は行き過ぎた「廃仏毀釈」へと展開して行った。

靈応寺はもともと檀家をもたない密教宗派の祈禱寺で、八幡宮別当寺として唯一の収入源を絶たれた上、後継をめぐる混乱が加わり存続の道はなくなる。明治4年ころ廃寺。その最後は暴力的な「廃仏毀釈」とされる。仏像や経典が焼かれ本堂以下の建物も取り壊された。明治6年、飯香岡八幡宮が木更津県権令（知事）にあて出した「八幡太神上知ならびに現今地景（境内外、あら絵図写」がその痕跡を生々しく伝えている。満徳寺を除く靈応寺衆徒跡は空き地と田畑、百姓家に変わる。元靈応寺跡、元寺中跡、ため池（元庭池か）、新田、新下田、新下畑、百姓家などなど。室町時代以来数百年間に渡った飯香岡八幡宮別当寺もこうしてはかなく消え去ったのである。

直後、新政府教導院は靈応寺跡地に神道の推進機関である中教院を設置するが長くは続かない。明治7年9月これより先4月八幡円頓寺で開校した八幡小学校に校舎として下付され、明治23年に市原町役場が併設された。八幡小学校は海岸埋め立ての行われた昭和42年まで続き、現在はJR八幡駅前のロータリーと周辺商店街などになっている。

一方満徳寺は創建不詳ながらその歴史は古く、室町後期の八

幡御所足利義明のゆかり寺とされ、「日月紋」は千葉氏との深いかわりも窺わせる。江戸時代は靈応寺とともに飯香岡八幡宮別当寺を勤め、当番は若宮寺を名乗った。明治維新の「廃仏き釈」は檀家の支援で乗り切ったが、明治の八幡大火や戦後の無住時代を体験、平成15年に現在の本堂を再建している。

「市原のあゆみ」によれば足利義明が寄進したためのこの観世音菩薩像があったが散逸、なんとロンドンの国立博物館に展示、公開されているという。また明治維新まで御墓堂に義明夫妻像が祀られていたが「廃仏き釈」で仏像と間違えて燃やされたとも記している。昭和7年盛大に「足利義明4百年祭」を執り行う。この時、満徳寺の御墓堂墓地の古池から五輪塔2基を発見して義明夫妻の墓とした。飯香岡八幡宮には伝義明寄進の経典と結びつが伝わり、満徳寺本堂前の石造不動明王像も義明の冥福を祈願したとされるが銘文は後世住職の菩提を刻んでいる。

満徳寺は経典のほか多数の記録書物を保管しているが、昭和期が多い。寺伝によると「過去帳」を含めたすべての古文書を明治の大火で焼失したという。しかし飯香岡八幡宮や菊間若宮八幡宮、周辺村々に多量の関係文書が残されており、順次紹介してゆきたい。

満徳寺が所蔵する寛政2年『当山諸記録』は表紙に印内山とあり、本来は菊間千光院のものであろうか。同じ新義真言宗で住職の人事交流も考えられ、書き直し不要になった原本を参考資料として譲り受けたものだろうか。同時期寛政7年の新義真言「寺院本末帳」によれば、末寺は千葉郡富岡村の長徳寺、生実村の広照寺、市原郡大馬屋村の延命寺、菊間村の月光院4か寺、門徒は菊間村の地藏院、高島村の西福院、菊間村の観音寺、千葉郡有吉村の泉蔵院、椎名村の聖法寺、刈田子村の宝蔵院の6か院になっている。

① 満徳寺お札Ⅱめのう観世音菩薩絵（江戸後期かⅡ写真）

八幡公方足利義明寄進とされる「めのう観世音像」を描いた満徳寺のお札。「めのう観音」は維新の混乱期か無住時代に散逸、現在ロンドンのイギリス国立博物館に現存するとされる。満徳寺にあるお札写真は、江戸後期に檀家や参拝者に頒布されたもので、中央に「めのう観音」、文字は「龍宮出現波除、めのう石観世音、上総八幡地福山満徳寺」を記している。

② 満徳寺絵図（江戸後期、飯香岡八幡宮文書131Ⅱ中図）

飯香岡八幡宮には若宮寺や満徳寺にかかわる文書多数が保存されているが「満徳寺絵図」もその1枚。敷地は4面ほぼ30間の正方形でおよそ900坪ある。いまのJAあたりに本堂、左に庫裏を配している。町家通りは旧道で引き込み道が30間余、表門手前に不浄道、葬列を通したものだらう。表門はいまも同じ作り、時代も古く現存門の可能性もある。境内に禁制高札と行人塚、池、靈応寺との間に小路がみえる。

注目は町家道の岩本様、佐野様、森様、河野様の表示、当時八幡村を知行した旗本領名で、岩本組、佐野組などと呼ばれることもあった。絵図をみると町家並が組に関係なくまちまちに並んでいることに気づく。相給村にみられる特徴の一つで隣家は他領、五人組や組頭、名主など複雑に入り組んだ村組織がうかがえて興味深い。

③ 満徳寺主要建物平面図（昭和前期かⅡ中図）

作成年月の記載はないが平成15年まで続いた旧建物の平面図であろう。明治大火後建造、棟札は昭和4年改築を記している。

図の右下に

本堂Ⅱ木造亜鉛葺き平屋建て50坪

庫裏Ⅱ木造亜瓦葺き平屋建て20坪75

山門Ⅱ木造亜瓦葺き六脚建て3坪

と建坪の記録がある。

④ 千光院、当山諸記録（寛政2年Ⅱ豎帳）

代々住職への申し送り書。年号の寛政2年は書き出して、文中には天保2年、安政3年、明治8年と追記がある。作成者は菊間千光院33代法道上人、従前からの記録をこの時書き直し、少なくとも明治維新まで実用されたといえる。

2ページで本文に入るが、いまなら「年間行事」とかの中みだしを入れたい。「六給名主、院主賀す、かごにて相廻る」、正月は菊間村の旗本酒井家、永田家、杉浦家、佐々家、富永家と若宮八幡宮、6領名主宅への年賀あいさつのかご廻りから始まる。次いで隣接する神崎、大馬屋名主、八幡宿では観音町徳右衛門、稱念寺近くの大長Ⅱ大坂屋長兵衛宅へ。福寿院、戒制寺、東漸院は菊間・若宮八幡宮の別当寺を勤める靈応寺、満徳寺の門徒、神主は若宮八幡宮、それぞれ引物の半紙、付け木（先端に硫黄のついた火付け木）、扇子などを記している。

1月6日に末寺の延命寺、月光院、広照寺などが年賀にみえる。雑煮の吸い物に酒が出る。納め辻とお返し授受がある。1月21日は影供え、年頭ふるまいで酒さかなが出る。以下2月初午の日などの行事が続く。後半は無住寺院のあつかい、住職の交代など寺ならではの引き継ぎ事項を列挙している。本集では前半の本文と解説のみを掲載した。

参考資料Ⅱ八十八か所御詠歌全（天明3年Ⅱ上総府中釈蔵院盛朗）（文化財資料第7号、市原郡八十八ヶ所御詠歌ならびに上総地蔵尊巡礼歌から）

「68番札所」として若宮寺、「79番札所」として満徳寺を載せ、それぞれ「四国霊場」同番の讃岐・琴弾八幡、讃岐・崇徳天皇寺移しとしている。

千葉県寺院台帳（千葉県文書館）

満徳寺にはこのほか

- ①無量寺境内地位位置図（市原郡八幡町）
 - ②称念寺境内地位位置図（〃）
 - ③満蔵寺境内地位位置図（〃）
 - ④円頓寺境内地位位置図（市原郡菊間村）
 - ⑤千光院境内地位位置図（市原郡菊間村）
 - ⑥戒誓寺境内地位位置図（〃）
 - ⑦延命寺境内地位位置図（〃）
 - ⑧菊間村、浜野村連合耕地整理組合地区原形図（印刷図）
- などを保管しているが本集には記載しない。

*

また、飯香岡八幡宮文書の中に若宮寺、靈応寺、満徳寺作成文書が多数含まれている。本誌では

- 1 上総国市原郡市東荘八幡宮縁起
 - 3 飯香岡八幡宮鐘銘
 - 10 八幡宮御朱印御改めの記録
 - 20 神前拝所絵図面
- が相当し、そのほか多くの関連文書が登場している。

千葉県管下工総国市原郡八幡宿字片所		町本宿
観剛寺末		満徳寺
平尊	新築莫吉宗 買出山	大日如来
由緒	不詳	
本堂間敷	東中井間 同四八四	門九八八（四門）
境内坪数	東中井間 同四八四	東中井間 同四八四
境外所有地	平尊寺 同四八四	官有地 四四種
耕地及別八畝六六歩		八幡宿字橋工
地價金三六六六六七歩八厘		同宿字凡所
耕地及別七及四畝六七歩		同宿字凡所
地價金六六六六六六六六歩		同宿字凡所
耕地及別四畝六歩		同宿字凡所
地價金八八八八七七五五歩		同宿字凡所
位藏	相傳位藏是存	新築莫吉宗
檀徒人員	或百六六六六六六六歩	
管轄處	距離里三三三三	
以上		



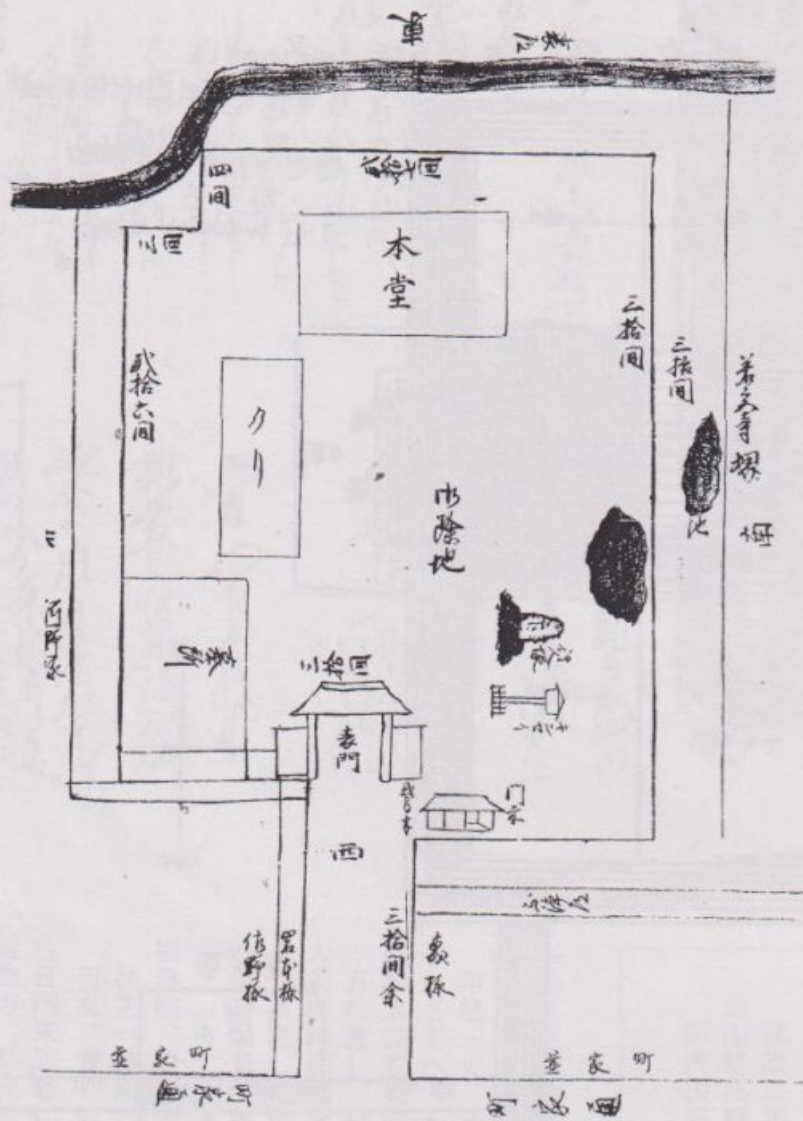
各種資料による満徳寺、靈応寺、若宮寺の変遷

後半は多くが無住、破院で院坊名と権利が継承された



江戸後期 龍宮出現波除
満徳寺お札

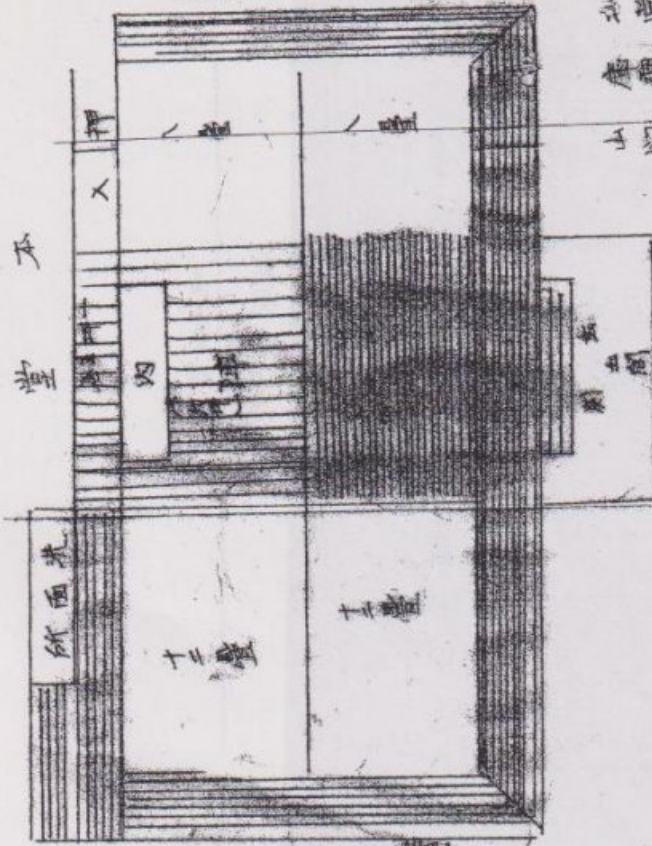
龍宮出現波除
ひすい石観世音
上総八幡
地福山満徳寺



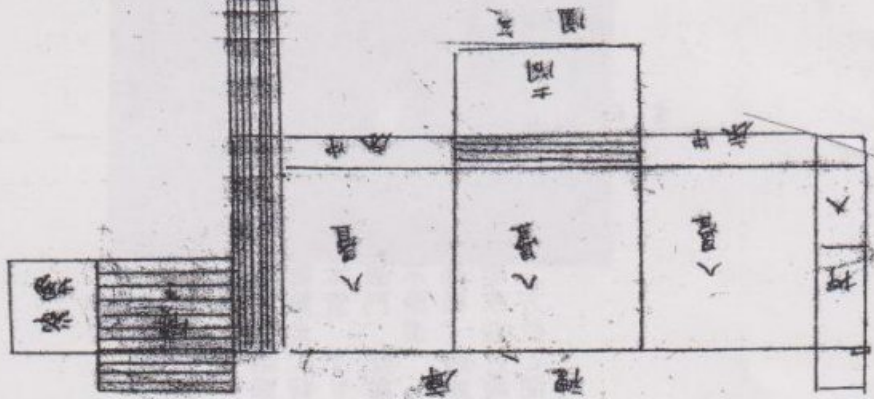
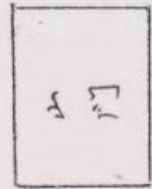
江戸後期Ⅱ飯香岡八幡宮文書131
満徳寺境内絵図

裏道、若宮寺境、池
御除地、行人塚、キンセイ、
本堂、ク、墓所
表門、門前
不浄道
森様、岩本様、佐野様、河野様
町家並、町家通り
(方位と間数は省略しました)

燕德寺主要屋宇平面圖 (兩層分二)



大殿 木造 聖德太子奉建 五十件
 佛龕 木造 聖德太子奉建 二十件七五
 山門 木造 聖德太子奉建 三件





寛政2年(1790) 満徳寺文書
当山諸記録

寛政二年戊戌三月
当山諸記録
印内山三十三世法道改め

横 帳

三給名主、院主駕籠(かこ)にて相廻(回)る

印(引)物、半紙二丈、付け木三わ、扇子一对女房へ

半紙一丈、油一 右五給同断

手永名主へ、十枚直し、付け木三わ

神崎太郎左衛門へ、半紙二丈、付け木三わ

五枚直し、付け木三わ、村役人二人

大馬屋村源藏へ、半紙半丈、付け木三わ

五枚直し、付け木三わ、村役人中へ

八幡宿観音町徳右衛門へ、半紙半丈、付け木三わ

正(称)念寺大長へ、五枚直し、付け木三わ

福寿院、戒制寺、東漸院 印物 一丈直し、付け木三わ

神主へ同断、供回り祝儀、土三百文、平二百文、子共(供)

百文、堂守百文、半紙付き

六日門末年頭に来る 雑煮の吸い物、酒三献

延命寺、月光院、広照寺より

納め辻、叭(かます)三升、二丈直し、方丈へ

百文一丈直し、執次 百四十八文一丈半、家来三人

長徳寺納め辻、かます三升、二丈直し、扇子一本

外に家来分同断

觀音寺納め辻
かます二升、一丈直し

門徒五か寺納め辻
かます二升、一丈直し

半紙半丈四十八文
五枚直し二十四文、三

七、八日の内門末返礼に
使僧遣わす、末寺へ印物

二丈直し、付け木三三
無住且中は寺世話人へ

年礼遣わす、名主へも遣わす
何（いず）れも進物、五枚直し、三

一当山より隠居の僧へ
粘（箱力）入り一丈、金百疋遣わす

もともと長徳寺へ隠居なられ
候、詠応儀は年中

納め辻にて差し引き申し候、
この儀は当住思召（おぼしめし）に候、

右隠居の僧出仕向き
等は随意たるべきところ、

門末人少々の節は
出仕致すべき段、門末一同

何れも進物
かます二升

一当山より隠居の僧へ

粘（箱力）入り一丈、金百疋遣わす

もともと長徳寺へ隠居なられ

候、詠応儀は年中

納め辻にて差し引き申し候、

この儀は当住思召（おぼしめし）に候、

右隠居の僧出仕向き

等は随意たるべきところ、

門末人少々の節は

出仕致すべき段、門末一同

觀音寺八十枚

二月十五日

末寺二升、四十八文
門徒一升、四十八文
三月二十一日

二月二十一日

末寺三升、百文
門徒二升、四十八文
五月二十一日

六月十五日

末寺百文
門徒四十八文
六月十五日

七月十五日

末寺三升
門徒二升
七月十五日

長徳寺
長徳寺
長徳寺

觀音寺八十枚

二月十五日
末寺二升、四十八文
門徒一升、四十八文
三月二十一日

三月二十一日

末寺三升、百文
門徒二升、四十八文
五月二十一日

六月十五日

末寺百文
門徒四十八文
六月十五日

七月十五日

末寺三升
門徒二升
七月十五日

長徳寺
長徳寺
長徳寺

長徳寺
長徳寺
長徳寺

觀音寺八十枚

二月十五日

末寺二升、四十八文
門徒一升、四十八文
三月二十一日

ちそう三菜、酒なし

末寺三升、百文

ちそう五菜、酒なし

門徒二升、四十八文

五月二十一日

ちそう有り合わせ、酒なし

六月十五日

末寺百文

ちそうなし

門徒四十八文

内、長徳寺、觀音寺

納め辻なし

七月十五日

末寺三升

ちそう五菜、酒なし

門徒二升

附(つかけたり)、施餓鬼(せがき)、祐海書き添え

明治八年取り返し相成り候

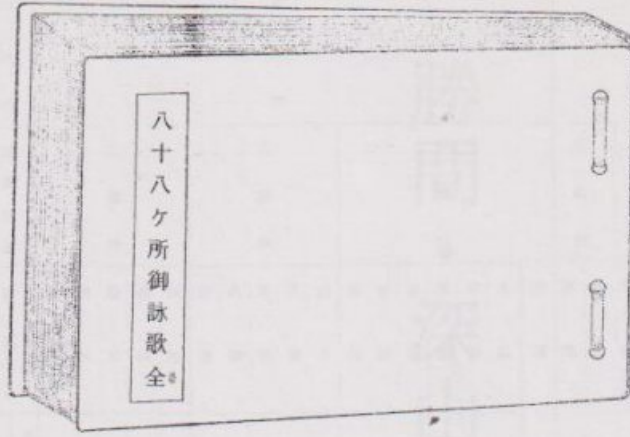
(以降の原文と解説は省略しました)

參考資料

天明3年(1783) 文化財資料第7号から

市原郡八十八ヶ所御詠歌
ならびに上総地藏尊巡礼歌

(関係分のみ)



上総府中釈院盛朗

八十八ヶ所ご詠歌

拝念の事

其札所の本尊大師・天照大神・八幡・春日・鎮守・日本大小の神祇、天下太平国土安穩、主君・師匠・父母
・兄弟・六親眷屬及至法界平等利益、善勇善女共自滿自得の意を起さず、彌一念を起し唯光明真言大師の宝号、
其所のご詠歌三べん唱へば善路におもむくの基也

天明三癸卯五月吉辰

願主	府中	釈院	榮寛
	菊間	千光院	宥将
	君塚	釈院	開演
		明光院	蔵板

勝間・深山家文書

勝間・深山家文書
市原市勝間531

勝間地区の歴史は「本誌第3集・勝間、能満、君塚、八幡村文書」と本集「古文書が語る勝間村の歴史」を参照されたい。勝間村は江戸時代主に2相給で、深山家は代々旗本杉浦組、御料所(將軍家直轄領)組、旗本曾根組名主を勤めた。

その領主変遷は

①寛永ころゝ享保10年 旗本杉浦忠左衛門家102石

②享保10年ゝ享保18年 幕府直轄天領102石

③享保18年ゝ慶応4年 旗本曾根玄蕃頭家81石

(資料にはこのほか元文、寛保の幕府直轄領27石がある)とみられる。

杉浦家は杉浦親次の4男親俊が秀忠の代に金銀奉行800石に取り立てられて成立した。勝間領は元和5年または寛永10年ころから。代々忠左衛門、忠太郎、源太左衛門などを名乗って大番を勤めたが、享保10年4代親愛の時の地方直して采地をりん米に直されて消滅した。

所領は一時幕府直轄領で上総代官が支配したが、享保18年、旗本曾根家の知行地となった。曾根家は甲斐武田氏の旧臣で吉次が秀忠の関東勘定奉行、勘定総奉行、評定衆で3000石をえ、以後2代の分知で2000石に下がるが、6代長友が新番頭、小姓組番頭に栄進、勝間村はか500石の加増をえて2500石が定まった。以後、長員、次武、次孝、次徳と相続、11代鋭之助の時明治維新を迎えた。

曾根家では知行地が主に現在の君津市、小糸川周辺にまわっていたこともあって秋元地区の旧市場村に小糸陣屋を設置、代々根岸又左衛門家に代官を世襲させた。根岸家は安房里見家の旧臣だが「国府台の戦い」で小田原北条家に敗れたとき、秋元に土着したという。享保以降、重次、重広、重宣、重栄、重

直が勝間村を含めた上総一帯の知行地を統括、「深山家文書」の多くがこの根岸代官所から出された。

深山家は勝間村のほぼ中心部に所在し、屋号は御料所組名主「した(下の家)」に対する「かみ(上の家)」、勝間きっての旧家といえる。江戸時代の「名主文書」多数を桐の文書箱などに保管、昭和60年に行われた市原市の「近世文書調査」に目録点数451点を登録されている。本集ではその前半部分を紹介する。

①まぐさ場出入り訴状Ⅱ宝暦6年

34まぐさ場出入り裁許状Ⅱ宝永4年

まぐさ場は田畑の肥料、または牛馬の飼料を採取するための原野で「出入り」とはもめごとをいう。勝間には合計5か所のまぐさ場があったが、①は勝間村の中原野まぐさ場、34は近隣長柄山村の倉沢野まぐさ場でのこと。まぐさ場は1村だけでなく数か村で入会(いりあい)する場合が多く、能満村、郡本村、海士村、新堀村、中谷村、有木村などと複雑に関係している。出入りも多く、これまで寛文6年、宝永3年などたびたび騒動が繰り返されたことも記されている。

34は江戸中期5代將軍綱吉時代末期、宝永4年の裁許状Ⅱ判決書、文末に勘定奉行の石尾氏信、中山時晴、戸川安広、荻原重秀と江戸南、北、中町奉行、寺社奉行の合わせて11奉行が連印、幕府最高機関での合議結審を示している。関係文書として「市原地方史研究第2号」から本件の「訴訟差し紙」を引用した。「差し紙」は奉行所が召還した出頭命令書で、「来る8月6日、評定所へまかり出、対決すべし」としている。

①の宝暦6年訴状は9代將軍家重時代、原告は勝間村、当時勝間は3給で名主、組頭が連名、被告は理不尽にも入会でない中原野まぐさ場に入り込み暴力行為に及んだ小田辺村、新堀村の名主、組頭で、あて先の御奉行所は幕府直轄領、旗本知行所

間の訴訟を担当した勘定奉行公事方。34のように勘定奉行が関連奉行と合議にいたるケースはごくまれ、通常は奉行所の勧めで隣村名主か公事宿が仲介、示談が成立することが多い。

②、④、⑨、⑫、⑭旗本杉浦家年貢割付 \parallel 元禄11年(部分)、12年、宝永2年、3年、正徳2年、4年、享保4年、5年、8年
「割付」は領主からの年貢の納税命令書といえる。「皆済文書」とともに、旧名主家の多くが保管している。「深山家文書」にはおよそ20点、うち杉浦家のものが9点を数える。

発行者は領主の杉浦家で、実務を担当する村木新平、池田勘助などの署名、押印がある。あて先は村役人。領主側の氏名の後ろに小さく名主、組頭、総百姓とあり名前はない。生殺すべの権限を握る領主が高圧的に命令している様子が書面に現れている。年貢は共同責任、村一括して課税された総額を個人に割り振り、まとめて津出しすることになる。

地方分権を象徴するように、江戸時代の税制は領主ごにまぢまちだが、杉浦家の書式は一般的といえる。始めに知行所全体の高102石2斗9升8合5勺、高は領主の知行で村(組)の収穫高のこと、内およそ半分が年貢として徴税された。次いで田方と畑方、それぞれ上中下の等級ごとに明細を記している。

「割付」を元に等級別の面積と領主取り分(納税高)などを一覧表にまとめた。また、参考資料として江戸後期 \parallel 天保14年、曾根家時代の標準収穫指数「石盛」(後出)を付した。

旗本杉浦領反別総括表

①田方(米で納税する)

等級	面積	(比率)	反取り(面積 \times 反取り)	(石盛)
上田	18・3反	(16%)	\parallel 6斗4升(12・1石)	(12)
中田	21・8反	(19%)	\parallel 6斗1升(13・1石)	(9)
下田	52・2反	(45%)	\parallel 5斗8升(30・3石)	(5)
新田	22・5反	(20%)	\parallel 5斗8升(13・1石)	(5)
口米(間接税)				3%

合計 \parallel 114・8反(田畑比57%) \parallel (68・8石)+口米
②畑方+野銭(お金 \parallel 永で納税する)

等級	面積	(比率)	反取り、年貢	(石盛)
上畑	5・1反	(6%)	\parallel 永57文、293文	(6)
中畑	7・9反	(9%)	\parallel 永37文、389文	(4)
下畑	25・7反	(30%)	\parallel 永27文、561文	(3)
屋敷	2・2反	(3%)	\parallel 永97文、216文	(10)
新畑	44・3反	(52%)	\parallel 永22文、869文	(3)
野銭(まぐさ場税)			永186文	
口米(間接税)				3%

合計 \parallel 85・2反(田畑比43%) \parallel 永2貫591文 \parallel 2両
(2貫)2分(永500文)びた366文(永91文 \times 4)

(カッコ内)計算値または他文書引用

(端数を省略 \parallel 上中下は寛永以前、新は以後の高入り、せき代や田崩地、各種の減免は毎年の「割付」で調整する)

「割付」は収穫前に、村の立ち会いで「坪刈り」を実施、その年の収穫高を割り出した。結びに旧暦11月または年末切り「きつと皆済すべきものなり」とする徴収期限が入り、干支月日(年を入れない場合もある)、発行者、あて先となる。現存する「割付」9点の年度ごとの年貢を比較すると

①田方

元禄12年	66石2斗5升 \parallel 179俵0斗	3斗7升入り
宝永2年	57石2斗5升 \parallel 163俵2斗	(3斗5升入り?)
正徳2年	48石4斗5升 \parallel 130俵1斗	(3斗7升入り?)
" 4年	46石2斗7升 \parallel 132俵0斗	(3斗5升入り?)
享保4年	51石4斗1升 \parallel 132俵0斗	(3斗9升入り?)
" 5年	51石7斗5升 \parallel 147俵3斗	(3斗5升入り?)
" 8年	48石7斗2升 \parallel 139俵0斗	(3斗5升入り?)

端数を省略、()内の1俵の入りは計算値
(参考 \parallel 後出宝永3年 \sim 5年の定免状は4斗0升3合入り)

150俵 60石4斗5升

②畑方+野銭 正徳2年以降 2両2分びた366文

一見して年ごとのばらつきに驚かされる。あるいは不作(凶作)引きの年だけを残したのであろうか。

42旗本曾根組年貢割付 宝暦10年

50 (部分) 寛保2年か

旗本曾根家時代の「割付」は3点、うち1点は複数年度にわたる「定免型」で残る2枚が年度ごと。杉浦家のものと同くらべ、簡潔にまとまっている。合計年貢を比較すると

①宝暦4、6年 高81石余、米113俵余、永2貫182文余

②宝暦10年 高無記 米112俵余、永2貫182文余

③寛保元年 高81石余 米113俵余、永2貫182文余

(発行は2年) 永2貫390文余

113俵を仮に3斗5升入りとした場合の合計税額(領主取り分)は40石余+永2貫余で高のほぼ50%にあたる。

内訳でとくに興味深いのは江戸廻船の船賃2俵余と、名主手当て2俵(2%)だろう。八幡からの津出し経費はおよそ3%とされるのでその経費の一部を負担したものとええよう。

⑥旗本杉浦家年貢定免状 宝永3年

33旗本曾根家年貢定免状 宝暦4年

⑥の杉浦家、33の曾根家「割付」は「定免型」といえる。これまでの「年貢」は毎年「坪刈り」を行なった上で決まった。

こうした「単年型」だと担当者の派遣や受け入れなど、領主側、村側双方にリスクが大きく、煩雑な事務処理や手続き、経費増加や担当者への過剰接待(贈収賄)、額決定や納税期限の遅れなどの問題点があった。これに対して「定免型」は過去数年分の田租額を平均して年貢を決め、一定の期間中、豊凶にかかわらず定額を徴収する方法で、もし風水害、干ばつなど大きな災害が起こった場合はとくに検見して減免した。双方に利点が多く次第に一般化していくようになる。しかし杉浦家のその後の

「割付」をみると旧米型に戻っており「定免型」が定着しなかったともいえる。

書面はともに短く簡潔、始めに高を記し、納めるべき年貢を米(田方)、永(畑方+雑税)合計、期間(この場合はともに3か年)、納入期限、発行年月、発行者名、あて先となる。杉浦家の4斗3合入り150俵は60石4斗余で、高102石のおよそ60%であった。

③、①、⑬旗本杉浦家年貢皆済目録 元禄12年、享保6年

「皆済」はすべてを納入すること、この「目録」は村が領主側に皆済したことを報告している。「皆済文書」には領主が村に作成させ、その裏面に皆済した旨の領収印を付して返却する場合や、村の皆済目録から別紙で「皆済証文」を作成するケース、分納の都度渡された「小手形」を提出させ、「皆済証文」を発行するなどさまざまなスタイルがある。

杉浦家の「皆済文書」は3点だが享保6年の2点は同文。書式は米と永別に項目をたてる。享保6年では税額142俵のうち名主給、免除米(理由無記)、せき代などをのぞいた109俵を江戸廻米、18俵分を現金で納め、畑方は2両2分とびた錢を夏、秋に分納したほか小豆、ごまを江戸へ送っている。

元禄12年は前年11年分の「皆済目録」で、前出②の「割付」と一致する。9月の検見「割付」では米が181俵(入りは不明)余、永2両2分、びた712文、納税期限が11月20日、だが「皆済目録」はこれを大幅に遅れた翌春の3月となっている。検見後天災、火災など重大な災害に見回れ、年貢の見直しが行われたのであろうか。米10俵を用捨(免除)、検見違いなどの名目で6俵、明年くりこし6俵、また21俵分を金納としている。災害時には領民が最低限、立ち行けるよう領主側も配慮していることがわかる。

⑭、⑲幕府直轄領年貢皆済覚 元文2年、寛保2年(部分) 幕府直轄領の「皆済証文」。元文2年の「覚」に上総代官の

原新八郎の名前がある。原は御家人200俵20人扶持、享保14年勘定組頭から代官に転じ、寛保3年辞任、この間、上総代官などを歴任した。幕府代官は全国400万石といわれた幕府直轄領を統括、1代官はおよそ5万石を担当した。江戸代官（関八州担当）ははじめ現地に配置されたが、元禄のころ江戸に引き上げられ、馬喰町の郡代屋敷に執務した。

代官は農政全般を受け持ち、直接領民と接触したので人柄や政治向きが庶民に深刻な影響を与えた。テレビや小説で悪代官が横行するが代官や下役人の悪政で引き起こされたトラブルも数えきれず、上総代官の中にも切腹や改易、追放処分を受けた者もあった。

書式は幕府直轄領ほぼ共通、最初に村（組）高を記し、項目別に課税明細が続く。本途は田畑の年貢で米12石余と永706文、高のおよそ45%強にあたる。六尺給、伝馬宿と蔵前入用を高掛り三役という。六尺はかごかつぎや掃除、まかないなど力仕事や雑役をする人、はじめは人を出し後に金納になった。

御伝馬宿は五街道の人馬継ぎ立て、休泊など宿駅経費で、口米、口永は蔵経費などの付加税、夫食（ふじき）は飢饉や災害時の貸し付け米（金）、3年前に借り返済の最後の年としている。

納め次第では米12石が八幡浦から江戸へ運ばれ、その運賃の一部1・1%が経費として差し引かれた。また、米を現金で代納するときの「御張り紙値段」がみられる。「張り紙」は幕府が公示した米と貨幣との換算率で、「張り紙値段」の35石につき28両の読み方は、28両/35石、1石0・8両という計算になる。

全般に虫くいが多く村役人の名前は判読できない。幕府直轄領27石の前後の所領変遷は不明で、今後の研究課題としたい。

53、55旗本曾根家年貢皆済覚、目録Ⅱ寛延2年、4年

後期、曾根家の「皆済文書」は2点、寛延2年は前年元年の「皆済覚」で、4年は3年の「皆済目録」、担当者は同一人だ

が内容や表題も異なり使い分けているように思われる。「覚」には明細がなく、「勘定目録」の俵数を吟味したが間違いなかったの「皆済手形」を渡すとし、「目録」は米、永の皆済明細が入り、分納の小手形と引き換えであったことを記している。高の年貢比率はおおむね50%であった。

⑬旗本曾根家御用金請け取り証文Ⅱ享保20年

御用金は財政窮乏を補うため臨時に徴収した金銭をいう。割り当てられた6両2分（現在の150万円くらい）を納め、この返済は翌年の年貢で相殺するとしている。

43公儀巡見Ⅱ宝暦10年

公儀巡見は將軍代替わりごとに幕府が諸国に派遣した視察役人のことをいう。この年5月9代將軍家重が隠居、9月嫡子家治が後継將軍に就任した。代替わりに行われた巡見使が市原にも派遣されたのだろう。8月幕府から出された「覚書」2通と心得が9月に小糸代官所から回っている。

巡見使が来村した日程や人数などの詳細はなく、「覚書」は人馬継ぎ立てや休泊などに特別な扱いは無用、農業は普段どおり営むこととしている。しかし何かが起こったら大変、神経をとがらせて一行を迎えたことが想像される。

115助郷難渋出入り済口証文Ⅱ天保13年

表題の「済口証文」は紛争の和解を当事者双方が連名捺印した証文のこと。まえばきによると原告は潤井戸村名主で被告は下野村ほか18か村名主など、天保12年勘定奉行所に提訴、その後両者熟談の上内済したとする。江戸時代の紛争解決法の一つで奉行所に提出された「済口証文」は判決と同じ効力をもった。

本文によると潤井戸村は房総往還筋（伊南往還）の継ぎ場である。これまで馬1匹、人足2人を常備、7人までは潤井戸村、余は助郷組合村に触あててきた。しかし最近助郷村々の不参が多くなり継ぎ立てにも支障を来している。これまでどおり勤めるよう仰せ付けてほしい、といった訴え。詳しく読むと、六地藏や長

柄山からの荷物が継ぎ立ての潤井戸村を避けて脇道を付け通っているなどの記載もあって興味深い。

「済口証文」では潤井戸村間屋場入用は組合村々が1か村年間5両ずつ助郷、潤井戸村が人足3人5分まで、その余は組合村々で勤めるほか、大多喜、一の宮藩の通行、城米の継ぎ立てなどの詳細を定めている。

122 旗本曾根領村高(書上)帳 天保14年

125 旗本曾根領高反別改め書上帳 天保14年

「書き上げ」は書き上げて領主に提出すること、122の「村高帳」も表示こそないが同意、指示のひな形にしたがって書き上げたことがわかる。村高は過去5年間の年貢実績を記すはじめに高81石5斗6升4合、ついで各年度ごとの年貢を示すがこの間とくに上下なく、したがって平均も同じ。

米36石3斗9升9合3勺5才
永2貫321文1分6厘4毛となる。

ほかに口米、口永(前出)、延米。延米は輸送や貯蔵のため分補充米、はじめのころ升に米を山盛りしたのが後、3斗5升1俵について2升の口米が定まったという。

125は「反別」の書き上げ、改めには吟味、検査の意味もあるので改めて作り直したということ。その内訳を見やすく整理すると

旗本曾根領反別総括表 高81石5斗6升4合

等級 石盛 面積(比率) 反取り(杉浦家反取り)

① 上田 12 13・6反(18%) 5斗4升(6斗4升)

中田 9 16・1反(21%) 4斗9升(6斗1升)

下田 5 34・4反(45%) 4斗4升(5斗8升)

新田 5 11・2反(15%) 4斗4升(5斗8升)

田反別合計 76・8反(田畑比62%)

② 上畑 6 3・7反(7%) 永59文(57文)

中畑 4 5・9反(12%) 永39文(37文)

下畑 3 15・6反(33%) 永33文(27文)

新畑 3 22・3反(47%) 永31文(22文)

畑反別合計 47・2反(田畑比38%)

③ 屋敷 10 1・6反 永59文(97文)

端数省略、畑成、その後の新田などを省略した

「石盛」は標準収穫指数で反あたりの斗数、10で1石、上田でいえば1反あたり1石2斗の標準収穫に対して年貢が5斗4升差し引き6斗6升が領民(本百姓)の手取りになる。しかし、縄延べや副業、内職収入があること、一方支出も助郷経費や村入用、諸雑税、冠婚葬祭経費などの出費があり単純に計算することはできない。

改めて江戸中期の杉浦家当時とくらべると反取りが大幅に低くなっていることに気づく。領主によって年貢や暮らし向きが大きく左右されたことがわかる。

146 旗本曾根領御条目ならびに村議定帳 弘化3年

「条目」は法令を書き連ねた項目、また簡条書きの項目をいい、「御」は領主が定めたことを表している。前半の「覚」2項目がこれに相当し、後半が「村議定」にあたる。お上からの「御条目」を受けて村人たちが合議、具体的な守り方と違反した場合の罰則などを決め、全員が誓約のため押印している。

147 旗本曾根領宗門人別改め帳 弘化3年

江戸時代の戸籍にあたる「宗門人別帳」は市内の各地に現存している。成立の経緯や内容は後出「高石家文書」に詳載することとしたい。

「人別帳」による曾根領は家数20軒、人口95人、内訳男45人、女50人で1軒あたりの家族数は4・8人になる。高81石5斗余を人口で割った生産高は1軒あたり4・1石、1人あたり0・9石、1軒あたりの平均反別は田3反八畝、畑2反4畝であった。また、宗派はすべて真言宗で地元勝間村の龍性院が13軒、龍性院の本寺にあたる荻作村の満光院が2軒、男は満光院、

女は龍性院と分かれている家も³軒あった。

参考史料として「満光院文書」から天和2年の「人別帳」、
「勝間村宗旨手形」を併載した。人別帳の初期のものは大変少
なくその意味でも貴重、戸主名の下に「眷属（けんぞく）親族
残らず」檀家に間違いなしとし、龍性院が押印証明している。
164、165せき普請扶持米割り渡し帳¹¹嘉永元年、2年
「扶持」には助けるという意味がある。村人たちのせき普請
に領主から援助があったのだろう。支給された扶持米³俵を作
業した領民たちが等分している。名簿の半役は本役（1人前）
の課役の半分という意味、働き手を亡くした家では半人前の未
青年者も駆り出されたのだろうか。

173 八幡村大跡

白鳥書附所訴上

堀田相模守領分

上総國市原郡勝間村

訴法人 名主 十兵衛

同 百姓代 六平

曾根玄蕃頭知行所同村

同 名主 甚之丞

同 百姓代 十郎左衛門

酒井主殿知行所同村

同 名主 勘之丞

同 百姓代 七郎左衛門

南村林場まぐさ入込山

井上山城守様知行所

同 同郡小田辺村

同 相手 弥七

同 同郡 安左衛門

永井美濃守様知行所

同 同郡新堀村

同 名主 五郎右衛門

同 同郡 徳平

永井主税様知行所

同 同村 太郎右衛門

同 名主 新兵衛

同 同村 平兵衛

宝曆6年(1756) 深山家文書1
まぐさ場出入り訴状

恐れながら書附(付)をもって御訴訟申し上げ候

堀田相模守領分

上総國市原郡勝間村

訴訟人 名主 十右衛門

同 百姓代 六平

曾根玄蕃頭知行所同村

同 名主 甚之丞

同 同郡 十郎左衛門

酒井主殿知行所同村

同 名主 勘之丞

同 同郡 七郎左衛門

当村林(まぐさ)場へ理不尽に入り込み候出入り

井上山城守様御知行所

同 同郡小田辺村

同 相手 弥七

同 同郡 安左衛門

同 同郡 七郎左衛門

永井美濃守様御知行所

同 同郡新堀村

同 名主 五郎右衛門

同 同郡 徳平

永井主税様御知行所

同 同村 太郎右衛門

同 名主 新兵衛

同 同村 平兵衛

荷繩五十筋取置申し候、かくのごとく再応、盗み入り仕り候につき、止むをえざることを
当村より両村へ申し遣し候は、当村刈り場中原野へ盗み入り仕り候段、いかよの存念にござ候やと使い相立て候ところ、両村役人ども儀

此方挨拶の乃有相言候者相違と後両村の
挨拶申し来た候は、右野は先年勝間村と出入りにおよび、小田辺、新堀
両村の刈り場に仰せ付けられ候場所ゆえ百姓ども入り込み候などと返答仕り候、
先年、両村と当村出入りにおよび候野の儀は、当村地内字名
こうたい野、かわらけ石野、西原野、うなぎ谷野、寒風野と申す
五か所、享保九辰年、久松大和守様御掛りにて御吟味の上、
両村より当村へ扱(もみ)六石宛(ずつ)差し出し、右五か所
両村刈り場に
仰せ付けられ、右六石のもみ当村へ請け取り、当村よりは五か
所の御年貢として

五ヶ所、享保九辰年、久松大和守様御掛りにて御吟味の上、
両村より当村へ扱(もみ)六石宛(ずつ)差し出し、右五か所
両村刈り場に
仰せ付けられ、右六石のもみ当村へ請け取り、当村よりは五か
所の御年貢として
野永三百文相納め申し候、中原野は右五か所とは別野にて
中原野ならびに当村外刈り場とも御年貢として野永二百文、
右五か所の野永三百文と都合、しめて永五百文地頭所へ
上納仕り候、恐れながら別野の訳、御見分請け奉り候えば明白
に相分かり申し候、
しかるところ相手ども儀は中原野を右五か所の内へ入れ申すべ
き巧(たくみ)にて
偽りなる返答申し来た候、かつ小田辺村の者ども、小田辺村
内の

野地残らず四、五年以来新林に取立申し候、かように手前
 村方の野地は残らず新林に仕り、当村の刈り場へ入り込み申すべしと
 企て仕り候儀、
 何とも心得がたく存じ奉り候、当村の儀はなほだ困窮にて出入
 り等仕り候は
 難儀に存じ奉り候えども、前書申し上げ候とおり両村より巧み
 致しかけられ候につき、
 恐れ多く存じ奉り候えども、是非なく御訴訟申し上げ候、御慈
 悲をもつて相手
 両村の者ども召し出しなされ、御吟味の上、以来当村刈り場へ
 入り込み申さざる候よう、仰せ付けなされ下し置かれ候わばあ
 りがたく存じ奉り候。以上

宝曆六年九月

御奉行所様

上総国市原郡勝間村
 訴訟人 名主 十右衛門
 同 百姓代 六平
 同 同村 甚之丞
 同 同村 十郎左衛門
 同 同村 勘之丞
 同 同村 (ママ)

野地残らず四、五年以来新林に取立申し候、かように手前
 村方の野地は残らず新林に仕り、当村の刈り場へ入り込み申すべしと
 企て仕り候儀、
 何とも心得がたく存じ奉り候、当村の儀はなほだ困窮にて出入
 り等仕り候は
 難儀に存じ奉り候えども、前書申し上げ候とおり両村より巧み
 致しかけられ候につき、
 恐れ多く存じ奉り候えども、是非なく御訴訟申し上げ候、御慈
 悲をもつて相手
 両村の者ども召し出しなされ、御吟味の上、以来当村刈り場へ
 入り込み申さざる候よう、仰せ付けなされ下し置かれ候わばあ
 りがたく存じ奉り候。以上

宝曆六年子九月

上総国市原郡勝間村
 訴訟人 名主 十右衛門
 同 百姓代 六平
 同 同村 甚之丞
 同 同村 十郎左衛門
 同 同村 勘之丞
 同 同村 (ママ)

御奉行所様

二口合百八拾五俵五斗五升六匁

一上畑合百八拾五俵五斗五升六匁

一取永二百六十二文七分 反五十一文

一中畑合七反七畝拾九步

内一畝步

右の口永

一取永二百六十二文七分

反五十一文

一下畑合百七拾五俵五斗五升六匁

内一畝步

水引

括二步

林に成る

一取永二百六十二文七分

反五十一文

一屋敷二反二畝九步

反百文取り

一新畑合百七拾五俵五斗五升六匁

内一畝步

水引

括二步

林に成る

元禄11年(1698) 深山家文書2
勝間村年貢割付

(前文欠落)

右の口永

二口合わせ百八十一俵一斗二升四合六勺

一上畑合わせ五反一畝十五步

この取永二百六十二文七分 反五十一文

一中畑合わせ七反七畝二十三步

内一畝步 当寅より蔵屋敷に成る

残して七反六畝二十三步

この取永三百十四文七分 反四十一文取り

一下畑合わせ二町五反七畝十五步

内四反九畝八步 永引き 林に成る

十三步

残して二町七畝二十四步

この取永六百二十三文四分(分) 反三十文取り

一屋敷二反二畝九步

この取永二百二十三文 反百文取り

一新畑合わせ三町四反一畝二步

内四反一畝十四步 永引き 林に成る

六畝十六步

清和十一年九月廿七日

一永百七拾文五分

一新畑合是町二畝二拾步

は取永百七拾文五分

一永百八拾文九分

元禄合武要二百六拾文五分

同七十八文

二口合武要二百七拾文五分

は取永二百七拾文五分

右の通り相究(決)める上は、来る霜月二十日切りに急度

きつと)皆済仕るべきものなり。よってくだんのごとし。

杉(浦) 忠左(衛門) (印)

元禄十一年九月

池田安右衛門 (印)

村木新平 (印)

勝間村

庄屋、組頭

残して二町九反三畝二步

この取永七百三十二文七分

一新畑合わせ一町二畝二十步

この取永二百五十六文七分

一永百八十六文九分

取永合わせ二貫六百文一分

同七十八文

二口合わせ二貫六百七十八文一分

この金二両二分、鐿(びた)七百十二文

右のとおり相究(決)める上は、来る霜月二十日切りに急度

(きつと)皆済仕るべきものなり。よってくだんのごとし。

元禄十一年九月

杉(浦) 忠左(衛門) (印)

池田安右衛門 (印)

村木新平 (印)

勝間村

庄屋、組頭

惣(総)百姓

右の口永

反二十五文取り

当寅の見出し

反二十五文取り

野銭

元禄十二年御年貢皆済目録事

御年貢皆済目録事

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

同日表二斗七升八合九勺見送

元禄12年(1699) 山家文書3
勝間村寅の年貢皆済目録

寅の御年貢皆済目録のこと

一百七十六表(俵)二升五合勺

この内十俵御用捨に引く

同二俵三斗一升七合 御検見違いに引く

同斗九合 起田に引く

同六升一合 中田一畝歩、小川に引く

同一俵 小豆に引く

同一俵 名主給に引く

同二斗一升八合八勺 御収方に引く

(締め)て十六俵五合八勺

残して百六十俵二升

この口米三俵三斗四升八合九勺

二口合わせ百六十四俵一升八合九勺

この外七十六俵、江戸差し 定納

口米とも二十一俵二斗二升九合 金納

石代金八両二分、鍾(びた) 六百文

同断、六俵春延べ

六十俵一斗四升御蔵にござ(候)

本二斗七合七勺

この内二斗四升殿様

元禄十二年卯の三月日 勝(間村)

池田安右衛門様

村木新平様

元禄12年(1699) 上総国市原郡の内
 勝間村卯の年貢割付

元禄12年(1699) 上総国市原郡の内
 勝間村卯の年貢割付

高百二石九斗九升八合五勺
 勝間村

はしけ

一上田合五町八反三畝拾二歩

或張り

門

は取米拾二石五斗三升拾二歩

は取米拾二石五斗三升拾二歩

一中田合貳町拾二歩

門

は取米拾二石五斗三升拾二歩

一下田合貳町貳反二畝六歩

或張り

門

は取米拾二石五斗三升拾二歩

は取米拾二石五斗三升拾二歩

一新田合五町九反四畝拾二歩

或張り

水門

南卯荒れ引

南卯検見引

反に六斗六升取り

水門

南卯荒れ引

南卯検見引

反に六斗三升取り

水門

南卯荒れ引

南卯検見引

反に五斗八升取り

水門

南卯荒れ引

南卯検見引

卯の年貢納むべき割付のこと

高百二石九斗九升八合五勺

このわけ

一上田合わせ一町八反三畝十四歩

内二十三歩

五歩

九畝四歩

残して一町七反三畝十二歩

一中田合わせ二町十四歩

内一畝三歩

六歩

九畝二十九歩

残して一町八反九畝六歩

一下田合わせ五町二反三畝五歩

内五畝二十歩

五畝五歩

一反三畝二十七歩

四畝十八歩

一反六畝三歩

三反一畝二十五歩

残して四町四反五畝二十七歩

一新田合わせ一町九反四畝四歩

内一畝歩

上総国市原郡の内
 勝間村

永引き

当卯荒れ引き

当卯検見引き

永引き

当卯荒れ引き

当卯検見引き

山王免に引く

未より畑に成る

永引き

関代(堰しろ)に成る

当卯荒れ引き

当卯検見引き

永引き

一町一歩

園代

沙田七反八畝二斗

右の口米

田島畑八畝六歩

右の口米

反一畝十歩

右の口米

一畝九歩

右の口米

一田田七反七畝

右の口米

沙田七反七畝

右の口米

上畑七反七畝

右の口米

二口合七拾九畝

右の口米

上畑七反七畝

右の口米

畑合七反七畝

右の口米

水合七反六畝

右の口米

下畑合七反七畝

水引

四畝歩

一反八畝二十歩

せき代に成る

一反一畝十歩

当卯荒れ引き

残して一町五反八畝二十六歩

当卯検見引き

一田崩畑五畝五歩

この取米九石二斗一升四合二勺 反に五斗八升取り

この取米七升七合五勺

反に一斗五升取り

(一新田三) 一反一畝五歩

寅の改出し

内二畝二歩

当卯検見引き

(残して) 二反九畝 (三歩)

この取米一石(六斗八) 升七合八勺 反に五斗八升取り

一中田一反七畝二十七歩

寅の改出し

内二十七歩

当卯検見引き

残して一反七畝歩

この取米(一石三升) 七合 反に六斗一升取り

取米合わせ六十石八斗六升四合三勺

(この俵百) 七十三俵三斗一升四合三勺

ただし三斗七升入り

同五石三斗八升五合九勺 右の口米

二口合わせ百七十九俵二升二勺

一上畑合わせ五反一畝十五歩

この取米二百六十二文七分 反に五十一文取り

一中畑合わせ七反七畝二十三歩

寅より蔵屋舗(敷)に成る

内一畝歩

残して七反六畝二十三歩

この取米三百四十七文七分 反に四十一文取り

一下畑合わせ二町五反七畝十五歩

内四反九畝八歩

永引き

水引

河合町七町九反
は取永六百七十八文

一屋舖畑合取永六百九十九歩
は取永六百九十九文

一新畑合三町二反五畝九歩
は取永六百九十九文

六町九反三畝二歩
は取永七百三十二文七分

一新畑合三町二反五畝九歩
は取永六百九十九文

一永百八十六文九歩
は取永六百九十九文

二口合取永六百七十八文一分
は取永六百七十八文一分

右の通り相究上三町九反七畝九歩
皆済仕るべきものなり、よってくだんのごとし。

元禄十二年十月

反三百九十九

反六百九十九

六町九反三畝二歩

反六百九十九

反六百九十九

反六百九十九

野銭

右の口永

松巻元

池田安右衛門

村木新平

勝間村

名主、組頭

惣(総)百姓

残して二町七畝二十四歩

この取永六百二十三文四分 反に三十文取り

一屋舖(敷)畑合わせ二反二畝九歩

この取永二百二十三文 反に百文取り

一新畑合わせ三町四反一畝二歩

内四反一畝十四歩 永引き

六畝十六歩 林に成る

残して二町九反三畝二歩

この取永七百三十二文七分 反に二十五文取り

一新畑合わせ一町二畝二十歩 寅の見出し

この取永二百五十六文七分 反に二十五文取り

一永百八十六文九歩(分) 野銭

取永合わせ二貫六百文一分

右の口永

同七十八文

二口合わせ二貫六百七十八文一分

この金二両二分、鑿(びた)七百十二文
右のとおり相究(決)める上は、来る霜月二十日切りに
皆済仕るべきものなり、よってくだんのごとし。

杉(浦)忠左(衛門)

池田安右衛門(印)

村木新平(印)

勝間村

名主、組頭

惣(総)百姓

元禄十二年己卯年十月

上田町八反三畝拾七步

此の

上田町八反三畝拾七步

内二畝二步

内一畝七步

内二畝三畝拾七步

内九畝拾七步

内九畝拾七步

一上田町八反三畝拾七步

内二畝二步

内一畝七步

内二畝三畝拾七步

内九畝拾七步

内九畝拾七步

内九畝拾七步

下田町八反三畝拾七步

内二畝二步

内一畝七步

内二畝三畝拾七步

内九畝拾七步

永引

仕付荒れ

当検見引

当検見引

反六斗六升取

永引

田崩畑に成る

仕付荒れ

当検見引

当検見引

反六斗六升取

反六斗六升取

山王免

未より畑に成る

永引

田崩畑に成る

宝永2年(1705) 深山家文書 5
勝間村西の年年貢割付

西の年納むべき割付のこと

高百二石九斗九升八合五勺

このわけ

一上田一町八反三畝十四步

内二十三步

内一反七畝七步

内二反三畝二十一步

残して一町四反一畝二十三步

この取米九石三斗五升六合五勺

内一畝三歩

内一畝三歩

内九畝一歩

内二反一畝二十三歩

残して一町八反五畝十一歩

この取米十一石三斗七合三勺

一下田五町二反二畝三歩

内五畝二十歩

内一反三畝十七歩

内二畝二十一步

勝間村

永引き

仕付け荒れ

当検見引き

反六斗六升取り

永引き

田崩畑に成る

仕付け荒れ

当検見引き

反六斗一升取り

山王免

未より畑に成る

永引き

田崩畑に成る

一中畑七反二畝式拾二畝

沙日七反六畝式拾二畝

以九永式百八拾二畝

中畑式町五反七畝拾八畝

以四反九畝八畝

沙日式町七畝拾三畝

以九永式百八拾二畝

一屋敷畑式反式畝九畝

以九永式百八拾二畝

新畑三町五反三畝式畝

以四反九畝八畝

沙日式町五反三畝式畝

以九永式百八拾二畝

新畑式町式畝式畝

以九永式百八拾二畝

寅より御蔵屋敷に成る

反三拾九畝

水

林

反式拾七畝九

反

永

林

反式拾九畝

反式拾九畝

一中畑七反七畝二十三歩

内一畝歩

残して七反六畝二十三歩

この取永二百八十四文

一下畑二町五反七畝十五歩

内四反九畝八歩

内十三歩

残して二町七畝二十四歩

取永五百六十一文

一屋敷畑二反二畝九歩

この取永二百十六文三分

一新畑三町四反一畝二歩

内四反一畝十四歩

内六畝十六歩

残して二町九反三畝二歩

この取永六百四十四文七分

一新畑一町二畝二十歩

この取永二百二十五文八分

寅より御蔵屋敷に成る

反三十七文取り

永引き

林に成る

反二十七文取り

反九十七文取り

永引き

林に成る

反二十二文取り

反二十二文取り

反二十二文取り

一永百八十六文

取永縮め二貫四百十二文

同永七十二文三分

口水

取永合わせ二貫四百八十四文三分

金に締め二兩一分、鏝(びた)九百三十八文

右のとおり極月二十日限りきつと皆済すべきものなり。

杉(浦) 忠左(衛門)(印)

宝永二年酉十月

池田安右衛門(印)

村木新平(印)

勝間村

名主

組頭

寶永二年十月

池田安右

村木新平

勝間村

名主

組頭

戌之年の納割付事

高百貳石九斗九升八合五分

勝間村

田方
一 米百文拾俵

恒斗三合入

一 永金貳兩一分九厘九合三撮八分

恒

右有為戌之年より子の年まで年府定面

といは極月廿日限り相違なく皆済すべきものなり

寶永三年戌十月

池田右衛門 (印)

村木新平

勝間村

名主

組頭

惣 (姓)

宝永3年(1706) 深山家文書6
勝間村戌から子年定免状

戌の年納むべき割付のこと

高百二石九斗九升八合五勺

勝間村

田方の分

一米百五十俵、口米とも

ただし四斗三合入り

畑方の分

一 永金二兩一分、鑊(びた)九百三十八文、口永とも

右は当戌の年より子の年まで、年府(賦)定面(免)の

わけなり、極月二十日限り相違なく皆済すべきものなり。

宝永三年戌十月

池田安右衛門 (印)

村木新平 (印)

勝間村

名主

組頭

惣 (総) 百性 (姓)

辰の年納むべき割付

高百二石九斗九升八合五勺

勝間村辰の年年貢割付

この取

一上田一町八反三畝十四步

内二十三步

内一反九畝五步

内三反二畝二十步

残して一町三反二十六步

この取米八石六斗三升七合一勺

反に六斗六升取り

一中田二町一反八畝十一步

内一畝三步

内二畝六步

内二十五步

正徳2年(1712) 深山家文書7

辰の年納むべき割付

高百二石九斗九升八合五勺

勝間村

この取

一上田一町八反三畝十四步

内二十三步

内一反九畝五步

内三反二畝二十步

残して一町三反二十六步

この取米八石六斗三升七合一勺 反に六斗六升取り

一中田二町一反八畝十一步

内一畝三步

内二畝六步

内二十五步

内十二步

内一反二畝二步

内四反九步

残して一町六反一畝九步

この取米九石八斗三升九合三勺 反に六斗一升取り

一下田五町二反二畝三步

内五畝二十步

内五畝五步

内一反三畝十七步

内二畝二十一歩

内四畝十八歩

内一反五畝十八歩

内八畝四歩

永引き

荒れ引き

当検見引き

永引き

田崩畑に成る

丑より関代(堰しろ)に引く

せき代に引く

荒れ引き

当検見引き

山王免

未より畑に成る

永引き

田崩畑に成る

せき代に引く

丑よりせき代に引く

辰より田崩畑に成る

田圃相割り

内九畝

内八畝

内七畝

内六畝

内五畝

内四畝

内三畝

内二畝

内一畝

内五分

内四分

内三分

内二分

内一分

内五分

内四分

内三分

内二分

内一分

内五分

内四分

内三分

内二分

内一分

内五分

内四分

内三分

内二分

内一分

荒れ引き

当検見引き

内四反三畝五歩

内九反三畝十歩

残して三町三反五歩

この取米十九石一斗四升九合

反に五斗八升取り

(ここまで前ページ解説残り)

一新田二町二反五畝〇歩

内一畝歩

内四畝歩

内十八歩

内一畝二十五歩

内二反十四歩

内三反九畝十四歩

残して一町五反七畝二十八歩

この取米九石一斗〇升九合九勺

反に五斗八升取り

一田崩畑七畝四歩

この取米一斗〇升

反に一斗五升取り

一田崩畑八畝四歩

辰より田崩畑に成る

この取米一斗二升一合九勺

反に一斗五升取り

取石合わせ四十七石〇斗〇升四合なり

同米一石四斗一升四合二勺

口米

荒れ引き

当検見引き

内四反三畝五歩

内九反三畝十歩

残して三町三反五歩

この取米十九石一斗四升九合

反に五斗八升取り

(ここまで前ページ解説残り)

一新田二町二反五畝〇歩

内一畝歩

内四畝歩

内十八歩

内一畝二十五歩

内二反十四歩

内三反九畝十四歩

残して一町五反七畝二十八歩

この取米九石一斗〇升九合九勺

反に五斗八升取り

一田崩畑七畝四歩

この取米一斗〇升

反に一斗五升取り

一田崩畑八畝四歩

辰より田崩畑に成る

この取米一斗二升一合九勺

反に一斗五升取り

取石合わせ四十七石〇斗〇升四合なり

同米一石四斗一升四合二勺

口米

荒れ引き

当検見引き

内四反三畝五歩

内九反三畝十歩

残して三町三反五歩

この取米十九石一斗四升九合

反に五斗八升取り

(ここまで前ページ解説残り)

一新田二町二反五畝〇歩

内一畝歩

内四畝歩

内十八歩

内一畝二十五歩

内二反十四歩

内三反九畝十四歩

残して一町五反七畝二十八歩

この取米九石一斗〇升九合九勺

反に五斗八升取り

一田崩畑七畝四歩

この取米一斗〇升

反に一斗五升取り

一田崩畑八畝四歩

辰より田崩畑に成る

この取米一斗二升一合九勺

反に一斗五升取り

取石合わせ四十七石〇斗〇升四合なり

同米一石四斗一升四合二勺

口米

いふ所は即ち此の文

反九

一畑二町四反七畝八歩

内四反九畝八歩

内十三歩

反三十七文取り

一畑三町四反一畝二歩

内四反一畝十四歩

永引き

一永百拾文

取永合わせ二貫五百十六文三分

同永七十五文四分

野銭

金に締め二両二分、鏝(びた)三百六十六文

右のとおり相究(決)める上は、霜月二十日限り

急度(きつと)皆済すべきものなり。

杉(浦) 忠左(衛門) (印)

正徳二年辰八月

村木新平(印)

池田安右衛門(印)

勝間村名主、組頭

惣(総)百性(姓)

この取永三百八十九文 反に三十七文取り

一畑二町五反七畝十五歩 永引き

内四反九畝八歩 林に成る

内十三歩 反に二十七文取り

残して二町七畝二十四歩 反に九十七文取り

この取永五百六十一文

一屋舖(敷)畑二反二畝九歩

この取永二百十六文 反に二十二文取り

一新畑三町四反一畝二歩 永引き

内四反一畝十四歩 林に成る

内六畝十六歩 反に二十二文取り

残して二町九反三畝二歩 反に二十二文取り

この取永六百四十四文七分

一新畑一町二畝二十歩 反に二十二文取り

この取永二百二十五文八分 野銭

一永百八十六文 取永合わせ二貫五百十六文三分

正徳四年(1714) 深山家文書

正徳4年(1714) 深山家文書 8
勝間村午の年年貢割付

首納年々入合券
勝間村

勝間村

高百二石九斗九升八合五勺

高百二石九斗九升八合五勺

勝間村

このわけ

一上田一町八反三畝十四歩

内二十三歩

永引き

内九畝十歩

荒れ引き

内五反一畝十歩

当検見引き

引き残して一町二反二畝一歩

この取米八石五升三合九勺

反六斗六升取り

内一畝三歩

永引き

内二畝六歩

田崩畑に成る

内二十五歩

丑より関代(堰しろ)に引く

内十二歩

せき代に引く

内七畝十四歩

荒れ引き

内六反一畝二十四歩

当検見引き

引き残して一町四反四畝十七歩

この取米八石八斗一升八合五勺

反六斗一升取り

一下田五町二反二畝三歩

内五畝二十歩

山王免

内五畝五歩

未より畑に成る

内一反三畝十七歩

永引き

内二畝二十(一)歩

田崩畑に成る

内四畝十八歩

せき代に引く

内一反五畝十八歩

丑よりせき代に引く

内五畝二十歩

永引き

内五畝五歩

田崩畑に成る

内一反三畝十七歩

永引き

内二畝二十(一)歩

田崩畑に成る

内四畝十八歩

せき代に引く

内一反五畝十八歩

丑よりせき代に引く

一町五町二反二畝三歩

内五畝二十歩
内五畝五歩
内一反三畝十七歩
内二畝二十(一)歩
内四畝十八歩
内一反五畝十八歩

山王免
未より畑に成る
永引き
田崩畑に成る
せき代に引く
丑よりせき代に引く

高百二石九斗九升八合五勺

勝間村

一町五町二反二畝三歩

山王免
未より畑に成る
永引き
田崩畑に成る
せき代に引く
丑よりせき代に引く

一町五町二反二畝三歩

山王免
未より畑に成る
永引き
田崩畑に成る
せき代に引く
丑よりせき代に引く

一町五町二反二畝三歩

山王免
未より畑に成る
永引き
田崩畑に成る
せき代に引く
丑よりせき代に引く

一町五町二反二畝三歩

山王免
未より畑に成る
永引き
田崩畑に成る
せき代に引く
丑よりせき代に引く

一町五町二反二畝三歩

山王免
未より畑に成る
永引き
田崩畑に成る
せき代に引く
丑よりせき代に引く

一町五町二反二畝三歩

山王免
未より畑に成る
永引き
田崩畑に成る
せき代に引く
丑よりせき代に引く

一町五町二反二畝三歩

山王免
未より畑に成る
永引き
田崩畑に成る
せき代に引く
丑よりせき代に引く

川俣新田七畝計儀
 下畑二町五反七畝十五歩
 内四反九畝八歩
 内十三歩

引き残して二町七畝二十四歩

この取永五百六十一文 反二十(七文取り)

一屋敷畑二反二畝九歩

この取永二百十六文 反九十(七文取り)

一新畑三町四反一畝二歩

内四反一畝十四歩 永引き

内六畝十六歩

引き残して二町九反三畝二歩 林に成る

この取永六百四十四文七分

反二十二文取り

一新畑一町二畝二十歩

この取永二百二十五文八分 反二十二文取り

野錢

取永合わせ二貫五百十六文三分

同永七十五文四分

口永

総永締め二貫五百九十一文七分

金に締め二両二分、鏝(びた)三百六十六文

右のとおり相究(決)める上は来る霜月二十日限り

きつと皆済すべきものなり。

杉(浦)忠左(衛門)(印)

正徳四年午八月

村木新平(印不鮮明)

池田□(勘力)助(印不鮮明)

勝間村 名主、組頭

惣(総)百姓

無償

高百貳石九斗九升八合五勺

此の付

一上田一町八反三畝七歩

内三反三畝七歩

内二反三畝七歩

内一反九歩

一砂白三町三反七畝六歩

内三反六畝七歩

一中田貳町三反八畝七歩

内三畝七歩

内貳畝六歩

内拾貳歩

内五畝拾貳歩

内三反六畝七歩

一砂白三町六反七畝七歩

内三反六畝七歩

一中田六町貳反貳畝三歩

内六畝七歩

内三反三畝七歩

内四畝拾八歩

内三反六畝八歩

内三反六畝七歩

内七反六畝七歩

一砂白三町六反七畝七歩

内三反六畝七歩

水

仁王免

南検見引

反六斗六升取

水

田崩畑に成る

丑より関代(堰しろ)引き

せき代に引く

仕付け荒れ

当検見引

反六斗一升取り

山王免

永引き

水

内一反三畝十七分

内四畝十八歩

内一反五畝十八分

内一反六畝歩

内二反三畝七歩

内七反六畝十歩

享保4年(1719) 深山家文書9
勝間村亥の御年貢割付

亥の御年貢納むべき割付

高百二石九斗九升八合五勺

このわけ

一上田一町八反三畝十四歩

内二十三歩

内一反九歩

内三反五畝七歩

残して一町三反七畝五歩

取米九石五斗二合五勺

一中田二町一反八畝十一歩

内一畝三歩

内二畝六歩

内二十五歩

内十二歩

内九畝二十四歩

内三反六畝二十四歩

残して一町六反七畝七歩

取米十石二斗一合

一下田五町二反二畝三歩

内五畝七歩

内一反三畝十七分

内四畝十八歩

内一反五畝十八分

内一反六畝歩

内二反三畝七歩

内七反六畝十歩

勝間村

永引き

仕付け荒れ

当検見引き

反六斗六升取り

永引き

田崩畑に成る

丑より関代(堰しろ)引き

せき代に引く

仕付け荒れ

当検見引き

反六斗一升取り

山王免

永引き

せき代に引く

丑よりせき代に引く

田崩畑に成る

仕付け荒れ

当検見引く

一新田式町式反五畝方

日一畝方

日二畝方

日三畝方

日四畝方

日五畝方

日六畝方

日七畝方

日八畝方

永引

町代引

畑代引

田代引

仕手代引

向拾元引

向拾元引

向拾元引

一回田烟七反八畝式指方

日一畝方

日二畝方

日三畝方

日四畝方

日五畝方

日六畝方

日七畝方

日八畝方

反五斗八升取

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

向米一石九斗九升七合六勺

残して三町六反七畝三步
取米二十一石二斗九升一合八勺 反五斗八升取り
(ここまで前ページ解説の残り)
一新田二町二反五畝九步

内一畝歩

内四畝歩

内十八歩

内一畝二十五歩

内二反二畝十一歩

内三反八畝二十歩

残して一町五反六畝二十五歩

取米九石九升六合一勺

一田崩畑一反八畝二十二歩

取米二斗八升九勺

取石(締め)四十九石九斗二升二合三勺

同米一石四斗九升七合六勺 口米

惣(総)石合わせ五十一石四斗一升九合九勺

俵に締め百四十六俵三斗一升九合九勺

一上畑五反一畝十五歩

取永二百九十三文五分

一中畑七反九畝二十九歩

内二十五歩

内一畝歩

内二畝六歩

残して七反八畝四歩

取永三百八十九文

永引き

せき代引き

畑に成る

丑よりせき代引き

仕付け荒れ

当検見引き

反五斗八升取り

反一斗五升取り

反一斗五升取り

反一斗五升取り

口米

反一斗五升取り

反一斗五升取り

反一斗五升取り

反一斗五升取り

丑よりせき代に引く

蔵屋敷に成る

中田畑に成る

反三十七文取り

反三十七文取り

反三十七文取り

反三十七文取り

反三十七文取り

一 下畑式町五反七畝拾二歩

内四反九畝八歩

内十三歩

永引き
林に成る

一 新畑式町七畝拾二歩

内四反一畝十四歩

永引き
林に成る

一 屋敷畑二反二畝九歩

取永二百六十一文

反二十七文取り

一 新畑三町四反三畝八歩

内四反一畝十四歩

永引き
林に成る

一 新畑一町二畝二十歩

取永二百二十五文八分

反二十二文取り

一 新畑一町二畝二十歩

取永二百二十五文八分

野錢

一 永百箱六文

取永締め二貫五百十六文三分

口永

一 永水合式分福三畝拾二歩

同永水合式分福三畝拾二歩

口永

一 永水合式分福三畝拾二歩

同永水合式分福三畝拾二歩

口永

享保四年十月

池田勘助

村木新平

勝間村
名主
総百姓

享保四年十月

一 下畑二町五反七畝十五歩

内四反九畝八歩

内十三歩

永引き
林に成る

残して二町七畝二十四歩

取永五百六十一文

反二十七文取り

一 屋敷畑二反二畝九歩

取永二百六十六文

反九十七文取り

一 新畑三町四反一畝二歩

内四反一畝十四歩

永引き
林に成る

内六畝十四歩

残して二町九反三畝二歩

取永六百四十四文七分

反二十二文取り

一 新畑一町二畝二十歩

取永二百二十五文八分

反二十二文取り

一 永百八十六文

取永締め二貫五百十六文三分

野錢

同永七十五文四分

口永

惣(総)永合わせ二貫五百九十一文七分

金に締め二両二分、鏝(びた)三百六十六文

右のとおり相究(決)め候上は、極月二十日限り

きつと皆済すべきものなり。

杉(浦) 忠左(衛門) (印)

享保四年亥十月

池田勘助 (印)

村木新平 (印)

勝間村

名主

総百姓

一 水口賣五石七匁五分
申邊

二 水口賣八匁五分
口米

一 水口賣五分
包歩銀

付銀五匁九匁五分

納合 並は給ふ名目左記
永三貫八百四十三文七分

永三貫八百四十三文七分

右は去る巳御年貢なり口米、永とも皆済なり。

重ねて小手形持参致し候とも反故(ほご)たるべく候。以上

享保十一年午三月 池田三郎左衛門手代 鷹野庄藏(印)

水口八兵衛(印)

一 永二貫五百七十七文九分 本途
一 永七十五文五分 口米
一 永三文二分 包歩銀

この銀一分九厘二毛
納合わせ 米四十八石一斗六升一合
永三貫八百四十三文七分

右は去る巳御年貢ならび口米、永とも皆済なり。
重ねて小手形持参致し候とも反故(ほご)たるべく候。以上
享保十一年午三月 池田三郎左衛門手代 鷹野庄藏(印)

(後半は資料15 書体、内容などから同一文書としました)

丑の御年貢皆済目録のこと

- 一 百四十二表(俵) 二升六合三勺 定納
- この払い
- 一 百九俵一斗二升小豆、胡麻(ごま)とも 船戸出し
- 一 一俵 名主給
- 一 三俵 御免米
- 一 二俵 秋延
- 一 五俵 身向
- 一 一俵五升一合 堰(せき)上成し
- 一 三斗 せき御扶持分
- 一 十八俵二斗九升九合八勺口米込み 金納
- この石代金新金九両二分二朱四百十九文
- 両に九斗替え
- 一 三斗口合五勺 錢四貫六百
- 畑方上納 右の口米
- 一新金二両二分、錢三百六十六文
- 一 一両
- 一 一両 夏出し
- 一 二分一朱六十六文 秋出し
- 外に新「」これは御林下草代 指(差し)上げ
- 享保(六年)極月□日 勝間村
- (池)田勘助様
- 村木新(平)様

世に御年貢皆済目録の内様

百九俵一斗二升小豆、胡麻(ごま)とも
 一俵 名主給
 三俵 御免米
 二俵 秋延
 五俵 身向
 一俵五升一合 堰(せき)上成し
 三斗 せき御扶持分
 十八俵二斗九升九合八勺口米込み 金納
 この石代金新金九両二分二朱四百十九文
 両に九斗替え
 三斗口合五勺 畑方上納
 一新金二両二分、錢三百六十六文
 一 一両
 一 一両 夏出し
 一 二分一朱六十六文 秋出し
 外に新「」これは御林下草代
 享保(六年)極月□日
 (池)田勘助様
 村木新(平)様

享保五年御年貢割付

高百二石九斗九升八合五勺

勝間村

試しけ

一上田一町八反三畝七歩

内式接合

内七反三畝七歩

一河白三町六反九畝七歩

内式接合

一中田二町一反八畝十一歩

内式接合

内二畝六歩

内二十五歩

内十二歩

一河白三町六反九畝七歩

内式接合

一河白三町六反九畝七歩

内式接合

内七反三畝七歩

内七反三畝七歩

内七反三畝七歩

内七反三畝七歩

内七反三畝七歩

永引き

仕付け荒れ

当検見引き

永引き

田崩畑に成る

丑より関代(堰しろ)引き

仕付け荒れ

当検見引き

永引き

山王免

永引き

永引き

享保5年(1720) 深山家文書12
勝間村子の御年貢割付

子の御年貢納むべき割付

高百二石九斗九升八合五勺

勝間村

このわけ

一上田一町八反三畝十四歩

内二十三歩

内一反九歩

内三反四畝十四歩

残して一町三反七畝二十八歩

取米九石一斗三合三勺

反六斗六升取り

一中田二町一反八畝十一歩

内一畝三歩

内二畝六歩

内二十五歩

内十二歩

内九畝二十四歩

内四反二十四歩

残して一町六反三畝七歩

取米九石九斗五升七合

反六斗一升取り

一下田五町二反二畝三歩

内五畝七歩

内一反三畝十七分

内四畝十八歩

内一反五畝十八歩

内一反六畝歩

内二反三畝七歩

内七反三畝二十七歩

当検見引き

仕付け荒れ

田崩畑に成る

丑よりせき代に引く

せき代に引く

永引き

山王免

永引き

一 新田式町式反五畝九步

日七畝歩

日五畝歩

日三反八畝七步

水 永引き

永引き

一 四畝畑式反八畝式拾七步

日七畝歩

水 永引き

永引き

一 上畑式反五畝式拾九步

日七畝歩

一 中畑式反五畝式拾九步

日七畝歩

一 下畑式町式反七畝式拾九步

日七畝歩

水 永引き

永引き

水 永引き

一 下畑式町式反七畝式拾九步

日七畝歩

水 永引き

永引き

水 永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

永引き

残して三町六反九畝二十九步

取米二十一石四斗五升八合 反五斗八升取り

(ここまで前ページ解読の残り)

一新田二町二反五畝九步

内一畝歩

内四畝歩

内十八歩

内一畝二十五歩

内二反二畝十一歩

内三反二畝十七歩

残して一町六反二畝二十八歩

取米九石四斗四升九合

一 田崩畑一反八畝二十二歩

取米二斗八升九勺

取石 (締め) 五十石二斗四升九合一勺

同米一石五斗七合四勺

惣 (総) 石五十一石七斗五升六合五勺

俵に締め百四十七俵三斗六合五勺

一 上畑五反一畝十五歩

取永二百九十三文五分

一 中畑七反九畝二十九歩

内二十五歩

内一畝歩

内二畝六歩

残して七反八畝四歩

取永三百八十九文

一 下畑二町五反七畝十五歩

内四反九畝八歩

内十三歩

残して二町七畝二十四歩

取永五百六十一文

永引き

せき代引き

畑に成る

丑よりせき代引き

仕付け荒れ

当検見引き

反五斗八升取り

反一斗五升取り

口米

丑よりせき代に引く

蔵屋敷に成る

中田畑に成る

反三十七文取り

永引き

林に成る

反二十七文取り

一 屋敷畑式式畝九分
水式百拾六文

反九拾六文

一 新畑三町四反式畝式分
日下反式畝拾五文

水

沙白式町九反式畝式分
日下反式畝拾五文

反式拾式文九

一 新畑一町式式畝拾五文
水式百拾六文

反式拾式文九

一 永百八拾六文

野錢

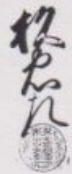
水式百拾六文

同水七拾六文

水式百拾六文

右の通り相究(決)める上は、極月二十日限りきつと
皆納すべきものなり。

杉(浦) 忠左(衛門)



享保五年十月

一 屋敷畑二反二畝九步

反九十七文取り

取永二百十六文

一 新畑三町四反一畝二步

内四反一畝十四步

内六畝十四步

残して二町九反三畝二步

取永六百四十四文七分

一 新畑一町二畝二十步

取永二百二十五文八分

一 永百八十六文

取永締め二貫五百十六文三分

同永七十五文四分

総永締め二貫五百九十一文七分

金に締め二両二分、鏝(びた)三百六十六文

右のとおり相究(決)める上は、極月二十日限りきつと
皆納すべきものなり。

杉(浦) 忠左(衛門) (印)

池田勘助 (印)

村木新平 (印)

勝間村
名主

惣(総) 百姓(姓)

池田勘助

村木新平

勝間村

惣

惣

享保6年(1721) 深山家文書 13
 勝間村丑の御年貢皆済目録

丑の御年貢皆済目録のこと

二百四十二俵につき二升六合三勺 定納

この払い

一 百九表(俵) 一斗二升 小豆、胡麻(ごま)とも 江戸着

一 一俵 名主給

一 三俵 御免米

一 二俵 秋延べ

一 五俵 身向

一 一俵五升一合 堰(せき)上成し

一 三斗 せき御扶持分

一 十八俵二斗九升九合八勺口米込み 金納

この石代金、新金八両二分二朱四百十九文

両に九斗買ひ、錢四貫六百(文)

一 二斗八升四合五勺 右の口米

畑方上納

一新金二両二分、鏝(びた)三百六十六文

一 一両 夏出し

一 一両 秋出し

一 二分、三百六十六文 指(差)し上げ

外に新金一分、これは御林下草の代金

享保六年丑極月日

池田勘助様
 村木新平様

勝間村

七ノ御年貢皆済目録之事

百九表計表計米六合三勺 定納

一 百九表 以神上皇廟懸

一 三表 常々給

一 二表 以名人取

一 一表 秋延

一 一表 身向

一 一表 透上成し

一 二斗 せき御扶持分

一 一俵 堰(せき)上成し

一 三斗 せき御扶持分

一 十八俵二斗九升九合八勺口米込み 金納

この石代金、新金八両二分二朱四百十九文

両に九斗買ひ、錢四貫六百(文)

一 二斗八升四合五勺 右の口米

畑方上納

一新金二両二分、鏝(びた)三百六十六文

一 一両 夏出し

一 一両 秋出し

一 二分、三百六十六文 指(差)し上げ

外に新金一分、これは御林下草の代金

享保六年丑極月日

池田勘助様
 村木新平様

勝間村

卯年納むべき割付

勝間村

高百二石九斗九升八合五勺

一上田一町八反三畝十四步

内二十三歩

内五畝十二歩

内四反六畝五歩

残して一町三反一畝四歩

一中田二町一反八畝十一歩

内一畝三歩

内二畝六歩

内二十五歩

永引き
 田崩畑に成る
 丑より関代(堰しろ)に引く

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

永引き
 田崩畑に成る

この取米九石一斗二升五合一勺 反六斗一升取り

一下田五町二反二畝三歩

内五畝七歩

内一反三畝十七歩

内一反五畝十八歩

残して一町五反十歩

内五畝十七歩

内五反七畝二十八歩

内五畝十七歩

内五反七畝二十八歩

内五畝十七歩

内五反七畝二十八歩

内五畝十七歩

内五反七畝二十八歩

内五畝十七歩

内五反七畝二十八歩

内五畝十七歩

内五反七畝二十八歩

内五畝十七歩

内五反七畝二十八歩

内五畝十七歩

内五反七畝二十八歩

内五畝十七歩

山王免

永引き

丑よりせき代に引く

田崩れ畑に成る

寅のびやく打

仕付け荒れ

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

当検見引き

卯年納むべき割付
 高百二石九斗九升八合五勺
 一上田一町八反三畝十四歩
 内二十三歩
 内五畝十二歩
 内四反六畝五歩
 残して一町三反一畝四歩
 一中田二町一反八畝十一歩
 内一畝三歩
 内二畝六歩
 内二十五歩

卯年納むべき割付
 高百二石九斗九升八合五勺
 一上田一町八反三畝十四歩
 内二十三歩
 内五畝十二歩
 内四反六畝五歩
 残して一町三反一畝四歩
 一中田二町一反八畝十一歩
 内一畝三歩
 内二畝六歩
 内二十五歩

卯年納むべき割付
 高百二石九斗九升八合五勺
 一上田一町八反三畝十四歩
 内二十三歩
 内五畝十二歩
 内四反六畝五歩
 残して一町三反一畝四歩
 一中田二町一反八畝十一歩
 内一畝三歩
 内二畝六歩
 内二十五歩

卯年納むべき割付
 高百二石九斗九升八合五勺
 一上田一町八反三畝十四歩
 内二十三歩
 内五畝十二歩
 内四反六畝五歩
 残して一町三反一畝四歩
 一中田二町一反八畝十一歩
 内一畝三歩
 内二畝六歩
 内二十五歩

卯年納むべき割付
 高百二石九斗九升八合五勺
 一上田一町八反三畝十四歩
 内二十三歩
 内五畝十二歩
 内四反六畝五歩
 残して一町三反一畝四歩
 一中田二町一反八畝十一歩
 内一畝三歩
 内二畝六歩
 内二十五歩

卯年納むべき割付
 高百二石九斗九升八合五勺
 一上田一町八反三畝十四歩
 内二十三歩
 内五畝十二歩
 内四反六畝五歩
 残して一町三反一畝四歩
 一中田二町一反八畝十一歩
 内一畝三歩
 内二畝六歩
 内二十五歩

卯年納むべき割付
 高百二石九斗九升八合五勺
 一上田一町八反三畝十四歩
 内二十三歩
 内五畝十二歩
 内四反六畝五歩
 残して一町三反一畝四歩
 一中田二町一反八畝十一歩
 内一畝三歩
 内二畝六歩
 内二十五歩

一 新田式町七畝五歩

内一畝十

内二畝十

内三畝十

内四畝十

内五畝十

一 田崩畑七畝五歩

内一畝十

内二畝十

内三畝十

内四畝十

内五畝十

一 上畑七畝五歩

内一畝十

内二畝十

内三畝十

内四畝十

内五畝十

一 下畑七畝五歩

内一畝十

内二畝十

内三畝十

内四畝十

内五畝十

新田

田

内一畝十

内二畝十

内三畝十

内四畝十

内五畝十

内六畝十

内七畝十

内八畝十

内九畝十

内十畝十

内十一畝十

内十二畝十

内十三畝十

内十四畝十

内十五畝十

内十六畝十

内十七畝十

内十八畝十

残して三町五反一畝二十歩

この取米二十石五斗九升六合二勺 反五斗八升取り

一新田二町二反五畝九歩

内一畝歩

内十八歩

内一畝二十五歩

内二反一畝二十九歩

内四反七畝十歩

残して一町五反二十七歩

この取米八石八斗四升八合八勺 反五斗八升取り

一 田崩畑一反八畝二十二歩

この取米二斗八升九勺 反一斗五升取り

取米 (縮め) 四十七石三斗五合七勺

口米一石四斗一升九合一勺

惣 (総) 石合わせ四十八石七斗二升四合八勺

俵に締め百三十九俵七升四合八勺

一 上畑五反一畝十五歩

取永二百九十三文五分

内一畝歩

内二畝六歩

残して七反八畝四歩

取永三百八十九文

一 下畑二町五反七畝十五歩

内四反九畝八歩

内十三歩

残して二町七畝二十四歩

永引き

畑に成る

丑よりせき代に引く

仕付け荒れ

当検見引き

反五十七文取り

丑よりせき代に引く

蔵屋敷に成る

中田畑に成る

反三十七文取り

永引き

林に成る

反二十七文取り

一屋舖烟二反二畝九步

反九十七文

一新烟三町四反一畝二步

内四反一畝十四步

内六畝十四步

残して二町九反三畝(四)步

一新烟一町二畝二十步

取永二百二十五文八分

一新烟一町二畝二十步

取永二百二十五文八分

同永七十五文四分

金に締め二両二分、鏝(びた)三百六十六文

右のとおり極月二十日限り、きつと皆済すべきものなり。

享保八癸卯年九月

杉(浦) 忠左(衛門) (印)

村木新平 (印)

勝間村

名主

組頭

惣(総)百姓

一屋舖(敷) 烟二反二畝九步

取永二百十六文

反九十七文取り

一新烟三町四反一畝二步

内四反一畝十四步

永引き

内六畝十四步

残して二町九反三畝(四)步

取永六百四十四文七分

反二十二文取り

一新烟一町二畝二十步

取永二百二十五文八分

反二十二文取り

一永百八十六文

取永締め二貫五百十六文三分

野銭

同永七十五文四分

口永

総永合わせ二貫五百九十一文七分

金に締め二両二分、鏝(びた)三百六十六文

右のとおり極月二十日限り、きつと皆済すべきものなり。

杉(浦) 忠左(衛門) (印)

村木新平 (印)

勝間村

名主

組頭

惣(総)百姓

享保二十年

一金六兩二分

小判也

右は当十月中相取御用金、

納言とて此方納付候御用金、

返納候御用金、

都合相済まし申すべく候、

少しも相違の儀これなく候、

そのためよつてくだんのごとし。

小糸御知行所へ罷り越し加印なし

萩原郡平

嶋田久米右衛門(印)

病氣加印なし

大橋丹右衛門

高橋儀左衛門(印)

勝間村

名主

甚之丞殿

享保二十年(一七三五) 深山家文書18
御用金金子請取り証文

請け取り申す金子のこと

一金六兩二分は 小判也(なり)

右は当十月中、相願い候御用金その村

納高のとおり、このたび相納められたしかに請け取り申し候、

返納の儀は来る辰の御物成をもって元利

都合相済まし申すべく候、少しも相違の儀これなく候、

そのためよつてくだんのごとし。

小糸御知行所へ罷り越し加印なし

萩原郡平

享保二十年卯十二月五日 嶋田久米右衛門(印)

病氣加印なし

大橋丹右衛門

高橋儀左衛門(印)

勝間村

名主

甚之丞殿

寛

高二十七石三斗四升五合五勺

一 永七百六十八文

辰冬御張紙直

一 永七百六十八文

六尺給

一 永七百六十八文

御伝馬宿入用

一 永七百六十八文

口米

此斗立三斗七升六合

この代永三百三十三文

一 永七百六十八文

斗立て三十五石につき金三十一兩

一 永七百六十八文

辰冬御張紙直

一 永七百六十八文

本途、小物成

一 永七百六十八文

高掛り

夫食永年賦、卯より巳まで

三か年返納、ただし一か年分

納

納合わせ 米十二石五斗四升四合

この斗立て十三石二斗六升一合

永一貫四百九文七分

この米三斗五升一合

この糶(もみ)七斗二合

辰冬御張紙直(値)段

斗立て三十五石につき二十八兩替え

元文2年(1734) 深山家文書19
勝間村年貢皆済状

覚

高二十七石三斗四升五合五勺

内一斗八升六合 去る辰高入れの分、高掛りこれを除く

一米十二石四斗七升四合 本途

一米五升四合

一米一升六合

一米三斗五升六合

この斗立三斗七升六合

口米

ただし 斗立て三十五石につき金三十一兩

辰冬御張紙直(値)段三兩高

本途、小物成

口永

高掛り

夫食永年賦、卯より巳まで

三か年返納、ただし一か年分

ただし 辰冬御張紙直(値)段

斗立て三十五石につき二十八兩替え

この米三斗五升一合

この糶(もみ)七斗二合

納合わせ 米十二石五斗四升四合

この斗立て十三石二斗六升一合

永一貫四百九文七分

石籠等

永長二年五月廿五日

永長二年五月廿五日

永長二年五月廿五日

永長二年五月廿五日

御藏納

右運賃

端石金納

金納

永長二年五月廿五日

外

一永一文三分

包歩銀

包歩銀

石籠去辰御年貢米永元口永水小物成

御書面より度々相納め、小手形引き替え皆済せしむものなり。

元文二年

原新太郎

上総国市原郡勝間村

右納め次第

米十二石九斗五升

米一斗四升二合

米一斗六升九合

この代永百四十九文七分

永一貫四百九文七分

払い合わせ米十三石九升二合

永一貫五百五十九文四分

外

一永一文三分

この銀八厘

右は去る辰御年貢米永ならび口米永、小物成、

高掛り、書面のとおり度々相納め、小手形引き替え皆済せしむものなり。

元文二年巳五月

原新太郎 (印)

上総国市原郡勝間村

(名主)

(組頭)

(総百姓)

之

上総国市原郡
勝間村

一 米五升八合
中込

一 米五升八合
中込

一 米五升八合
丹島合

一 米五升八合
口米

一 米五升八合
御伝馬入用

一 米五升八合
口米

一 米五升八合
口米

一 米五升八合
口米

納合
永一貫三百四十九文八分

その他

米十三石三斗二升
右納次第
御藏納

米二升七合
端石金納

佛人

寛保年間 (1741-43) 深山家文書 23
勝間村年貢皆済状

覚

上総国市原郡

勝間村

高二十七石三斗四升五合五勺
一米十二石六斗九升三合
一米五升五合
一米一升七合
一米三斗六升三合

この斗立て三斗八升四合
この代永五百四十八文六分
口米
御伝馬入用

ただし斗立て三十五石につき金五十兩かえ

酉冬御張紙直(値)段三両高
本途小物成
口永
高掛り

一 永七百十一文六分
一 永二十一文三分
一 永六十八文三分
納合わせ米十二石七斗六升五合

この斗立十三石四斗九升四合
永一貫三百四十九文八分

右納次第

米十三石三斗二升
米一斗四升七合
御藏納
右運賃

米二升七合
ただし八幡より一分一厘
端石金納

この代永三十八文四分

ただし斗立三十五石につき金五十兩かえ
酉冬御張紙直段三両高
金納
永一貫三百四十九文八分
払い合わせ米十三石四斗四分七合

(以下欠落) (裏面に寛保、市原郡勝間村と記載)

上総国市原郡

一 高七拾七石五合五勺 勝間村

(通)

谷田 兼百石 庄屋 兼 永二貫 永二貫 合 但百石 入

右と書成 永二貫 永二貫 通 二ヶ年 願い 通 宣 永二貫 永二貫 村中 大小 百姓 立合 永二貫 永二貫 十月 廿日 限り

寶曆四戌年十月

青木友右衛門 (印) 大澤彈平 (印)

勝間村

惣 (総) 百姓 与頭 中

宝曆4年(1754) 深山家文書33 勝間村年貢定免状

上総国市原郡 勝間村

一 高七十七石一斗三合 野錢高入り
内六斗九升九合五勺 高辻
ただし新田甲子石高四石一斗六升一合本高に入る
高合わせ八十一石二斗六升四合也(なり)
この納め米百十三俵三斗二升一合 ただし四斗入り
永二貫百八十二文七分

右は当戌年より子年まで三か年、願いのとおり定免相極(決)め候間、村中大小の百姓立合(会)い高下なく、年々十月二十日限りきつと皆済すべきものなり。

宝曆四戌年十月 青木友右衛門(印) 大澤彈平(印) 勝間村

名主 与頭 中 惣(総)百姓

上総国市原郡勝間村と同郡能満村

郡本村海士村新海村中谷村の者

稀陽論一事六ヶ部百姓訴え寛文

六年と去季(年)両度の御証文

勝間村これなき間、倉沢野へ入り会わざる証

披(中)之勝間百姓答え候は倉

沢野、長柄山村地元にて勝間村入

会来る旨これを申し、瀧野十右衛門手代

原田奎次、野田治郎左衛門手代、関本

小藤次に申し付け詮議を遂げ(候)ところ、天正年

申倉沢野、長柄山村開発の節、

勝間村も倉沢野において新発これを致し、

宝永4年(1707) 深山家文書 34
まぐさ場論争裁許証

(表紙欠落)

上総国市原郡勝間村と同郡能満村、

郡本村、海士村、新堀村、中谷村、有木村

秣(まぐさ)場論のこと、六ヶ部(村)百姓訴え候は寛文

六年と去季(年)両度の御証文に

勝間村これなき間、倉沢野へ入り会わざる証

披の由これを申し、勝間百姓答え候は倉

沢野、長柄山村地元にて勝間村入

会来る旨これを申し、瀧野十右衛門手代

原田奎次、野田治郎左衛門手代、関本

小藤次に申し付け詮議を遂げ(候)ところ、天正年

申倉沢野、長柄山村開発の節、

勝間村も倉沢野において新発これを致し、

水帳記今以水帳の事其後
地元出書文致通方是
裁許状に勝間村離是

各評議上野村と有柄山

水帳記野銭出書入書

給の事及評論、御長柄部

對交、其の勝間村、新野、

許状、之、おま、野、

おま、能備村、郡本、海士村

新堀村、中谷村、有木村、勝間村

倉沢野、へ、入会すべく、後証のため裁許

趣、双方へ書き下す間、違犯(反)すべからざるものなり。

寶永四年丁亥十月廿五日

石尾 阿波 (守)
中(山) 出雲 (守)
戸(川) 日向 (守)
荻(原) 近江 (守)
坪(内) 能登 (守)
松(野) 老岐 (守)
丹(羽) 遠江 (守)
本(多) 彈正 (小強)
堀 左京 (亮)
三(宅) 備前 (守)
島 播磨 (守)

水帳に記し今もって作り来たり候、その上野銭
地元へ出し来たり候証文数通これあり、両度の
裁許状に勝間村これなしといえど
各(おのおの)評議の上、勝間村は長柄山村
水帳に記し野銭出し来たる条、入会候に
紛(まぎれ)なく候、両度の争論の砌(みぎり)長柄山村
対決の節、勝間村訴え出(いで)ず候につき裁
許状にこれなしと相聞け候、野銭長柄山村へ
これを出し、能備村、郡本村、海士村、
新堀村、中谷村、有木村、勝間村、
倉沢野へ入会すべく、後証のため裁許
の趣、双方へ書き下す間、違犯(反)すべからざるものなり。
宝永四年丁亥十月二十五日

石(尾) 阿波 (守)
中(山) 出雲 (守)
戸(川) 日向 (守)
荻(原) 近江 (守)
坪(内) 能登 (守)
松(野) 老岐 (守)
丹(羽) 遠江 (守)
本(多) 彈正 (小強)
堀 左京 (亮)
三(宅) 備前 (守)
島 播磨 (守)

関連資料Ⅱ根田・高橋家文書（市原地方史研究第2号）
まぐさ場出入り訴訟差し紙

一 上総国市原郡勝馬村と申す者、同国長柄村御膳の御水帳貳百三拾名
余の内、勝馬村分の反歩宅町七反余は曲淵与左衛門の知行所入石に
持ち来り候、去ルニ仍つて海道御伝馬次ニ御座候得バ、御公儀様の御
役等の儀ハ不及ニ申し上げるに、御年貢高草の役等迄長柄山村より触
れ来り候通り、從先年一、只今迄相勤め来り候御事
一 長柄山村高草野、先年より地本にて勝馬村刈り来り候処紛れ無御座
候、然ルニ此度下鎌六ヶ村の者共我が儘仕り、鎌ヲ押し取り、拙者共々
為刃られ不申候、左様ニ候ては御地頭の御年貢役等難く相勤め、迷惑
ニ奉存候御事
一 長柄山村御地頭山本八郎右衛門様寛新太郎様入石の百姓、篠細村皿
木村と申す二ヶ村御座候処ニ、是も御年貢役等相勤め申すニ付、長柄
山村高草野從先年より刃り来り候御事
右の通りニ御座候、作恐被為三聞召訳、下鎌六ヶ村の者共被召出され、御詮
議の上被為仰付被下候ハ、難有可奉及候、委細の義ハ双方御召出の節、長
柄山村の者共召し連れ可申候間、御尋被為遊可被下候、偏ニ御慈悲奉願
上候以上

宝永(一七〇七)四年亥七月

御奉行所様

仁右衛門
次右衛門
八郎右衛門
与兵衛
次郎右衛門

如_レ此目安差上候間、致_二返答書_一、来月六日の評定所え罷り出て可_二く対決_一
若し出_二不参_一者、可_二曲事_一口候也
亥ノ七月十五日

阿波
日向

能
宅
遠
江
正
京
在
前
備
磨
播



九月廿四日
 大沢弾平
 青木友右衛門
 御書付写し差し遣わし申し候。村々へ
 写し置き早々順達、留まり村より
 戻されべく候。以上
 九月二十四日
 青木友右衛門
 大沢弾平

宝暦十年（1760） 〓 深山家文書 43
 勝間村御公儀巡見

宝暦十年
 御公儀様巡見写
 辰十月
 勝間村

縦 帳

なお書付をもって写し留め、下村承知の印形
 致し、差し戻されべく候。以上
 この度、御書付出候間、心得として
 御書付写し差し遣わし申し候。村々へ
 写し置き早々順達、留まり村より
 戻されべく候。以上
 九月二十四日
 青木友右衛門
 大沢弾平

覚

一宿々畳の表替え無用に候、古く候とも苦しからざること

一湯殿、雪隠(せつちん)、もしこれなき所は成程(なるほど)かる(軽)く致されべきこと

一盥(たらい)、柄杓(ひしゃく)、鍋(なべ)、釜(かま)古く候とも苦しからず

一候。もしこれなき所は支度致されべきこと

一宿になるべき家、一村に三軒

一または村隔たりても苦しからざること

一その所これなき売り物、脇より遣わし置きうらせ申すまじきこと。以上

一今度諸国巡見仰せ付けらるといえども
一 国絵図、城絵図無用のこと
一 人馬、家数改めこれなきこと
一 御朱印の外、人馬御定めのおり
一 駄賃錢これを取り、滞りなくこれを出すべきこと
一 何方(いずかた)を見分(けんぶん)仕り候とも、使者、下非(飛)
一 脚、音信物(いんしんもつ)は一切無用たるべく候、ただし
一 内の者入り候所はその断りこれあるべきこと
一 掃除等無用たるべく候、ただし有来(ありきたり)の道、
一 橋往(横)断不自由の所は各(格)別のこと

以上

辰八月

覚

辰八月

泊りの宿所、作事等無用たるべく候、ならびに
茶屋新規にこれを作り申すまじく候こと

一 国廻りの面々、泊々にてつき米、大豆、
その所の相場をもってこれを売るべし、この外売り物
常々その所の直(値)段に売り申すべきこと。以上

一 今度国々、御領所巡見差し遣わされ候に
つき、右の面々相通り候道筋、掃除ならびに
道、橋一切作り申すまじく、馳走として
送迎の者出候儀、無用たるべきこと。

一 右の面々、御朱印員数の外
馬入れその近所までの駄賃これあらば
その定めどおり、定めこれなき所は近辺御定め
の割合をもつて駄賃錢これを取り、人馬
出さるべく候、御朱印の外賃なし
の人馬一人一疋もこれを遣わすべからざること

一 巡見通り候道筋にても百姓
農業の義も少しも遠慮なくいと
なみ候よう申し付けらるべきこと

一 私領村々、もし巡見全旅宿へとも
少々の小屋掛け取り繕いは申すに及ばず、
畳替え無用たるべし、古く候ても苦しからず候、賄い道
具等も有り合わせ候を滞し申すべきこと

一 一私領村々、遊見全旅宿へとも
かき茶屋減る候は、おなじり
遊見全旅宿へとも
遊見全旅宿へとも

一 一私領村々、遊見全旅宿へとも
かき茶屋減る候は、おなじり
遊見全旅宿へとも
遊見全旅宿へとも

一 一私領村々、遊見全旅宿へとも
かき茶屋減る候は、おなじり
遊見全旅宿へとも
遊見全旅宿へとも

一 一私領村々、遊見全旅宿へとも
かき茶屋減る候は、おなじり
遊見全旅宿へとも
遊見全旅宿へとも

一 一私領村々、遊見全旅宿へとも
かき茶屋減る候は、おなじり
遊見全旅宿へとも
遊見全旅宿へとも

一 一私領村々、遊見全旅宿へとも
かき茶屋減る候は、おなじり
遊見全旅宿へとも
遊見全旅宿へとも

一 一私領村々、遊見全旅宿へとも
かき茶屋減る候は、おなじり
遊見全旅宿へとも
遊見全旅宿へとも

一 一私領村々、遊見全旅宿へとも
かき茶屋減る候は、おなじり
遊見全旅宿へとも
遊見全旅宿へとも

辰八月

覚

一 宿屋は宿屋村に三軒これなき所は
寺または村を隔て候てなりとも苦しからざること

一 泊り、昼休みの場所にて入用の飯米、
塩、(味)噌、薪ならびに酒、肴、油、野菜等は、
その所の相場次第売り候よう申し付けらるべく候こと

一 その所これなき商売物、脇より遣わし置き
売り申すまじく候、衣類、諸道具は
勿論(もちろん)、酒肴にても持ち寄り候儀、堅く
停止(ちようじ)たるべきこと

一 右の面々、金銀、米、銭、衣類、道具
は申すに及ばず、酒、肴(さかな)、菓子等まで一切諸用
これなきはず候間、内々にて堅く音信仕らざるように
知行所の者共へ申し付けらるべく候、もし内々にて
音信仕る旨、相聞こえるところにおいては曲事たるべく候間
その旨きつと申し付くべきこと

一 何方(いずかた)見分仕り候とも、私領方よりの音信等
も一切受用これなき筈候間、音信は
申すに及ばず、使者、下飛脚遣わされ候儀、無用たるべきこ
と

一 右の面々、家来下々まで在々においては、
衣類、道具等は買ひ申さざるよう申し渡し候間、その
意を得、商売仕らず候の様子申し付けらるべきこと

一 野道の馳走として新規茶居等
作り候儀、堅く無用たるべきこと
右は今度、御料所国々巡見
差し遣わし候につき、往來の道筋、私領
村々を罷(まかり)通るべく候間、書面、条々先達(せんだ
つ)て

一 地頭より領智(地)村々へ申し触れ相違なきようにきつと
申し付くべく候。以上

辰八月

巳年可納割付書

勝間村

年号不詳 深山家文書 50

勝間村巳年年貢割付

巳年納むべき割付のこと

勝間村

高辻

一 高八十一石五斗六升四合

この取米百十三俵三斗二升一合

内米六俵五升 辰より申まで五か年用捨

内

一米三俵 堰(せき)扶持(ふち)引き

一同二俵 名主給米引き

一同二俵二斗四升 運賃引き

一同百四俵 江戸廻り

一同一俵と三升一合 石代納め

代永二百六十九文三分七厘五毛 この度納め

この金一分百六文 ただし兩一石六斗替え

一 永二貫三百九十文八分 ただし五貫五百文替え

この金二兩一分と鐊(びた)七百七十二文 畑方納め

内 奉公人給金引き

一 永二貫文

差し引き残

(以降欠落)

一 高八十一石五斗六升四合

内米六俵五升

辰より申まで五か年用捨

一米三俵

一同二俵

一同二俵二斗四升

一同百四俵

一同一俵と三升一合

代永二百六十九文三分七厘五毛

この金一分百六文

一 永二貫三百九十文八分

この金二兩一分と鐊(びた)七百七十二文

一 永二貫文

奉公人給金引き

以降欠落



覚

主村右衛門米出給門勘定目録と表
吟味申渡書並送書簿中の所載相渡
中折給付

寛延二己巳年二月

里見甚助

村沢郷右衛門

勝間村

名主

十右衛門方

寛延2年(1749) 〓深山家文書53
勝間村年貢皆濟覚

覚

その村、去る辰納米、永指(差)し引き、勘定目録の表(俵)吟味遂げ候ところ、相違なく相済み申し候、皆濟手形相渡し申すところ、よってくだんのごとし。

寛延二己巳年二月

里見甚助(印)

村沢郷右衛門(印)

勝間村

名主

十右衛門方

寛延四年 貢納目録

高八十一石五斗六升四合 勝間村

一 米三石七斗七升六分 本途

一 米三石七斗六分 口米

一 米三石七斗六分 本途

一 米三石七斗六分 口米

米三石七斗六分

此係百石之儀三石七斗六分

永三貫百八十二文七分

右納め次第

米九石七俵

米納

米二斗一升四合

海上運賃

米二斗一升四合

堰(せき) 扶持(ふち) 渡し

米二俵

名主給

寛延4年(1751) 深山家文書55
勝間村午御年貢皆済目録

午御年貢皆済目録

高八十一石五斗六升四合

勝間村

一米三十八石七斗二升五合

本途

一米一石一斗六合

口米

一永二貫百十九文一分

本途

一永六十三文六分

口永

納合わせ米三十九石八斗三升一合

この儀百十三俵三斗二升一合

永二貫百八十二文七分

右納め次第

米九十七俵

米納

米二俵一斗七升

海上運賃

米二斗一升四合

堰(せき) 扶持(ふち) 渡し

米二俵

名主給

永延四年

山崩れ引き

此は去年の年立返り候旨に候どもたつて

願いにつき、当年御用捨をもつて内々に仕り候

米一俵

永合わせ六貫百二十五文四分

先だつて納

夫人給金引き

この度上納

先見甚助(印)

村沢郷右衛門(印)

勝間村

名主

与(組)頭 中

惣(総)百姓

寛延四年三月

里見甚助

村沢郷右衛門

勝間村

名主

与(組)頭

山崩れ引き

これは去る午年立ち返り候旨に候どもたつて願いにつき、当年御用捨をもつて内々に仕り候

米十俵三斗三升七合

この代永三貫九百四十二文七分

ただし金一両につき一石一斗かえ

永合わせ六貫百二十五文四分

二貫文

一貫七百五十文

二貫三百七十五文四分

右は去る午年御物成米、永、度々相納め候

小手形、この度皆済勘定につき一紙目録

引き替えこれを遣わし候。以上

寛延四年三月

里見甚助(印)

村沢郷右衛門(印)

勝間村

名主

与(組)頭 中

惣(総)百姓

難波出入り済口証文

天保十三年
寅八月

差上げ申す

阿部駿河守領分、森信八郎知行所、上総国市原

郡潤井戸村小前役人惣(総)代、駿河守領分訴訟

人名主豊吉より、筒井紀伊守知行所、同国同郡下野

村清左衛門ほか六十四人へ相掛け難波出入り、去る丑

十二月廿九日橋長門守様御勘定御奉行御勤

役の節出訴奉り、当三月二日御差日、御尊判頂

戴相付き候ところ、御同人様御転役につき、跡部能登守様へ

御引き渡しに相成り、相手方よりも返答書差し上げ当時

御吟味中にござ候ところ、今般掛け合の上熟談内済仕り候

天保13年(1842) 〓 深山家文書115
助郷出入り済口証文

難波出入り済口証文の写し

天保十三年

寅八月

縦 帳

差し上げ申す済口証文のこと

阿部駿河守領分、森信八郎知行所、上総国市原

郡潤井戸村小前役人惣(総)代、駿河守領分訴訟

人名主豊吉より、筒井紀伊守知行所、同国同郡下野

村清左衛門ほか六十四人へ相掛け難波出入り、去る丑

十二月廿九日橋長門守様御勘定御奉行御勤

役の節出訴奉り、当三月二日御差日、御尊判頂

戴相付き候ところ、御同人様御転役につき、跡部能登守様へ

御引き渡しに相成り、相手方よりも返答書差し上げ当時

御吟味中にござ候ところ、今般掛け合の上熟談内済仕り候

極意に注意

一 羽倉外記様御代官所同国殖生

総筋往還継場にて近郷類(たぐい)なき極(ごく)難波の村

追々人少なく困窮に陥り人馬勤め方の儀は馬一疋(匹)、

人足二人と定め、相手村々総高四千六百六十石余にて、元

来当村へ人馬助合(郷)来たり、人足七人までの分は当村に

て相

勤め、その余八人よりの分は前書組合村々へ触当て、人馬遅

参、不参ならびに取り締まりのため村ごと役人の内一人宛宰

領人付き添い相勤め来たり候ところ、近年諸家様方御

通行多に相成り、ことに当村継場六地蔵、長柄山両村

振り合いどおりよりも出す人馬多く、その上村方助け潤いに

相成るべき荷

物は残らず脇道を付け通り、継場助成追々手薄に相

成り難儀仕り候につき、前書六地蔵、長柄山両村のとおり、

御先触れこれあり候人馬は以来組合村々にて相勤めくれ候

よう、掛け合いに及び候中、羽倉外記様御代官所同国殖生

趣意左に申し上げ奉り候。

一 訴訟方にて申し立て候は村高四百七十六石五斗余、房

総筋往還継場にて近郷類(たぐい)なき極(ごく)難波の村

方、

追々人少なく困窮に陥り人馬勤め方の儀は馬一疋(匹)、

人足二人と定め、相手村々総高四千六百六十石余にて、元

来当村へ人馬助合(郷)来たり、人足七人までの分は当村に

て相

勤め、その余八人よりの分は前書組合村々へ触当て、人馬遅

参、不参ならびに取り締まりのため村ごと役人の内一人宛宰

領人付き添い相勤め来たり候ところ、近年諸家様方御

通行多に相成り、ことに当村継場六地蔵、長柄山両村

振り合いどおりよりも出す人馬多く、その上村方助け潤いに

相成るべき荷

物は残らず脇道を付け通り、継場助成追々手薄に相

成り難儀仕り候につき、前書六地蔵、長柄山両村のとおり、

御先触れこれあり候人馬は以来組合村々にて相勤めくれ候

那志瀨郡村々上納(河原)に継ぎ立

林好通(百石)は人足三人の割合

極當世板倉金剛地両村(辛領)人馬

宰領(辛領)は(百石)は辛領(人馬)

不参致其外相(村)人馬(宰領)人馬

而(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

長柄(村)板倉通(河原)人馬(相成)

相(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

通(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

の(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

の(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

相成(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

相成(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

相成(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

相成(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

相成(河原)に継ぎ立(相成)難儀(百石)は

郡、夷隅郡村々より上納の御城米御継ぎ立てにつき
古来仕来(しきたり)どおり、高百石につき人足三人の割合
をもって組合村々へ

触当て候ところ、板倉、金剛地両村は滞りなく人馬、
宰領とも差し出し、相手の内久々津村は宰領人足

不参致し、そのほか相手村々一同人馬、宰領とも差し出し
申さず、いよいよもって御継ぎ立て御差し支えに相成り難儀

仕り候間、六地藏、
長柄山両村振り合いどおり御先触れこれある人馬、組合村々

にて
相勤め、御城米の儀は古来しきたり前書割合
どおり相勤め候よう仰せ付けられたく、そのほか品々訴え上

げ相手の内
久々津村役人方にては訴訟方申し立て候とお人馬

助郷来たり候儀は相違これなく候えども御城米御継ぎ立て
の節は風邪流行にて多人数取り臥(伏)し、何分宰領、人

足間に合い申さず自然不参に相成り候
儀にてまったく等閑(なござり)候

儀にはこれなく候間、以来しきたりどおり人馬相勤め申すべ
き旨

答え上げ、かつまた下野村ほか十八か村より申し立て候は組
合二

指三村有之潤井戸村人馬遣わし払い不足の分は助

合算申上格申上云々年所親より後取回

御相成り御三潤井戸村入用の分組合村より

割り申上り同申上相心借有聖事申上

中御鷹匠様御宿請けの節申し聞け、その後御用

御鷹匠様御宿請けの節申し聞け、その後御用

差し出し候例これなく差し違(もつれ)、扱い人立ち入り種

々掛け合い候中、

な御鷹匠様御出役前に差し支え出来候ては

恐れ入り奉り、それぞれ勤め方の儀議定取り替わし一体潤井

戸村

高役願い濟みとの儀は同村限りのことにて、助郷村々へ

高役相掛けべく助けにはこれあるまじく勝手ままの取り計

らいに候

えども、穏やかに事濟み候儀專一に勤弁仕り、その節より御

鷹匠様入用帳年番の村方へ控え置き候よう相

成り候ところ、右帳の内心得がたき廉(かど)もこれあり、

潤井戸村

この儀は親郷にて記録などもこれあるべきと古帳類見

十三か村これあり、潤井戸村人馬遣わし払い不足の分は助
合(郷)来たり候ところ、十か年以前巳年新規高役願い仕り
聞き

濟みに相成り候趣にて、潤井戸村入用の分組合村々へ高
割りにいたし候間、その旨相心得べき旨翌午年七月

中、御鷹匠様御宿請けの節申し聞け、その後御用

濟み出銭の節割り込み取り立て、組合村々にて人足賃錢
差し出し候例これなく差し違(もつれ)、扱い人立ち入り種

々掛け合い候中、

な御鷹匠様御出役前に差し支え出来候ては

恐れ入り奉り、それぞれ勤め方の儀議定取り替わし一体潤井
戸村

高役願い濟みとの儀は同村限りのことにて、助郷村々へ

高役相掛けべく助けにはこれあるまじく勝手ままの取り計
らいに候

えども、穏やかに事濟み候儀專一に勤弁仕り、その節より御

鷹匠様入用帳年番の村方へ控え置き候よう相

成り候ところ、右帳の内心得がたき廉(かど)もこれあり、

潤井戸村

助郷差し出し候はず、二十六か村割合の儀も同様出銭
 いたし、潤井戸村問屋場入用二十三か村、二十六か村
 割合分二口へ、潤井戸村相除き組合村々より一か
 年金五兩ずつ助郷候はず、去る丑年御城米御継ぎ
 立て（候）節、百五十七俵組合村勤めざる分、雇い人馬
 潤井戸村にて一駄につき足銭八十四文ずつ割合にて
 立て替え置き候銭六貫八百六十六文はこの節取引相
 済み、以来御城米御継ぎ立て方の儀は古来しきたり
 どおり高百石につき馬三匹の割合にて遅参、不参
 これなきよう一同大切に相心得、潤井戸村ならびに組合二十
 二か
 村平均に相勤め候はず、もちろん宰領の儀はほか御継ぎ
 立て同様、潤井戸村まで組合村々役人一か村限り一人
 ずつ付き添い相勤め候はず、もつとも浜野、八幡両村まで差
 し出し
 候に及ばざるはず、それぞれ取り極（決め）一同申し分なく
 熟談内済仕り、偏（ひとえ）に
 御威光とありがたき仕合（幸せ）に存じ奉り候、然（しかる）
 上は右一件に
 つき重ねて双方より御願ひ筋毛頭ござなく候、後日のため
 連印济口証文差し入れ申すところくだんのごとし。

天保十三年
 寅八月

阿部駿河守領分
 上総市原郡潤井戸村
 訴訟人 名主 豊吉
 同国同郡国吉村
 組合村総代 返答人 五郎左衛門
 永吉村
 同 多助

天保十三年
 寅八月
 潤井戸村問屋場
 上総市原郡潤井戸村
 同国同郡国吉村
 訴訟人 名主 豊吉
 同国同郡国吉村
 組合村総代 返答人 五郎左衛門
 永吉村
 同 多助

村高帳

上総國市原郡

勝間村

天保14年(1843) 深山家文書122
勝間村村高帳

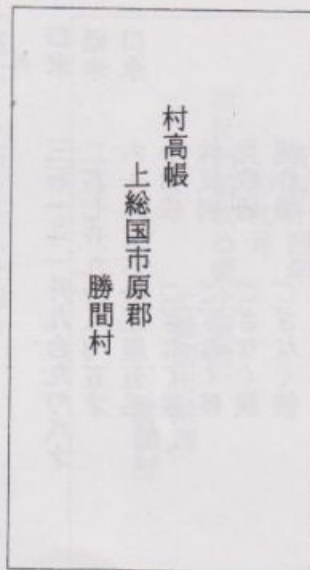
一高八十一石五斗六升四合

戊午

物成 米三十六石三斗九升九合三勺五才
永二貫三百二十一文一分六厘四毛

亥年

物成 米永右同斷



豎帳

一高八十一石五斗六升四合
戊午
物成 米三十六石三斗九升九合三勺五才
永二貫三百二十一文一分六厘四毛
亥年
物成 米永右同斷

子年 相成米右同

丑年 相成米右同

寅年 相成米右同

去辰年分実額進之平均

相成米 右石七升九合九分
永八年之石成米五斗

外

口米 右石七升九合九分

延米 右石七升九合九分

口永 右石九分六厘

小粟

林反別

見取場

流作場

右石

右石

右石

右石

子年 物成 米永右同断
丑年 物成 米永右同断
寅年 物成 米永右同断
去辰年より寅年まで五か年平均
この物成

米三十六石三斗九升九合三勺五才
永二貫三百二十一文一分六厘四毛

外

口米 三石一斗一升九合九勺八才

延米 二石七升九合八勺五才

口永 六十九文六分三厘五毛

小物成 ござなく候

林反別 ござなく候

見取場 ござなく候

流作場 ござなく候

右は村高物成五か年平均、書面のとおり
相違ござなく候。以上

天保十四年 勝間村

卯八月日

右村高物成五か年平均書面通り
相違全無此候

天保十四年 勝間村

卯八月日

高反別相改書上帳控

天保十四年
卯九月

上総国市原郡
勝間村

天保14年(1843) 深山家文書125
勝間村高反別改め書上帳

天保十四年
卯九月
高反別相改め書上帳控
上総国市原郡
勝間村

縦帳

一 高八十一石五斗六升四合
内六斗九升九合五勺
一 上田一町三反七畝十步
内十七步
残して一町三反六畝二十三歩
一 中田一町六反一畝二十四歩半
内二十五歩
二十八歩

野錢高入り
石森(盛)十二
前々手樋(てび)引き
取り五斗四升一合
石盛九つ
前々永荒れ引き
丑堰(せき)成り引き

一 高八十一石五斗六升四合
内六斗九升九合五勺
一 上田一町三反七畝十步
内十七步
残して一町三反六畝二十三歩
一 中田一町六反一畝二十四歩半
内二十五歩
二十八歩

残一町六反九升一合
石盛九つ
取り一斗六升二合
石盛五つ

一 中田畑成五畝九升一合
石盛九つ
取り一斗六升二合
石盛五つ

一 下田畑成三畝九升一合
石盛五つ
山崩れ永引き
山王免引き
丑のせき成り
亥山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛五つ
取り一斗二升九合
石盛五つ
永荒れ引き
丑のせき成り引き
亥の山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛「記載なし」
石盛六つ
取永五十九文
石盛四つ
丑のせき成り引き
取永三十九文
石盛三
永荒れ引き
林に成る
取永三十三文
石盛三
永荒れ引き
林に成る

一 新田畑成三畝九升一合
石盛五つ
山崩れ永引き
山王免引き
丑のせき成り
亥山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛五つ
取り一斗二升九合
石盛五つ
永荒れ引き
丑のせき成り引き
亥の山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛「記載なし」
石盛六つ
取永五十九文
石盛四つ
丑のせき成り引き
取永三十九文
石盛三
永荒れ引き
林に成る
取永三十三文
石盛三
永荒れ引き
林に成る

一 新田畑成三畝九升一合
石盛五つ
山崩れ永引き
山王免引き
丑のせき成り
亥山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛五つ
取り一斗二升九合
石盛五つ
永荒れ引き
丑のせき成り引き
亥の山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛「記載なし」
石盛六つ
取永五十九文
石盛四つ
丑のせき成り引き
取永三十九文
石盛三
永荒れ引き
林に成る
取永三十三文
石盛三
永荒れ引き
林に成る

残して一町六反九升一合
石盛九つ
取り一斗六升二合
石盛五つ

一 中田畑成一畝十九步半
石盛五つ
山崩れ永引き
山王免引き
丑のせき成り
亥山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛五つ
取り一斗二升九合
石盛五つ
永荒れ引き
丑のせき成り引き
亥の山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛「記載なし」
石盛六つ
取永五十九文
石盛四つ
丑のせき成り引き
取永三十九文
石盛三
永荒れ引き
林に成る
取永三十三文
石盛三
永荒れ引き
林に成る

一 下田畑成一反一畝二十九步
石盛五つ
山崩れ永引き
山王免引き
丑のせき成り
亥山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛五つ
取り一斗二升九合
石盛五つ
永荒れ引き
丑のせき成り引き
亥の山崩れ引き
取り四斗四升一合
石盛「記載なし」
石盛六つ
取永五十九文
石盛四つ
丑のせき成り引き
取永三十九文
石盛三
永荒れ引き
林に成る
取永三十三文
石盛三
永荒れ引き
林に成る

一 新田一町一反六畝二十九步半
内二十二步
一畝十一步
二畝十二步
残して一町一反二畝十四步半
一 新田畑成十三步半
田反別ノ(締め)七町六反八畝四步
取り一斗六升二合
石盛六つ
取永五十九文
石盛四つ
丑のせき成り引き
取永三十九文
石盛三
永荒れ引き
林に成る
取永三十三文
石盛三
永荒れ引き
林に成る

一 中畑五反九畝二十八步半
内十九步
残して五反九畝九步半
一 下畑一町九反三畝十四步半
内三反六畝二十六步半
十步
残して一町五反六畝七步半
一 新畑二町五反五畝九步
内三反一畝一步
四畝二十五步

残して二町二反三畝十三歩

畑反別締め四町七反二畝二十歩

一屋敷一反六畝二十二歩

申の高入り

石盛十

取永五十九文

石盛五つ

取り一斗五升七合

石盛四つ

亥の山崩れ引き

取り一斗四升五合

石盛三つ

取永二十三文

石盛二つ

取永二十文

子の高入り

石盛三つ

取永二十文

見取り、取永二十文

起き帰(返)り畑に成る

取永三十文

田畑反別

惣(総)締め十四町六反八畝二十歩

右は高反別相改め、書面のとおり相違

ござなく候。以上

天保十四年

卯九月

上総国市原郡

勝間村

組頭

甚之丞

百姓代

金右衛門

右のとおり御屋敷様へ書き上げ申し候写し

天保十四年

卯九月

上総国市原郡

勝間村

組頭

甚之丞

百姓代

金右衛門

弘化三丙午年

河條月并村儀定帳



覚

一 御公儀様御法度の儀は申し上ぐるに及ばず御屋敷様より
御条目いよいよもって堅く相守り申すべく候こと
一 博突(ばくえき)制禁の儀、先年よりも度々
仰せ渡され候ところ、なおまたこの度嚴重の御触れこれあり
候

知長み奉り候。しかる上は右の宿いたし候者これあり候
わば、宿は申し上ぐるに及ばず一家、親類、五人組まで如何
様(いかよう)
の曲事に仰せ付けられ候とも、その節一言の申し訳
仕りまじく候こと
江戸 河條 月 并 村 儀 定 帳

弘化3年(1846) 深山家文書146
御条目ならびに村議定帳

弘化三丙午年
御條(条)目ならびに村儀(議)定帳
三月

縦 帳

覚
一 御公儀様御法度の儀は申し上ぐるに及ばず御屋敷様より
御条目いよいよもって堅く相守り申すべく候こと
一 博突(ばくえき)制禁の儀、先年よりも度々
仰せ渡され候ところ、なおまたこの度嚴重の御触れこれあり
候
につき、村中大小の百姓残らず一人別一統承
知長み奉り候。しかる上は右の宿いたし候者これあり候
わば、宿は申し上ぐるに及ばず一家、親類、五人組まで如何
様(いかよう)
の曲事に仰せ付けられ候とも、その節一言の申し訳
仕りまじく候こと

承知畏み奉り候は、もし議定の趣相背き候て御上様より御差
 (察) 当て請け候か、または脇合いより手入れこれあり候節
 は右宿致し候
 者は申し上ぐるに及ばず、その組合にて路用雑用等差し出し
 候儀は
 勿論(もちろん)、何様(なによう)の御咎め申し渡され候
 とも毛頭御違背
 仕るまじく候、これにより銘々印形仕り差し出し申すところ、
 よってくだんのごとし。

三右衛門
 利兵衛
 長左衛門
 又七
 重郎左衛門
 八郎兵衛
 惣左衛門
 重右衛門
 惣右衛門
 久左衛門
 新右衛門
 小兵衛
 作右衛門
 勘左衛門
 彦左衛門
 次左衛門
 新左衛門
 新兵衛
 甚之丞
 金右衛門

三右衛門
 利兵衛
 長左衛門
 又七
 重郎左衛門
 八郎兵衛
 惣左衛門
 重右衛門
 惣右衛門
 久左衛門
 新右衛門
 小兵衛
 作右衛門
 勘左衛門
 彦左衛門
 次左衛門
 新左衛門
 新兵衛
 甚之丞
 金右衛門

村御役人衆中

村御役人衆中

- 三右衛門 (印)
- 利兵衛 (印)
- 長左衛門 (印)
- 又七 (印)
- 重郎左衛門 (印)
- 八郎兵衛 (印)
- 惣左衛門 (印)
- 重右衛門 (印)
- 惣右衛門 (印)
- 久左衛門 (印)
- 新右衛門 (印)
- 小兵衛 (印)
- 作右衛門 (印)
- 勘左衛門 (印)
- 彦左衛門 (印)
- 次左衛門 (印)
- 新左衛門 (印)
- 新兵衛 (印)
- 甚之丞
- 金右衛門



一 吾等在お留し阿蘇なる方宗門の儀を
 改し於應永の年より有様と定むるに
 一 於應永の今改帳しむる方所と捕らる
 而富成等の所より領内を以て
 改令入りしに
 一 領中相改められ富成等所より領内を以て
 一 改令入りしに

弘化3年(1846) Ⅱ 深山家文書147
 勝間村宗門人別改め帳

弘化三年
 宗門人別改め帳
 午三月
 上総国市原郡
 勝間村

縦 帳

一 季居(いっきすえ) 出替わりの時節たるの間、宗門の儀、
 念入り
 にこれ改め、耶蘇(ヤソ) 宗門にてこれなき旨、請人を立て
 召し抱えらるべきこと。
 一 ヤソ宗門、今もって密々これある間、所々捕らえ来る間、
 不審なるものこれあらざるよう、面々領内をも油
 断なく念入りに申されべく候こと。
 一 領中相改められ不審なる者差し置くべからず、もしヤソ宗
 門隠しおき他所より頭(あらわれる) においては、庄屋、五
 人組まで曲

事有之取取... 毎年来... 此... 配... 方... 年...

一 馬車宗勝間村満光院旦那

一 同宗同寺旦那

一 同宗同寺旦那

一 同宗同寺旦那

一 同宗同寺旦那

一 同宗同寺旦那

一 馬車宗勝間村龍性院旦那

家主 新之丞
 女房 さん
 悴 (せがれ) 慶治
 女房 とく
 父 新右衛門
 母 はる

家主 小兵衛
 女三人

事たるべき旨、手形これを取り、毎年改めの旨趣、具(つぶさ)にこれを書記され、切支丹(キリシタン)奉行へこれを相渡すべし、この外、頭々、支配人これある面々はこれを改め書き付け、頭々、支配方までこれを差し出すべし、その頭、支配人より組中、書き付け取り置かれ、いづれも相違ござなく候一紙、これまた、毎年切支丹奉行へ相渡すべきこと。

- 一 真言宗荻作村満光院旦那 家主 新之丞 四十八才
- 一 同宗同寺旦那 女房 さん 四十七才
- 一 同宗同寺旦那 悴(せがれ) 慶治 二十四才
- 一 同宗同寺旦那 女房 とく 二十一才
- 一 同宗同寺旦那 父 新右衛門 七十才
- 一 同宗同寺旦那 母 はる 五十五才
- 一 真言宗勝間村龍性院旦那 家主 小兵衛 五十一才

一 同宗同寺且那

一 同宗同寺且那

一 同宗同寺且那

一 同宗同寺且那

一 真言宗勝間村龍性院且那

一 同宗同寺且那

一 同宗同寺且那

女四人

孫 藤吉

孫 とき

孫 せがれ孫太郎

孫 せがれ小太郎

孫 たき

孫 留次郎

- 一 同宗同寺且那 せがれ藤吉 十七才
- 一 同宗同寺且那 娘 とき 十二才
- 一 同宗同寺且那 せがれ孫太郎 九才
- 一 同宗同寺且那 せがれ小太郎 六才
- 一 同宗同寺且那 娘 たき 三才
- 一 同宗同寺且那 弟 留次郎 四十四才
- 一 同宗同寺且那 縮め九人、内男五人、女四人
- 一 真言宗荻作村満光院且那 家主 次左衛門 二十七才
- 一 真言宗勝間村龍性院且那 女房 った 二十六才
- 一 同宗同寺且那 娘 この 八才
- 一 同宗同寺且那 娘 ゆき 四才
- 一 同宗同寺且那 母 まつ 五十九才
- 一 同宗同寺且那 縮め五人、内男一人、女四人
- 一 真言宗勝間村龍性院且那 家主 新兵衛 三十六才
- 一 同宗同寺且那 女房 まつ 二十六才
- 一 同宗同寺且那 娘 きの 二才
- 一 同宗同寺且那 縮め三人、内男一人、女二人
- 一 真言宗勝間村龍性院且那 家主 三右衛門 六十七才
- 一 同宗同寺且那 女房 ふで 六十五才
- 一 同宗同寺且那 嫁 まん 四十六才
- 一 同宗同寺且那 孫婿 三之助 二十六才
- 一 同宗同寺且那 女房 くら 三十才
- 一 同宗同寺且那 孫 くの 二十才
- 一 同宗同寺且那 孫 しを 十才
- 一 同宗同寺且那 孫 寅藏 六才
- 一 同宗同寺且那 孫 子 きり 二才
- 一 同宗同寺且那 縮め九人、内男三人、女六人
- 一 真言宗荻作村満光院且那 家主 甚之丞 四十二才

一同宗勝間村龍性院旦那 女房 つけ 三十八才
 一同宗荻作村満光院旦那 せがれ甚之助 十二才
 一同宗勝間村龍性院旦那 母 った 六十才
 締め四人、内男二人、女二人
 一真言宗荻作村満光院旦那 家主 利兵衛 三十七才
 一同宗同寺旦那 女房 ゆま 三十六才
 一同宗同寺旦那 嫁 さき 十八才
 一同宗同寺旦那 娘 ふん 十六才
 一同宗同寺旦那 せがれ清吉 十四才
 一同宗同寺旦那 せがれ福蔵 九才
 一同宗同寺旦那 せがれ与吉 四才
 締め七人、内男四人、女三人
 一真言宗勝間村龍性院旦那 家主 八郎兵衛 三十一才
 一同宗同寺旦那 女房 やす 三十才
 一同宗同寺旦那 せがれ八太郎 八才
 一同宗同寺旦那 せがれ民蔵 三才
 締め四人、内男三人、女一人
 一真言宗勝間村龍性院旦那 家主 又七 三十九才
 一同宗同寺旦那 女房 ゆわ 三十才
 一同宗同寺旦那 せがれ鶴松 十才
 一真言宗勝間村龍性院旦那 娘 まつ 四才
 締め四人、内男二人、女二人
 一真言宗勝間村龍性院旦那 家主 重郎左衛門 七十才
 一同宗同寺旦那 女房 いら 六十六才
 一同宗同寺旦那 孫婿 佐吉 二十一才
 一同宗同寺旦那 女房 のい 十九才
 一同宗同寺旦那 孫 きよ 十六才
 締め五人、内男二人、女三人
 一真言宗勝間村龍性院旦那 家主 金右衛門 四十二才
 一同宗同寺旦那 女房 まつ 三十八才

一同宗同寺旦那 せがれ善太郎 二十二才
 一同宗同寺旦那 女房 かや 二十才
 一同宗同寺旦那 母 ろく 六十才
 締め五人、内男二人、女三人
 一真言宗勝間村龍性院旦那 家主 長左衛門 四十二才
 一同宗同寺旦那 女房 ゆわ 三十才
 一真言宗勝間村龍性院旦那 せがれ初五郎 四才
 締め三人、内男二人、女一人
 一真言宗勝間村龍性院旦那 家主 惣次郎 十六才
 一同宗同寺旦那 母 さい 三十二才
 一同宗同寺旦那 弟 金助 十三才
 一同宗同寺旦那 姥(うば)つね 五十八才
 締め四人、内男二人、女二人
 一真言宗勝間村龍性院旦那 家主 吉之丞 三十一才
 一真言宗勝間村龍性院旦那 女房 てり 三十才
 一同宗同寺旦那 娘 まさ 十才
 一同宗同寺旦那 せがれ大次郎 八才
 一同宗同寺旦那 父 重右衛門 六十三才
 一同宗同寺旦那 母 かん 五十八才
 締め六人、内男三人、女三人
 一真言宗荻作村満光院旦那 家主 惣右衛門 三十三才
 一同宗勝間村龍性院旦那 女房 なか 二十八才
 一同宗荻作村満光院旦那 せがれ峰松 二才
 一同宗勝間村龍性院旦那 母 せん 五十七才
 締め四人、内男二人、女二人
 一真言宗荻作村満光院旦那 家主 久左衛門 三十五才
 一同宗勝間村龍性院旦那 女房 しん 二十二才
 一真言宗勝間村龍性院旦那 人なし 作右衛門

人数合算表(内) 男四十五人 女五人

弘化三年三月三日 山城国京都三寶院末寺

新成上人の志しに依りて此の如く申すに

弘化三年三月三日

弘化三年三月

土衛門市原郡勝間村

組頭 甚之丞

同 金右衛門

百姓代 新左衛門

小糸表御役所

根岸又左衛門様

右の人數代々真言宗にて拙寺ども旦那に紛(まぎれ)ござなく候。これにより印形仕り差し上げ申し候。以上

弘化三年三月三日

山城国京都三寶院末寺

同国同郡勝間村 本寺 満光院

末寺 龍性院

弘化三年三月三日

新成院

人数合わせ九十五人、内男四十五人 女五十人

右は当午宗門人別の儀、村中一人別に相改め候ところ、疑わしきもの一人もござなく候。これにより銘々印形差し上げ申すところ相違ござなく候。後日のためよってくだんのごとし。

弘化三年三月

上総国市原郡勝間村

組頭 甚之丞

同 金右衛門

百姓代 新左衛門

小糸表御役所

根岸又左衛門様

右の人數代々真言宗にて拙寺ども旦那に紛(まぎれ)ござなく候。これにより印形仕り差し上げ申し候。以上

弘化三年三月

山城国京都三寶院末寺

上総国市原郡荻作村 本寺 満光院

同国同郡勝間村 末寺 龍性院

右のとおり書き上げ仕り候写し帳

一 口使 龍性院 宗旨手形 橋上戸山

勝性院 且方老

橋上村

名主

市良兵衛	春屋
八兵衛	同断
小左衛門	同断
次郎兵衛	同断
権七郎	同断
長四郎	同断
新左衛門	同断
権四郎	同断
茂右衛門	同断
口兵衛	同断
重右衛門	同断
彦右衛門	同断
喜右衛門	同断
善十郎	同断
四郎兵衛	同断

天和2年(1682) 龍性院 宗旨手形 勝間村 関係文書

一 御地頭様へ宗旨手形指(差し) 上げ申し候
龍性院 且方の者

勝間村

名主

市良(郎)兵衛(印)	眷(けん) 属残らず
次郎左衛門(印)	同断
八兵衛(印)	同断
惣兵衛(印)	同断
小兵衛(印)	同断
次郎兵衛(印)	同断
権七郎(印)	同断
長四郎(印)	同断
新左衛門(印)	同断
権四郎(印)	同断
茂右衛門(印)	同断
口兵衛(印)	同断
重右衛門(印)	同断
彦右衛門(印)	同断
喜右衛門(印)	同断
善十郎(印)	同断
四郎兵衛(印)	同断

以上四十六軒代々龍性院旦那に
 紛(まぎれ)ござなく候。この外縁につき他所へ
 罷(まかり)越し候者、その寺の旦那にまかりなり
 候ゆえ構い申さず候。
 今度御代替わりにつき、別して吉利支丹(キリシタン)
 耶蘊(ヤソ)宗門、ことに紛らわしき者抱え置き
 申さず候、もし脇より拙僧旦那に御法度
 の宗門と申す者出来(しゅったい)仕り候えは拙僧
 まかり出、急度(きつと)申し分け仕るべく候、もし自今
 以後、紛らわしき者抱え置き申し候えは当人は
 申すに及ばず連判の者どもまでいかよう
 の曲事にも仰せ付けらるべく候、よって
 後日のためくだんのごとし。
 天和二年
 壬戌六月日
 勝間村
 龍性院(印)
 名主
 市郎兵衛(印)
 御本寺
 満光院

以上四十六軒代々龍性院旦那に
 紛(まぎれ)ござなく候。この外縁につき他所へ
 罷(まかり)越し候者、その寺の旦那にまかりなり
 候ゆえ構い申さず候。
 今度御代替わりにつき、別して吉利支丹(キリシタン)
 耶蘊(ヤソ)宗門、ことに紛らわしき者抱え置き
 申さず候、もし脇より拙僧旦那に御法度
 の宗門と申す者出来(しゅったい)仕り候えは拙僧
 まかり出、急度(きつと)申し分け仕るべく候、もし自今
 以後、紛らわしき者抱え置き申し候えは当人は
 申すに及ばず連判の者どもまでいかよう
 の曲事にも仰せ付けらるべく候、よって
 後日のためくだんのごとし。
 天和二年
 壬戌六月日
 勝間村
 龍性院(印)
 名主
 市郎兵衛(印)
 御本寺
 満光院

嘉永元年 勝間村

去本 地 普請扶持米割合印形帳

申の七月

名主代 甚之丞

覚

一御年買米三俵

右は御地頭所様より堰(せき)

普請扶持(ふち)米として

年々三俵ずつ下し置かれ候、

左のとおり惣(総)百姓十八人

半割合、一軒につき米六升四合八勺六才ずつ割り渡し申し候。以上

嘉永元年(1848) 深山家文書164
せき普請扶持米割り渡し印形帳

嘉永元年 勝間村
去る未せき普請扶持米割合印形帳
申の七月 名主代 甚之丞

横 帳

覚
一御年買米三俵 ただし四斗入り
右は御地頭所様より堰(せき)
普請扶持(ふち)米として
年々三俵ずつ下し置かれ候、
左のとおり惣(総)百姓十八人
半割合、一軒につき米
六升四合八勺六才ずつ
割り渡し申し候。以上

三右衛門 (印) 利兵衛 (印) 長左衛門 (印) 八郎兵衛 (印) 又七 (印) 重郎左衛門 (印) 金右衛門 (印) 惣左衛門 (印) 重右衛門 (印) 惣右衛門 (印) 久左衛門 (印)

半役

新右衛門 (印) 新左衛門 (印) 新左衛門 (印) 新左衛門 (印) 新左衛門 (印) 新左衛門 (印) 新左衛門 (印) 新左衛門 (印)

石見守 佐々木 勘次郎 勘次郎

嘉永元年

申七月

名主 組頭 百姓代

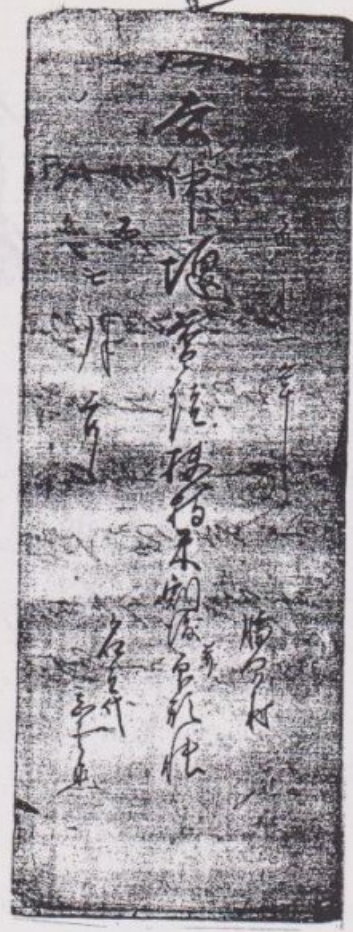
右のとおり相違なく割り
 渡し申し候、これにより銘々印
 形取り置き申し候。以上

嘉永元年
 申七月

名主
 組頭
 百姓代

半役

三右衛門 (印) 新右衛門 (印)
 利兵衛 (印) 小兵衛 (印)
 長左衛門 (印) 勘左衛門 (印)
 八郎兵衛 (印) 彦左衛門 (印)
 又七 (印) 次左衛門 (印)
 重郎左衛門 (印) 新左衛門 (印)
 金右衛門 (印) 新左衛門 (印)
 惣左衛門 (印) 新左衛門 (印)
 重右衛門 (印) 新左衛門 (印)
 惣右衛門 (印) 新左衛門 (印)
 久左衛門 (印) 甚之丞 (印)



嘉永二年(1849) 深山家文書165
 せき普請ふち米割り渡し印形帳

嘉永二年 勝間村
 去る申せき普請扶持米割り渡し
 西七月吉日 ならびに印形帳
 名主代 甚之丞

一斗年貢米三俵也
 此の米一石二斗

右は御地頭所様より年々

堰(せき)普請扶持(ふち)米として

下し置かれ候、左のとおり百姓
 十八人へ割合、一人前米六升六合六勺六才ずつ
 割り渡し申し候。以上

三右衛門 利兵衛 八郎兵衛 又七 金右衛門 長左衛門 惣左衛門 惣右衛門

新右衛門 勘左衛門 彦左衛門 次左衛門 新左衛門 新右衛門 新右衛門 新右衛門

前書のとおり相違なく
 割り渡し申し候、これにより銘々
 印形取り置き申し候ところ、よって
 くだんのごとし。

嘉永二年
 西七月十一日

名主
 組頭
 百姓代

半役

三右衛門 (印)
 利兵衛 (印)
 八郎兵衛 (印)
 又七 (印)
 重郎左衛門 (印)
 金右衛門 (印)
 長左衛門 (印)
 惣左衛門 (印)
 重右衛門 (印)
 惣右衛門 (印)

半役

新右衛門 (印)
 小兵衛 (印)
 勘左衛門 (印)
 彦左衛門 (印)
 次左衛門 (印)
 新左衛門 (印)
 新右衛門 (印)
 久左衛門 (印)
 甚之丞 (印)

嘉永二年

西七月十一日

名主
 組頭
 百姓代

去子年皆済目録

去子年皆済目録

一 子年皆済目録

一 米百三俵三斗九升九合

内米一俵と五升

同八俵と二斗七升二合

一 米百三俵三斗九升九合

内米八十九俵

同二俵九升

同三俵は

同二俵は

同六俵二斗は

米一俵一斗九合

代永一貫五百四十二文五分

金一兩につき米三斗三升かえ

元治2年(1865) 深山家文書168A
勝間村去る子年皆済目録

去る子年皆済目録

勝間村

一高八十一石五斗六升四合

一米百十三表(俵)三斗二升一合

残して

米百三俵三斗九升九合

内米八十九俵

同二俵九升

同三俵は

同二俵は

同六俵二斗は

残して

米一俵一斗九合

代永一貫五百四十二文五分

金一兩につき米三斗三升かえ

前々より御用捨米下さる
亥午兩年崩れ引き下さる

江戸廻(回)米に成る

運賃米に下さる

年々堰(せき)普請扶持
(ふち)下さる

名主給米下さる
子年風旱(干)引き下さる

永三貫三百九十文八分

内永二貫文

仲方上納

永三貫九百三十三文三分

米永惣(総)差し引き

金として一兩三分二朱と鑿(びた)四百八文

右のとおり去る子年物成皆済勘定

重ねて出入りこれなきものなり。

元治元子年分

同二年丑正月晦日

勝間村

根岸又三郎

名主 久左衛門方

外組頭

百姓代

元治元子年分

根岸又三郎

勝間村

名主 久左衛門方

外組頭

百姓代

去丑年皆済目録

高八拾五石五斗四合 勝間村

一 米百石之儀 二 米百石之儀 三 米百石之儀

内米三俵下 米百石之儀

八俵下 米百石之儀

五俵下

米百石之儀 九斗九升九合

米百石之儀 一斗二升九合

米百石之儀 一斗七升二合

米百石之儀 一斗七升二合

米百石之儀 一斗七升二合

米百石之儀

米百石之儀 一斗七升二合

米百石之儀 一斗七升二合

米百石之儀 一斗七升二合

米百石之儀 一斗七升二合

米百石之儀 一斗七升二合

慶応2年(1866) 深山家文書 168B
勝間村去る丑年年貢皆済目録

去る丑年皆済目録

一 高八十一石五斗六升四合
一米百十三俵三斗二升一合

内米一俵と五升

同八俵と二斗七升二合

差し引き残して

米百三俵三斗九升九合

内米九十五俵

同二俵と一斗五升

同三俵は

同二俵は

残して米三俵と二斗四升九合

代永三貫八百七十六分

金一両に付き米一斗七升かえ

一 永二貫三百九十文八分

内二貫文

勝間村
上納辻

前々より御用捨下さる

亥午兩年崩れ引き下さる

江戸廻(回)米になる

運賃米下さる

年々堰(せき)普請扶持

(ふち)米下さる

名主給下さる

畑方上納

仲(中)間給下さる

永三石九拾文八下

市部

一永四石成石八文四下

天人之口

永三石九拾文八下

石部

勘定

見事

根岸又三郎

根岸又三郎

借入

久左衛門方

外組頭

残して永三百九十文八分

米永惣(総)差し引き

(縮め)永四貫二百八文四分

金として四兩二朱(分)一朱と

永二十一文九分

この錢百五十一文

右のとおり去る丑年物成皆済

勘定重ねて出入りこれなきものなり。

慶応元年分

同二年寅正月

根岸又三郎

根岸又左衛門

勝間村

名主 久左衛門方

外組頭

百姓代

長安、年皆濟目録

慶応3年(1867) 〓 深山家文書168C
 勝間村去る寅年年貢皆濟目録

一 高八十一石五斗六升四合なり
 一 米百十三表(俵)三斗二升一合なり
 一 内米一俵と五升は
 一 同八俵と二斗七升二合
 一 差し引き残して
 一 米百三俵と三斗九升九合
 一 内米九十五俵は
 一 同二俵と一斗五升は
 一 同三俵は

去る寅年皆濟目録

一 高八十一石五斗六升四合なり
 一 米百十三表(俵)三斗二升一合なり

勝間村

一 内米一俵と五升は

一 同八俵と二斗七升二合

一 差し引き残して

一 米百三俵と三斗九升九合

一 内米九十五俵は

一 同二俵と一斗五升は

一 同三俵は

前々より御用捨下さる
 亥午兩年崩れ引き下さる

江戸廻(回)米になる

運賃米に下さる

年々堰(せき)普請扶持
 (ふち)米下さる

名主給米下さる

違作につき御用捨米下さる

当納め

残して米二斗四升九合
 代永一貫九百十五文四分
 金一両につき米一斗三升かえ
 銭相場七貫文

合目
 一 高八十一石五斗六升四合なり
 一 米百十三表(俵)三斗二升一合なり
 一 内米一俵と五升は
 一 同八俵と二斗七升二合
 一 差し引き残して
 一 米百三俵と三斗九升九合
 一 内米九十五俵は
 一 同二俵と一斗五升は
 一 同三俵は

一 高八十一石五斗六升四合なり
 一 米百十三表(俵)三斗二升一合なり
 一 内米一俵と五升は
 一 同八俵と二斗七升二合
 一 差し引き残して
 一 米百三俵と三斗九升九合
 一 内米九十五俵は
 一 同二俵と一斗五升は
 一 同三俵は

永永市三石九粒文八ト 畑方納

立永三石三石六文八ト

以件同納金下
内一貫文は当寅年
御手当てとして下さる

米永惣(総) 差し引き

縮め永一貫三百六文二分
金として一両一分と錢三百九十文

右のとおり去る寅年物成米、永皆済
勘定重ねて出入りこれなきものなり。

慶応二寅年極月分
根岸又三郎
根岸又左衛門

勝間村
名主 久左衛門方
外組頭
百姓代中

卯正月二十三日

根岸又三郎
根岸又左衛門

畑方納
久左衛門方
外組頭
百姓代中

一永二貫三百九十文八分

二口ノ(締め) 永四貫三百六文二分

畑方納め
御仲(中) 間給金下さる
内一貫文は当寅年
御手当てとして下さる

米永惣(総) 差し引き

縮め永一貫三百六文二分

右のとおり去る寅年物成米、永皆済
勘定重ねて出入りこれなきものなり。

慶応二寅年極月分
根岸又三郎
根岸又左衛門

勝間村
名主 久左衛門方
外組頭
百姓代中

卯正月二十三日

去卯年皆済目録

深山家文書

慶応4年(1868) 深山家文書 168D
 勝間村去る卯年年貢皆済目録

一 米百三十三石三斗二升一合
 一 米百三十三石三斗二升一合

一 米百三十三石三斗二升一合
 一 米百三十三石三斗二升一合

一 米百三十三石三斗二升一合
 一 米百三十三石三斗二升一合

一 米百三十三石三斗二升一合
 一 米百三十三石三斗二升一合

一 米百三十三石三斗二升一合
 一 米百三十三石三斗二升一合

一 米百三十三石三斗二升一合
 一 米百三十三石三斗二升一合

一 米百三十三石三斗二升一合
 一 米百三十三石三斗二升一合

去る卯年皆済目録

高八十一石五斗六升四合
 一米百十三石三斗二升一合

内米一俵と五升は
 同八俵二斗七升二合は
 差し引き残して

米百三俵三斗九升九合
 内米九十五俵は
 同二俵一斗五升は
 同三俵は

同二俵は
 残して

米一俵二斗四升九合
 代永三貫九百三十三文三分三厘
 金一両につき米一斗六升五合かえ
 一永二貫三百九十六文八分

上納辻
 前々より御用捨下さる
 亥午両年崩れ引き

江戸廻(回)米になる
 運賃米に下さる
 年々堰(せき)普請扶持
 (ふち)米下さる
 名主給米に下さる

畑方上納

弟永三郎

御定重なる御成給文三厘

内永三貫文

仲(中)間給金下さる
内一貫文御手当とも

弟永三郎

御定重なる御成給文三厘

内永三貫文

仲(中)間給金下さる
内一貫文御手当とも

御定重

御定重なる御成給文三厘

右のとおり去る卯年物成米、永皆済

勘定重ねて出入りこれなきものなり。

慶応三卯年極月分
同四年辰正月二十五日

根岸又三郎

勝間村
名主 久左衛門方
外組頭
百姓代

米永二口ノ(締め)

永六貫三百二十四文一分三厘

内永三貫文

仲(中)間給金下さる
内一貫文御手当とも

米永惣(総)差し引き

永三貫三百二十四文一分三厘

金として三両一分一朱と錢百十六文

銭相場、十貫文かえ

右のとおり去る卯年物成米、永皆済

勘定重ねて出入りこれなきものなり。

慶応三卯年極月分

同四年辰正月二十五日

勝間村

名主 久左衛門方

外組頭

百姓代

八幡村大助郷減免嘆願書

弘化四年(1847) 深山家文書 173

勝間村役人総代、葉地村、勝間村役人総代、

右勝間村組頭仁右衛門、葉地村名主留右衛門申し上げ奉り候、

荻作村高二百七十石三斗六升、葉地(村)高二百石、

勝間村高二百七十三石これあり、往古より荻作、葉地

両村は同国潤井戸村、勝間村は六地藏、長柄山

いづれも村高限り定助郷相勤めおり、年々松平備前守様、

加納遠江守様御入国、御参府ならびに諸御武家様方

御通行御継ぎ立て仕り、そのほか房州峯岡白牛御用、

夏は御鷹匠様方御廻村御賄い、御継ぎ立て、御改革

弘化4年(1847) 深山家文書 173
八幡村大助郷減免嘆願書

恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候

上総国市原郡荻作村、葉地村、勝間村役人総代、
右勝間村組頭仁右衛門、葉地村名主留右衛門申し上げ奉り候、
荻作村高二百七十石三斗六升、葉地(村)高二百石、
勝間村高二百七十三石これあり、往古より荻作、葉地
両村は同国潤井戸村、勝間村は六地藏、長柄山
いづれも村高限り定助郷相勤めおり、年々松平備前守様、
加納遠江守様御入国、御参府ならびに諸御武家様方
御通行御継ぎ立て仕り、そのほか房州峯岡白牛御用、
夏は御鷹匠様方御廻村御賄い、御継ぎ立て、御改革

河内守藤原公休御之世生初吾病初也

此城第乃分許等縣及河内守古郡國新

石部之守多難屋在也抑不市東部

之守乃房福屋其難備有之市東部

之守乃房福屋其難備有之市東部

此國河内守藤原公休御之世生初

十三年卯申年卯申年卯申年卯申年

此之國河内守藤原公休御之世生初

自是乃守之世生初也

此市乃守之世生初也

御役人中横方御休泊、その上埴生郡、夷隅郡より付け出し候御城米多分付け送り、夥（おびただ）しく御伝馬相勤め困窮の村々

右体（てい）重々役にて難波罷（まかり）あり、しかるところ市原郡八幡村

の儀は房総往来駅場にこれあり、菊間、大厩、市原、上古市場、五所右五か村は定助郷村にて、先前より御通行、御武家様方、人馬御継ぎ立てまかりあり候ところ、去る天保十四卯年中、松平駿河守榎海岸御備え、房総両

国の内へ御領分替え仰せ出され、御通行ござ候につき御継ぎ立て

手廻りかね候趣をもって、右八幡村ほか五か村より私ども三か

村ならびに

郡本、藤井、山田橋、根田、加茂、惣社、能満、山木都合

後三村 八幡村の御村に人馬引立候へば

御筋申上り候へば御筋申上り候へば

御筋申上り候へば御筋申上り候へば

御筋申上り候へば御筋申上り候へば

御筋申上り候へば御筋申上り候へば

御筋申上り候へば御筋申上り候へば

御筋申上り候へば御筋申上り候へば

御筋申上り候へば御筋申上り候へば

御筋申上り候へば御筋申上り候へば

御筋申上り候へば御筋申上り候へば

十一か村は八幡村大助村に候ところ、人馬触当て候ても

差し出さざる趣、同年中、跡部能登守様御勤役中

出訴奉り、その砌（みぎり）私ども三か村は前文申し上げ奉り

候とおり、潤井戸、

六地藏、長柄山定助郷難波の村々邂逅（かいこう）にても外村

御継ぎ立て相勤まりがたく候間、お答え申し上げ候えども、御

吟味中一同へ

それぞれ御利（理）解の上、向後八幡村人足継ぎ立てにつき右

十一か村

大助と定め候儀これなく、海岸御備え場御引き移り右御通行の

節、

八幡村ならびに定助郷村々にて人馬引き立てがたく候わばその

度断り、

その御筋へ申し立て御印状頂戴、人馬解番御継ぎ立て仕るべく、

万一差し掛り急御用にて右御通行の儀もこれあり、その筋へ

一、
...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

申し立て方間に合いかね候節は人馬雇い上げ、遣い払い右賃銭
 は追って御印状頂戴許容の上差し出すはず、濟口証文
 差し上げ奉り一件内済仕り候ところ、去る午年中、異国舟（船）
 渡来につき松平下総守様御通行これあり、人馬おびただしく相掛
 り八幡村外五か村にて雇い上げ仕り候趣をもって馬一匹四百文、
 人足一人二百文ずつの積りをもって平均高割仕り
 御印状頂戴、右割合出金仕るべき旨申し聞け候えども、右八幡
 村
 継場、五井村へ二十四、五丁、浜野村へ二十丁ほどの所、
 右雇い賃銭余り不相当にこれあり、ことに私ども三か村は重々
 役相勤めおり候村方、郡本ほか七か村は手明き無役の村々、
 右村同様の割り合いにては□□難波仕り候間、その節懸（掛け）
 合いに及び

海防軍費の増徴に際し、御印状に添付の御印状を以て御座り候に

右御印状の御座り候に、御座り候に、御座り候に、御座り候に

御座り候に、御座り候に、御座り候に、御座り候に

御座り候に、御座り候に、御座り候に、御座り候に

御座り候に、御座り候に、御座り候に、御座り候に

御座り候に、御座り候に、御座り候に、御座り候に

御座り候に、御座り候に、御座り候に、御座り候に

御座り候に、御座り候に、御座り候に、御座り候に

御座り候に、御座り候に、御座り候に、御座り候に

御座り候に、御座り候に、御座り候に、御座り候に

役人どもまかり越し候につき、御印状は拝見承知畏み奉り候えども

右割合方の儀は私ども三か村前書のとおり村々不相

応、重々役相勤めおり困窮の中、去る午より引き続き多分の

手明き無役の村々も同様平均に致され候ては、とても当三か村

行き立ちがたく、潰れ、退転に及び候ほかござなく候間、手明

き村とも二月申し

合わせ示談の上、減じ方相付けくれ、私ども村々取り続き相成

り候よう

仕法方、折り入って懸（掛け）合候ところ八幡村ならびに助

郷村々役人とも、

さらに取りあい申さず、右にては御印状連背も同様につき、そ

の段

御訴え申し上げ奉るべき旨にて出府仕り候段、当十三日、私ども

も村々へ断り

ござ候間、取りあえず私ども出府、右難波の次第御嘆願

清水御領分御奉行所

弘化四年十一月

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

御奉行所

申し上げ奉り候、何とぞ御慈悲をもって私ども村々前書難儀

の始末聞こし召しなさるわけ、八幡村ならびに助郷村々役人ど

も召し出され

郡本村ほか七か村は手明き無役の村方、右同様

平均高割り出金仕り候ようにては当村々行き立ちがたく候間、

示談の上減じ方割合致しくれ、村々一統取り続き相成り候よう

仰せ付けられ下し置かれたく御憐憫(れんびん)の御沙汰願

い上げ奉り候。以上

林播磨守領分

朝比奈三郎兵衛知行所

上総国市原郡荻作村

井上杉三郎領分

加藤伯耆守知行所

同国同郡葉地村

清水領

曾根内匠知行所

同国同郡勝間村

右三か村役人総代

清水領 勝間村

与頭 仁右衛門

加藤伯耆守知行所葉地村
名主 留右衛門

弘化四未年十一月

御奉行所様

前書のとおり私ほか一人総代にて御奉行所へ願ひ上げ奉りたく
存じ奉り候間、何とぞ御慈悲をもって御差し出し成し下し置か
れ候よう願ひ上げ奉り候。以上

未十一月十八日

右 仁右衛門(印)

清水御領分御役所

畑木・高石家文書

市原市畑木はJR姉ヶ崎駅東方およそ1・5km、養老川左岸に立地する。家数およそ100戸、人口300人ほどの農業地帯で南北に伸びる細長い谷間を中心に集落が続いている。

その昔、日本武尊東征のときこの地に陣を定め、進発の時

「国のため一旗起こそうぞ」と叫ばれたのが「一旗起（畑木）」地名の由来だという。江戸時代は1給で

①寛永ころゝ寛文5年 旗本小出越中守家

②寛文5年ゝ天和2年 旗本小出隠岐守家

③天和2年ゝ貞享2年 幕府直轄天領

④貞享2年ゝ慶応4年 旗本、請西藩林肥後守家204石

と変遷したとみられる。

旗本小出家は豊臣秀吉に仕えた戦国大名小出秀政の後胤、2男秀家が関が原の合戦で徳川家康に与して嫡子三尹が和泉陶器1万石となる。その2男尹貞が独立して畑木知行所が成立、家光に仕え5000石、越中守で小姓組番頭、伏見奉行、禁中のことなどの重職にあたった。

遺領は長男が4000石を取り、2人の弟に500石ずつを分知、畑木村は3男の尹与に引き継がれた。書院番、小姓を勤めたが、天和2年5代將軍綱吉、大老堀田正俊の初政に改易、「寛政譜」は故ありて采地を納められるとしている。

跡地は幕府直轄領となるが、貞享2年からは後に諸侯に列せられることになる旗本林家の知行地に加えられた。林家は忠政が家康の旗本として3000石を獲得、4代忠隆が將軍綱吉の信任をえて榮進していく。持弓頭、新番頭をへて側衆へ、この間加増を繰り返して1800石、その子忠和も長崎奉行、江戸南町奉行で3000石となった。

林家をもっとも有名にしたのは11代將軍家斉の側近として側

御用取次、若年寄へ進んだ忠英だった。文政8年これまでの7000石に3000石を加えられ木更津の貝淵藩1万石の大名となった。家斉の取り巻きとしてその後も加増は続く。天保10年あわせて1万8000石に達したが良いことばかりは続かない。家斉の死を待った老中水野忠邦が「天保の改革」に乗り出す。忠英は「大御所政治」元凶の一人として肅清、8000石を没収されて1万石に戻された。

次の忠旭の時陣屋を請西に移転、幕末風雲急を告げた慶応3年、最後の藩主として忠崇が就任するが、血気盛んなこの若者は請西藩を窮地に追い込んで取り潰させることになる。鳥羽伏見の戦いに勝った官軍の進撃で江戸城が無血開城されると藩兵70人を率いて出陣、各地を転戦するが時代の波にさらうことはできない。戦い利あらず明治元年9月仙台で降伏、領地没収の上、唐津小笠原藩の東京藩邸に蟄居を命じられた。明治2年、義弟忠弘に家名再興が許されるが3000石にすぎない。忠崇はのち昭和16年、94才まで生き延びて300諸侯最後の殿様となった。

林家の居所となった貝淵陣屋はJR木更津駅からおよそ15分歩いた木更津市貝淵、後の松平滝脇1万石桜井藩庁舎、木更津県庁舎で周囲に土塁、空堀の一部が現存している。嘉永3年に築いた請西（真武根）陣屋は貝淵からJR線を挟んだ台地上の請西村真武根にあった。広大な跡地に「真武根陣屋碑」「猷兔記念碑」の碑（いしぶみ）が城の歴史を伝えている。

江戸屋敷は全盛期の忠英時代が丸の内の現在東京駅の一部、最後が九段下の九段会館、下屋敷は墨田区の菊川にあった。また林家正規の菩提寺は東京都港区愛宕2の青松寺で、かつて巨大墓碑を林立させたがいまではすべて取り払われ、「林家之墓」と掘られた昭和7年の小型角柱碑が歴代当主、家族を合祀している。

一方、初期旗本時代の知行所墓所が市原市石川の龍溪寺にひ

っそりと現存している。初代忠政、2代吉忠、3代忠勝以下8代忠篤までの当主など11基、その変遷は2000石の小身旗本からやがて万石取り大名へと栄進、最後に没落するという林家興廢の歴史を垣間みせてもいる。詳細は『市原にある大名旗本の墓』（中央、八幡図書館所蔵）を参照されたい。

畑木村は明治維新の戦いで戦場になった。慶応4年4月、江戸城の無血開城に不満の撤兵隊ら2500人は「義軍府」を名乗り木更津に本陣をおいて、江戸からの新政府軍を迎え撃った。しかし初戦の船橋戦争に敗退、以後新政府軍の追撃を受けながら八幡宿、五井へと後退、養老川に陣を布いたがここでも敗れて多くの犠牲者を出した。死者は出津村17、姉崎村15、松ヶ島村11など59名とも60名ともいう。畑木村でも高石家近くの丘に立てこもった義軍方兵士5人が戦死している。

慶応4年4月、旧請西林藩領は新政府によって没収され、いったん飯野保科藩2万石の管理下に入るが、7月には房総知県事に任命された久留米藩士の芝山典に引き継がれ、9月水野菊間藩5万石をへて明治4年廃藩置県を迎えている。「高石家文書」はこれらの畑木地区の歴史を記している。

34 旗本林家（後の請西藩）鉄砲証文Ⅱ文化4年

鉄砲は戦国後期の天文12年種子島に漂着したポルトガル人が伝来、弓や刀、槍に変わる兵器として急速に普及した。近世初頭の天正16年、全国統一を視野においた豊臣秀吉が農民から武器を没収する「刀狩り令」を定め、江戸時代に継承された。

「刀狩り」は兵農分離を進め、百姓一揆や暴動を防止し近世封建制度の基礎となった。

「刀狩り令」の特例として鉄砲の保持が認められたのが、害獣駆除目的であった。「鉄砲証文」は預かり主と名主、組頭、五人組（百姓代理か）が連印、年代は江戸後期11代將軍家斉初政の文化4年で、あて先は旗本時代の林肥後守御役所になっ

ている。

題名は「差し上げ申す鉄砲証文のこと」、ついで鉄砲1丁、村名、拳（こぶし）場、御鷹とらえかい場でないとのただし書が続く。こぶし場は鷹狩り場、とらえかい場は本来鷹の訓練場で後に役負担、鷹匠頭の管轄下に置かれた。市原はほぼ全郡がとらえかい場であったと考えられるが「証文」は区域外としている。本文は猪、鹿が田畑を荒らし困っていること、悪用しないことを誓約している。幕府の厳しい鉄砲統制が伺える貴重な史料といえよう。

41 姉崎二十五郷高石帳Ⅱ文政8年

姉崎村五郷組合は人馬継ぎ立ての助郷グループで二十五郷は大助郷に相当する広域組合をいい、後期は治安維持などの役割もはたした。市原には姉崎のほか五井村、八幡村、潤井戸村などがあった。姉崎二十五郷の組合村はそれぞれ地区別に次の村々で構成されていた。

① 姉崎村五郷組合Ⅱ 姉崎村、椎津村、不入斗村、片又木村、白塚村、今津村（6か村）

② 今富村五郷組合Ⅱ 今富村、宮原村、西野村、疋（引）田村、柳原村、小折村、神代（かじろ）村（7か村）

③ 島野村五郷組合Ⅱ 島野村、松ヶ島村、青柳村、入沼（飯）村、出津村（5か村）

④ 海保村五郷組合Ⅱ 海保村、畑木村、廿五里（ついへいじ）村、豊成村、立野村、町田村、野毛村（7か村）

⑤ 新生（あらおい）村五郷組合Ⅱ 新生村、十五沢村、権現堂村、分目（わんめ）村、糸久村、浅井小向村（6か村）

姉崎二十五郷組合の特徴は、同じ組合村の中に房総5藩の大名行列が通った「房総往還寄場村」の姉崎村と久留米黒田藩が利用した「久留米街道寄場村」の今富村の2つの継ぎ場と養老川の川越しを持ったことであった。このため宿場経費の負担をめぐるトラブルも多く、その結成は享保以前に逆上るとされて

いる。

姉崎村と今富村の継ぎ立ては小人数の時寄場村が行ない、多人数の時組合村が助郷した。助郷経費は各郷村々の高割りで、資料は計算の根拠となる五郷村高をまとめている。それぞれの組合村高のうち、姉崎村と今富村は「囲い人馬」（宿経費）、町田村、廿五里村、出津村は養老川の「川越し」、天羽田は「人馬諸用」を引いている。この結果、姉崎御通りの場合は高5979石余、今富御通りの場合高4297石余で高割りしたことがわかる。

62二十五郷たかじょう御用済口証文Ⅱ文政12年

寛保3年の姉崎村二十五郷組合、寛延2年の姉崎村、海保村、文政12年の二十五郷組合と3件の鷹匠（たかじょう）御用にかかわる諸経費割合出入りの内済証文などをまとめている。姉崎村二十五郷組合はその後文政12年、八州取締出役が行なった治安維持のための改革村組合のモデルともされ、前文とともに貴重な郷土史料といえる。

たかじょうは慶長12年、徳川家康が制度化したのがはじまりで、5代將軍綱吉の「生類哀れの令」でいったん廃止されたが8代將軍吉宗の時「軍事訓練」として復活した。市原はとらえ飼場で、その通行にあたって職権をかさに専横の振る舞いも多かったという。たか場やとらえ飼場視察が公務で、諸経費は助郷として村々に高割りされた。2点はその経費負担をめぐるトランプ内済済口証文。寛保3年は松ヶ島村、出津村、青柳村から幕府勘定奉行・荻原伯耆守へ、次の寛延2年は姉崎村が神谷志摩守へ出訴、いずれも江戸公事宿扱い人の仲裁で内済している。

一方、文政4年「取り替わせ一札」はたかじょうの通行にあたって何らかの不都合を伺わせる。幕府上総代官・竹垣源蔵手代から不行き届きを追求されたことを受け、組合村が再発防止を申し合わせている。たかじょうの横暴はやがて弊害となり、

幕府は幕末嘉永6年に全廃している。

217 請西林藩安政大地震上屋敷など普請献上金Ⅱ安政2年

安政2年10月2日、江戸湾直下江戸川河口を震源とするマグニチュード6・9の大地震が発生、同時に起こった火災が江戸市中に広がり死者は1万人を数えた。資料は「安政大地震」で大破した江戸蠣殻町上屋敷（中央区日本橋蠣殻町2-18、9）現在蠣殻町公園ほか）、本所菊川町下屋敷（墨田区菊川3-15ほか）現在マンション、一般住宅地」と貝淵陣屋の普請経費献上金に対する「延滞願い書」、差出人は肝入名主2名ほか、あて先は貝淵地方（じかた）役所、献上金は承知したが村々も被害が大きく当惑していることを訴え、今般差し出した人足や大工が帰るころまで待つてほしいとしている。

269 請西林藩畑木村年貢皆済目録Ⅱ安政6年

284 請西林藩天王河原村年貢皆済証文Ⅱ安政7年

269は安政6年村が領主に差し出した請西林藩年貢の「皆済目録」で284は領主が発行した「皆済証文」、目録と証文の關係は前出勝間村曾根家とほぼ同じ、先に村が年貢の納税明細を「目録」として差し出し、これを受けて領主が「証文」を発行している。

269の「目録」ははじめに米の総高と内訳を記す。本来納めるべき米は193俵余で、内およそ半分の92俵を江戸廻米、残りの32俵、13俵、16俵は先納済み、調達金、年賦金の返済と相殺、また38俵は御用捨米（免除）としている。前借りや年賦は緊迫した藩財政物語っている。

284は天王河原村の「皆済証文」。天王河原村は高100石余、4給でうち17石余が請西藩領、高も少なく畑木村名主が兼務している。

286A 請西林藩高役金皆済覚Ⅱ嘉永5年

286B 請西林藩高役金褒章申し渡しⅡ万延2年

176 請西林藩陣屋普請褒詞Ⅱ嘉永6年

286C 請西林藩調達上金一札 〓 万延元年

286ABの「高役金」は高1000石について課税される臨時税のこと。林藩は嘉永3年11月、請西陣屋を築城しており、その経費割り当てであろうか。畑木村、天王河原村あわせ2両3分余（現在の50万円程度）を領収、署名押印は担当者個人名で藩名や役職はない。

176には「陣屋普請」と「上納金」が明記されている。

「上納」は金を収めること、村全体のほか有力者にも割り当てられたのだろう。上包みに「御褒詞」と個人名が並ぶが呼び捨て。「相応の上納金仕り候条」藩主から褒めおくとのお言葉があったという趣旨。寄付された方がふんぞりかえっている。最後に藩重臣の署名と花押、書き順は後ろから家老、中老、御用人、郡奉行の順。江戸後期、諸藩の財政はほぼ破綻しており、「上納」や「前借り」が常態化していることがわかる。

294 畑木村御仕置き五人組帳 〓 文久元年

仕置きは法にそって処罰すること、深山家文書146の「御条目ならびに村議定帳」と同じだが、条目は別紙で記載はない。名主が箇条ごとに読み聞かせ、違反者は仕置きする旨を議定し一同が連印している。

五人組は幕府が村々の百姓に命じた隣組組織で、5戸を1組に編成、納税、火災、犯罪などの連帯責任を負わせた。請西藩領は畑木村が6組、天王河原村が1組、名主が1人でそれぞれ組ごとに組頭が付いた。五人組は正規な呼名だが、よくみると2人、3人、4人、5人、6人組と戸数はまちまち、その編成は両隣や血縁関係のない他人同士を組み合わせたとされる。

296 宗門人別御改め帳 〓 文久元年

「宗門改め」は江戸時代の宗教制度で、名主が領主に提出した「人別帳」（宗門改め帳）が現在の戸籍簿に相当する。寛永17年、幕府はキリシタン禁圧の手段として「宗門改め役」を置きすべての領民がいずれかの寺の檀家に登録することを義務付

けた。「人別帳」は毎年作成、これに記載されない者は無宿者とされた。その形式は年代や地方、領主によってさまざまだが1戸ごとの家族すべての名前や続柄、年齢を記し、寺と村役人がキリシタン宗門でないことを証明している。

前文の箇条書きや人別の書式は前出、深山家と同文で寛文11年の幕府禁制に沿ったことがわかる。「人別帳」の畑木村の合計数は33軒「本百姓」の注記がある。人口は男84人、女95人、合計179人、ほかに下男、下女、馬14匹となっている。

この「人別帳」には持ち高が記載されている。持ち高は田畑屋敷を合計した家別の総生産高で、最大が33石、最小は4升、その構成は10石以上5軒、5石以上1軒、1石以上6軒、5斗以上5家、1斗以上11家、1斗以下5家、平均1軒あたり3・2石、一人あたりでは0・6石となる。持ち高の大きい大地主は村役人となり下男、下女を置き馬を持つが、持ち高の小さな家は自分の田畑のほか大地主から借地して耕作した。また、田畑をまったく持たない貧しい百姓を「水飲み百姓」といった。1人前として認められず5人組や「人別帳」に登録されることもなかった。

1軒あたり人口は5・4人、本人と父母、妻、せがれ、娘各1が標準家庭。戸主の年齢は60才代2人、50代9人、40代6人、30代9人、20代6人で平均40・8才。身分は全員百姓で、新兵衛には「酒、酢、しょうゆ商仕り候」の特記がある。農間余業で兼業農家だったことがわかる。

「宗門」を証明した寺院は地元畑木村が医王寺と千手院、姉崎村の妙経寺と円能寺、片又木村の法蓮寺、海保村の森巖寺と遍照院の7か寺、檀家は妙経寺12軒、医王寺9軒などで、宗派は日蓮宗、真言宗、禅宗であった。

351 林忠崇の旧領復帰嘆願書 〓 慶応4年

林家の旧領復帰嘆願書で、作成者は望陀郡7か村であて先は徳川撤兵方御隊長中様、作成日は慶応4年5月になっている。

この年閏4月、領主林忠崇は藩兵70人と遊撃隊を率いて出陣、4月新政府は請西藩を取り潰し、旧領は飯野保科藩に預けられた。嘆願書の出された5月、忠崇は小田原周辺で新政府軍と交戦中であつたが詳しい状況は領民に知らされていない。不安が嘆願という形で現れたものだろうか。本文では忠崇の今回の行動はただ徳川家相続の誠心から出たもので官軍に敵対する気持ちはないことを訴えている。とすればあて先は官軍でなければならぬ。本書が実際に提出されたかどうかは不明。

350 飯野保科藩地方役所についての願ひ書 慶応4年

作成者は旧林領、周准(すえ)、望陀、市原3郡26か村で、あて先は飯野御役人中、前書と同じ慶応4年5月の作成。旧請西藩領を預かることになった飯野藩に請西藩領当時、地方(じかた)役所であつた貝淵役所に出先機関を置いてほしいとする願ひ書。本文では請西村役人から諸経費の請求があり迷惑していることなどを挙げてゐる。7月飯野藩は請西藩領預かりの任務を解かれ房総知県事に引き渡された。

348 徳川合戦 慶応4年

明治維新の「東北戦争」に旧幕歩兵奉行・大鳥圭介に従つた旗本神尾某が父にあてた書状写しとしてゐる。本文は前後2通、前半は4月27日、後半は4月24日付けで順序が逆転、表紙の日付「4月15日より18日」も内容と一致しない。

慶応4年4月11日、江戸城の無血開城に不満の幕臣たちは翌12日市川の国府台に集結した。その主力は大鳥圭介率いる旧幕歩兵隊500で、そこに流山で瓦解した新選組副長・土方歳三らの残党、会津藩士・秋月登之助らが合流した。

書状は大鳥隊緒戦の快進撃部分、4月16、17日の小山での戦い、19日の宇都宮城攻略などを記している。味方軍勢は水戸より奥州まで総人数18万人、その旗印を紹介し、筆勢に奥羽列藩同盟が成立したかの勢いがある。小山戦争の大勝利は、軍資金、食料のほか錦旗1流、大小砲14丁、小銃75丁などの分捕り品を

紹介、生け捕り数知れず、死人けが人7千人など誇張された戦果が報告されている。

大鳥軍前半のハイライトは1日で落城させた宇都宮城の攻防といえる。「19日宇都宮にて合戦、官軍方先方脱走、官軍方残らず大敗北」とし、城主戸田忠恕(ただゆき)がわずかな供を従えて燃え盛る宇都宮城から館林に向けて脱出したことを記している。

しかし大鳥軍の華々しい活躍もここまで。新政府軍が体制を整えて反撃に転ずると劣勢になり、宇都宮は取り戻され、決戦の舞台は二本松、会津へと移ることになる。書状のストーリーはほぼ史実どおり、内容は瓦版的で楽しいが、家族あて書状としては大いに疑問ありともいえよう。



旧幕府・大鳥軍の経路

高石家文書

一 鉄砲一挺

高石家文書

徳田右兵衛 御奉行

江戸 高石家

徳田右兵衛 御奉行

右は御知行所畑木村猪鹿多出、田畑荒らし百姓難義（儀）
仕り候につき、願ひ奉り玉込め鉄砲一丁（たしか）に預か
り四季とも打たせ
申し候、もし右の鉄砲にて悪事仕出し候か、または畜類より
外の殺生杯（など）仕り候は本人は申すに及ばず名主、五人
組まで如何（いか）
よりの曲事にも仰せ付けらるべく候、この鉄砲の儀、他人は

文化4年（1807） 高石家文書 34
林領鉄砲証文

差し上げ申す鉄砲証文のこと

一 鉄砲（砲）一挺（丁）

高二百四十九斗九升

上総国市原郡畑木村

江戸より十三里余

ただし御拳（こぶし）場、御鷹捉飼（とらえかい）場にて
はござなく候。

右は御知行所畑木村猪鹿多出、田畑荒らし百姓難義（儀）
仕り候につき、願ひ奉り玉込め鉄砲一丁（たしか）に預か
り四季とも打たせ
申し候、もし右の鉄砲にて悪事仕出し候か、または畜類より
外の殺生杯（など）仕り候は本人は申すに及ばず名主、五人
組まで如何（いか）
よりの曲事にも仰せ付けらるべく候、この鉄砲の儀、他人は

不及申張親言は身重をたたりて申す人
 借り候旨は仁ら候者大に相為り候
 申事と可成候旨は依り候旨は文書差
 為後日仍多件

文化四卯年二月

上総国市原郡畑木村

林肥後守様
 御波新

久包 文平 八
 源右衛門 忠助
 御印

申すに及ばず假(たとい)親子兄弟にごさ候とも預かり主の
 外余人へ

借(貸)し申す儀曾(かつて)もってしまじ候、右の趣相
 背き候わば、いかようの

申事にも仰せ付けらるべく候、これにより鉄砲証文差し上げ
 奉り候、後日のためよってくだんのごとし。

文化四卯年二月

上総国市原郡畑木村

林肥後守様
 御役所

預かり主 □□(虫食い) 八(印)
 五人組 文平(印)
 組頭 源右衛門(印)
 年番名主 忠助(印)

文政八酉年

二十五郷高石割合帳

八月

吉祥日

高石氏

覚

姉崎村合

高千七百石九斗二升

姉崎村

内天羽田高九十四石の所四十七石

天羽田へ

相掛り候諸御用勤め方相除き申し候

同高千石は困い人馬高に相除き申し候

文政8年(1825) 高石家文書41
二十五郷高石割合帳

文政八酉年
二十五郷高石(こく)割合帳
八月吉祥日
高石氏

縦 帳

覚

姉崎村五合(郷)

姉崎村

天羽田へ

一高千七百石九斗二升
内天羽田高九十四石の所四十七石
相掛り候諸御用勤め方相除き申し候
同高千石は困い人馬高に相除き申し候

卯之権下河原 妙経寺

口之権石名 社地除

口之権石名 寺除

口之権石名 寺除

口之権石名 寺除

一之千石五斗五升 白塚

一之千石五斗五升 白塚

一之千石五斗五升 今津村

一之千石五斗五升 柏原村

一之千石五斗五升 不入斗村

一之千石五斗五升 迎田村

一之千石五斗五升 片又木村

一之千石五斗五升 権津村

内子四石七石 用人馬天羽田人馬諸用引き

引残分千石五斗五升 八石五斗五升 八石五斗五升

人馬勤め高なり

海保村五郷

外に高十石御朱印 妙経寺分

同高三十九石 社地除く

同高三石一斗五升 寺除く、長安寺分

三〇ノ(縮め)高

五十二石一斗五升高割り除く 姉崎村分

指り(ママ) 残千六百五十七石九斗二升 姉崎村

一高二百石五斗一升 白塚村

一高百十七石四斗五升二合 天王川原村

一高三百二十七石七斗六升 今津村

一高百五十二石三斗九升四合 柏原村

一高六百二十三石九斗九升二合 不入斗村

一高百三十六石三斗三升七合二勺 迎田村

一高二百石六斗九升四合 片又木村

一高六百八石八斗五升三合 権津村

締め高四千七十五石二斗一升二合二勺

内千四十七石は困い人馬天羽田人馬諸用引き

引き残して三千二十八石二斗一升二合二勺 人馬勤め高なり

海保村五郷

一高八百石五斗五升 海保村

一高四百四石五斗五升 吉野村

一高四百八石五斗五升 町田村

一高四百石五斗五升 野毛村

一高四百石五斗五升 畑木村

一高四百石五斗五升 豊成村

一高五百石五斗五升 立野村

今高千石五斗五升

引き残して千三百七石四斗四升人馬勤め高

今高村五郷

一高五百石内高二百石困い人馬に除く

引き残して三百石なり

一高四百八十七石八斗六升二合 今富村

一高百三石五升 宮原村

一高百五十石二斗 神代(かじろ)村

一高五十九石一斗七升七合 引田村

一高百八十四石五升六合 小折村

一高百八十四石五升六合 西野村

一高八百二十五石六斗三升 海保村

一高四百四十五石六斗三升 廿五里(ついへいじ)村

一高二百八十二石八斗九升 町田村

一高百二十二石二斗九升 野毛村

一高二百四十九石九升 畑木村

一高百四十七石三斗 豊成村

一高五十一石七斗一升 立野村

縮め高二千七十七石四斗四升

内高七百石町田、廿五里川越し高分除く

引き残して千三百七石四斗四升人馬勤め高

今富村五郷

一高五百石内高二百石困い人馬に除く

引き残して三百石なり

一高四百八十七石八斗六升二合 今富村

一高百三石五升 宮原村

一高百五十石二斗 神代(かじろ)村

一高五十九石一斗七升七合 引田村

一高百八十四石五升六合 小折村

一高百八十四石五升六合 西野村

一高六十九石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

新井村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

一高五十四石 柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

一高六十九石 柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

柳原村

一高百石 高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高千三百四石九斗二升二合

一高百四十一石一斗一升 玉前新田

一高千三百四石九斗二升二合

一高八百石出津村川越え高相除く

人馬勤め高なり

二十五合惣(総)高合わせて

一高一万七千九百九斗二勺なり

一高二千七百四十七石は村々分

一困い人馬川越し天羽田諸御用に除く

一引き残して高七千三百二十五石九斗二勺

一この内千三百四十四石三斗五升五合

人馬割合高なり

一今富五郷高相除き引き残して高なり

一高五千九百七十九石五斗四升五合二勺

一村高法にして人馬を割るには 姉崎割合高なり

法出し

一今富村通り御通りの時割合高

一高千五百四十四石三斗五升五合

一内二百石困い人馬今富五郷高 なり

一引き残して千三百四十四石三斗五升五合なり

一高二千七十七石四斗四升、海保村五郷高なり

一高千七百石町田子原高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

一高千七百石高田川越え高なり

内七百石、町田、廿五里両村川越し高に引く

引き残して千三百七十石四斗四升

一高千七百石九斗七升一合、新生五郷高なり

一高千三百四石九斗二升二合、島野五郷高なり

内八百石川越え高除く

引き残して五百四石九斗二升二合、割台高なり

今富御通り総高、ただし二十五郷高なり

五千九百九十七石六斗八升八合

内高二百石、今富囲い人馬高なり

内高七百石、海保五郷川越え高なり

内高八百石、島野五郷川越え高なり

三口締め千七百石引き替え高

残して四千二百九十七石六斗

一高五千九百七十九石五斗四升五合二勺

姉崎御通り、人馬割台高なり

一高四千二百九十七石六斗八升八合

今富御通り、人馬割台高なり

総州市原郡畑木村

堀の内谷

高石氏

総州市原郡畑木村

堀の内谷

高石氏

寛保寛延延共之入馬勤方水夫賃銭差為候様

文政十二己年廿五郷一件の写

寛保二己年廿五郷人馬勤方水夫賃銭差候
為候御用之入字

寛延二己年姉崎と海保と水夫賃銭差候
出入り内済濟口証文の写

為候御用之入字

一上総國松ヶ島村、出津村、青柳村へ御鷹匠（たかじょう）様
方御出、御たか御用ならびに諸色入用割合につき、このたび
出入りに及び
萩原伯耆守様において御吟味成しくだされべく候ところ雙
（双）方
和談致し相対をもつて内分にて事相済み候ように仕りたき旨
願ひ奉る。これにより双方和融相談の上、御たか匠様方御出
の村々勤め方相究（決め）申し候趣、左に相記し申し候こと。
一惣（総）組合申捨御用内いづれの村へ御たか匠様方

文政12年（1829） 高石家文書62
二十五郷たかじょう御用濟口証文

寛保、寛延二十五郷、人馬勤め方水夫賄い
賃銭取り替わせ証文の写し
文政十二己年二十五郷一件の写し

帳 豎

寛保三亥年二十五郷人馬勤め方、水夫（すいふ）賄い賃銭
取り替わせ証文の写し
寛延二己年姉崎と海保と水夫賃銭差し滞り候
出入り内済濟口証文の写し

取り替わせ証文のこと
一上総國松ヶ島村、出津村、青柳村へ御鷹匠（たかじょう）様
方御出、御たか御用ならびに諸色入用割合につき、このたび
出入りに及び
萩原伯耆守様において御吟味成しくだされべく候ところ雙
（双）方
和談致し相対をもつて内分にて事相済み候ように仕りたき旨
願ひ奉る。これにより双方和融相談の上、御たか匠様方御出
の村々勤め方相究（決め）申し候趣、左に相記し申し候こと。
一惣（総）組合申捨御用内いづれの村へ御たか匠様方

姉崎村御通り 人馬三十七人、三十七疋（匹）までは
 姉崎村千六百五十七石八斗の内千石相除き
 此の除き高は急御用困い人馬勤め方除き置き、残して
 六百五十七石八斗は定助四か村の高と一同に高
 割りに仕り、朝暮（ちようぼ）相勤め申すべく候、もし三十
 八人、三十八疋（匹）よりの
 人馬入用の節は島野組、海保組、新生組この三組の
 高の内、島野組高にて八百石、姉崎通り川越し
 役に除き、ならびに廿五里、町田この両村高を今富通り
 川越し役高を相除き、右三組の残り高と姉崎組
 の勤め高を一同に高下なく高割りに仕り、人馬相勤め申すべ
 く候こと
 一 今富村御通り人馬の儀は二十五匹、二十五人までは
 今富村の高二百石相除き、この除き高は急御用
 困い人馬勤め方に相除き、残り三百石と定助四か村
 高と一同に高割りに仕り、朝暮相勤め申すべく候、もし二十
 六匹、二十六人よりの人馬入用の節は右川越し役高同断相除
 き、島野、海保、新生三組の

一 今富村御通り人馬の儀は二十五匹、二十五人までは
 今富村の高二百石相除き、この除き高は急御用
 困い人馬勤め方に相除き、残り三百石と定助四か村
 高と一同に高割りに仕り、朝暮相勤め申すべく候、もし二十
 六匹、二十六人よりの人馬入用の節は右川越し役高同断相除
 き、島野、海保、新生三組の

河の今富村の勤高一同に高下なく高割りに
は相勤すべし事

右通相捨痛相候し相候は
相改帳面は之を相定置き申すべく候、かつ二十
五郷へ相懸（掛）り候儀は先規のとおり姉崎村へ
是又立合ひ及相候し候儀は、
姉崎村定助、大助ともに当村より触出し、今富村
の儀も今富村より触出し、右同断たるべし。もし
いづれの組にても御用の儀これあり候節はその
組の村方親村より触出し申すべく候、しかる上は
定助、大助ともに滞りなくきつと相勤めべく候。
そのため二十五郷連印仕り、組親五郷へ取り替わせ
申すところよつてくだんのごとし。

寛保二年閏四月

新左衛門印
吉右衛門印

残り高へ今富村の勤め高を一同に高下なく高割りに
仕り相勤め申すべく候こと。
右のとおり二十五郷和談いたし相済み候上は
二十五郷姉崎村へ立ち合ひ、二十五郷の御免状高を
相改め帳面に仕立てきつと相定め置き申すべく候、かつ二十
五郷へ相懸（掛）り候儀は先規のとおり姉崎村へ
これまた立ち合ひ相談に及ぶべく候、もつとも触出しの儀は
姉崎村定助、大助ともに当村より触出し、今富村
の儀も今富村より触出し、右同断たるべし。もし
いづれの組にても御用の儀これあり候節はその
組の村方親村より触出し申すべく候、しかる上は
定助、大助ともに滞りなくきつと相勤めべく候。
そのため二十五郷連印仕り、組親五郷へ取り替わせ
申すところよつてくだんのごとし。

寛保三亥年閏四月
割本（元）親郷姉崎村組

姉崎村
名主 新左衛門印
名主 吉右衛門印

推津村
 親郷今富村組
 今富村
 宮原村
 枝郷西野村
 引田村
 柳原村
 神代村
 新兵衛印
 親郷今富村組
 今富村
 宮原村
 枝郷西野村
 引田村
 柳原村
 神代村
 新兵衛印
 親郷今富村組
 今富村
 宮原村
 枝郷西野村
 引田村
 柳原村
 神代村
 新兵衛印

親郷島野村組
 島野村
 藤左衛門印
 親郷島野村組
 島野村
 藤左衛門印
 親郷島野村組
 島野村
 藤左衛門印
 親郷島野村組
 島野村
 藤左衛門印
 親郷島野村組
 島野村
 藤左衛門印
 親郷島野村組
 島野村
 藤左衛門印

推津村 名主 利右衛門印 名主 利左衛門印 不入斗村 名主 太郎太夫印 片又木村 名主 庄左衛門印 白塚村 名主 太兵衛印 名主 与惣治印 今津村 名主 七平印	親郷今富村組 今富村 名主 弥五左衛門印 宮原村 名主 磯右衛門印 枝郷西野村 名主 四郎右衛門印 引田村 名主 吉之丞印 柳原村 名主 ならびに小折 神代村 名主 弥惣治印 新兵衛印	親郷島野村組 島野村 名主 藤左衛門印 名主 与惣左衛門印 松ヶ島村 名主 治兵衛印 青柳村 名主 九兵衛印 入(飯)沼村 名主 新兵衛印 出津村 名主 七郎左衛門印	親郷海保村組 海保村 名主 源右衛門印 名主 庄左衛門印 名主 六左衛門印 枝郷畑木村 名主 勘右衛門印 廿五里村 名主 与惣左衛門印 豊成村 名主 九郎右衛門印
---	---	--	---

右村の...
 親郷...
 野毛...
 町田...
 名主...

権現堂村
 名主 茂平□ (虫くい)
 分目村
 名主 四郎三印
 浅井小向村
 名主 善左衛門印
 糸久村
 金左衛門印

右村の...
 親郷...
 野毛...
 町田...
 名主...

亥
 閏四月

同所...
 同所...
 同所...
 同所...
 同所...

枝郷立野村

名主 新左衛門印

町田村

名主 久左衛門印

野毛村

名主 要助印

親郷新生村組

新生村

名主 新五郎印

名主 甚□ (虫くい)

枝郷十五沢村

右両人兼□ (帯か)

権現堂村

名主 茂平□ (虫くい)

分目村

名主 四郎三印

浅井小向村

名主 善左衛門印

糸久村

金左衛門印

右村このたび出入りにおよび候ところに御日延べ仕り二十五郷
 和談致し、我々ども儀、立ち会い相済み申し候ところ相違
 これなく候、これにより奥印形かくのごとくにござ候。以上

江戸馬喰町三丁目

粕壁屋

宿 太右衛門印

同所小伝馬町三丁目

木屋

同 権左衛門印

同所同町

同 糠 (ぬか) 屋

七兵衛印

同所同町

同 ぬか屋「虫くい」

亥閏四月

相勤め申すべく候こと

一今富村沖通人馬は、故に捨入に捨棄集、
今富村の石高を相除し、餘り三百石御用
困り人馬勤め方に相除き、残り二百石定助
三組の残高へ今富村組の勤め高一同に高下なく
高割りに致し、本人馬定助より先だつて順々に相勤め
申すべく候、もつとも余計の人馬勤め方ともに右同様たるべ
く候

右川越し役高同断に相除き島野、海保、新生
三組の残高へ今富村組の勤め高一同に高下なく
高割りに致し、本人馬定助より先だつて順々に相勤め
申すべく候、もつとも余計の人馬勤め方ともに右同様たるべ
く候

御鷹御用、水夫賃銭の儀、向後いづれの村にて
御用相賄い候とも根村高相除申さず惣(総)組合高
一同に割合出銭致すべく候こと。

寛延二年巳二月
前書の趣、志摩守様へ差し上げ候濟口証文
の写し村々取り替わせ置き候。以上

前書、御鷹、志摩守様へ差し上げ候濟口証文
の写し村々取り替わせ置き候。以上

姉崎村
 新左衛門
 徳兵衛
 利左衛門
 七平印
 太郎兵衛
 与兵衛
 弥五左衛門
 長兵衛
 四郎右衛門
 庄兵衛
 彦右衛門
 源右衛門
 野毛村
 要助印

甘五里村
 与兵衛
 島野村
 藤左衛門
 松ヶ島村
 治兵衛
 青柳村
 権内印
 入沼村
 権平印
 出津村
 七郎左衛門
 同
 新生村
 重兵衛
 分目村
 四郎三印
 名主
 糸久村
 名主
 浅井小向村
 忠兵衛
 同
 権現堂村
 与頭
 久兵衛

姉崎村	新左衛門印	甘五里村	与兵衛
名主	徳兵衛印	島野村	名主
名主	利左衛門印	名主	藤左衛門印
不入斗村	太郎兵衛印	松ヶ島村	名主
名主	七平印	名主	治兵衛印
今津村	与兵衛印	青柳村	権内印
名主	弥五左衛門印	与頭	権平印
白塚村	長兵衛印	入沼村	同
名主	四郎右衛門印	同	七郎左衛門印
今富村	庄兵衛印	新生村	同
名主	彦右衛門印	同	重兵衛印
宮原村	源右衛門印	分目村	同
名主	野毛村	名主	四郎三印
西野村	要助印	糸久村	名主
名主		名主	浅井小向村
引田村		名主	忠兵衛印
名主		同	同
柳原村		権現堂村	同
名主		与頭	同
海保村		久兵衛	
名主			

差し上げ申す書付

所上鳥御用につき、御鷹匠様方御止宿中賄い方の儀仰せ渡され承知長（かしこみ）奉り候、右は根村役人ども会所に詰め居り御用仰せ付けられ次第、いささかも差し支えなく
仕るべき旨、賄い村の儀二十五か村惣（総）代として両三人ずつ根村相詰め、種々賄い方取り締まりなど仕り、外御用の儀も根村役人どもと申し合わせ少しも差し支えござなきよう
相勤めべき旨、きびしく仰せ渡され畏み奉り候、もし相背き候村方ござ候わば、如何（いか）ようの御咎めにも仰せ付けられべく候、これにより連印差し上げ申すとこ
ろよってくだんのごとし。

文政四巳の年八月

文政四巳の年

竹垣庄蔵様

墨羽勇八殿

差し上げ申す書付のこと

御上鳥御用につき、御鷹匠様方御止宿中賄い方の儀仰せ渡され承知長（かしこみ）奉り候、右は根村役人ども会所に詰め居り御用仰せ付けられ次第、いささかも差し支えなく

仕るべき旨、賄い村の儀二十五か村惣（総）代として両三人ずつ根村相詰め、種々賄い方取り締まりなど仕り、外御用の儀も根村役人どもと申し合わせ少しも差し支えござなきよう

相勤めべき旨、きびしく仰せ渡され畏み奉り候、もし相背き候村方ござ候わば、如何（いか）ようの御咎めにも仰せ付けられべく候、これにより連印差し上げ申すとこ

文政四巳の年八月

村々

役人

連印

竹垣庄蔵様

御手代

墨羽勇八殿

先代御宿上札の事

一 御上鳥御用につき、御鷹匠様方御止宿中賄い
方の儀、根村にて二十五郷総代賄い來たり候ところ
このたび竹垣庄藏様御手代墨羽勇八殿より、根村へ
賄い村々相詰め居り申さず、これにより御用御向き差し支え
に
相成り、不行き届きの段御察斗(きつとう)を請け、恐れ入
り奉り候、このたび
より賄い村二十五郷総代として一組より村役人
一兩人ずつ根村会所へ詰め居り、賄い方に限らず外
御用向きとも御差し支えこれ無きよう仕るべく候、もつとも
御鷹方

賄い諸入用の儀なるたけ相減らし、賄い村二十五郷の内
いづれの村方に御止宿なられ候とも、賄い諸入用相掛かり
候分、総高割りにいたし出銭差し出し、万事取り
締まり方仕るべく候、後日のため取り替わせ申す連印一札、
よつて
くだんのごとし。

文政四巳年八月

親村

何村名主印

組村総代

何村名主印

親村

何村名主印

何村名主印

何村名主印

人政口

年

親村

何村名主印

親村

何村名主中

元申年中

御陣屋普請

御用相勤むべき旨

御用相勤むべき旨

御用相勤むべき旨

御用相勤むべき旨

御用相勤むべき旨

御用相勤むべき旨

御用相勤むべき旨

御用相勤むべき旨

御用相勤むべき旨

御用相勤むべき旨

嘉永6年(1853) 高石家文書176
請西藩真武根陣屋普請要詞

その方ども儀、嘉永
元申年中

御陣屋御普請

仰せ出され候につき、相応の

御用相勤むべき旨

仰せ出され候ところ、一同申し談じ

の上、相当の上納

金仕り候条、奇特の

ことに候、よって賞め置くべき旨

仰せ出され候。

嘉永六丑年正月

同 大野肇(花押)

同 北爪 貞 馬
 同 中野 彦 兵衛
 郡奉行 梶 島 舍 馬
 同文ノ役 大野 平 右衛門
 中用合ノ役 廣 島 右 馬
 中中元 小倉 大 三郎 馬
 中長元 木村 準 人 馬

中 獲 詞

畑 木 村
 惠 助 係
 金 藏
 源 治 郎
 勘 左 衛 門
 金 之 丞
 万 兵 衛

(上包みか)

御 獲 詞

同 北爪 貞 (花押)
 同 中野 彦 兵衛 (花押)
 郡奉行 梶 島 舍 (花押)
 同元ノ(元締)役 大野 平 右衛門 (花押)
 御用人 御勝手掛
 広部 民 右衛門 (花押)
 御中老 小倉 大 三郎 (花押)
 御家老 木村 準 人 (花押)

畑 木 村
 惠 助 係
 金 藏
 源 治 郎
 勘 左 衛 門
 金 之 丞
 万 兵 衛

御恩の書付奉り候

一御領分上総国三郡村々惣(総)代貝澗村
肝煎(きもいり)名主栄蔵、太田村同新兵衛、宮
原村名主見習源太郎、申し上げ奉り候。
御領主様連々の御物入り莫大にて御勝手
向き御差し支えあらせられ、御時節柄のところ今般
大地震、御上屋敷、御下屋敷ならびに貝澗地方(じかた)
御役所とも大破御普請出来(しゅったい)、猶(なお)また
御物入り少なからず候につき、この上州(上総)御領内より
献上
金等これある趣承知仕り、上総御領内にても
旧来の
御恩沢(おんたく)相弁(わきまえ)献納物等仕るべきのと
ころ、これ
もって同様の地震村々破損所出来、先般
御届け申し上げ奉り候儀にてはなはだ難波罷(まかり)あり、
御領主様御無事にもあらせられ候わば御拝借

安政2年(1855) 高石家文書217
安政大地震普請献上金

恐れながら書付をもって願い上げ奉り候

一御領分上総国三郡村々惣(総)代貝澗村

肝煎(きもいり)名主栄蔵、太田村同新兵衛、宮

原村名主見習源太郎、申し上げ奉り候。

御領主様連々の御物入り莫大にて御勝手

向き御差し支えあらせられ、御時節柄のところ今般

大地震、御上屋敷、御下屋敷ならびに貝澗地方(じかた)

御役所とも大破御普請出来(しゅったい)、猶(なお)また

御物入り少なからず候につき、この上州(上総)御領内より

献上

金等これある趣承知仕り、上総御領内にても

旧来の

御恩沢(おんたく)相弁(わきまえ)献納物等仕るべきのと

ころ、これ

もって同様の地震村々破損所出来、先般

御届け申し上げ奉り候儀にてはなはだ難波罷(まかり)あり、

御領主様御無事にもあらせられ候わば御拝借

金願い上げ奉るべきの折がらにて献納金等
 不行き届き誠に恐怖の至りに堪えず、当惑まかりあり
 候間、何分前書御堅（賢）察の上、上総御領
 内より御上屋敷へまかり出候人足ならびに大工
 職の者御見舞いの後までに献納仕りたく
 存じ奉り候間、御聞き済み成しくだしおかれ候わば偏（ひと
 え）に

安政二年十月廿九日

右宮原村
名主見習

太田村

肝いり名主
新兵衛

貝渚村

栄蔵

貝渚地方

御役所

金願い上げ奉るべきの折がらにて献納金等
 不行き届き誠に恐怖の至りに堪えず、当惑まかりあり
 候間、何分前書御堅（賢）察の上、上総御領
 内より御上屋敷へまかり出候人足ならびに大工
 職の者御見舞いの後までに献納仕りたく
 存じ奉り候間、御聞き済み成しくだしおかれ候わば偏（ひと
 え）に
 御仁恵と村々一同ありがたき仕合（幸せ）に存じ奉り候。以
 上

安政二年卯十一月二十日

右宮原村

名主見習

源太郎

太田村

肝いり名主

新兵衛

貝渚村

同

栄蔵

貝渚地方御役所

安政六未年

當未御年貢皆濟目録

十月

所屬

上総国市原郡

畑木村
天王河原村

當未御年貢納目録

上総国市原郡

畑木村

一米百九十三俵

御年貢納目録

内

米九十二俵

白米

米三十二俵

當未二月より七月まで
六か月前納御返下
御年貢納目録

安政6年(1859) 高石家文書269
畑木村皆濟目録

安政六未年
當未御年貢皆濟目録
十月 御領分
上総国市原郡
畑木村
天王河原村

縦 帳

當未御年貢納め目録

一米百九十三俵と

二斗五升四合七勺

内

米九十二俵

米三十二俵と

二斗一升九合六勺

上総国市原郡

畑木村

江戸御廻米

當未二月より七月まで

六か月前納御返下

永後三俵
年十一月調達金
此返下

米後六俵
年賦金元利
御返下

米三後八俵
当御用捨米

百九拾五俵
二斗九升七合七勺

米四斗七升七合九勺
御返下

一永百五拾五文

一永百拾五文

一永百五拾五文

一永百拾五文

一永百五拾五文

一永百拾五文

永方納

御路用

国役

端石代永

米十三俵と
午十一月調達金

二斗九升七合七勺
御返下

米十六俵と
年賦金元利

二斗八升四合五勺
御返下

米三十八俵
当御用捨米

(締め) 百九十二俵と

三斗九升一合八勺
端石

米二斗七升二合九勺
端石

百九十六俵三升八合八勺

一永二貫百八十八文三分
永方納め

一永百十三文八分
御路用

一永九百三十九文五分
国役

一永五百七十四文五分
端石代永

永締め三貫八百十六文五分

永三儀
御役所
天王河原村

米五斗
内米二斗四升二勺一才
当未二月より七月まで

米五斗
内米二斗四升二勺一才
当未御用捨米

米五斗
内米二斗四升二勺一才
当未御用捨米

一永三儀
永方納

一永九文九分
御役

一永八十一文八分
御役

一永四百五十六文四分
御役

一永七百四十六文八分
御役

一永九文九分
御役

一永八十一文八分
御役

一永四百五十六文四分
御役

一永七百四十六文八分
御役

一永九文九分
御役

一永八十一文八分
御役

一永四百五十六文四分
御役

一永七百四十六文八分
御役

一永九文九分
御役

一永八十一文八分
御役

一永四百五十六文四分
御役

一永七百四十六文八分
御役

一永九文九分
御役

右は当未御年貢皆済目録、書面のとおりに勘定仕り差し上げ奉り候。以上

御役所

上総国市原郡畑木村

組頭

源治郎(印)

安政六未年

十月

目黒村

地方

御役所

一米三儀と二斗二升八合
天王河原村納め

内米二斗四升二勺一才
当未二月より七月まで

米二斗
当未御用捨米

米二儀
江戸御廻米

米一斗九升七合八勺一才
端石

一永七百四十六文八分
永方納め

一永九文九分
御路用

一永八十一文八分
国役

一永四百五十六文四分
端石永

永締め一貫二百九十四文九分

両村合わせ永五貫百一十一文四分

右は当未御年貢皆済目録、書面のとおりに勘定仕り差し上げ奉り候。以上

御領分

安政六未年
上総国市原郡畑木村

十月
組頭 源治郎(印)

目黒村
地方 (じかた) 御役所

(後筆を省略しました)

未皆濟証文之事

高石原村 上総国市原郡
天王河原村

一 米 五石八斗五升七合
世守五石八斗五升七合
 本途

一 米 三石八斗五升七合
 右同断

一 米 一石四斗二升
 口米

一 米 一貫八百八十六文六分
 口永

一 米 五十六文六分
 水夫

一 米 五十三文六分
 正納

一 米 八升九合
 正納

一 米 五升四合
 本夫

一 米 一分七厘八毛
 増夫

一 米 二分一厘四毛
 増夫

一 米 五斗四升四合
 増夫

一 米 八升九合
 増夫

一 米 五升四合
 増夫

安政7年(1860) 高石家文書284
 天王河原村皆濟証文

未皆濟証文のこと

高十七石八斗五升七合

一米一石四斗二升

この斗立て一石五斗一合

一永一貫八百八十六文六分

一米四升一合

この斗立て四升三合

一永五十六文六分

一永五十三文六分

一もち米八升九合

一大豆五升四合

一夫人一分七厘八毛

一夫人二分一厘四毛

合わせ

米一石五斗四升四合

もち米八升九合

大豆五升四合

永一貫九百九十六文八分

夫人三分九厘二毛

上総国市原郡

天王河原村

本途

右同断

口米

口永

水夫(すいふ)金

正納

正納

本夫

増夫

右拂

米二斗

米八升九合

米二升七合

米二升七合

米二升七合

米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合

米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合
米一石二斗二升八合

米一石二斗二升八合

米一石二斗二升八合

米一石二斗二升八合

米一石二斗二升八合

右は去る未御年貢米、永、諸役高掛かりとも
書面のとおり皆濟令（せしむ）ものなり。

信國

安政七年正月
信國



外

銀四匁九分一厘一毛

銀五分九厘五毛

國役

路用

右払い

米二斗

米八升九分

米二升七合

永六百二十五文

永六百二十五文

米一石二斗二升八合

この俵三俵と二升八合

もち米八升九合

大豆五升四合

永七百四十六文八分

夫人三分九厘二毛

右は去る未御年貢米、永、諸役高掛かりとも
書面のとおり皆濟令（せしむ）ものなり。

請西郡方役所（印）

安政七年正月

外

銀四匁九分一厘一毛

銀五分九厘五毛

國役

路用

上渡

上総国市原郡

畑木村

役人 小前一同

右の者去る申年中勝手向

山取並改正御趣意柄

難渋年柄表裏米

金上納方格別費折令

金納方格別費折令

御趣意柄

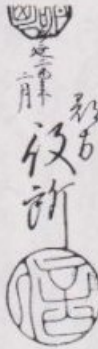
申す申す渡り申す申す

思召依り申す

申す申す

御趣意

申す



万延2年(1861) 高石家文書 286B
高役金表裏申し渡し

申し渡し

上総国市原郡

畑木村

役人

小前一同

右の者去る申年中勝手向

御取り直し御改正につき御趣意柄

難渋の年柄にも候ところ米、

金上納方格別の骨折り、

皆済令(せしめ)候段、

御聴(ちよう)に達し、畢竟(ひっきよう)役人はじめ小前

末々まで一致いたし候故と一段

のことに

思召(おぼしめ)され候、これにより御賞美として青緞(あお

ざし)

これを下さるものなり。

請西郡方役所(印)

万延二酉年二月

上包み

万延二年
文久元年

御仕置五人組帳

三月

御領分
上総国市原郡
知木村
天王河原村

別紙御仕置五人組帳村内小前一同へ
讀み聞かせ、御箇条の趣逸々(いついつ)承知長(かしこ)み
依り奉り候。以上

御領分
上総国市原郡
知木村
六人組重藏(印)
傳藏(印)
周治郎(印)
新助(印)
金右衛門(印)
又右衛門(印)
四人組
松五郎(印)

御領分
上総国市原郡
知木村
六人組重藏(印)
傳藏(印)
周治郎(印)
新助(印)
源左衛門(印)
甚右衛門(印)
又右衛門(印)
金右衛門(印)
又右衛門(印)
四人組
松五郎(印)

文久元年(1861) || 高石家文書294
畑木村御仕置五人組帳

万延二酉年(消去 || 2月改元のため)
文久元酉年
御仕置五人組帳
三月
御領分
上総国市原郡
畑木村
天王河原村

堅帳

別紙、お仕置き五人組帳、村内小前一同へ
讀み聞かせ、御箇条の趣逸々(いついつ)承知長(かしこ)み
奉り候。
これにより印形仕り差し上げ奉り候。以上

御領分
上総国市原郡
畑木村百性(姓)
六人組 重藏(印)
伝藏(印)
周治郎(印)
新助(印)
金右衛門(印)
又右衛門(印)
四人組 松五郎(印)

五人組
源之丞(印)
留吉(印)
源左衛門(印)
甚右衛門(印)
惣治郎(印)
新兵衛(印)

三人組
林治
与八
豊松
三人組
清作
仙治郎
四人組
久蔵
金之助

請西
郡方御役所

御領分
上総国市原郡天王河原村

百人組
六右衛門
右畑木村持添
右畑木村持添
源治郎

請西
郡方御役所

五人組
源蔵
みき
三郎右衛門
三人組
豊松
清作
仙治郎
四人組
久蔵
金之助
百人組
六右衛門
右畑木村持添
右畑木村持添
源治郎

請西

郡方御役所

三人組
四人組

林治 (印)
与八 (印)
豊松 (印)
清作 (印)
仙治郎 (印)
久蔵 (印)
金之助 (印)

五人組

源蔵 (印)
みき (印)
三郎右衛門 (印)
三治郎 (印)
芳蔵 (印)
仲治 (印)
岩吉 (印)

百姓 (姓) 代
組頭
要右衛門 (印)
英治郎 (印)
真重郎 (印)
嘉右衛門 (印)
源治郎 (印)

御領分

上総国市原郡天王河原村

百姓 六右衛門 (印)
(張り紙) 磯二郎
二人組 太兵衛 (印)
(張り紙) 政二郎
右畑木村持添
組頭 源治郎

請西
郡方御役所



一 吉季居を替へ時迄考る宗門人別御改帳
 入念改へ御領分今迄考る宗門人別御改帳
 可抱事
 一 御領分今迄考る御領分今迄考る御領分
 審成之御領分今迄考る御領分
 一 御領分今迄考る御領分今迄考る御領分

文久元年 (1861) || 高石家文書 296
 畑木村宗門人別帳

万延二酉年 (消去) || 2月改元のため
 文久元酉年改め
 宗門人別御改め帳
 三月
 御領分
 上総国市原郡
 畑木村

縦 帳

一 一季居 (据 || いっきすえ) 出替わりの時節たる間、宗門人別御改帳
 入念にこれを改め、邪蘇 (ヤソ) 宗門にてはござなき旨、請け人置き
 抱えるべきこと。
 一 ヤソ宗門今もって密々これある所々より捕らえ来たり候間、不
 審なる者これ無きよう申し付けられるべく候こと。
 一 御領分これを改められ不審なる者は差し置くべからず。もし

御領分ヲ宗門隠し置き他所より相願れるにおいては

名主、組頭、五人組まで曲事たるべきの旨、手形これを取り

毎年これを改め具(つぶさ)に書き記され、切支丹(キリシ

タン)奉行へこれを相渡さるべし。

この外頭支配これ有る面々は改めの書付、頭支配

方まで差し出されべく、その頭の支配人より組中の書き付け

取り置かれるべし。いづれも相違これなきの旨、書き記す一

紙、これまた

毎年キリシタン奉行へ相渡さるべく候こと。

付(つけたり)、ヤソ宗門御禁制の旨、御高札暦年序、

文言など見兼ねるにおいては新しく立て替えらるべきこと

寛文十一年二月

右御書付のとおり前々より宗門御改めの儀

郷中穿鑿(せんさく)仰せ付けられ、名主、組頭、五人組、

惣(総)

百姓、妻子、下人は申すに及ばず寺社同宿、沙弥(しゃみ)

ならびに

道心者、行人、虚無僧(こむそう)、山伏、浪人、地借、店

借等に

至るまで一人も残らず相改め候ところ、疑わしき宗門の

者決してござなく候、もし吟味仕らずヤソ宗門の

訴人、脇より罷(まか)り出候わば、名主、組頭、五人組ま

で何

ような曲事にも仰せ付けらるべく候、そのため銘々

印形仕り、差し上げ申すところくだんのごとし。

御領分ヲ宗門隠し置き他所より相願れるにおいては

名主、組頭、五人組まで曲事たるべきの旨、手形これを取り

毎年これを改め具(つぶさ)に書き記され、切支丹(キリシ

タン)奉行へこれを相渡さるべし。

この外頭支配これ有る面々は改めの書付、頭支配

方まで差し出されべく、その頭の支配人より組中の書き付け

取り置かれるべし。いづれも相違これなきの旨、書き記す一

紙、これまた

毎年キリシタン奉行へ相渡さるべく候こと。

付(つけたり)、ヤソ宗門御禁制の旨、御高札暦年序、

文言など見兼ねるにおいては新しく立て替えらるべきこと

一姉崎村日蓮宗妙経寺檀那



高三十三石六斗五升七合九勺三才

組頭 真重郎 (印)
当西三十五才

女房 同十才

娘 同十才

外に下男 弥平 五十五才
下女 さよ 二十二才

同十五才

同二十二才

一姉崎村日蓮宗妙経寺檀那

高十一石二斗六升六夕四才

組頭 英治郎 (印)
当酉年四十一才

父 勘左衛門
同六十九才

一村方真言宗医王寺檀那

高三十七才

母 さし
同六十四才

娘 つね
同十五才

同九才

同九才

一姉崎村日蓮宗妙経寺旦那 (印)

高三十三石六斗五升七合九勺三才

組頭 真重郎 (印)

当西三十五才

伴 (せがれ) 平治郎

同十才

女房 同十才

同二十二才

娘 同十五才

れん

外に下男 弥平 五十五才

同十五才

下女 さよ 二十二才

一姉崎村日蓮宗妙経寺旦那 (印)

高十一石二斗六升六夕四才

組頭 英治郎 (印)

当酉年四十一才

父 勘左衛門

同六十九才

(後筆) 死失 せがれ 広吉

同三才

一村方真言宗医王寺旦那 (印) 女房 同三才

同三十七才

母 さし

同六十四才

娘 つね

同十五才

同九才

うめ

締め七人の内 男三人、女四人

市 勇 五十八才

馬 五才

一 姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印) 高六升八合 百姓(姓)留吉(印) 当西三十八才

一 村方真言宗医王寺且那 (印) 同十三才

一人内 女三人

一 姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印) 高四石三斗四合 百姓 周治郎(印) 当西三十三才

一人内 女三人

女房 かな 同三十一才
母 ふき 同五十七才
次男 恒治 同九才
娘 あき 同六才
三男 恒吉 同二才
締め七人の内 男四人、女三人

外に 下男 甚右衛門 五十才 馬一匹

一 姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印) 高六升八合

百姓(姓)留吉(印) 当西三十八才
せがれ 新之丞 同十三才

次男 和吉 同十才

一 村方真言宗医王寺且那 (印) 女房 ちよ 同三十六才

母 さよ 同八十三才

締め五人の内 男三人、女二人

一 姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印) 高四石三斗四合

百姓 周治郎(印) 当西三十三才
せがれ 周助 同十五才

女房 かな 同三十一才
母 ふき 同五十七才
次男 恒治 同九才
娘 あき 同六才
三男 恒吉 同二才
締め七人の内 男四人、女三人

一姉崎村日蓮宗妙経寺旦那
 高四斗二合
 芳蔵 当酉三十才
 銀蔵 同八才

一村方真言宗医王寺旦那
 高四斗二合
 初人 房五郎
 同八才
 芳蔵 十八才
 母 三十八才
 妹 十二才

叔父吉儀、水野周防守御領分、上総国市原郡
 姉崎村百姓孫左衛門方へ婿に遣わし申し候、これにより
 人別相除き申し候

一姉崎村日蓮宗妙経寺旦那
 高四斗
 三郎右衛門 (印) 当酉五十二才
 母 七十一才
 嫁 三十二才
 孫娘 同十二才
 同七才
 三男 同五才

母 七十一才
 嫁 三十二才
 孫娘 同十二才
 同七才
 三男 同五才

一姉崎村日蓮宗妙経寺旦那 (印)
 高四斗二合

百姓 芳蔵 (印) 当酉三十才
 弟 銀蔵 同八才

当正月中出生仕り候 初人 房五郎 同八才

一村方真言宗医王寺旦那 (印)

女房 れん 同十八才
 母 りき 同三十八才
 妹 そめ 同十二才

叔父吉儀、水野周防守御領分、上総国市原郡
 姉崎村百姓孫左衛門方へ婿に遣わし申し候、これにより
 人別相除き申し候

高二斗

百姓 三郎右衛門 (印) 当酉五十二才
 せがれ 勝五郎 同二十八才
 母 とよ 同七十一才
 嫁 はつ 同三十二才
 孫娘 くに 同十二才
 同七才
 三男 同五才

七人の内 男五人

馬五匹

一 姉崎村日蓮宗妙経寺住持

情状... 在申十二年... 年... 月... 日...

源 宗 当西二十九才

母 房 同四十八才

父 源 同七十七才

母 房 同六十三才

父 源 同二十二才

母 房 同十三才

父 源 同十三才

母 房 同十三才

父 源 同十三才

母 房 同十三才

七人の内 男五人

一 姉崎村日蓮宗妙経寺住持

源 宗 当西二十九才

母 房 同二十六才

父 源 同五十九才

母 房 同五十六才

父 源 同十八才

母 房 同十八才

父 源 同十八才

母 房 同十八才

父 源 同十八才

一 姉崎村日蓮宗妙経寺旦那 (印)

せがれ 豊治郎 同十八才

高五斗五升五合

百姓 源蔵 (印) 当西四十二才

せがれ 豊治郎 同十八才

女房 きよ 同四十才

父 源之助 同七十才

母 べん 同六十三才

弟 象吉 同二十二才

次男 熊蔵 同十三才

一 姉崎村日蓮宗妙経寺旦那 (印)

高一斗六升

百姓 源之丞 (印) 当西二十九才

女房 なか 同二十六才

父 富治松 同五十九才

母 まつ 同五十六才

妹 なみ 同十八才

娘 ちよ 同五才

一姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印)
 高二斗
 三治郎 (印) 当西二十四才
 女房 たか 同二十五才
 娘 せき 同二才

金兵衛儀は去る申十一月中離縁に相成り立部伝内様御知行所
 上総市原郡外之部田 (外部田) 村百姓生家慶治方にて
 引き取り申し候につき、人別相除き申し候

一姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印)
 高二斗
 三治郎 (印) 当西二十四才
 女房 たか 同二十五才
 娘 せき 同二才

三人内男三人
 女一人

一姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印)
 高二斗
 三治郎 (印) 当西二十四才
 女房 たか 同二十五才
 娘 せき 同二才

六六の
 男三人
 女三人

伴首 芳蔵 十五才
 女房 せがれ 同十九才
 母 はん 同四十三才
 娘 かね 同六十五才
 三男 郡蔵 同八才
 同三才
 締め六人の内 男三人、女三人

一姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印)
 高二斗
 三治郎 (印) 当西二十四才
 女房 たか 同二十五才
 娘 せき 同二才

一姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印)
 高二斗
 三治郎 (印) 当西二十四才
 女房 たか 同二十五才
 娘 せき 同二才

一姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印)
 高二斗
 三治郎 (印) 当西二十四才
 女房 たか 同二十五才
 娘 せき 同二才

一姉崎村日蓮宗妙経寺且那 (印)
 高二斗
 三治郎 (印) 当西二十四才
 女房 たか 同二十五才
 娘 せき 同二才

馬吉史

一海保村日蓮宗妙経寺止夜
 高五斗四升八合
 重蔵
 当三十二才

母 廿六才
 女房 廿九才
 母 廿九才

父 廿九才
 女主人 廿九才
 馬吉史

一海保村日蓮宗妙経寺止夜
 高五斗四升八合
 重蔵
 当三十二才

母 廿六才
 女房 廿九才
 母 廿九才

一海保村日蓮宗妙経寺止夜
 高五斗四升八合
 重蔵
 当三十二才

母 廿六才
 女房 廿九才
 母 廿九才

一姉崎村日蓮宗円能寺旦那(印)
 馬一匹

高五斗四升八合
 百姓 重蔵 (印) 当西三十二才
 せがれ 重吉 同六才
 女房 いく 同二十九才
 母 さと 同四十五才
 次男 庄吉 同五才
 締め五人の内 男三人、女二人、馬一匹

一海保村日蓮宗森岸寺旦那(印)
 高十四石八斗三升六合

組頭 源治郎 (印) 当西六十才
 婿 (婿) 新蔵 同四十四才
 孫婿 泰治 同二十一才
 孫 伊勢松 同六才
 去る申九月中出生仕り候 初入 岩松 同二才

一姉崎村日蓮宗妙経寺旦那(印)

娘 さき 同三十八才
 孫娘 とら 同二十才
 同 くま 同十七才

一人
十一才

馬一匹

一海保村禅宗森岸寺
百姓又右衛門
娘 十五才

一海保村禅宗森岸寺
百姓千代吉
同二十九才



書見人
二十才
父 善右衛門
同六十八才
母 同六十才
娘 同七十才
締め五人の内 男二人、女三人、外馬一匹

一海保村禅宗森岸寺
百姓林治
当西四十五才

一人
女主人
同四十才

一海保村禅宗森岸寺
百姓仲治
当西三十二才

一海保村禅宗森岸寺旦那(印)
同 同十四才
同 同十一才
締め十人の内 男五人、女五人、外馬一匹

一姉崎村日蓮宗妙経寺旦那(印)
百姓 又右衛門(印) 当西六十才
娘 同十五才

一海保村禅宗森岸寺旦那(印)
高七斗七升
百姓 千代吉(印) 当西二十九才
女房 同二十九才
父 善右衛門 同六十八才
母 同六十才
娘 同七十才

一海保村禅宗森岸寺旦那(印)
高一斗三升五合
百姓 林治(印) 当西四十五才
女房 同四十才
母 同七十二才
締め三人の内 男一人、女二人

一海保村禅宗森岸寺旦那(印)
高四斗九升五勺二才
百姓 仲治(印) 当西三十二才

仲 伴 三 郎
 女 房 かん 同 二 十 八 才、母 し め 同 五 十 六 才、
 弟 留 五 郎 同 十 七 才、次 男 仲 吉 同 四 才
 締 め 六 人 の 内 男 四 人、女 二 人
 弟 留 五 郎 儀、同 国 望 陀 郡 代 宿 村
 三 右 衛 門 方 へ 去 る 申 十 二 月 西 十 二 月
 ま で 一 か 年 季 の 奉 公 に ま か り 出 申 し 候
 父 留 治 郎 儀 は 去 る 申 九 月 中 死 失 仕 候 に つ き
 人 別 相 除 き 申 し 候

一 海 保 村 禪 宗 森 岸 寺 旦 那 (印)
 高 一 斗 六 升 五 合
 百 姓 金 之 助 (印) 当 西 五 十 三 才
 せ が れ 金 治 郎 同 二 十 二 才
 女 房 ひ さ 同 五 十 三 才
 娘 そ め 同 二 十 才、娘 し ま 同 十 七 才、
 三 男 紋 藏 同 十 五 才、娘 や す 同 四 才
 締 め 七 人 の 内 男 三 人、女 四 人、馬 一 匹

一 海 保 村 禪 宗 森 岸 寺 旦 那 (印)
 高 一 斗 七 升 一 合 一 勺
 百 姓 要 右 衛 門 (印) 当 西 二 十 五 才
 女 房 や す 同 十 八 才
 母 み よ 同 五 十 四 才、姪 み ね 同 九 才
 締 め 四 人 の 内 男 一 人、女 三 人
 外 下 男 保 助 二 十 六 才、下 女 り き 十 六 才、
 馬 一 匹

父 留 治 郎 儀 在 中 西 月 中 死 失 仕 候
 人 別 相 除 き 申 し 候

一 村 方 真 言 宗 医 王 寺 旦 那 (印)
 高 四 斗 二 升
 百 姓 惣 治 郎 (印) 当 西 五 十 三 才

父 留 治 郎 儀 在 中 西 月 中 死 失 仕 候
 人 別 相 除 き 申 し 候

父 与 右 衛 門 儀 は 当 二 月 中 死 失 仕 候 に つ き
 人 別 相 除 き 申 し 候
 一 村 方 真 言 宗 医 王 寺 旦 那 (印)
 高 四 斗 二 升
 百 姓 惣 治 郎 (印) 当 西 五 十 三 才

村方真言宗醫王寺旦那
高四升
百姓 清作(印) 当西二十三才
女房 その 同十八才
母とり同四十八才、父母(祖母か) ちよ
同七十一才、妹もよ同二十一才
同みよ同十七才、
初入かく同二才、去る申十二月中出生仕り候
締め七人の内、男一人、女六人、外馬一匹

一 村方真言宗醫王寺旦那
高三斗八升三合三勺
百姓 豊松(印) 当西四十八才
せがれ斧吉同二十一才、女房の元同四十五才
母よね同七十才、娘たみ同十二才
締め五人の内、男二人、女三人、外馬一匹

一 村方真言宗醫王寺旦那
高三斗八升三合三勺
百姓 与八(印) 当西五十七才
せがれ与助同三十二才、父庄吉同八十一才
媼(嫁) いね同二十九才、次男嬰藏同十八才
孫娘はな同九才、孫孫助同五才
締め七人の内、男五人、女二人、外馬一匹

一 村方真言宗醫王寺旦那
高三斗八升三合三勺
百姓 松五郎(印) 当西三十一才
女房りえ同二十九才、娘ふで同七才
締め三人の内、男一人、女二人

一 村方真言宗醫王寺旦那
高四升
百姓 清作(印) 当西二十三才
女房 その 同十八才
母とり同四十八才、父母(祖母か) ちよ
同七十一才、妹もよ同二十一才
同みよ同十七才、
初入かく同二才、去る申十二月中出生仕り候
締め七人の内、男一人、女六人、外馬一匹

一 村方真言宗醫王寺旦那
高三斗八升三合三勺
百姓 豊松(印) 当西四十八才
せがれ斧吉同二十一才、女房の元同四十五才
母よね同七十才、娘たみ同十二才
締め五人の内、男二人、女三人、外馬一匹

せがれ 与惣治 同十六才
締め二人、男
一 村方真言宗醫王寺旦那(印)
高三斗八升三合三勺
百姓 豊松(印) 当西四十八才
せがれ斧吉同二十一才、女房の元同四十五才
母よね同七十才、娘たみ同十二才
締め五人の内、男二人、女三人、外馬一匹
一 村方真言宗醫王寺旦那(印)
高三斗五斗八升三合三勺
百姓 与八(印) 当西五十七才
せがれ与助同三十二才、父庄吉同八十一才
媼(嫁) いね同二十九才、次男嬰藏同十八才
孫娘はな同九才、孫孫助同五才
締め七人の内、男五人、女二人、外馬一匹
一 村方真言宗醫王寺旦那(印)
高三斗一升
百姓 松五郎(印) 当西三十一才
女房りえ同二十九才、娘ふで同七才
締め三人の内、男一人、女二人
一 村方真言宗醫王寺旦那(印)
高四升
百姓 清作(印) 当西二十三才
女房 その 同十八才
母とり同四十八才、父母(祖母か) ちよ
同七十一才、妹もよ同二十一才
同みよ同十七才、
初入かく同二才、去る申十二月中出生仕り候
締め七人の内、男一人、女六人、外馬一匹
父作治郎儀当正月申中死失仕り候につき人別相除き申し候

一 村方真言宗法蓮寺住持
高九升
百姓 新助 (印) 当西三十三才
せがれ 菊蔵 同十三才
女房 つね同三十五才、母さわ同六十才
締め四人の内、男二人、女二人

娘かつ儀は岩本内膳正様御知行所上総国市原郡海保村百姓
岩蔵方へ嫁に遣わし候につき当人別相除き申し候

高九升
百姓 新助 (印) 当西三十三才
せがれ 菊蔵 同十三才
女房 つね同三十五才、母さわ同六十才
締め四人の内、男二人、女二人

高九升
百姓 新助 (印) 当西三十三才
せがれ 菊蔵 同十三才
女房 つね同三十五才、母さわ同六十才
締め四人の内、男二人、女二人

一 村方真言宗法蓮寺住持
高九升
百姓 新助 (印) 当西三十三才
せがれ 菊蔵 同十三才
女房 つね同三十五才、母さわ同六十才
締め四人の内、男二人、女二人

高九升
百姓 新助 (印) 当西三十三才
せがれ 菊蔵 同十三才
女房 つね同三十五才、母さわ同六十才
締め四人の内、男二人、女二人

一 村方真言宗法蓮寺住持
高九升
百姓 新助 (印) 当西三十三才
せがれ 菊蔵 同十三才
女房 つね同三十五才、母さわ同六十才
締め四人の内、男二人、女二人

高九升
百姓 新助 (印) 当西三十三才
せがれ 菊蔵 同十三才
女房 つね同三十五才、母さわ同六十才
締め四人の内、男二人、女二人

一 村方真言宗法蓮寺住持 (印)

高九升

百姓 新兵衛 (印) 当西五十一才
酒、酢、醬油商仕り候

婿 与吉 同二十五才

女房 なか 同四十四才

娘すて同二十四才、同すみ同十七才

せがれ新吾同十一才、娘りき同八才

締め七人の内、男三人、女四人、外馬一匹

岩蔵方へ嫁に遣わし候につき当人別相除き申し候

一 村方真言宗法蓮寺住持 (印)

高九升

百姓 久蔵 (印) 当西三十三才
せがれ 菊蔵 同十三才
女房 つね同三十五才、母さわ同六十才
締め四人の内、男二人、女二人

高四升五合

百姓 新助 (印) 当西二十二才

女房 ふゆ 同二十二才

締め二人の内、男一人、女一人

一 片又木村真言宗法蓮寺住持 (印)

高九升

百姓 金右衛門 (印) 当西四十三才
婿 伊勢治 同二十五才
女房ます同四十二才、父金之丞同七十四才
母たみ同七十才、娘くら同二十三才
同えさ同十一才、孫娘みの同四才
締め八人の内 男三人、女五人、外馬一匹

高五石一斗八升二合

百姓 伊勢治 同二十五才

女房ます同四十二才、父金之丞同七十四才

母たみ同七十才、娘くら同二十三才

同えさ同十一才、孫娘みの同四才

締め八人の内 男三人、女五人、外馬一匹

高五石一斗八升二合

百姓 伊勢治 同二十五才

女房ます同四十二才、父金之丞同七十四才

母たみ同七十才、娘くら同二十三才

同えさ同十一才、孫娘みの同四才

締め八人の内 男三人、女五人、外馬一匹

一海保村真言宗遍照院旦那 (印)
高三石八斗六升七合三勺

一村方真言宗千手院旦那 (印)
高六斗八升一合

一村方真言宗千手院旦那 (印)
高二石二斗七升五合

女房 同五十一才
娘 同三十四才
孫娘 さき同十五才、同さだ同十二才
縮め九人の内、男五人、女四人、外馬一匹
組頭 嘉右衛門 (印) 当酉五十才
せがれ 恒吉 同十三才
女房 えき同四十才、母すえ同七十六才、
次男 恒治同十才、娘けん同三才
縮め六人の内、男三人、女三人
外下男 豊治郎十八才、下女 しん十八才
高二石二斗七升五合
百姓 源左衛門 (印) 当酉三十八才
せがれ 万治郎同十四才、女房 さだ同三十三才
母 しめ同六十九才、娘 うめ同十才
縮め五人の内、男二人、女三人
高六斗八升一合
百姓 岩吉 (印) 当酉五十才
せがれ 岩治郎同二十八才、女房 たせ同四十八才
母 きよ同七十二才、嫁 てつ同二十才

一村方真言宗千手院旦那 (印)
高六斗八升一合

女房 同五十一才
娘 同三十四才
孫娘 さき同十五才、同さだ同十二才
縮め九人の内、男五人、女四人、外馬一匹
組頭 嘉右衛門 (印) 当酉五十才
せがれ 恒吉 同十三才
女房 えき同四十才、母すえ同七十六才、
次男 恒治同十才、娘けん同三才
縮め六人の内、男三人、女三人
外下男 豊治郎十八才、下女 しん十八才
高二石二斗七升五合
百姓 源左衛門 (印) 当酉三十八才
せがれ 万治郎同十四才、女房 さだ同三十三才
母 しめ同六十九才、娘 うめ同十才
縮め五人の内、男二人、女三人
高六斗八升一合
百姓 岩吉 (印) 当酉五十才
せがれ 岩治郎同二十八才、女房 たせ同四十八才
母 きよ同七十二才、嫁 てつ同二十才

一村方真言宗千手院旦那 (印)
高六斗八升一合

女房 同五十一才
娘 同三十四才
孫娘 さき同十五才、同さだ同十二才
縮め九人の内、男五人、女四人、外馬一匹
組頭 嘉右衛門 (印) 当酉五十才
せがれ 恒吉 同十三才
女房 えき同四十才、母すえ同七十六才、
次男 恒治同十才、娘けん同三才
縮め六人の内、男三人、女三人
外下男 豊治郎十八才、下女 しん十八才
高二石二斗七升五合
百姓 源左衛門 (印) 当酉三十八才
せがれ 万治郎同十四才、女房 さだ同三十三才
母 しめ同六十九才、娘 うめ同十才
縮め五人の内、男二人、女三人
高六斗八升一合
百姓 岩吉 (印) 当酉五十才
せがれ 岩治郎同二十八才、女房 たせ同四十八才
母 きよ同七十二才、嫁 てつ同二十才

一海保村真言宗遍照院旦那 (印)

高三石八斗六升七合三勺

百姓 專治郎 (印) 当酉五十七才

婿 専蔵 同三十六才

せがれ 留吉同二十才、孫福治同九才

去る申四月中出生仕り候 初入音吉同二十才

一村方真言宗千手院旦那 (印)

女房 たみ 同五十一才

娘 せん 同三十四才

孫娘 さき同十五才、同さだ同十二才

縮め九人の内、男五人、女四人、外馬一匹

一村方真言宗千手院旦那 (印)

高十七石七斗四升九勺

組頭 嘉右衛門 (印) 当酉五十才

せがれ 恒吉 同十三才

女房 えき同四十才、母すえ同七十六才、

次男 恒治同十才、娘けん同三才

縮め六人の内、男三人、女三人

外下男 豊治郎十八才、下女 しん十八才

一村方真言宗千手院旦那 (印)

高二石二斗七升五合

百姓 源左衛門 (印) 当酉三十八才

せがれ 万治郎同十四才、女房 さだ同三十三才

母 しめ同六十九才、娘 うめ同十才

縮め五人の内、男二人、女三人

一村方真言宗千手院旦那 (印)

高六斗八升一合

百姓 岩吉 (印) 当酉五十才

せがれ 岩治郎同二十八才、女房 たせ同四十八才
母 きよ同七十二才、嫁 てつ同二十才

己酉年六月廿六日

一村方真言宗醫王寺且那 (印) 勘四郎跡

高一斗六升六合七勺

遍照院門徒

智專儀、当月十七日移転仕り無住にござ候

兼帶 海保村 遍照院 (印)

真言宗醫王寺

道阿儀、当月十七日移転仕り無住にござ候

右同断 遍照院 (印)

遍照院門徒

智專儀、当月十七日移転仕り無住にござ候

兼帶 海保村 遍照院 (印)

妙經寺持

堂守にござなく候

家数

締め三十三軒 本百姓

外に

新議 (義) 真言宗

寺二か寺

医王寺 (印)

千手院 (印)

妙經寺持 (印)

堂一か所

去る申年御改め後家数増減にござなく候

人数

締め百七十九人 男八十四人、女九十五人

外に馬締め十四匹

内五人 出生

ただし出人 三人

死失 四人

但知人 三人

但知人 三人

勘四郎跡

智專儀

道阿儀

智專儀

道阿儀

智專儀

道阿儀

智專儀

道阿儀

智專儀

道阿儀

智專儀

道阿儀

智專儀

道阿儀

智專儀

道阿儀

智專儀

道阿儀

智專儀

道阿儀

智專儀

左申年御改後人数増減仕
申人互減中

右者代々拙僧共且家約一
坊以て申年仕為上申支妙件

上総国市原郡海保村

真言宗遍照院門徒

御領分畑木村

真言宗

醫王寺 (印)

千手院 (印)

水野周防守様御領分

上総国市原郡姉崎村

日蓮宗

妙経寺 (印)

円能寺 (印)

右同の

水野周防守様御領分

上総国市原郡片又木村

真言宗

法蓮寺 (印)

岡村丹後守様知行所

上総国市原郡海保村

真言宗

森岸寺 (印)

遍照院 (印)

右同の

去る申年御改め後人数増減仕り

二人相減り申し候。

右は代々拙僧共且家に紛(まぎ)れござなく候、これにより
銘々印形仕り差し上げ申すところくだんのごとし。

上総国市原郡海保村

真言宗遍照院門徒 (印)

御領分畑木村

真言宗 医王寺 (印)

同 千手院 (印)

水野周防守様御領分

上総国市原郡姉崎村

日蓮宗 妙経寺 (印)

右同断 同 円能寺 (印)

水野周防守様御領分

上総国市原郡片又木村

真言宗 法蓮寺 (印)

岡村丹後守様知行所

上総国市原郡海保村

真言宗 森岸寺 (印)

右同断 真言宗 遍照院 (印)

一 武蔵国長年九年 知事村 御陣屋へ五里

江反別相後三町反五畝五分 江戸へ行徳通り

一 二反四石六斗六合 無地高

一 百石九斗三升七合六勺 本百姓持ち

一 九斗三升三合 両堰(せき)ならびに溝道

一 一石七斗七升七合六勺 代(しろ)

一 二斗三升 寺二か寺持ち

一 御領分上総市原郡 定使い給

一 御相給 越石持ち

右は当西、宗門人別御改めにつき村中一人別に相改め候ところ疑わしき宗門の者一人もござなく候。これより銘々印形仕り差し上げ申すところ、くだんのごとし。

御領分上総市原郡

文久元酉年

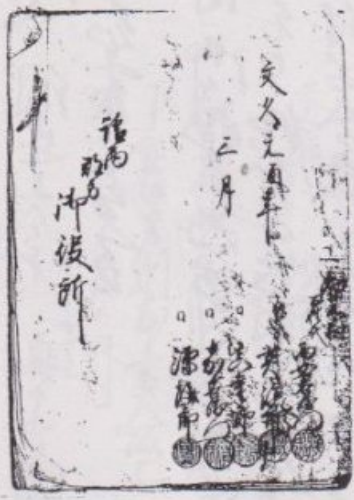
三月

畑木村

- 百姓代 要右衛門(印)
- 組頭 英治郎(印)
- 同 真重郎(印)
- 同 嘉右衛門(印)
- 同 源治郎(印)

請西

郡方御役所



長入中一札事

一御領主様 御達上金

御下知書 一通

右は来る酉の御収米御引き当てとして調達
上金致すべき旨仰せ付けられ、その御村方にて金
十五両、当村にて金十五両合わせ金三十両
このたび御上納仕り候ところ、右金御証文の義(儀)、
両村名あて一紙にごさ候間、前書のとおり
貝淵御役所よりの御下知書、我等方にて
備(たしか)に預かり置き申し候。もつとも御入用の節は相
談の上
差し出し申すべく候。後日のため入れ置き申す一札よって
だんのごとし。

万延元年申年
十二月
御領主様
御下知書

御領主様

御下知書

本証文儀は亥十月皆済、立ち会いの上

嘉右衛門殿へ相渡し申し候
飯沼村差し出し候受書嘉右衛門あて(ママ)

万延元年(1860) 高石家文書 286D
請西藩調達上金一札

差し入れ申す一札のこと

一御領主様へ調達上金

御下知書 一通

右は来る酉の御収米御引き当てとして調達

上金致すべき旨仰せ付けられ、その御村方にて金

十五両、当村にて金十五両合わせ金三十両

このたび御上納仕り候ところ、右金御証文の義(儀)、

両村名あて一紙にごさ候間、前書のとおり

貝淵御役所よりの御下知書、我等方にて

備(たしか)に預かり置き申し候。もつとも御入用の節は相

談の上

差し出し申すべく候。後日のため入れ置き申す一札よって

だんのごとし。

万延元年申年

畑木村

十二月

組頭 源次郎

飯沼村

御役人衆中

本証文儀は亥十月皆済、立ち会いの上

嘉右衛門殿へ相渡し申し候

飯沼村差し出し候受書嘉右衛門あて(ママ)

下知書

畑木村役人

上総国市原郡

畑木村

組頭

一金拾五両

真十郎
英治郎
新蔵

今般御改正に付き御主意柄

右申云申す中申す事方共

調達金上納せしめ候条、奇特の
事と云

思召候御書に候御意

仰せ出され候ものなり

請西

文久二年 郡方役所

右のとおりこのたび御書き下し

下し置かれ候につき、則(すなわち)本書披見に入れ、
写し差し出し申し候ところくだんのごとし。

年番名主 真十郎 (印)

新蔵殿

文久2年(1862) 高石家文書286E
請西藩調達上金下知書

(上書き) 下知書

畑木村役人

上総国市原郡

畑木村

年番名主 嘉右衛門

同 真十郎

組頭 英治郎

同見習 新蔵

今般御改正に付き御主意柄

相弁(わきま)え、去る申年中その方共

調達金上納せしめ候条、奇特の

ことに思し召され候、これにより御褒詞

仰せ出され候ものなり。

請西

文久二年 郡方役所

三月

右のとおりこのたび御書き下し

下し置かれ候につき、則(すなわち)本書披見に入れ、

写し差し出し申し候ところくだんのごとし。

年番名主 真十郎 (印)

組頭見習 新蔵殿

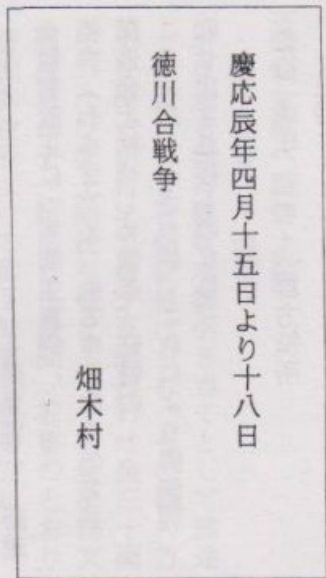
慶應長年四月十八日

徳川合戦事

御旗

御旗本神尾某、(慶應4年4月)二十七日親父へ送り候書状写し
二十四日中田町合戦大村肥前守裏切りにて官軍大敗北、死人
手負い格別ござなく候。二十七日藤堂、安芸、因州、薩摩
四家の人数およそ二千八百人余、徳川方、会津方を始め
清風隊、彰義隊、南部、上杉の浪士、また水戸浪士
都合二千余人余、午の時刻戦いにおよび、折柄風雨烈しく
官軍方向い風にて始めはゲメル(ゲベール)数丁打ち立て、会
津方さらに
鉄砲用いず二百人ほどにて矢を烈しく射立て、第一番の

慶應4年(1868) 高石家文書348
徳川合戦争



縦 帳

御旗本神尾某、(慶應4年4月)二十七日親父へ送り候書状写し
二十四日中田町合戦大村肥前守裏切りにて官軍大敗北、死人
手負い格別ござなく候。二十七日藤堂、安芸、因州、薩摩
四家の人数およそ二千八百人余、徳川方、会津方を始め
清風隊、彰義隊、南部、上杉の浪士、また水戸浪士
都合二千余人余、午の時刻戦いにおよび、折柄風雨烈しく
官軍方向い風にて始めはゲメル(ゲベール)数丁打ち立て、会
津方さらに
鉄砲用いず二百人ほどにて矢を烈しく射立て、第一番の

先手会津にて鹿野伝蔵二百人ばかりにて、面（おもて）に長柄
大身槍にて風雨を後にして藤堂の先陣へ切り込み、同
家三百人ばかり大将山田勘左衛門一番に討ち死にす。二陣
藤堂仁右衛門馬にて逃げ候を水府浪士内田新吾と
申す人の矢先にて落命す。次、備えし薩摩勢、島津
十一郎、同主水、五郎左衛門など始め九百人ばかり一度に押し
掛かり、
徳川勢小高き所にて烈しく矢を射立て、官軍方これ
にてことごとく難儀の躰（てい）、薩摩にては一〇一郎をはじめ
め倉
石五郎左衛門等重役人九人ほど討ち死に、しからは名前の義
（儀）、未だ
明らかにならず、手負い数千、後陣に備し因州繰り出しに
も相
成らず逃げ去り候、徳川家浪士、水府浪士等追い打ちいたし、
数
人打ち取りまたは生け捕り、大砲二丁、馬印、旗等残らず分捕
り
いたし未の中刻にて戦い終わり候、これまで風雨烈しく戦い終
わり候節より少々静まり、これにても手負い三十人ほど打ち死
にごさ候。しかしながら私ことも働き候えども薄手一か所も負
わず
ご安心下されべく候。只今まで数度勝利これあり候えども

先手会津にて鹿野伝蔵二百人ばかりにて、面（おもて）に長柄
大身槍にて風雨を後にして藤堂の先陣へ切り込み、同
家三百人ばかり大将山田勘左衛門一番に討ち死にす。二陣
藤堂仁右衛門馬にて逃げ候を水府浪士内田新吾と
申す人の矢先にて落命す。次、備えし薩摩勢、島津
十一郎、同主水、五郎左衛門など始め九百人ばかり一度に押し
掛かり、
徳川勢小高き所にて烈しく矢を射立て、官軍方これ
にてことごとく難儀の躰（てい）、薩摩にては一〇一郎をはじめ
め倉
石五郎左衛門等重役人九人ほど討ち死に、しからは名前の義
（儀）、未だ
明らかにならず、手負い数千、後陣に備し因州繰り出しに
も相
成らず逃げ去り候、徳川家浪士、水府浪士等追い打ちいたし、
数
人打ち取りまたは生け捕り、大砲二丁、馬印、旗等残らず分捕
り
いたし未の中刻にて戦い終わり候、これまで風雨烈しく戦い終
わり候節より少々静まり、これにても手負い三十人ほど打ち死
にごさ候。しかしながら私ことも働き候えども薄手一か所も負
わず
ご安心下されべく候。只今まで数度勝利これあり候えども

此邊上三張と申すは、十六日小山宿入口に双方陣取り、八つ時より戦争相始め、江戸方砲発に不抱(かかわらず)無二無三に手元へ討ち入り大合戦に相成り官軍大敗北、石橋あたりまで引き退(の)き、江戸方小山宿へ泊りのところ、翌十七日未時にまたまた官軍押し来たりこれより江戸方、小山宿下手棒鼻に陣取り、同日四つ時より戦争相始め、またまた江戸勝利、官軍

大に討死、官軍は長州、笠間、多分の由、壬生、手負いにつきそのまま引き退き申し候、前日の戦いにて真先の大将、鉄砲に当たり、江戸方火砲玉薬分捕り、同夜五つ時ころ小山宿引き取り、討ち死に二人を葬り、手負い養生いたし宇都宮へ向け出張、十八日合戦休み、十九日宇都宮大合戦、城主来たり、笠間、壬生、官軍残らず敗北、同所神社、寺院ならび市中の城主の手より放火いたし小人数にて、館林へ落ち行き暮れる。二十日朝間(同力)所落城、城内

口あたりまで出張の由、十六日小山宿入口へ双方陣取り、八つ時より戦争相始め、江戸方砲発に不抱(かかわらず)無二無三に手元へ討ち入り大合戦に相成り官軍大敗北、石橋あたりまで引き退(の)き、江戸方小山宿へ泊りのところ、翌十七日未時にまたまた官軍押し来たりこれより江戸方、小山宿下手棒鼻に陣取り、同日四つ時より戦争相始め、またまた江戸勝利、官軍

川の丸旗押し立てて花(華)々しき戦の由、二十一日壬生石橋の内安塚の原と申すところにて大合戦、官軍方増し、因州何連(いずれ)も大敗北、二十二日壬生落城、鉄砲、玉葉その列(外力)とも打ち捨て置き
 古河あたりまで逃げ去り候由、二十三日関宿合戦相始まり勝利しか
 と相分かり申さず、多分江戸脱走方勝利の由、江戸勢人数方方(方々)にこれあるや、一円相迫りおり、勢い破竹のごとくと申すことにごさ候。以上
 四月十六、七日両日分捕りの品
 一 錦御旗 島津御預かり一流
 一 井伊定役職 二本
 一 大砲 九挺(丁)
 一 小砲 五丁
 一 小銃 七十五丁
 一 大将分陣太刀 七振
 一 槍 二十五本
 一 馬 四疋
 一 白米 二百俵余
 一 一步(分)銀 四千五百兩余
 一 生け捕りの者 数知れず
 一 死人、けが人 七千人
 一 頭首 五つ
 (締め)
 徳川方味方の者

四月十六、十七日分捕りし品

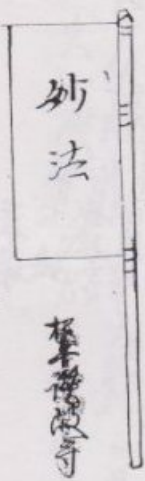
佛 沙旗
 井伊定役職
 大 砲
 小 砲
 小 銃
 大将分陣太刀
 槍
 馬

錦御旗
 井伊定役職
 大 砲
 小 砲
 小 銃
 大将分陣太刀
 槍
 馬

白米
 一步(分)銀
 生け捕りの者
 死人、けが人
 頭首
 徳川方味方の者

或は俵余
 四千五百兩余
 数知れず
 七千人
 五つ

日の丸旗押し立てて花(華)々しき戦の由、二十一日壬生石橋の内安塚の原と申すところにて大合戦、官軍方増し、因州何連(いずれ)も大敗北、二十二日壬生落城、鉄砲、玉葉その列(外力)とも打ち捨て置き
 古河あたりまで逃げ去り候由、二十三日関宿合戦相始まり勝利しか
 と相分かり申さず、多分江戸脱走方勝利の由、江戸勢人数方方(方々)にこれあるや、一円相迫りおり、勢い破竹のごとくと申すことにごさ候。以上
 四月十六、七日両日分捕りの品
 一 錦御旗 島津御預かり一流
 一 井伊定役職 二本
 一 大砲 九挺(丁)
 一 小砲 五丁
 一 小銃 七十五丁
 一 大将分陣太刀 七振
 一 槍 二十五本
 一 馬 四疋
 一 白米 二百俵余
 一 一步(分)銀 四千五百兩余
 一 生け捕りの者 数知れず
 一 死人、けが人 七千人
 一 頭首 五つ
 (締め)
 徳川方味方の者



東照宮
徳川と認（したため）候旗の外右のとおり銘々家々の
旗印前のとおり
右のとおり水戸より奥州まで海岸固めの外
五十八か所御固めに相成り総人数十八万九千人ほど

一死人 五十六人
一深手人 百四十人
一浅手人 二百人余

(旗印=水) 中山備中守 (信徴=松岡2万石)
(旗印=妙法) 松平讃岐守
(旗印=) 土屋采女正 (寅直=土浦9万石)
(旗印=白) 上杉駿河守 (勝道=米沢新田1万石)
本庄宮内少輔 (直美=高富1万石)

東照宮
徳川と認（したため）候旗の外右のとおり銘々家々の
旗印前のとおり
右のとおり水戸より奥州まで海岸固めの外
五十八か所御固めに相成り総人数十八万九千人ほど

宇津宮焼打
 一 番首候者
 一 番無疵
 入江十郎左衛門
 木村源蔵

右通清
 左通清

關東軍

津野老岐守
 宮山近江守
 水府御

古河より古河まで二か所関門会津勢都合

人数二万七千人余

徳川

丹羽長門守
 津輕越中守
 南部若狭守
 佐竹右京大夫
 仙台ならび御付き
 徳川会津勢



宇都宮焼き打ちの儀は未だ相知れ申さず候こと
 一 一番鎗(槍) 会津藩深手 木村源蔵
 一 一番首候者 一落無疵 入江十郎左衛門
 右のとおり清野老岐守、宮山近江守より水府御
 達しに相成り候
 (旗印 關東軍)
 土井大炊頭 (利与 古河 8 万石)
 土井權太郎
 土井熊次郎
 御旗本衆もこれあるよし

中田宿より古河まで二か所関門会津勢都合
 人数二万七千人余

(旗印 東照宮徳川)
 丹羽長門守
 津輕越中守 (承昭 弘前 10 万石)
 南部若狭守
 佐竹右京大夫 (義堯 久保田 20 万石)
 仙台ならび御付き
 徳川会津勢
 田村盤次郎 (邦栄 一の関 1 万石)
 宮城左京大夫
 伊達遠江守
 南部丹波守
 相馬大膳亮 (誠胤 中村 6 万石)
 面々家旗印右のとおり。

及思書付を乳と

元林昌之助領分上総国佐倉郡市原三郡二十六か村
役人一同申上げ奉り候。今般、御総督様より右村々

御預けに相成り候段、当所より御出役遊ばしなされ、去る閏四
月中

村々一同御呼び出しの上仰せ渡され承伏奉り候、なお引き続き
御旅宿あらせられ御取り締まり成し下され、村々一同安穩、

御仁恵の程ありがたき仕合（幸せ）に存じ奉り候、なおまた御
出役中

飯料その外まで厚く御払い下され、これまたありがたき幸せに
存じ奉り候。

しかるところ、紛（まぎ）れ込み候の間、村々割合出金致し候
よう、当五月に

至り、最寄り村々へ始めて請西村役人どもより申し聞かされ、
なお追々

外村へも申し聞け候ところ、この度書類御下げにつき、御呼び
出しに相成り

村々出会、役人ども右相談におよび、入用向きそれぞれ承知候
ところ存外の雑費、割付方当惑仕り候、もちろん御出役中勝手

働きの者ならびに人足賃銭少々賄（まかない）不足等も
村々にてたし合い致さず候ては相成らざる義など存じおり候と

も、余り
多分のことゆえ残らず割合申す義にも取り計らいかね候間、そ
れぞれ

元林昌之助領分上総国佐倉郡市原三郡二十六か村
役人一同申上げ奉り候。今般、御総督様より右村々

御預けに相成り候段、当所より御出役遊ばしなされ、去る閏四
月中

村々一同御呼び出しの上仰せ渡され承伏奉り候、なお引き続き
御旅宿あらせられ御取り締まり成し下され、村々一同安穩、

御仁恵の程ありがたき仕合（幸せ）に存じ奉り候、なおまた御
出役中

飯料その外まで厚く御払い下され、これまたありがたき幸せに
存じ奉り候。

しかるところ、紛（まぎ）れ込み候の間、村々割合出金致し候
よう、当五月に

慶応4年（1868） 高石家文書 350
飯野藩地方役所についての願い書

恐れながら書付をもって願い上げ奉り候

元林昌之助領分上総国周准（すえ）、望陀、市原三郡二十六か村
役人一同申上げ奉り候。今般、御総督様より右村々

御預けに相成り候段、当所より御出役遊ばしなされ、去る閏四
月中

村々一同御呼び出しの上仰せ渡され承伏奉り候、なお引き続き
御旅宿あらせられ御取り締まり成し下され、村々一同安穩、

御仁恵の程ありがたき仕合（幸せ）に存じ奉り候、なおまた御
出役中

飯料その外まで厚く御払い下され、これまたありがたき幸せに
存じ奉り候。

しかるところ、紛（まぎ）れ込み候の間、村々割合出金致し候
よう、当五月に

至り、最寄り村々へ始めて請西村役人どもより申し聞かされ、
なお追々

外村へも申し聞け候ところ、この度書類御下げにつき、御呼び
出しに相成り

村々出会、役人ども右相談におよび、入用向きそれぞれ承知候
ところ存外の雑費、割付方当惑仕り候、もちろん御出役中勝手

働きの者ならびに人足賃銭少々賄（まかない）不足等も
村々にてたし合い致さず候ては相成らざる義など存じおり候と

も、余り
多分のことゆえ残らず割合申す義にも取り計らいかね候間、そ
れぞれ

あ・と・が・き

私たち「市原の古文書研究会」は秋葉平先生を講師とする市原市立八幡公民館のサークル活動「古文書学習会」の有志をもって平成13年に誕生しました。その趣旨は「勉強会」を一步進め、地区に埋もれた郷土史料の掘り起こしとその解説結果を公刊することにあります。難解な古文書を歴史好きのだれにも親しんでいただけるよう解説や考察を工夫し、巻頭には美しいカラーページも加えることとしました。

*

平成15年第1集『今関勘四郎「井上鶴舞藩假本宮御用留」』を創刊、以来今回で第4集をかぞえました。当初は資料原本をお借りすることも大変でしたが、現在では趣旨に賛同、積極的に協力していただけるお宅が大多数です。しかし好評の反面、解説、掲載までに何号かの待機期間がかかるといったご迷惑もお掛けして心苦しい思いです。

私たちの活動拠点「八幡公民館」の地元・八幡地区から、これまでには飯香岡八幡宮をはじめ、寺社、旧名家、旧家、旧町有文書などの古文書を多数お預かりしました。八幡は明治の大火やその後の急激な開発、発展で、資料のほぼすべてを散逸したとされてきました。集まった新資料にはこれまで知られていない貴重な郷土史料も多数含まれています。順次ご紹介し、ご期待ください。

*

ただの古びた紙切れ、しかしこの1枚に先人たちの辿った苦しみと喜びの歴史が記されていました。1枚1枚の古文書の意味を検証しながら、貴重な郷土史料として正しく後世に伝えてゆきたいと思えます。ご支援をお願いします。(山岸弘明)

市原の古文書研究会メンバー紹介

秋葉 平 市原市古都辺165

*

上田洋子 市原市青葉台2-1-6

佐野 彪 市原市勝間380

高澤恒子 市原市五井2-1-73-1

代表(編集発行人)

山岸弘明 市原市八幡北町2-12-12-501

本書制作にあたり左記の方々のご協力をいただきました。
謹んでお礼を申し上げます。

*

飯香岡八幡宮

満徳寺

深山甚蔵様

高石正彦様

市原市立八幡公民館

市原市文化財研究会

古文書研究会

小出惣治様

皆川 清様

板倉 満様

北嶋勝代様

今井勝昭様

入間印刷所

市原の古文書研究*第4集

飯香岡八幡宮文書

八幡・満徳寺文書

勝間・深山家文書

畑木・高石家文書

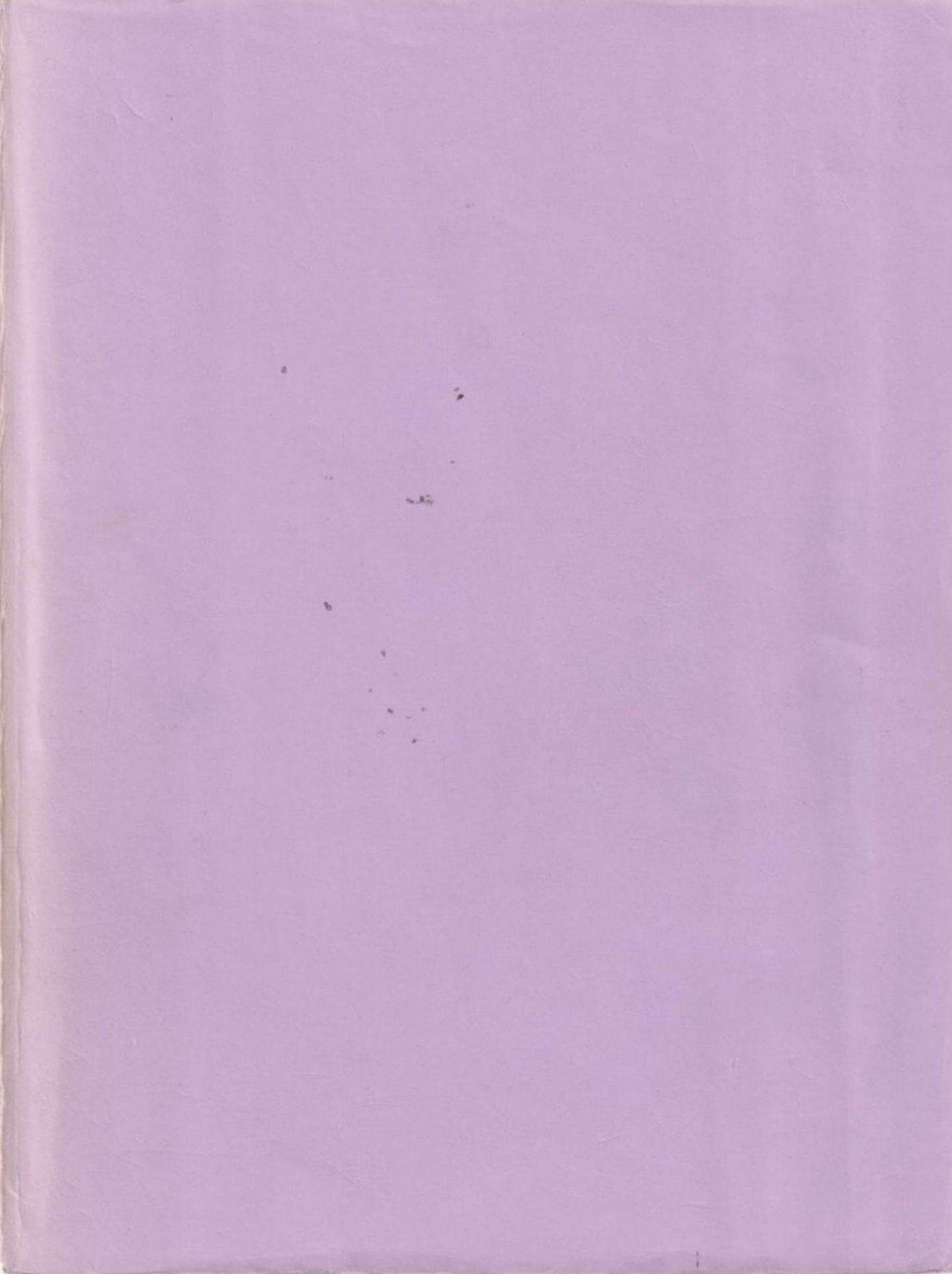
発行 平成20年6月1日

発行部数 80部

非売品 / 謹呈、限定配付

著作者、編集人など

上記しました





表紙カバー 1 = 飯香岡八幡宮大絵馬「八幡村五大力船勢揃い図」(寛政6年)

” 2 = 飯香岡八幡宮文書181「八幡村分見古図の写し」(江戸後期=部分)

市原市立図書館

